

山梨学院大学

国際共同研究センター

研究年報

第2号

2026年3月31日発行



YAMANASHI GAKUIN UNIVERSITY

International Joint Research Center (IRC)

山梨学院大学国際共同研究センターの研究年報 第2号

目 録

山梨学院大学国際共同研究センター 2024 - 2025 年度における

主要な学術活動の記録……………熊 達雲 1

論説

国際政治について

グローバル・ガバナンス・イニシアチブが示す

新時代の中国の国際秩序観……………于 鉄軍 19

トランプ2期目政権の対中政策……………杜 進 27

国際関係について

日本の政治・外交と日米中パワーゲーム……………趙 全勝 51

大国間の駆け引き、「半冷戦構造」と北東アジアの

多国間安全保障協力……………韓 猷棟、賈 希銘 77

文化・教育について

日本における文化芸術分野の法の発展……………實川 和子 95

社会人初級中国語学習者と留学生による交流活動の

実践研究……………張 立波、方 浩 117

アルバイトが留学生の学業に与える影響

……………潘秋静、陸宇婕、三好登、史媛媛 131

地域研究について

葡萄栽培 25 年をふり返る ……………上條 醇 163

「地域交通共創モデル実証プロジェクト」に基づく

新モビリティ導入の現場記録：2025 年度山梨県の事例に関する

フィールド調査より……………東 秀忠、澤村 治基 177

翻訳・転載について

『2025 年中国人の国際安全観』（日本語版）、清華大学国際戦略

研究センター…………… 205

研究員の活動記録…………… 231

英文タイトルと概要…………… 239

国際共同研究センターメンバー…………… 249

国際共同研究センター規程…………… 251

投稿規程…………… 254

編集委員名簿…………… 257

山梨学院大学国際共同研究センター 2025 年度における主要な学術活動の記録

熊 達雲

2025 年度において、国際共同研究センターの研究員一同は過去 2 年と同じように、各自の教育業務に取り組むとともに、学術交流等の活動にも大きな力を注ぎ、多くの成果を収め、学内や社会にそれなりの影響を与えました。以下は、研究員の皆さんが執筆した報告書を踏まえてその概要をまとめておく。

第 1 回目は「東アジア学術フォーラム」への参加である。

2025 年 8 月 12 日、早稲田大学東亜国際関係研究所、愛知大学国際中国学研究センター、山梨学院大学国際共同研究センター、中国の北京大学日本研究センター、復旦大学日本研究センター、南開大学日本研究院、韓国の成均館大学中国研究所の 7 大学で構成される「東アジア学術フォーラム」の企画により、早稲田大学東亜国際関係研究所主催の国際学術シンポジウム「戦後 80 年の東アジア国際関係」がオンラインにて開催され、各加盟大学から報告者 1 名とコメンテーター 1 名が参加し、報告およびコメントが行われました。

各大学の報告者、報告テーマとコメンテーターは下記の通りとなります。北京大学では報告者は助教授の呉博皓氏で、報告のテーマは「大戦後から冷戦後にかけて：回顧的視野から東アジアの地縁政治の構図を理解する」でした。コメンテーターは北京大学政府管理学院の白智立教授でした。南開大学では日本研究院教授の喬林生氏により「戦略的選択とモデルチェンジ期における中日関係の再思考」をテーマに報告し、同研

究院副院長、教授の張玉来はコメントを行いました。復旦大学では日本研究センター准教授の王広涛より報告を行い、テーマは「戦後80年と日本における戦争にかかわる物語」でした。コメンテーターは同研究センターのセンター長賀平教授が担当しました。早稲田大学では博士後期課程在籍の王培璐氏により「中日国交正常化前における中国駐在日本記者に関する研究～『朝日新聞』秋岡家栄記者を事例として～」をテーマに報告を行い、同大学東亜国際関係研究所研究員、兵庫県立大学鄭成教授がコメンテーターを務めました。韓国・成均館大学では中国研究所副所長、張暮輝教授が「中韓両国のデカップリングと経済産業の競争について」をテーマに報告を行い、同研究所の李鐘赫教授によりコメントを行いました。愛知大学では同大学国際中国学研究センターのセンター長李春利教授により「トランプ氏論理の二重性と東アジア国際関係の行方」をテーマに報告を行い、同センターの李曉東教授がコメントを行いました。

本センターでは副センター長の劉星教授により、「インド太平洋戦略、日米同盟および日本防衛政策の発展」をテーマに報告を行いました。劉教授は、インド太平洋戦略の内容と狙い、日米同盟の現状を解説し、日本防衛政策の発展方向について分析しました。その中で、日本が中国とアメリカの狭間に置かれるジレンマを指摘しました。さらに、日本が打ち出したインド太平洋戦略はアメリカによって強化されたものの、トランプ政権下では棚上げされ、漂流状態にあると述べました。これに対し、コメンテーターは高蘭教授が担当し、報告が幅広く分析を行い、多くの知見を提供したことを評価するとともに、インド太平洋戦略におけるインドの役割や、トランプ政権の対日政策が日米同盟に与える影響などについて質問を提起しました。

第2回目は『戦後80年に対する振り返りと未来社会の変化への展望』の開催である。

2025年9月27日、国際共同研究センター、法学部、経営学部、大学院社会科学部が共同で『戦後80年に対する振り返りと未来社会の変化への展望』と題する国際シンポジウムを開催しました。シンポジウムにおいて、北京大学国際戦略研究院院長の于鉄軍教授を招いて基調講演を行うほか、二つのセッションを設けて、6人の報告者により報告が行われました。

于鉄軍による基調講演のテーマは「グローバル・ガバナンス・イニシアチブと新時代の中国の国際秩序観」でした。

彼は、習近平中国国家主席が2025年9月1日に、天津で開催された「上海協力機構プラス」会議において提唱した「グローバル・ガバナンス・イニシアチブ」を中心に、主権平等の順守、国際法の順守、多国間主義の実践、人間を重視する理念の提唱、行動重視という5つの方向性を踏まえる新時代の中国の国際秩序観について解説を行いました。

基調講演によると、中国がグローバル・ガバナンス・イニシアチブを提唱する背景は、世界が変動と混乱が入り混じり、国際環境が不安定で、グローバル・ガバナンスの状況が悪化し続け、様々な課題に直面し、既存のグローバル・ガバナンス・システムが機能不全になったことにあるという。

その表れとしては国連が様々な地域紛争事件においてほとんど何もできない態様を呈していること、既存の国際レジームの代表性は著しく不足していること、戦後の国際システムと国際秩序の重要な柱の一つである米国が国際公共財の供給を絶えず減少させ、EUも国際公共財を提供する能力と意欲が大きく低下していることだと指摘されました。

これと対照的に、中国は過去数十年間、経済発展、政治・社会の安定、環境保護、貧困削減において国内ガバナンスの成果を多く収め、国際社会に対し一貫して開放・包摂と公平・正義の原則を堅持し、世界の平和、発展、安定の推進に努めてきたため、多くの国々、特に広範な発展途上国は中国に大きな期待を寄せ、中国がグローバル・ガバナンスにおいて

より多くの責任を担い、より大きな役割を發揮し、世界を安定、発展、繁栄へと導くことを望んでいるとし、中国がこの時期にグローバル・ガバナンス・イニシアチブを打ち出したのは、まさにこうした国際社会の普遍的な期待に対する積極的な対応であろうと唱えました。

基調講演はまた、中国外交部が同日に発表した『グローバル・ガバナンス・イニシアチブ概念文書』に掲載されている内容について詳しく説明を行いました。

まず、中国がグローバル・ガバナンス・イニシアチブを提起する出発点は建設的であり、既存の国際秩序について中国が取る立場は「一から作り直す」ことではなく、改革と改善を通じてそのメカニズムをより公平かつ合理的にし、より良く機能させることである。

次に、中国のグローバル・ガバナンス構想における最優先の中核的理念は主権平等を堅持することである。主権国家によって構成されている既存の国際システムを維持するには主権平等な国家は最も重要な主体であり、基礎でもあり、最も重要な安定装置かつ推進装置だと認識しなければなりません。

さらに、グローバル・ガバナンス構想の内容については、開放的・包摂的かつ包括的な姿勢を取っている。中国は1990年代半ばに1990年代初頭に国外で登場したグローバル・ガバナンスの概念を導入した後、その内容に新たな発展をもたらした。自国の歴史と実践経験を踏まえ、国家の役割をグローバル・ガバナンスの中核に位置づけ、国家間の多国間協力、共同安全保障、協力安全保障、総合的安全保障、持続可能な安全保障を強調し、国連を中核とする国際システムと国際法に基づく国際秩序の維持を重視している。

そして、中国の伝統的な優れた文化が中国のグローバル・ガバナンス理念に与えた影響が随所に見られる。「安危を共にし」「同舟共済」、「自分の営為を正しくし、家庭もととのえ、国家を治め、天下を平らかにする」といったものがそれであろう。中国のグローバル・ガバナンス理念

は、深い伝統文化の基盤を持ちつつ、世界の先進的なガバナンス経験を吸収し、開放と包摂、相互学習、融合と革新を通じて、大国の責任を果たしつつ自国の特色に合致するグローバル・ガバナンス・イニシアチブを形成させていくのである。

グローバル・ガバナンス・イニシアチブは、すでに提出されたグローバル発展イニシアチブ（2021年）、グローバル安全保障イニシアチブ（2022年）、グローバル文明イニシアチブ（2023年）とははそれぞれ重点が異なるが、相互に補完し合い、相乗効果を発揮するもので、四者は目標と役割分担が明確で、相互に支え合う全体的枠組みを形成し、「いかにしてより良い世界を構築するか」という時代の問いに体系的に答え、新時代における中国の国際秩序観を語っているものであるとした。

シンポジウムの第1セッションは「戦後80年における日米中3か国関係の歩みと課題」とし、上海外国語大学日本文化経済学院教授、日本文化研究センター、中日韓協力研究センター主任の廉徳魂、本学国際共同研究センター副主任、法学部教授の劉星、本学国際共同研究センター研究員、法学部教授の高蘭により報告を行いました。

廉徳魂教授は「日中関係80年の捉え方と展望」と題した報告で、戦後の日中関係を米国の対中政策との連動性を軸に五つの段階に区分し、体系的に整理した。1952年から1972年は「政経分離」の時期として、冷戦下における日本の対中接触と経済交流の萌芽を位置づけた。1972年から1989年は「和平友好」の時期で、日中共同声明の調印により国交が正常化し、政治・経済両面で協力が進展した。1989年から2001年は「協力パートナー」の時期で、天皇訪中や江沢民国家主席訪日など外交的接触があった一方、中国脅威論や防衛計画大綱など安全保障上の課題が顕在化し、関係は流動化した。2001年から2018年は「戦略的互惠」の時期として、対テロ協力や東アジア共同体構想が模索されたが、政冷経熱の不安定さが続いた。2018年以降は米中対立の激化、香港・新疆問題、国内世論の悪化などを背景に「新時代」を迎えていると指摘した。

今後の展望として廉教授は、①指導者による戦略的リーダーシップの發揮、②四つの政治文献精神の堅持、③互いに脅威とならない姿勢、④人的・文化交流の拡大を重視し、両国が「引越しのできない隣国」として百年に一度の大変局に対応し、新たな協力枠組みを構築すべきと結論づけた。

劉星氏教授は、「トランプ政権の不確実性に伴う東アジア地域情勢の変動」と題する報告で、戦後東アジア国際秩序の形成と米国の役割を俯瞰し、現在の地域情勢の不確実性を多角的に分析しました。彼は、冷戦期において米国は「ハブ・アンド・スポーク」型同盟体系と前方展開体制を構築し、圧倒的軍事優位と同盟国との互惠関係によって秩序を維持したが、同盟国間の負担不均衡や新興国の台頭により秩序維持コストが増大していると指摘し、特に中国の台頭と経済相互依存関係の複雑化が、米国主導の戦略的優位性を相対化させていると述べました。そして、トランプ政権下では孤立主義や強権的姿勢が顕著となり、同盟国への圧力、伝統的安全保障問題の軽視、米中関係の不透明化が不確実性を増幅させたと分析。インド太平洋戦略の成否は米国の関与姿勢、日本やインドの対応、関係国の支持に左右されるとし、日本は米国の安全保障負担縮小を契機に新たな戦略を模索しており、同盟強化、軍備増強、多角的安全保障協力枠組みが求められると展望した。韓国、台湾、北朝鮮、中国についても、それぞれの国内要因と対外関係が地域秩序に影響を与えると論じた。結論として劉教授は、「脆弱な平和」を維持するためには危機管理と安全保障対話の制度化が不可欠であり、米中双方が責任ある大国として行動し、東アジア諸国が対立と協調のバランスを取りながら平和構築に取り組む必要があると強調した。

高蘭教授は、「戦後日米中関係における日本の『先行』外交政策の分析」と題する報告において、オフショア・balancing戦略の視点から戦後日本外交を再検討し、日本が果たしてきた「先行」的役割とその条件を分析した。オフショア・balancingとは、米国が直接的な覇権行使で

はなく同盟国に負担を移転しつつ地域秩序を維持する戦略であり、日本はその拠点として四度にわたり重要な役割を果たしてきたと指摘。具体的には、1972年の日中国交正常化、1978年の日中平和友好条約、1991年の海部俊樹首相訪中、2017年に日米共同で推進された「自由で開かれたインド太平洋」構想を挙げ、日本が戦略的関与や抑止において先導的役割を担った事例と位置づけた。また、冷戦期の米主日従構造から双務的かつ対等性を重視する同盟への進化が、日本の自主外交やアイデア創出力を促したと分析し、近年のアーミテージ・ナイ報告書が日本を「アイデア考案者」として強調している点にも言及。結論として彼女は、今後のトランプ2.0体制やポスト石破政権の下で日本は再び「先行」的役割を果たす可能性が依然としてあり、国益に基づく現実的外交、日米同盟の深化、中国との戦略的互惠関係の持続的且つ包括的推進、FOIP展開などを通じて、日米中三国関係の安定化に向けた積極的かつ建設的な役割が求められると結んだ。

第2セッションは「持続可能な繁栄の実現に向けて」をテーマにし、西安交通大学人文科学学院院長である李黎明教授、山梨学院大学名誉教授、国際共同研究センター今井久研究員、山梨学院大学国際共同研究センター研究員、経営学部劉曙麗教授が報告を行いました。

李黎明教授は「少子高齢化社会への対応と日中両国の協力可能性」をテーマとする報告で、中国における少子高齢化の現状を分析し、法制度の整備が不十分であること、家族構成の変化によって家族介護が崩壊し、高齢世代の貧困化が深刻化していることなどを指摘した。彼は、中国では社会の高齢化が近代化よりも先行し、少子化と高齢化が同時に進行している上に、地域発展の不均衡や都市部と農村部との格差、経済発展に伴う影響などが大きく、社会保障給付費の増加といった課題を抱えていると指摘した。そして、彼は、日中双方が同時に直面している少子高齢化の課題に対しては、社会的意識の向上、地域ケアシステムの構築、法整備や支援制度、人材派遣・育成を含む管理経験の共有、産業界での協

力など、幅広い分野において協力を進めることが重要であると訴えました。

今井久研究員は「ソーシャルデザインによる国際社会の発展—一日中におけるソーシャルデザインの比較—」というテーマの報告で、ソーシャルデザインをめぐって、日本と中国の事例を比較し、その相違点を整理した。日本の場合、山梨における古民家再生の事例を取り上げ、人口減少や地域活性化、都市と農村の交流といった地方の課題を解決するには、住民・NPO・自治体の協働によるボトムアップ型の取り組みが有効であるのに対し、中国については上海の事例を挙げ、自動車依存の軽減、環境負荷削減、都市の不良資産の再活用といった課題は、国家や大企業主導のプロジェクトを通じて、いわゆるトップダウン型で解決されていると指摘した。

劉曙麗教授は、「グローバル経済における日中イノベーションの競争と協力」というテーマの報告において、まず、日中のイノベーションにおける投入と産出、産業貿易構造の違いを比較し、競争の現状を明らかにした。その中で、中国の存在感が増す一方、日本のイノベーションは輸出産業の位置付けに影響を及ぼしていること、特にハイテク産業やミディウムハイテクノロジー産業における競争が比較的激しいことを指摘した。さらに、劉教授は日中連携の事例を多数挙げ、協力可能な戦略分野として、環境・エネルギー分野におけるAI活用、医療バイオテクノロジー、自動運転やスマートシティ開発、AI倫理・規制に関する国際的ルール策定などを示した。特に、自動運転・スマートシティ開発の分野については、技術革新の加速という観点から、交通最適化技術の共同研究、公共インフラ管理の効率化、5G・IoTを活用した都市設計などの取り組みを通じて、両国の相互利益につながることが期待されると強調した。（執筆者：劉星 粘逸彦 阮玉玲）

第3回目は7月30日午後、国際共同研究センターで学習講座が開催

されました。

学習講座ではまず講師を担当した本センターの客員研究員／拓殖大学名誉教授の杜進先生から「日本経済安全保障戦略の生成とそのインプリケーション」と題する講義を行い、「一、問題提起：日本経済安全保障戦略の特徴 二、日本経済安全保障戦略の生成三、組織・法制・アクションプラン四、インプリケーション」をめぐり自分の調査・研究した内容を解説しました。

杜進先生はまず、日本学界で経済安全保障に関する研究概要を紹介し、朝日新聞元論説委員、アメリカ総局の元局長船橋洋一など各分野における第一人者・気鋭な研究者 11 人が共同執筆で刊行された『経済保障とは何か』、元経済保障担当大臣高市早苗が書き下ろした『日本の経済安全保障』、玉井克哉、藤井兼克による共同執筆の『経済安全保障の深層』、鈴木一人が著した『資源と経済の世界地図』といった、よく読まれている著書を取り上げ、経済安全保障が近年来、日本では研究の「顕学」となっている現状について説明を行い、与党の自民党、内閣及び学者がそれぞれ下した「経済安全保障とは何か」という定義を解説しました。

それを踏まえて、杜進先生は「経済安全保障戦略の基本構図」「経済安全保障戦略の日本的特徴」に分析を加えました。「経済安全保障戦略の基本構図」について、杜進先生は「安全性」、「戦略的自律性」、「戦略的優位性（不可欠性）」という 3 つの柱（中心概念）及び産業防衛策（protection）、産業支援策（promotion）、官民対話・国際的枠組みの構築連携（partnership）という 3 つの取り込みを指摘したうえで、「経済安全保障戦略の日本的特徴」については計画性・組織性・法制面の整備・官民協調の面で世界の最先端を行っていること、主なターゲットを中国に充てているのではないかと分析をしました。

次に、杜進先生は日本経済安全保障戦略の生成経緯に焦点を絞り、日米同盟の進化、米国対アジア外交戦略の再建、6 回にわたるアーミテージ・ナイ報告書、「富士山会合」を代表とする「日米知的交流・共同研

究プログラム」による影響、及び安倍晋三をはじめとする政治家や谷内正太郎兼原信克谷口智彦といった安倍の腹心とみられる高級官僚たちが果たした推進的な役割について解説を行いました。

また、経済安全保障戦略に基づいて定められた経済安全保障推進法の中身と課題について解説を行い、経済安全保障推進法にはサプライチェーン（供給網）の強化、基幹インフラの安全性確保、官民重要技術の支援、特許出願の非公開化という4つの柱から構成されていると指摘した上に、経済安保の定義の不明確化、軍用技術の研究が加速するなどの問題点が存在していると日本社会からの指摘を紹介しました。

最後に、杜進先生は日本安全保障戦略や経済安全保障推進法を実行していく過程に、経済発展が追求する合理性と効率性と安全保障が追求する軍事の優位性との矛盾相克、経済安全保障推進法の実行に伴われる中国や周辺諸国との経済環境が劣化する恐れなどの問題をどのように解決していくかは問われると指摘してみました。

杜進先生の説明を受けて、日本経済安全保障推進法の実施により逆に日本経済の発展へマイナスの影響があるか、日本の第一貿易対象国である中国との経済関係にどのようなインパクトを与え、トランプ2.0政権が繰り返している関税戦争による日米貿易ないし日米同盟への影響はどうかをめぐり様々な疑問について学習講座の参加者はデスカッションを行いました。

第4回目は韓国仁川大学中国学術院で開催された国際シンポジウムへの参加である。

2025年10月26日～27日に、国立仁川大学中国学術院が主催する「トランプ2.0時代の東アジア協力と平和」国際シンポジウムに、国際共同研究センターの熊達雲センター長他3人の本学教員は参加し、研究報告を行い、中韓両国の研究者と学術交流を行っていた。

当国際シンポジウムは、本学、中国政法大学と国立仁川大学校の三大

学により輪番制開催するもので、今回は昨年年末に中国政法大学で開催されたものを受け継ぐ第2回目の開催である。国立仁川大学校は韓国の名門大学の一つであり、主催機関である中国学術院は韓国のみならず、世界の中国問題研究において重要な学術地位を占め、日中韓間の学術・文化交流を積極的に推進している研究機関である。シンポジウムは、第二次トランプ政権のアジア太平洋地域、特に東アジア地域情勢への影響、および不確実性の増大に伴い日中韓三国がさらなる協力体制構築の可能性をテーマにした。

シンポジウムは、「トランプ 2.0 時代の国際秩序変動と米中関係」、「トランプ 2.0 時代の東アジア地域安全保障」、「トランプ 2.0 時代の東アジア三国における競争と協力」という三つのセッションに分けて開催された。

本センター 4 名の研究員がそれぞれに第 2・第 3 セッションで報告を行った。

第 2 セッションにおいて、本国際共同研究センターセンター長・法学部特任教授熊達雲が、『「一带一路」と日韓の第三国市場——協力の現状と展望』と題する報告を行い、一带一路イニシアティブの形成動機、形成過程、発展の現状と方向性、および日韓両国と一带一路イニシアティブとの間の協力現状及び今後の課題を詳細に分析した。

副センター長・法学部教授劉星は『不確実な時代における日中韓安全保障協力に関して』と題する報告を行い、トランプ外交の特徴とそれによる日韓両国の安全保障戦略への影響、日韓両国の安全保障戦略における中国要素を振り返り、東アジア地域の平和維持と創出の重要性を分析した。

第 3 セッションでは、本センター研究員・経営学部東秀忠教授が、『日中韓自動車産業におけるイノベーションパターンの比較分析：電動化とソフトウェア化の観点から』と題する報告を行い、電動化とソフトウェア化という二つの軸から日本・中国・韓国の自動車産業におけるイノベー

ションパターンを比較分析し、各国の成長速度の差異とその背景にある構造的要因を解説した。

そして、本センター研究員・経営学部講師潘秋静が、『トランプ 2.0 政権下における外国人留学生受け入れ政策の転換と中日両国の対応』と題する報告を行い、米国の外国人留学生受け入れ政策がオープン的な姿勢から安全保障重視へ転換し、教育の国際化を「政治化時代」に変えた結果、東アジア（中国・香港・日本・韓国）が主要な代替留学先となると主張した。

シンポジウムでは、日中韓から約 20 名の学者・研究者が集まり、本センター研究員の報告以外に、中国、韓国の学者による報告では中韓関係、韓国政治・外交、中朝（北朝鮮）関係、米国政治、中台関係、中日関係などが取り上げられ、日中韓を中心とした東アジア情勢について活発な意見交換が行われ、学術交流と相互理解をより深めた。

本国際共同研究センターからの学者は、安全保障、経済貿易戦略、経営学、教育文化交流などの分野で報告を行い、本学の研究分野の広さと研究の質の深さをよく示し、シンポジウム参加者から高い評価と共感を獲得した。来年度、本学は第 3 回目の日中韓三ヵ国国際シンポジウムを主催する予定であるため、国際共同研究センターは、学内からの支援をいただきながら、シンポジウムの成功に向けて努めていきたい。（執筆：劉星）

第 5 回目は 11 月 26 ～ 30 日、本学国際共同研究センターの学術顧問・アメリカン大学の趙全勝教授を招き、本学の学生に対して講義を行い、国際共同研究センターの研究員と学術懇談会を開催しました。

27 日に法学部と経営学部 220 人以上の学生に対し、「中国経済改革開放の政治経済学」と題した学術講演を行いました。講演の中で趙教授は、世界には資本主義の市場経済モデルと社会主義の計画経済モデルだけではなく、市場経済と計画経済の要素を包容し、計画経済から市場経済へ

シフトする「移行型経済モデル」という第三のモデルも存在するとし、中国の改革開放はまさにこの第三経済モデルの代表例であると指摘しました。そして、先生は、中国の改革開放は中国独自のものではなく、戦後日本が採用してきた行政指導型市場経済を特徴とする国家発展モデルに遡ることができることを唱え、日本はそのような経済モデルを採用したため、いち早く先進国となり、その後「アジアの四小虎（韓国、シンガポール、香港、中国の台湾）」も日本の経験に学び、先進国・地域へと発展したという歴史的経緯を説明した上に、中国も基本的に日本のモデルを継承し、東アジア地域で特有の雁行発展モデル（雁行形態論）を形成し、しかも、現在、中国は日本の代わりに、アジア経済をけん引し移行型経済モデルを維持しつつも、グローバルバリューチェーンにおける優位性の確立と地域の経済統合の推進に努め、改革とイノベーションを引続き推進いくであろうという予測を述べられました。

28日、趙全勝先生はまた、法学部と経営学部の100人を超える留学生に対し、「米中日三国における戦略関係の現状と展望」をテーマに講演を行いました。

先生はまず、日本の高市早苗首相が最近、国会答弁で「台湾有事は日本有事」、日本の存立状態として自衛隊による武力干渉を示唆した発言を切り口にして、東京、北京、ワシントン三者が現在、東アジア安全保障構造における戦略的思考について分析しました。先生は、日本側から見ると、日本国内政治の右傾化、経済発展の停滞、少子高齢化などの内政的要因によって日本の外交の強硬化が後押しされ、高市内閣が打ち出した非核三原則の見直し、憲法改正、台湾統一問題に対する強硬な発言がその現れではないかと述べられました。

続いて彼は日本の戦略は、日米同盟を基軸とし、米国の力で中国を牽制・均衡させながら、経済貿易においてはRCEPなど地域の経済協力に積極的に関与していると分析しました。中国について先生は毛沢東、鄧小平、習近平にわたる三つの時代の戦略的目標を切り口にして、中国

の対日関係の歴史的な位置づけと現実的な挑戦にメスを入れ、台湾問題が中国の戦略において核心的な地位を占めていると強調したうえで、高市首相の対中内政干渉政策に対して、中国は観光客の日本渡航の自粛勧告、琉球の地位問題、魚釣島（尖閣諸島）といった経済、外交、領土問題及び世論などの面で対抗措置を取り、世界から注目を浴びていると指摘しました。

最後に、彼は米中日三角構造の中で、日本は米中両国に引き付けられようとする肝心の位置にあり、三国関係は競争しあう関係が含まれていながら、出方次第で協力の可能性も存在するとし、今後、いかに誤った判断を回避し、相互に信頼しあう関係が再構築されることができるとかどうかが、東アジア地域の安定が保てるかの決定的な要因であろうと結びました。

学生に対し上記の講演を行う以外に、国際共同研究センターの研究員たちと一部の大学院生と学術懇談会を開催しました。懇談会の冒頭、趙先生は高市首相の国会答弁によって引き起こした中日外交の紛糾について、中国の王毅外交部長の発言を引用し、今回の高市早苗氏の発言には「初めて台湾介入に明確に言及した、初めて武力という言葉が使われた、初めて中国を武力で脅かした」と問題の深刻さを指摘し、アメリカの反応としてトランプ大統領が中国の習近平国家主席、日本の高市早苗首相と相前後電話会談を行ったことについて、中米の緊張関係が幾分緩和された現状を変えたくなく、中日両国の争いに巻き込まれたくないではないと動機を分析されました。また、トランプ大統領が打ち出したG2説について、中国側により明確に受け入れられなかったが、多くの人により使い始めたとして、中国に対するアメリカの姿勢に変化の兆しが見え隠れしていると唱えました。

席上、名古屋外国語大学名誉教授、東海地方日中関係学会理事長の川村範行先生から当学会が日本の総理大臣、外務大臣、官房長官および日本駐在中国大使宛に送付した、両国の険しい関係を打開する呼びかけの

内容を詳しく説明しました。

学術懇談会は熱を浴びた議論を展開し、多くの啓発と刺激を受けたと参加者から感想が述べられました。

趙全勝教授は、11月27日（木）午後、青山貴子学長を表敬訪問されました。青山学長は趙教授の本学来訪を心から歓迎すると述べられ、本学の教育改革やキャンパスの国際化推進の現状と展望について紹介し、日中関係の行方について意見交換を行いました。（執筆：劉星
チェック：熊達雲）

第6回目は2026年3月6日に同済大学において同大学政治と国際関係学院と共催した「アメリカのドンロー主義と東アジア諸国の対応」と題する国際シンポジウムである。

シンポジウムの冒頭、山梨学院大学青山貴子学長と同済大学政治と国際関係学院院长、教育部長江学者特聘教授の門洪華教授が開幕の辞を述べ、世界的不確実性が高まる中、両国学者同士の意見交換、学術交流の重要性を強調しました。

シンポジウムは二つのセッションを設け、両大学の研究者が戦略安全保障、経済科学技術など多角的な視点から議論を展開しました。「戦略と安全保障」のセッションでは、山梨学院大学国際共同研究センター長、法学部の熊達雲特任教授がまず「高市早苗政権下における日本の対外政策の動向と対応」と題し、高市政権の基本状況と講じられる政策の特性を解説し、憲法改正、自衛隊の国防軍化、台湾問題への干渉、国防費の増加、積極的財政政策の施行といった国内外の政策施行が日本国内、日中関係ないし東アジアに与える影響について分析を行ったうえに、両国国民の相互理解の深化、学者同士の学術交流の意義と重要性を訴えました。

つぎに、山梨学院大学の国際共同研究センター副センター長、法学部の劉星教授が「トランプ政権と米中競争下の東アジア戦略情勢」と題し、中国の台頭を主な変動要因とする東アジア戦略情勢の特徴、および米国

のリーダーシップと意思を変動要因とするダイナミックな戦略情勢の特徴を紹介し、不確実性が拡大する現状におけるアメリカや中国、日本などの安全保障戦略の変化と対応について考察しました。

そして、同済大学政治と国際関係学院副院長、鐘振明教授は「トランプ第二期政権のアジア太平洋同盟政策調整と米中戦略博奕」と題し、トランプ第二期政権におけるアジア太平洋同盟政策の変化とその調整理由を分析し、これらの変化がアジア太平洋地域の国際関係および米中関係に与える影響を考察しました。

最後に、同済大学政治と国際関係学院の阮功松助理教授は「自由覇権から交易覇権へ：インド太平洋戦略、ドンロー主義と東南アジア」と題し、トランプ1.0と2.0の戦略の違いとその理由を分析し、トランプ2.0への移行後、米国はインド太平洋戦略の優先的地位を放棄していないものの、多国間主義が弱まり、同盟関係が条件付きとなる中で、自由覇権から交易覇権への転換が進んでいる背景における東南アジア諸国の対応について考察しました。

「経済と科学技術」のセッションでは、まず、山梨学院大学大学院社会科学部研究科の科長補佐、経営学部東秀忠教授が「ドンロー主義と電動化・電脳化の今後：産業競争と技術競争のロードマップ」と題し、半導体、AIチップ、衛星通信などの技術群が新たなインフラとしての核心的役割を担い、「動的インフラ」が拡大を続ける中で、日本企業がいかにして米中両国の産業において不可欠な存在となっているのか、その現状と理由を整理し、日本経済と両国との相互依存が深化する構造を分析しました。

続いて山梨学院大学経営学部の阮玉玲特任講師が「米中技術競争における都市イノベーション能力向上の空間的ロードマップ－深圳を事例として」と題し、米中デカップリングによる国際技術交流の減少という背景下で、都市内部の知識の流動と再編を通じて企業の技術的多角化を進め、外部ショックへの耐性を強化するとともに、空間的波及効果を活用

して地政学的不確実性に対する都市の強靱性を高める対策を分析しました。

次に、同済大学政治と国際関係学院の研究者からは、技術競争と地域協力に関する多角的な分析が行われた。まず、同済大学政治と国際関係学院副院長、魯伝穎教授は「ドンロー主義と米中科学技術博奕」と題し、ドンロー主義が米国による科学技術競争の安全保障化・陣営化の動向を反映していると指摘し、中国はイノベーションの自律性と制度的開放をもって対応し、ゼロサムの罠を回避すべきだと提言しました。

さらに、同済大学政治と国際関係学院の李博英教授は「ドンロー主義下の東北アジア諸国の経済貿易協力」と題し、ドンロー主義が東北アジアの経済貿易協力にもたらす三つの構造的衝撃を分析し、日中韓がとるべき対応策として、地域的な包括的経済連携協定を活用したルールの確実性の提供、技術中立的な相互承認と協力の推進、金融・決済システムの不確実性に対する耐性の向上などを提案しました。

最後に、同済大学政治と国際関係学院の丁迪准教授は「アメリカドンロー主義科学技術政策の東アジアへの影響分析」と題し、ドンロー主義下における科学技術政策の核心的論理として、汎安全保障化と「半球レベル」での技術分断、サプライチェーンの武器化などを紹介し、これらの変化が東アジア諸国に与える影響を分析しました。

山梨学院大学青山貴子学長と同済大学政治と国際関係学院門洪華院長はそれぞれ閉会の挨拶と総括を行い、本シンポジウムに対し、多様な視角で深みのある、熱い議論を通じて、ドンロー主義とアジア諸国の対応、当面の東アジア国際関係の方向性及び地域協力の意義を理解する上で重要な学術的知見を提供したと高い評価を与えました。（執筆：阮玉玲、校正：熊達雲）

（了）

グローバル・ガバナンス・イニシアチブが示す 新時代の中国の国際秩序観

北京大学国際戦略研究院 于 鉄軍

一

習近平国家主席は 2025 年 9 月 1 日、天津で開催された「上海協力機構プラス」会議においてグローバル・ガバナンス・イニシアチブを提唱し、主権平等の順守、国際法の順守、多国間主義の実践、人間を重視する理念の提唱、行動重視という 5 つの方向性グローバル・ガバナンスの改革と改善を提案した。これは 2021 年のグローバル発展イニシアチブ、2022 年のグローバル安全保障イニシアチブ、2023 年のグローバル文明イニシアチブに続く、新時代中国が提唱する 4 つ目の重要なグローバル・イニシアチブである。新たな国際情勢下における中国のグローバル・ガバナンス問題への体系的な思考を体現し、新時代の中国の国際秩序観を明らかにし、習近平外交思想の最新の構成要素である。

グローバル・ガバナンス・イニシアチブが提唱された背景は、端的に言えば、今日の世界が変動と混乱が入り混じり、国際環境が不安定で、グローバル・ガバナンスの状況が悪化し続け、ガバナンスの赤字が増大していることにある。具体的には以下の通りである：地政学と安全保障の面では、大国間の戦略的駆け引きが激化し続け、ロシア・ウクライナ紛争や中東紛争に代表される地域紛争が相次ぎ、軍事同盟の強化と国家の政治集団化傾向が顕著になり、各国の軍事費が全般的に増加している。第二次世界大戦終結から 80 年を経て、国際紛争と危機がこれほど頻繁に発生したことはなく、世界の平和と安全がこれほど希薄になったこともない。同時に、世界経済は深刻な低迷に陥り、地球規模の気候変動、

大規模な感染症、テロリズムや非国家主体による暴力など、様々な非伝統的安全保障課題も次々と発生している。こうした課題に直面し、既存のグローバル・ガバナンスシステムは明らかに力不足である。

第一に、国連を代表とする多国間メカニズムの権威性が絶えず侵食され、国連の目的と原則が効果的に順守されず、安保理決議が拒否され、国連は様々な地域紛争事件においてほとんど何もできていない。一方的な制裁などの行為は国際法に違反し、国際秩序を破壊し、多国間主義に深刻な打撃を与え、WTOを代表とする国際貿易システムはほぼ機能不全に陥っている。次に、既存の国際レジームの代表性は著しく不足しており、グローバル・サウス諸国の声と利益は長年にわたり無視されてきた。さらに、多くの国際機関や国際レジームは組織が硬直化し、加盟国・地域の意見が一致せず合意形成が困難で、意思決定の効率が低く、グローバル・ガバナンスの有効性は早急に高める必要がある。これらすべてが、既存の国際レジームがグローバル・ガバナンスの責務を果たす上で深刻な欠陥を抱えており、早急な改革と改善が必要であることを示している。

一方、戦後の国際システムと国際秩序の重要な柱の一つである米国は、深刻な国内政治・経済・社会問題に直面しているため、対外的な縮小戦略と単独保護主義政策をますます採用している。最近では、ユネスコ、パリ協定、国連人権理事会などの国際機構から相次いで脱退し、米国内閣開発庁を閉鎖し、国際公共財の供給を絶えず減少させている。EUも同様に問題を抱え、国際公共財を提供する能力と意欲は大きく低下している。これとは対照的に、中国は過去数十年間、経済発展、政治・社会の安定、環境保護、貧困削減において国内ガバナンスの成果を多く収めた。さらに国際社会では一貫して開放・包容と公平・正義の原則を堅持し、世界の平和、発展、安定の推進に努めてきた。こうした状況下で、多くの国々、特に広範な発展途上国は中国に大きな期待を寄せ、中国がグローバル・ガバナンスにおいてより多くの責任を担い、より大きな役割を發揮し、世界を安定、発展、繁栄へと導くことを望んでいる。中国がこの

時期にグローバル・ガバナンス・イニシアチブを打ち出したのは、まさにこうした国際社会の普遍的な期待に対する積極的な対応である。

二

中国外交部が同日に発表した『グローバル・ガバナンス・イニシアチブ概念文書』は、グローバル・ガバナンス・イニシアチブの核心理念を「五つの堅持」として概括している。すなわち、主権平等の順守、国際法の順守、多国間主義の実践、人間を重視する理念の提唱、行動重視という。この「五つの堅持」は、実際には現在のグローバル・ガバナンスの困難に対する中国の診断と対応策であり、まさに時宜を得たものと言えよう。「五つの堅持」を中核理念とするグローバル・ガバナンス・イニシアチブは以下の特徴がある。

第一に、その出発点は建設的である。既存の国際システムと国際秩序に対し、中国が取る立場は「一から作り直す」ことではなく、改革と改善を通じて既存のメカニズムをより公平かつ合理的にし、より良く機能させることである。一部の国が「国際機関からの脱退・条約破棄」、「デカップリング・サプライチェーンの遮断」、あるいは「テーブルをひっくり返す」ような武力行使に直接訴えるのとは異なり、中国は既存の問題を認めた上で、現行のグローバル・ガバナンスメカニズムを改革・改善し、その機能と効果を高めることを主張している。これはより着実で、戦略的先見性と理性的な実務性を備えたアプローチである。中国は国連の原加盟国であり、国連安保理の5か国の常任理事国の一つである。改革開放以来、中国が達成したすさまじい成果も、既存の国際システムに参加することを前提として得られたものであり、中国は国際秩序の受益者だといえよう。中国がグローバル・ガバナンス・イニシアチブを提唱する目的は、既存の秩序を覆すことなく、既存の国際システムと秩序をより公平かつ公正なものに改良・改善し、発展途上国の利益をよりよく反映させることにある。

次に、主権平等を堅持することは、中国のグローバル・ガバナンス構想における最優先の核心理念である。「五つの堅持」の中で、主権平等堅持が最上位に位置づけられ、グローバル・ガバナンスの「第一の前提」と称されていることは、中国のグローバル・ガバナンス問題における立場と特徴をよく表している。中国は、現行の国際システムは依然として主に主権国家によって構成されており、主権平等は国家と国際システムの存立の前提であると同時に、国家がグローバル・ガバナンスの最も重要な主体であり、基礎でもあると主張している。主権平等がなければ、国際秩序は混乱に陥るだろう。歴史的に見れば、主権平等は近代国際関係体制成立の前提であり、平和共存五原則の中核原則であり、また近年ロシア・ウクライナ紛争などの複雑な問題に対処する際に中国が堅持する第一原則でもある。グローバル化の衝撃とここ数十年の実践を経て、中国はグローバル・ガバナンスにおける国家の役割が弱まるどころか強まっていると認識しており、主権平等は依然として現行国際体制の基盤であり、国家は依然として国際秩序を維持し、グローバル・ガバナンスを改善する最も重要な安定装置かつ推進装置である。

第三に、グローバル・ガバナンス構想の内容は、中国の指導者が国政運営や中国と世界の関係処理において抱く「古を今に用いる、洋を中に用いる」という開放的・包容的かつ包括的取り入れる姿勢を十分に表れている。グローバル・ガバナンスは1990年代初頭に国外で登場した概念であり、その主体として強調されるのは主権国家ではなく、主に国際NGOで構成されるグローバル市民社会である。しかし中国は1990年代半ばにこの概念を導入した後、その内包に新たな発展をもたらした。自国の歴史と実践経験を踏まえ、国家の役割をグローバル・ガバナンスの中核に位置づけ、国家間の多国間協力、共同安全保障、協力安全保障、総合的安全保障、持続可能な安全保障を強調し、国連を中核とする国際システムと国際法に基づく国際秩序の維持を重視している。習近平主席が2015年に提唱した「共商・共建・共享」（共に協商、共に構築、共有）

のグローバル・ガバナンス観から、今回のグローバル・ガバナンス・イニシアチブの提案に至るまで、中国のグローバル・ガバナンス理念の内容が日増しに豊かになっていることが見て取れる。「五つの堅持」はそれぞれ、グローバル・ガバナンスの第一前提、根本的保障、基本的経路、価値指向、重要原則という五つの側面を網羅しており、すでにかなり体系化された表現へと発展している。これはグローバル・サウス諸国と中国の実践的要求や価値観の共有にもより合致している。

中国の伝統的な優れた文化が中国のグローバル・ガバナンス理念に与えた影響も随所に見られる。習近平主席はしばしば、世界各国の人々が「安危を共にし」「同舟共済」すべきだと述べ、個人の安全や特定の国の安全は世界の安全と切り離せないことを強調している。これは「和を貴ぶ」「万邦を協和する」「大道の行われる世では天下は公（公共）とされる」という中国伝統文化の理念と完全に合致する。中国伝統文化は「自分の行ないを正しくし、家庭もととのえ、国家を治め、天下を平らかにする」を強調し、この内から外へ、内と外を共に修める論理は、国内ガバナンスからグローバル・ガバナンスへの展開にも表れている。まず自国のことをしっかり行い、国内ガバナンスを絶えず改善した上で、グローバル・ガバナンスの発展を推進し、中国式近代化を推進し中華民族の偉大な復興を実現するための良好な外部環境を創出する。中国国民は自らの安全感、達成感、幸福感を追求すると同時に、世界各国の人々に安全感、達成感、幸福感を提供したいと願っている。また、中国伝統文化は中庸と均衡を重んじ、極端を避ける。ロシア・ウクライナ紛争問題において、中国は一貫して和平交渉を促す立場を堅持し、平和的かつ持続可能な安全保障メカニズムの構築を通じて双方の紛争解決を図っている。中国は大国がグローバル・ガバナンスにおいて担う責任と役割を重視すると同時に、覇権主義や大国による国際問題解決の独占を断固として反対する。

要するに、中国のグローバル・ガバナンス理念は、深い伝統文化の基盤を持ちつつ、世界の先進的なガバナンス経験を吸収し、開放と包容、

相互学習と相互参照、融合と革新を通じて、大国の責任を表れつつ自国の特色に合致するグローバル・ガバナンス・イニシアチブを形成しているのである。

三

グローバル・ガバナンス・イニシアチブは、グローバル発展イニシアチブ、グローバル安全保障イニシアチブ、グローバル文明イニシアチブに続く、習主席が提唱した新たな重大なグローバル・イニシアチブである。四つのイニシアチブはそれぞれ重点が異なり、相互に補完し合い、相乗効果を発揮する。グローバル発展イニシアチブは主に発展赤字（development deficit）を解決し、経済・社会開発分野に焦点を当てる。グローバル安全保障イニシアチブは、紛争の解決と安全保障ジレンマの解消に重点を置き、政治・安全保障分野に焦点を当てる。グローバル文明イニシアチブは、文明間の交流と相互理解を強調し、文化面での対話と相互理解を重視する。グローバル・ガバナンス・イニシアチブは、各国が共同で努力し、多国間メカニズムを通じてグローバル・ガバナンスを改善する道筋と方法を模索することに重点を置く。全体として、この四つのイニシアチブは「人類運命共同体」という宏大な目標の実現に共同で支えていくのである。発展イニシアチブ、安全保障イニシアチブ、文明イニシアチブは特定分野の問題解決に重点を置き、グローバル・ガバナンス・イニシアチブはこれらの目標達成の経路・方法・手段に注目する。四者は目標と役割分担が明確で、相互に支え合う全体的枠組みを形成し、「いかにしてより良い世界を構築するか」という時代の問いに体系的に答え、新時代における中国の国際秩序観を語っているものである。

大国として、また過去数十年の国際システム変動における最大の変数と言える急成長を遂げた国として、中国は独自の「大国外交」と外交思想を持つべきである。グローバル・ガバナンス・イニシアチブは、この

外交思想の発展における最新段階であり、習近平外交思想の有機的な構成部分と言える。これは現行の国際システムと国際秩序の進化における中国の役割と位置づけに応えるものであり、国際新秩序構築における中国の合理的かつ実務的な姿勢と基本的な政策方向性を示している。

中国が提唱する「共商・共建・共享」のグローバル・ガバナンス観は、グローバル・サウスと発展途上国の代表権と発言権の拡大を強調し、国際秩序改革とグローバル・ガバナンスの改善という世界の大多数の国のニーズを満たし、各国により多くの安全感と発展の機会を提供できることを目指している。現段階ではグローバル・ガバナンス構想は理念的な要素が多く、具体的な実施は段階的に展開される必要があるが、この構想の提唱は、世界が注目する重大な現実課題であるグローバル・ガバナンスに対する中国の体系的な思考を十分に表している。すなわち、課題と機会を分析し、プラットフォームとメカニズムの課題を評価し、中国が貢献できる領域を明確にし、他国に善意を伝え、共通のビジョンを提供することである。現在の世界的な動乱と変動が入り混じる時代の潮流の中で、グローバル・ガバナンス・イニシアチブは国際社会に安定的なビジョンを提供すると同時に、グローバルシステムにおける大国としての中国の責任感をも表している。

転換点に近づく米中関係： 2025 年の回顧と 2026 年の展望

杜 進

はじめに

トランプ 2 期目の政権は 2025 年 1 月 24 日に発足した。その 1 年目の米中関係は、常識をはるかに超える関税率や厳しい輸出規制など激しい攻防を繰り返したが、年末には一転し、緩和ムードが定着した。とくに、米国の対ベネズエラ、対イラン、及びグリーンランドをめぐるヨーロッパ関係国との緊張状態に比べ、対中関係の安定は意外な結果と言わざるを得ないであろう。本論文は、この状態を「不気味な静けさ」と表現している。それは、何かが不自然で、得体の知れない未知性、規則性の崩れによる不安感を感じさせると同時に、なにか新たな可能性をも秘めているような神秘的な状態を指している。これからの推移はどうであれ、米中関係が一つ大きな歴史的転換点を迎えていることは間違いないであろう。こういう時期こそ、過ぎ去った 2025 年の米中関係の推移とその背景を深掘りして検討し、今後の両国関係とその世界的な意味を考えるこのうえなく絶好なチャンスとなろう。

一、トランプ 2.0 政権 1 年目の対中政策

1. 激昂の後の不気味な静けさ

2 期目を目指すトランプ候補者は、選挙キャンペーン中でバイデン政権の対中政策を姑息なものとして批判し、当選すれば対中関税を 60%に

引き上げると公言した。大統領就任後のトランプ氏は、直ちにフェンタニルに関わる関税を中国に課した。しかし、これはほんの序の口であり、2025年4月、いわゆる「解放の日」(リボレーション・デイ)には、中国に対して「対等的関税」の名義で35%の追加関税率を発表した。これに対して、中国は直ちに同等の対米報復関税で対抗したが、これを受けて米国からさらに追加関税が発表され、中国がさらに報復関税を追加し、一時期、米国が中国に対する包括的関税を145% (フェンタニルなどの特別関税を含む)に引き上げたが、中国は125%まで報復関税で応じた。言うまでもなく、このレベルの関税率の下で貿易を継続することは難しく、一時期、両国の経済・貿易関係は危機に瀕しているように見えた¹。

対中貿易政策のこのような高圧的な姿勢は、いくつかの要因によって説明できよう。まず、第1次トランプ政権(2017-2021)後期の対中交渉の「成功体験」の余韻が残っていることが挙げられる。2017年政権を取ったトランプ大統領の対中国政策は、戦略と経済対話の再開や北京訪問の成功など良いムードから始まったが、2017年末には、一転して、中国を主要な競争ライバルとする「国家安全保障戦略」を発表した。2018年3月からは「301調査」に基づく対中国の関税戦争を始めた。また、華為(Huawei)や中興(ZTE)など中国のハイテク企業に厳しい制裁を加え、重要部品や設備の輸出規制、市場アクセスの禁止など、その経営に大きなダメージを与えた。中国政府は、対米輸出の減少を補うため、内需拡大や貿易の多角化などの措置で対応したが²、対米交渉に有効な対抗手段に欠けるため、2020年1月に、米国政府の主導による「第1段階貿易協議」にサインした。しかし、トランプ大統領にとっては、これ

¹ 米中貿易の関税率の推移については、ピーターソン国際経済研究所(PIIE), US-China Trade War Tariffs: An Up-to-Date Chart Chad P. Bown (PIIE) (<https://www.piie.com/research/piie-charts/2019/us-china-trade-war-tariffs-date-chart>) を参照されたい。

第1期トランプ政権の対中経済政策の概要と中国の対応については、杜進(2020)「米中新冷戦を克ち抜く中国の定力」、『世界経済評論』2020年1/2月号を参照されたい。

は、あくまでもとりあえずの成果であり、難しい構造的問題を解決するための次の段階の交渉に、中国からより多くの譲歩を引き出そうとしていた。振り返ってみれば、この段階での中国の対応は、どちらかと言えば防衛的な性格のものであり、結ばれた協議は「新時代の不平等条約」といわれるほど中国に不利なものであった。ただし、その後、図らずもコロナ禍の蔓延によって協議の執行が停止し、後続の交渉も止む無く中止となった。このような経緯から、2期目トランプ政権の対中交渉の姿勢は厳しく、ペーター・ナヴァーロのような対中強硬派が政権に復帰したこともあり、1期目の成功体験の記憶が甦ったのである。

第二に、2021年バイデン政権が発足してからは、対中国の輸入品はトランプ政権時に定められた高い関税を維持していた。輸出規制については、「小さな庭に、高いフェンス」(small yard, high fence)の方針のもとで、一部ハイテク製品に絞って厳しい輸出規制を施した。これに対して、中国側からは目立った対抗措置を採ってこなかった。トランプ大統領からすれば、バイデン政権のやり方は手緩いもので、自分のやり方にすれば中国からより多くの譲歩を引き出せるに違いないと思ったはずである。

第三に、より重要なことは、コロナ後の中国経済の回復は力に欠けていたことである。予想されたV字型の成長回復は見られておらず、需要不足によってデフレが進行し、若者の高い失業率が社会問題となっている。その背景には、深刻な不動産不況や地方政府の債務累積の問題、さらには人口高齢化がもたらす構造的問題がクローズアップされている。この状況に対して中国政府は有効な景気浮揚策を打ち出せていないように見える。2023年5月13日発刊のロンドンのエコノミスト誌が、「ピークチャイナ」という特集を刊行してからは、「中国経済見頂論」³が大きい

³ Is Chinese power about to peak? The country's historic ascent is levelling off. That need not make it more dangerous, The Economist, May 13th 2023. 日本においても、梶谷懐・高口康太『ピークアウトする中国：「殺到する経済」と「合理的バブル」の限界』（文春新書、2025）が話題を呼んでいる。

に注目されてきた。こうした脆弱な経済に高い関税の圧力をかければ、大きな譲歩を引き出せる、とトランプ新政権が目論んでいるに違いない。

2. 米中間の激しい攻防

しかし、7年前とは大きく異なり、今度の中国側の対応にはある種の決意と自信が見え隠れしている。中国政府が繰り返し宣言しているように、関税戦を望んではいないがそれを恐れてもいない、仕掛けられれば「とことん最後まで付き合う」「奉陪到底」。すなわち、たとえ自国の経済成長に大きな痛みがあっても甘んじてそれに耐え切り、米国の圧力には安易に譲歩しないという決意表明であった。

第1期トランプ政権時の米中との貿易交渉は2018年5月3、4日、北京で開かれたが、今度の1回目の交渉はほぼ7年後の5月11、12日、スイスのジュネーブで行われた。交渉の開催地を中国と米国ではなく、ヨーロッパを中心とする第3国を選んだことから、中国側の交渉に臨む姿勢の変化を示している。その後、第2回はロンドン（6月9、10日）、第3回はストックホルム（7月28、29日）、第4回はマドリード（9月14、15日）、5回目の交渉は、マレーシアのクアラルンプール（10月25、26日）で行われたが、これは韓国プサンでのトランプ・習近平による首脳会談に備えるための最後の交渉であった。

第1回目の交渉から、実施予定の関税の大部分を延期にすることに合意した。会合を重ねているうちに、両国間の経済と貿易分野の議論が広がり。とくに4回目のマドリードでの会合においては、両国の交渉チームがかなり生産的な議論を交わし、TikTokの米国事業の所有権問題を解決するための一連のアイデアを出しあい、中国側は対米投資全般について広範な議論を行ったことを示唆した。10月末のAPECサミットでトランプ・習近平の首脳会談を成功に導くため、双方が前向きな議論を展開していたと思われる。

しかし、第4ラウンド交渉の後には、思いもかけない激しい「場外戦」

が行われた。米国商務省産業安全保障局（BIS）は、9月29日、輸出規制の適用範囲を拡大する「関連事業体ルール」を導入した。これにより、従来のエンティティリスト（EL）⁴や軍事エンドユーザーリスト（MEUリスト）に掲載されている事業体だけでなく、これらリストに掲載された事業体が50%以上出資する事業体をも規制の対象とした。これら対象事業体が輸出管理規則（EAR）対象品目を輸出・再輸出・みなし輸出などする場合、原則としてBISの輸出許可（ライセンス）が必要になる。BISは同日、ELに関する「よくある質問 Q & A」を更新し、関連事業体ルールに関する13項目（Q41～53）を追加した。

これにより、これまであまり目立たなかったエンティティリスト企業の多くの子会社が新たに規制対象となった。BISは、規制対象の抜け穴を塞ぎたいという理由で新措置の正当性を主張するが、中国側にとってはこの新規制の影響は極めて大きい。まず、規制対象となる企業数は一気に約1万社に増える可能性がある。また、新規定によれば、米国会社であっても売却する場合、売却先企業が中国企業の持ち株50%以上の子会社であるか否かを自ら確認しなければならない。これにより、所有権に関して非常に多くのデューデリジェンスが必要となり、真実にたどり着くために、複数の所有権層を経る必要があるかもしれない、会社にとっては非常に大きなコンプライアンス負担になる。

この「関連事業体ルール」を商務省内で検討していることについては、中国側は事前に把握している。マドリードの会談の中で、中国側は、もし商務省がこれを持ち出せば、両国の貿易交渉に大きな影響を及ぼすため、中国はこれに報復しなければならないはず、と釘を刺した。に

⁴ エンティティリスト（Entity List、EL）は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リストであり、特定の外国人、事業体または政府（これらを総称してエンティティという）が掲載される。エンティティリストに掲載されたエンティティに、一部の米国産技術など特定の品目を輸出または移転する場合には、BISに許可申請を行わなければならない。

も関わらず、米国商務省はあえてこの新規制を公表した。米国側の「宣戦」と受け止めた中国商務部は、10月9日、レアアース関連の原材料、設備、製品、技術、協力に対する輸出管理をさらに強化するため6つの公告（第55号、第56号、第57号、第58号、第61号、第62号）を発表した。新規制の変更は主に以下の2つの点に反映されている。まず、中国産のレアアースを含むほぼすべての製品は、微量（価格の0.1%まで）であっても、輸出許可の対象となる。次に、レアアース関連技術を用いた製造活動も規制対象となり、原材料に関する規制だけではなく、製品の「最終用途」も審査の対象となる。さらに、たとえ製品が中国で製造されていない場合でも、その原材料または製造工程に中国のレアアースまたは関連技術が使用されている限り、その輸出は中国の規制対象となる可能性がある、ということである。この規制が完全に実施されれば、半導体、電子機器、産業機器、軍事ハードウェア部門が大きな影響を受ける可能性があるとされている。

この中国の反撃に対して、トランプ大統領は直ちに100%の追加関税を発表し、また、月末に予定されている習近平主席との会談をキャンセルすることも示唆したが、まもなく態度を軟化し、米中間の第5回の交渉は行われることとなった。

3. 「一時休戦」後の静けさ

この「場外戦」について、注目すべき点が3つある。まず、米国の「関連事業体ルール」規制は、両国の交渉に参加していなかった商務部産業安全保障局によるもので、トランプ大統領の事前了承を得ておらず、交渉チームにも知らされていないと言われ、米国側の内部に権力闘争や調整不足の問題点があることが指摘されている。これに対して、中国側が打ち出した反撃措置は、明らかに周到に準備されてきたものである。次に、この米中間の激しい攻防は、物品の関税率というよりは、「規制制度」に関するもので、特に中国のレアアースに関する規制の対象は、米

国以外にも適用するものである。第3に、双方が打ち出したカードは極めて「殺傷力」の強いものであり、実施されれば、両国の経済貿易関係に甚大な損害をもたらす可能性がある。核兵器による「相互確証破壊」(Mutual assured destruction, MAD)を連想して、これらの措置が「相互確証妨害」(Mutual assured disruption, MAD)と例えられるゆえんである。事の重大さを意識した両国の交渉チームは、第5ラウンドの交渉のなか、それぞれ打ち出した規制措置の執行を1年延期することに合意した。言ってみれば、米中経済関係がある種の「恐怖の均衡」に達しており、本文で言う不気味な静けさはまさにこのような均衡の怖さを物語っている。

公式的には、両国の交渉チームはこの「場外戦」のエピソードには触れずに、交渉の成果を強調している。すなわち、両国の間に5回の交渉が行われ、その度に追加関税のほとんどを一時停止することで合意した。さらに、両国はフェンタニル規制、TikTok問題、ハイテク輸出規制、港湾料金、レアアース輸出規制、中国による米国農産物の購入といった問題についても意思疎通と協議を行い、問題解決のために協力の意向を明確にした。現時点では最終合意には至っていないが、首脳会談を軸に両国の交渉チームは建設的な協議を続けている。

二、7年かけての中国の「戦争準備」

1. 「中興事件」のショック

第1期と第2期トランプ政権による対中国の貿易戦争には7年の間隔があった。この7年間の中国側の臥薪嘗胆は、「中興事件」のショックから始まったのである。ここで言う「中興事件」とは、米国商務省が2018年4月に行った中国のハイテク企業「中興通説」(ZTE)に対する追加制裁措置を指す。以前より、ZTEが米国の技術を使った通信機器を、米国政府の制裁対象国であるイランや北朝鮮へ違法に輸出したこ

とで、米国の「輸出管理法」に違反することで制裁を受け、2017年に、総額約11億9,000万ドルの罰金を支払うことで和解した。しかし、和解後も制裁に関わった従業員の処分が不適切であるとして、米商務省は2018年4月16日、米企業に対し、今後7年間ZTEへの部品販売や技術供与を禁止した。これにより、ZTEはスマートフォンのチップセットなど主要部品の入手が不可能となり、事業の大半が停止に追い込まれた。この制裁は、ZTEの「死刑宣告」とも呼ばれ、両国間の交渉の結果、トランプ大統領の指示により、罰金の追加（約10億ドル）と預託金約4億ドルの拠出、経営陣の刷新、米国のコンプライアンスチームの受け入れなどを条件に、制裁が解除された。

米国による輸出規制によって、急成長している中国のハイテク企業のZTEに死刑宣言が下されたが、このことは、対米依存による中国企業の脆弱性を端的に示している。中国語では、「卡脖子技術」（chokehold technologies、首を絞める技術、急所を突く技術の意味）という言葉は流行し、問題の深刻さが広く認識されるようになった。特筆すべきは、「中興事件」発生の3日後、中国科学技術部の機関紙である『科技日報』は、すかさず「何がわれわれの首を絞めているのか？」（「是什么卡了我们的脖子？」）を題として、三か月連続の特集シリーズを開始した。外国の制裁に弱いとされる35のコア技術の分野を特定し、徹底的に取材して現状を分析し、対策を議論した⁵のである。

長年にわたる高成長が続いたことにより、中国のテクノロジー企業は短期的な利益を優先し、研究開発よりは市場シェアを重視してきた。多くの企業はコア技術や主要部品への高額投資・高リスクの研究開発を回避し、安価な部品を入手して規模と収益を追求するだけの組立企業に甘んじてきた。ローエンド製品の組立からハイエンド製品の組立

⁵ 『科技日報』編集長・劉亜東氏が清華大学での講演で、この特集の概要と意味を述べ、中国企業と政府部門に警鐘を鳴らしている。（劉亜東「除了那些核心技术，我们还缺什么？」<https://www.tsinghua.org.cn/info/1955/16181.htm>）

への移行が進んでいるものの、基本的な経営スタイルは変わっていない。米国による ZTE への制裁は、コア技術と主要部品の不足が企業の存亡に関わる大問題であることを、中国企業に警鐘を鳴らしたのである。

こうした警鐘は最高指導部まで響いた。2018 年の 5 月末、習近平氏は北京の人民大会堂で行われた中国科学院と中国工程院の会合に出席し、「重要な核心技术は、待っても、買っても、頼んでも手に入らない。自らの手で握ってこそ、国家の経済安全、国防の安全、あらゆる分野の安全が保障できる。私たちは自信を強め、核心技术や先端技術、現代工学、革新技術でブレイクスルーを起こし、誰も歩いたことのない道を切り拓かねばならない」と説いた。さらに「基礎研究は科学体系の源である。世界最先端を見据えて土台を築き、長期的な視点で井戸を掘る覚悟で挑む。成果を産業化にきちんとつなげて、技術の革新を国家発展の原動力にする。」と新しい発展モデルを提起した⁶。

2. サプライチェーンの強靱化と市場規模の拡大

このことは、コアな技術の自立自強のみではなく、強靱なサプライチェーンの構築と市場の確保によって産業化を安定的に推進しなければならないことを意味する。経済グローバル化の視点から見れば、国際分業は各国企業の強みを最大限に引き出し、効率性を向上させる最善の道である。中国においても長年、多国籍企業の主導により、グローバルな生産・供給システムが構築されてきた。しかし、この効率的なメカニズムの円滑な運用は、健全な国際関係を前提とする。国際関係の悪化は、必然的に企業間の協力にマイナスの影響を及ぼす。中国政府は、国内のテクノロジー企業に対し積極的に国産化を推進し、潜在的な不確実性に備えるための緊急時対応計画を策定するよう指導している。むろん、強靱な産業

⁶ 習近平「在中国科学院第十九次院士大会、中国工程院第十四次院士大会上的讲话」（2018 年 5 月 28 日、新華社）

チェーンを構築するため国内企業からの調達を優先する必要がある。さもないと、混乱が起きた時、個別企業だけでなく、産業全体に損害を与える可能性があるからである。

これに関係するのは、市場規模の拡大である。かつては中国の産業基盤が弱かったため、外資企業に対して「市場アクセスと技術の交換」（「以市場換技術」）という政策を採用してきた。その結果、多国籍企業は高い利益を得るだけでなく、巨大な国内市場を利用して、研究開発能力の向上と技術革新を促進してきた。この事実は、市場規模が国際競争力の重要な源泉であることを示している。米国からの厳しい圧力のなか、中国政府は企業に対して、国内市場を最優先にし、国内産業を育成し、それを効果的に活用することを促している。そこで提起されたのはいわゆる「双循環」戦略である。

習近平主席は、2020年7月21日企業経営者との座談会で、「国内大循環を主体として、国内外の双循環が互いに促進する新発展モデルを目指す」ことを呼び掛けた⁷。この戦略は、米中貿易戦争を背景に、外的不確実性への対応と産業システムの健全性と安全性の向上を目指して、内需拡大と技術の自給自足に重点を置くものである。国内循環の拡大と海外市場との連携の維持・強化を通じて、米国への依存度を低減することを目指すものである。とくにハイテク分野については、米国は中国に対して「小さな庭、高いフェンス」戦略を採用し、中国企業をグローバル・サプライチェーンから排除しようとしているが、米国の封鎖に対抗するため、中国は国内市場の拡大とサプライチェーンの強靱化に注力するようになった。

むしろ、国内市場に重点を置くことは、中国企業がグローバル・サプライチェーンから撤退することを意味しない。むしろ ASEAN やグロー

⁷ 「習近平国家主席は企業座談会を主宰し、重要な演説を行った」（2020年7月21日 中央人民政府 HP）（http://www.gov.cn/xinwen/2020-07/21/content_5528789.htm）

バル・サウス諸国との経済貿易協力を強化し、米国市場からの圧力をかわすことである。そのためには、ハイテク産業のみに注力することではなく、成熟した産業についても、産業の高度化に努めることである。総じて言えば、双循環戦略は、輸出の多角化と国内イノベーションの強化を通じて、長期的な競争優位性の構築を目指す政策方針である。

3. 注目される地経学的研究

近年では、経済安全保障 (economic security) や「エコノミック・ステートクラフト」 (economic statecraft) が注目を集め、両者を合わせて地経学 (geoeconomics) と呼ぶことが多い。地経学は、一般的には地政学的な目的のために経済が手段として使われると定義されるが、経済が安全保障に与える影響も重視される⁸。その研究対象は経済制裁、資源やエネルギー供給、サプライチェーンの強靱性、サイバーセキュリティなど、新技術の導入に伴って広がりを見せている⁹が、有効な理論枠組みの研究は十分になされているとは言い難い。

国際秩序の動揺は、地経学研究の理論化をさらに難しくしている。現在の国際秩序は一極、多極、無極の諸要素が混在し、また、経済と安全保障はそれぞれ自律的に動くが、同時に連動もするので、その機能メカニズムを明確に捉えることは難しい。さらには各国の政治と経済の制度が異なり、政治指導者の資質やパーソナリティにも大きな違いがあり、

⁸ 鈴木一人『地経学とは何か：経済が武器化する時代の戦略思考』（新潮選書、2025）を参照されたい。

⁹ たとえば、ヘンリー・ファレル、エイブラハム・ニューマンは、徹底的に調査された証拠をもとに、米国による経済を武器化する実態を明らかにしている。彼らは、9.11以降、テロ対策の必要不可欠な手段として、米国が光ファイバーケーブルや決済システムなど、世界規模のネットワークを織り交ぜる国際的な監視と統制のシステムを利用するようになったが、いまは、これらのチャンネルを武器化して世界に向き合っている。Farrell, Henry and Abraham Newman, 2023. *Underground Empire: How America Weaponized the World Economy*, Henry Holt & Company.

一国のリーダーがどのように政策決定をするのか、国家間の駆け引きはどのように行われるのか、簡単には説明できず、それを予測することはさらに難しい。

こういう状況の下で、実証研究の積み重ねは重要な意味を持つ。ここで、中国が外部からショックに反応して、技術的自立自強への道を選択することになったプロセスに関する興味深い研究を取り上げておこう。オックスフォード大学のタン教授などの研究¹⁰は、技術的相互依存の利益とコストを国家がどのようにバランスさせるのか、という設問から出発したものである。すなわち、一方では、グローバルな技術インフラに組み込まれた国は、最先端のイノベーションの成果を活用して国力を増強させていくことができる。理想的な状況では国家の中核的目標である経済発展と安全保障とを同時に追求する可能性がある。他方では、技術的相互依存は、潜在的な敵対国の技術への危険な依存を伴う可能性がある。したがって、経済発展と安全保障の間にはトレードオフの関係がある。中国のような新興経済大国にとってこのトレードオフはとくに重要な意味を持つ。米国のような支配的な国家や他の先進経済国によって構築されたグローバルなイノベーション・システムにおいて、自国の利益をいかに最善にするか、政府は決定を下さなければならない。

タン教授たちによれば、一国政府の技術相互依存に関する理解は、システム的な条件のみによって規定されるわけではない。むしろ、政府が複雑な国際環境の文脈を理解し、国家全体の立場を一致させようとする中で、学習と調整を通じて理解を深めることができる。そこで、重要なことは、いわゆる「知識ショック」(knowledge shock)、すなわち技術的相互依存の本質に関する重要な情報を示唆する予期せぬ出来事である。知識ショックによって新たなリスクまたは新たな機会が顕在化し、

¹⁰ Tan, Yeling, Mark Dallas and Henry Farrell. (2025) Driven to Self-Reliance: Technological Interdependence and the Chinese Innovation Ecosystem. *International Studies Quarterly*, (<https://doi.org/10.1093/isq/sqaf017>)

リーダーが政府内の異なる機関を調整し、技術的相互依存に関する最新の理解を深め、対策を考案することになる。

中国における技術相互依存に関する認識の推移を考察するため、著者たちは過去 15 年間の科学技術問題に関する中国のメディアの言説と政策の変化を分析した。具体的には、2005 年から 2021 年までの CNKI データベースに収録されている 650 以上の中国の新聞に掲載された約 50 万件の科学技術関連の記事を、記述テキストデータ方法を用いて分析した。同時期の公式の政策文献と指導者の演説を対象に分析することにより、公式言説の変化と実質的な制度改革との関連性を明らかにした。

研究結果が示しているように、中国における「知識ショック」、つまり技術の相互依存によって生じる潜在的な脆弱性に関する衝撃的な情報は、主として 2013 年のスノーデン暴露事件¹¹、および 2018 年以降の米国政府による ZTE など中国テクノロジー企業への制裁、の 2 件である。これらの「知識ショック」に反応して、中国政府は経済安全保障重視の政策に転換し、次第にコア技術の国産化とサプライチェーンの強靱化に注力し、中央集権的な統制を重視する経済制度の再構築にも拍車をかけることとなった。

この実証研究は、技術的相互依存による利益と潜在的なリスクという政府政策決定のトレードオフに注目するものである。これは、まさに地政学研究の中心問題でもある。政府の政策決定は「知識ショック」に関する認知から始まり、学習と調整を通じて方向性を決め、トップリーダーの主導で政策を具体化する、というプロセスを解明している。この枠組みを米国に適用するとすれば、2025 年の米中経済交渉はある種の「知識ショック」を米国側に与えたと言える。ロンドン Economist 誌は、2025 年の米中経済関係をレビューし、中国側を勝利方とし、トランプ

¹¹ 元 CIA 職員のエドワード・スノーデンが、NSA（国家安全保障局）による全世界的な通信傍受・監視プログラムの実態を暴き、世界中を震撼させた。この事件は「シチズンフォースノーデンの暴露」として映画化もされている。

大統領がそれに手助けをしたと論評している¹²。また、権威主義的な体制の下ではイノベーションが阻害されるという通説を批判し、中国の「スマートな権威主義」の政治経済体制の下で、イノベーションを促進する有効なメカニズムが確立されている、と主張する若手研究者も現れている¹³。この二つの事例は、ジャーナリストと研究者レベルでは、「知識ショック」を受け、すでに警鐘を鳴らしていることになる。政策レベルでも、米国の対中政策の調整が始まっているかもしれない。ただし、中国とは政治体制が大きく異なるため、政権内の学習と調整のプロセスにも大きな違いがあろう。とくに指導者であるトランプ大統領の認知と個性が政策決定に大きな役割を果たすという事実を考慮にいれ、過去1年のトランプ政権の対中政策の特徴を考察することとしよう。

三．トランプ2期目政権の対中政策の特徴

1．観察される三つの特徴

トランプ2期目政権の1年目の対中政策は次のような特徴がみられている。第一の特徴は、対中政策における関税のウェイトがいっそう高まったことである。これは中国だけではなく、同盟国を含む全世界についてもいえることである。トランプ大統領の関税措置には、大きく4つの狙いがあるとされている。第1に、貿易赤字の解消である。大統領は、外国との貿易で米国が大きく「損をしている」と考えており、貿易不均衡を是正するための手段として関税の効果を信じ込んでいるようである。第2に、政府の歳入を増やすことである。中国にだけではなく同盟国を含む貿易相手に課税のベースを広げれば、政府の関税収入が増加し、財

¹² China proved its strengths in 2025—and Donald Trump helped: It was a good year for Xi Jinping, *The Economist* Dec.18 2025

¹³ Jennifer Lind, China's Smart Authoritarianism: How the CCP Balances Control and Innovation, February 10, 2026 *Foreign Affairs*

政赤字の削減に寄与する。とくにトランプ氏が掲げる国内企業への減税（法人税率の15%引き下げなど）による税収の目減りを、関税収入で補う狙いがある。たとえば、すべての輸入品に一律10%の関税を課すと、米国の財政赤字が2兆1000億ドル減るという試算がある。第3に、製造業を米国に回流させることである。トランプ大統領は、高関税障壁を設けることによって国外で生産する米企業を呼び戻し、外国企業の対米投資も促進し、これによって米国の製造業を活性化させ、米国経済の競争力強化を目指す。第4に、トランプ政権は麻薬や犯罪の流入を防ぐために、関税を交渉のカードにカナダやメキシコ、フェンタニル関連の対策を求めている中国など、各国に具体的な対応を迫る際の圧力手段として活用している。

第二の特徴は、外交に対するアプローチは、バイデン政権時期のように価値観外交や体制対立の角度で対中関係を位置づけるのではなく、トランプ氏は利益重視の外交哲学を追求し、国際関係を「取引交渉」と捉え、イデオロギー対立よりも具体的な利益を優先した。この考え方から、トランプ氏は米中関係を、和解不可能な矛盾ではなく、交渉可能で解決可能な問題として捉えている。その結果、中国関連のデリケートな問題に対して比較的控えめな姿勢を維持し、交渉において機転を利かせる余地を残している。その事例としては、トランプ政権の対中政策において、台湾、新疆、チベット、香港など、いくつかの敏感な問題を意図的に避けてきた。

第三の特徴は、トランプ大統領は、米中が協力すれば世界のあらゆる問題を解決できると強調し、中国との協力に意欲を公に表明してきた。さらに、米中G2構想にもたびたび言及している¹⁴。トランプ大統領は、ロシア・ウクライナ紛争、北朝鮮の核問題、中東といった国際情勢にお

¹⁴ 米中間G2の構想の生成と展開、およびトランプ大統領による米中G2に関する議論の意味についての論考は、関志雄「トランプ版G2の登場で変容する国際秩序と米中関係－ディール外交に基づく「米中分治」の時代へー」を参照されたい。

いても中国の協力が不可欠であると認識し、グローバル・ガバナンスにおける中国の影響力を明確に理解しており、とくに習近平主席との友好的な関係をたびたび口にしている。就任前に習近平国家主席を就任式に招待し、習近平主席との会談や電話会談において、中国と協力して多くの問題を共同で解決したいと表明したことがある。

2. トランプ大統領の個性と米国の政治生態

注目すべきは、トランプ大統領の対中政策は、ワシントンにおける長年の対中強硬路線というコンセンサスを揺るがすものであるにもかかわらず、共和党内、議会内、政府内の対中強硬派から、これまでのところ強い疑問や反発が表面化されていない点である。その主な理由として、近年の共和党内の異例の政治生態をあげることができる。トランプ大統領は約70%の共和党員の支持を得ており、共和党議員や政府高官の政治的運命を左右することができる。そのため、たとえ内部でトランプ大統領の対中政策に反対していたとしても、彼らは公の場で声を上げる勇氣はないのである。また、政府機関に対する破壊的な改革と議会を頭越しにする大統領令やSNS発信による外交政策の決定など、彼のガバナンススタイルが世界を震撼している。

このトランプ大統領の国際関係に関する見方（ワールドビュー）を理解するためのもっとも重要な手掛かりは、2025年12月5日にリリースした『国家安全保障戦略』であろう。注目すべきは、第2期トランプ政権の文書（NSS2025）は、第1期2017年に発表された文書（NSS2017）と比較すれば、対中国の描写に大きな違いがあることに気付くはずである。NSS2017においては、中国とロシアを、現行の国際秩序に挑戦する「修正主義」勢力と定義し、米国の安全保障上最大の脅威と位置づけるなど、米中新冷戦を宣言する意味合いが強かった¹⁵。しかし、

¹⁵ 杜進（2018）「米中大競争の「新時代」の幕開けか？」（『海外事情』2018年2月号）

NSS2025 は中国を「準同格の大国（near peer）」と再定義している。すなわち、米国とは完全に同格ではないが、能力と影響力において接近した存在とみなしている。トランプ大統領が信奉する現実的なディール外交のアプローチからすれば、両国間の対立激化を回避するためには、首脳間の直接交渉によって問題解決を図るべきであろう。

ユーラシア・グループが最近リリースした「2026 年世界トップ地政学リスク報告書」は、「米国は政治革命のただ中にある。ドナルド・トランプ大統領は、自らの権力に対する抑制を組織的に解体し、政府機構を掌握し、それを敵に対して武器化しようとしている」と指摘している。そして、同報告書は、米国の「政治革命」を世界最大の地政学的リスクとランキングしている¹⁶。「外交は内政の延長」とよく言われるが、現在のトランプ氏は、自分に忠誠を誓うスタッフに囲まれ、すべての政策はメディアとの対話や SNS での発表で行われている。この特徴は外交の面でとくに顕著である。本来、外交は国と国の利益の調整であり、そのために周到な積み上げを必要とするが、トランプ氏の外交行動は自らの感覚を頼りに、米国の膨大な力を背景とするディール外交である。大統領本人が宣言しているように、国際的なルールは不要なものであり、自らの行動を制約できるのは自分のモラル感覚のみである。このようなトランプ政権の行いは、世界にとって大きなリスクに上げられるのは妥当であろう。

四、2026 年米中関係の展望

1. 米中デタントの持続？

興味深いことは、米中両国の政策研究者の間では、トランプ政権の外交の不確実性について見方に違いはあるものの、2 大国の間ではなら

¹⁶ ユーラシア・グループ「2026 年世界 10 大リスク」(https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Services/Top_Risks_2026_jpn.pdf)

かのディールが成立し、大きな紛争が起きる可能性は低い、という点で共通している。では、2026年の両国関係は安定的に推移するのか、良い方向に転換できるのか、達成されうるディールは両国にとって何を意味するのか、両国関係の行方に関して、専門家の間大いなる想像が広がっている。ここで、影響力のある両国の戦略研究者の見方を検討することとしよう。

まず、前掲の世界トップ地政学リスク報告によれば、米中関係は今年の10大リスクには入っておらず、報告書付録のコラム5には、「リスクもどき」として「米中デタントは維持される」というタイトルが付けられている。それによれば、米中関係は、次の3つの理由から、少なくとも今後1年間は相対的な安定に向かうと予測している。それは、第1に、両国は昨年の関税戦争から教訓を学んだことである。米国の消費者物価の上昇と中国の失業の増加、どちらもその再現を望んでいない。第2に、双方は自国の戦略的脆弱性に対処するための猶予を必要としている。中国は技術的自立自強の実現、米国は重要鉱物の供給の代替策と加工能力の確保など、いずれも相当な時間を要するからである。第3に、トランプ氏は対中関係においてイデオロギー的ではなく取引的であるため、戦略的競争よりも商業的利益を優先し、習近平氏との取引に目に見える結果を望んでいる。したがって、技術規制や重要鉱物の流れを巡る衝突は起こり得るが、緊張は予定されている両首脳の間談によって解決されるだろう¹⁷。

2. 米中間のビッグ・ディール？

米中間にビッグ・ディールが成立するという楽観的な見通しを示している中国人研究者がいる。復旦大学米国研究センター長の呉心伯教授は、「フォーリン・アフェアーズ」誌に刊行された論考の中で、米中関係に「構

¹⁷ 前掲ユーラシア・グループ報告書のコラム5を参照。

造的に重要な戦略的再編」を「ビッグ・ディール」と定義し、これまで「1972年のニクソン訪中」と「1990年代半ばのクリントン政権による中国との関与推進」はビッグ・ディールであったが、今回は3回目のビッグ・ディールになる可能性がある、と展望している¹⁸。

具体的な実施経路としては、経済・貿易分野を突破口とし、両国は「相互主義」の原則に基づき、中国は対米国輸入の拡大や対米製造業への投資の拡大など、米国は輸出規制の緩和など、互恵的な関係を促進する。他方、アジア太平洋地域における米国と中国との地政学的競争は、「ビッグ・ディール」にとって大きな障害となりうる、と呉教授は認め、両国が国際秩序におけるそれぞれの役割と責任を明確にすることで、リスクを管理し、協力を進めることで信頼関係を深められれば、「ビッグ・ディール」が成立される可能性は大きい、と見ている。

ジョンズ・ホプキンス大学のランプテン氏と北京大学の王輯思氏は、それぞれ両国の戦略研究の重鎮である。ともに80歳に近い両氏は最近「フォーリン・アフェアーズ」に共著論文を発表した。論文のタイトルを「破滅の淵に立つアメリカと中国」にしたのは、長年の観察と研究から、現在の米中関係は衝突に向かっているという強い危機感を表しているからである。彼らは、1970年代以降の米中和解と協力の拡大を経験したが、2010年代初頭以降、米中関係は関与から競争へと徐々に移行してきた。両国はそれぞれの国家安全保障戦略を徐々に調整し、次第に両国関係を単なる競争相手と見なすのではなく、互いを核心的価値観、政治的正統性、そして主要な国益に対する最大の脅威と位置づけるようになった。そして、論文のサブタイトルを「瀬戸際から脱出する最後のチャンス」としたのは、現在の米中デタント時期は短く、「今後数カ月間、変化する政治状況、実際の経済ニーズ、戦略的疲労の複合的な影響により、両国は二国間関係を安定させ、「正常化」するための条件を作り出すまれ

¹⁸ Wu Xinbo. The Case for a Grand Bargain Between America and China : How Trump and Xi Can Reset Relations, Foreign Affairs, December 31, 2025

な機会を得ることになるかもしれない」¹⁹と彼らは思ったからである。

彼らに希望を持たせたのは、トランプ大統領は米中関係の全体的なトーンをリセットしようと試みているからである。彼が、習近平国家主席を「極めて強力な国の傑出した指導者」と表現したことは、少なくとも文言上は、対立から外交・貿易協力への転換を明確に示唆しているものである。この「機会の窓」を掴み、台湾問題、貿易と投資、技術的競争などの問題に前向きに取り組み、関係再構築の機会をものにしなければならぬと彼らは考えている。逆に、この機会を逃せば、将来、それぞれの戦略的利益を効果的に守ることは困難になるだろう、とこの共著論文は結論付けている。

3. 米国側戦略研究者の懸念

前述のように、トランプ大統領の対中政策の変化に対して、共和党内と政府内で目立った反対は表れていない。しかし、長年外交実務と戦略研究に携わる下述の2人のベテランは、トランプ大統領の対中政策に懸念を表明している。まず、バイデン政権下で副国務長官を務め、国家安全委員会でインド太平洋の地域政策を担当したカート・カンベール（Kurt Campbell）氏は、1月30日のニューヨーク・タイムズへの寄稿において、トランプ大統領の対中政策を批判した²⁰。彼は、トランプ大統領の2期目の対中政策は矛盾に満ちており、北京への関税をちらつかせ、台湾の軍事力を強化させたかと思えば、次の瞬間には、習近平国家主席を熱烈に称賛し、ハイテク貿易規制を緩和している。トランプ氏の外交は、対中関係を含め、予測不可能性を有効に利用してきたが、問題は、彼が今何を求めているのかということだ。この曖昧さは、大きく異なる

¹⁹ David M. Lampton and Wang Jisi, *America and China at the Edge of Ruin: A Last Chance to Step Back from the Brink*, Foreign Affairs, March/April 2026

²⁰ Kurt Campbell, *On China, Trump Is Rolling the Dice on America's Future*, New York Times, January 30, 2026

二つの結果をもたらす可能性がある。一つは、トランプ大統領が今年習近平主席と会談する際に、アメリカの長期的な利益を交渉する上で有利に働くかもしれないということである。もう一つは、トランプ大統領がこれらの戦術を短期的な政治的・個人的な利益のためだけに採用することである。後者であれば、米国へのダメージは長期的なものとなる可能性がある。トランプ大統領の同盟国へのアプローチと国際ルールを無視する行動を検討したうえで、「彼が国内での政治的立場を強化しつつ中国を懐柔しようとしているだけなら、現在そして今後数十年にわたって、アメリカ国民が被る代償は壊滅的なものとなる可能性がある」と警鐘を鳴らしている。

もう一人のベテラン元外交官であり、大戦略論、地経学、対中国政策における著名な論客でもあるロバート・D・ブラックウィル（Robert D. Blackwill）氏は、2026年1月に出版した『米国の復興』を題とする戦略報告書において、米国は第二次世界大戦以来最も厳しい国際環境に直面しており、中国の台頭、激化する地政学的競争、国際秩序の不安定化に対処するために、過去数十年間に確立された次の4つの外交大戦略を放棄しなければならない、と主張している。それは、①「覇権」や「支配」を狙う戦略：米国の資源や国内政治の制約を考えればこれは非現実的である。②自由主義的な国際主義戦略：過去において制度構築に大きな成果を上げてきたものの、大国の強権的な行動を抑制する効果はなかった。③「抑制」戦略：米国の撤退後に生じ得る力の空白を過小評価している。④「米国第一主義」やトランプ流の外交に代表されるナショナリズム：同盟国の信頼と制度的基盤を弱め、米国の長期的な影響力に損害を与えている。

このような批判的な検討の上、ブラックウィル氏は、「確固たるグローバルリーダーシップ」（A Grand Strategy of Resolute Global Leadership）と呼ぶ新たな大戦略を提唱している。この戦略は、もはや米国が世界を一方的に支配できるという前提ではなく、対中国戦略に関して

は、米国は国際システムから中国を排除することはできず、またそうすべきではないと明確に述べている。そして、大国間の競争の長期的かつ構造的な性質を認識しつつ、米国は主要分野におけるリーダーシップを維持する必要性を説いている。なぜなら、そうしなければ、安全保障と経済面でより大きなコストを負うことになるからだと著者は主張している。

報告書は、米国が引き続きインド太平洋地域に戦略的関心を集中させ、日本、韓国、オーストラリア、東南アジア諸国との安全保障・経済協力を強化することを強調している。そのためには、米国が地域経済ルールの形成においても関与すべきだと提唱している²¹。

このように、キャンベル氏とブラックウィル氏を代表とする米国外交のエスタブリッシュメントたちは、トランプ大統領の実用主義的ディール外交を批判し、大統領がぶち壊そうとしている同盟国関係とルールに基づく世界秩序の価値を高く評価している。中間選挙で共和党が下院で多数議席を維持できなければ、米国の対中政策に変化が起きる可能性があることを示唆するものと理解すべきであろう。

結びに代えて

本論文は、第2期トランプ政権の1年の対中政策をレビューし、激しい対抗の後「不気味な静けさ」に戻ったという経緯を辿ってきた。その背景として、中国が7年の歳月をかけて強化してきた技術的自立性やサプライチェーンの強靱化、海外市場の開拓、対米制裁手段の整備などがあった。これらの準備は、対米交渉において中国側の強い立場を支えるものとなった。他方、米国側は「トランプ革命」と言われる大きな国内制度の再構築とトランプ式の対外戦略への大転換を経験している。その

²¹ Robert D. Blackwill, *America Revived: A Grand Strategy of Resolute Global Leadership*, Council on Foreign Relations, January 2026

結果として、2026 年に両国の首脳間の交渉を通じて、米中間に何らかの「ディール」が行われることが予想される。

本論文は、米中両国の代表的な戦略研究者の見方を検討した結果、中国側の研究者を中心に、今後の米中関係が安定的な発展に寄与する「ビッグ・ディール」が2026 年に成立することを期待する傾向がある。他方、米国のベテラン戦略研究者は、トランプ大統領の同盟国と国際ルールを軽視するディール外交に深い懸念を示している。

2026 年は米国大統領の中間選挙の年にあたり、「トランプ革命」に対して米国民がどのような判断を下すのか、中間選挙の結果がトランプ政権の内政と外交にどのような影響を及ぼすのか、これらの問題は、米中両国だけではなく、アジア太平洋地域及び世界に大きなインパクトを与えることが考えられるので、注意深く観察しなければならないであろう。米中関係は、まさに一つの重要な転換期に差し掛かっていると言える。

日本の政治・外交と日米中パワーゲーム

山梨学院大学国際共同研究センター学術顧問・

アメリカン大学国際関係学部教授

趙 全勝

熊先生、方先生、学生の皆さん、こんにちは。本日は皆様と交流する機会を得られ、大変嬉しく思います。当初予定していたテーマは「米中日パワーゲーム」で、歴史から現代までを扱う予定でした。しかし昨日ワシントンから東京に到着後、熊先生と方先生から「最近の高市早苗首相の台湾有事発言が引き起こした日中関係の悪化」を講義に組み込むようご提言を受けました。そこでご提言に沿い、その内容も講義に入れるようにしました。

昨日の講義では政治経済学の観点から中国の改革開放を扱いました。本日は国際関係の視点から米中日の関係について述べます。

まず、最近の日本首相高市早苗の発言をめぐる事件を契機とした、日中米（すなわち東京・北京・ワシントン）それぞれの戦略的思惑を分析します。高市早苗首相が述べた「台湾有事であれば、日本の有事となり、日米同盟の有事だ」という観点から、日本の戦略的思惑と外交の軸を分析します。その上で、中国の戦略的思惑と日中関係について述べ、続いて米国の考え方（日米同盟を含む）を説明していきます。それを踏まえて、米日三国の相互作用、大国間のパワーゲームについて論じます。

最後に、私自身の経験、特に日本側との交流や最近の研究成果を皆さんと共有し、国際関係と地域・国別研究に結びつけてまとめたい。

高市早苗の発言と日本の政治外交

それではまず、高市早苗の発言が引き起こした日中間の摩擦を見てみ

ましよう。2025年11月7日に、衆院予算委員会での質疑応答において、立憲民主党の岡田克也議員が台湾関連問題について質問しました。高市早苗首相の答弁で最も議論を呼んだのは「台湾有事は日本有事」という発言であり、台湾問題が日本の「存立危機」に関わる事態だと直接指摘しました。その意味するところは、もしそのような事態が発生した場合、日本は集団的自衛権を行使し、武力による干渉を行うということです。

中国側はこれに対し激しい反応を示しました。王毅外相は、高市早苗の今回の発言が日本側にとって「三つの初めて」を意味すると指摘しました。つまり、初めて公式に台湾海峡への干渉を表明したこと、初めて台湾海峡へ干渉方法として武力を行使することに言及したこと、そして国交正常化以後初めて中国に対して武力による威嚇を行ったということです。

さらに、高市早苗政権はこの問題をエスカレートさせ、核兵器問題でも「非核三原則」の廃止や原子力潜水艦の開発を含む方針を表明しました。日本が長年貫いてきた「持たず、作らず、持込ませず」という非核三原則を廃棄すれば、日本は核保有国へと向かう可能性があります。

次の段階では憲法改正、特に日本の平和憲法の象徴である憲法第九条の改正が問題となるでしょう。改憲という一歩を踏み出せば、それは第二次世界大戦後の国際秩序への挑戦に直結してしまいます。こうした発言や動きこそが問題の根源です。高市早苗が日本の首相に就任してわずか一ヶ月余りで、日本の政治・外交上の重大問題に大きな波紋を広げたわけです。

では、この問題はどのような背景・条件のもとで発生したのでしょうか。高市の単なる失言なのか、それとも近年の日本の政治経済の発展が必然的に招いたものなのか、これは非常に検討に値する問題です。ネット上でもこの問題について様々な見解が飛び交っています。そこでここ数年の日本の政治経済の発展状況を検証してみましょう。つまり、今日の高市早苗発言は日本の政治経済の発展の延長線上にあるものであり、

その基盤でもあります。

最も主要な要因は日本の政治の右傾化であり、これには主に日本社会における第二次世界大戦への認識、特にアジアへの侵略、例えば靖国神社問題などが含まれています。周知の通り、靖国神社参拝問題が周辺アジア諸国の反対を招くのは、そこに第二次世界大戦の A 級戦犯の位牌が祀られているためです。このような背景のもとで国家指導者が参拝を行うことは、第二次世界大戦に対する認識、すなわち過去の軍国主義的侵略行為に対する反省の有無に関わる問題です。もちろん、日本社会内部にはこの問題について議論と対立が存在することも認識すべきでしょう。相当数の国民は平和憲法の堅持を望んでいます、保守勢力は日本が軍事大国・政治大国となり、国連安保理常任理事国になるべきだと主張しています。

政治的右傾化に加え、経済問題も存在しています。1980 年代後半に日米間で貿易摩擦が発生し、その結果としてプラザ合意が結ばれました。これは日米間の経済競争であり、日本の経済低迷、いわゆる「失われた 10 年」「20 年」、さらには「30 年」を引き起こしました。

日本経済の不振には、少子化と高齢化社会の到来という重要な要因もあります¹。人口の持続的減少は移民政策の見直しを招き、いわゆる外国人問題を引き起こしました。日本社会内部ではこれについて多くの議論があり、先ほど述べた外交問題の多くは、日本の内政の発展、政治経済で生じた問題が必然的に外交政策に反映されたものです。いわゆる「外交は内政の延長」という考え方です。

アメリカも同様です。アメリカには「ラストベルト」と呼ばれる地域があります。現副大統領のヴァンスが著書『ヒルビリー・エレジー』²

¹ これについては、以下の資料をも参考。Sara Park and Duncan McCargo, *Contemporary Japan (4th edition)*, Bloomsbury, 2025. pp. 77-80.

² J.D. Vance, *Hillbilly Elegy: A Memoir of a Family and Culture in Crisis*. Harper Press, 2016.

で描いたように、オハイオ州で育った彼の悲惨な状況こそがラストベルトの実態であり、この経済的衰退が伝統的に豊かな生活を送ってきた白人中産階級を貧困化させています。こうした土壌と雰囲気の中で、「アメリカ第一、アメリカ優先」を主張するトランプ大統領や、ヴァンスのような保守派副大統領が生まれました。米国には確かに大きな問題があります。しかし、このような問題があるにもかかわらず、米国経済は世界的に依然としてリードしており、特にハイテクや軍事分野では、今なお世界で唯一の超大国です。ここ数年、米国は相対的な衰退を見せているに過ぎません。

同様に、日本国内の政治的保守化と経済の低下傾向が、今日の高市早苗政権の登場をもたらしました。これは米国と異曲同工の妙があります。日本の GDP 総生産は 2010 年に中国に抜かれ、第二の経済大国から第三に後退し、さらにドイツにも追い抜かれたが、依然として世界第四位の経済規模を維持しています。したがって、先ほど述べた状況は日本の状態が特に悪いというわけではなく、相対的な意味での後退が生じていることを示しています。

日本の戦略的思考

日本の政治スローガンも今や米国に倣っています。米国は「アメリカ第一」、すなわち MAGA（Make America Great Again）だが、今の日本は「日本第一」です。日本は常に米国に追随しています。

こうした状況の中、日本の大戦略にはどのような思考があるのでしょうか。ここで小さなエピソードを共有させていただきます。私はワシントンのアメリカン大学で東アジア国際関係を教えています。数年前、在米日本大使館の参事官を招き、日本外交に関する講演会を開催しました。この外交官は聴衆を一瞥し、「ワシントンでは日米同盟であり、皆仲間同士です。率直に話しましょう」と述べました。外務省が東アジア国際

関係に関する内部議論で導き出した結論は「 $1 + 1 > 1$ 」と呼ばれています。これは非常に単純な意味を表しており、 $1 + 1$ とは日本+アメリカを指します。この日本外交官が言いたかったのは、中国の台頭が日本に挑戦をもたらしているものの、日本が米国との同盟関係、つまり $1 + 1$ を堅持すれば、中国の実力がどれほど増大しようとも、力を合わせた日米は常に中国よりも強力だという。これが日本の外交エリートの論理です。日本の外交政策、すなわち米国や中国に対する外交政策、韓国問題や台湾問題への対応は、すべてこの外交の大枠の中で検討されています。後ほど具体的な事例を挙げて説明いたします。

日米同盟の重要な現れが、日本の米軍基地問題です。在日米軍の75%が沖縄に配置されているので、沖縄の人々は米軍基地、特に普天間飛行場に強い反感を抱き、激しい抗議を展開しています。なぜでしょうか。私は1990年代に沖縄を訪れましたが、その目的の一つは、なぜ地元の住民がこれほどまでに普天間飛行場に反対するのかを調査することでした。確かに、高所から眺めると、この普天間飛行場は那覇の中心部に位置しており、それは東京の銀座に大型の軍用飛行場を建設したようなものです。軍用機の離着陸による騒音に加え、時折発生する墜落事故が住民の生活を脅かしています。これは重大な問題ですが、簡単に解決できるものではありません。主導権は東京ではなくワシントンにあるからです。何しろ日本はかつて米軍に占領されていました。1945年から1952年まで、7年間も占領下にありました。占領終結後、一般市民は米軍に沖縄基地からの撤退、少なくとも普天間飛行場からの移転を求め続けています。軍事飛行場を沖縄で最も繁華な地域に残しておくわけにはいきません。その他にも、民間人女性への暴行など、住民を悩ませる問題が存在しています。そして現在に至るまで、沖縄の米軍基地問題は解決されていません。なぜでしょうか。それは日米同盟が存在するためであり、東京の中央政府にはこの問題を解決する手段がないからです。

冷戦後の日米同盟の主要な目標の一つは、中国に対抗することにあります。この戦略的思考は日本外交にも表れています。例えば数年前、朴槿恵が韓国大統領だった時期に、日韓間で慰安婦問題に関する合意が結ばれたが、本来、この合意は成立する見込みはありませんでした。韓国は昔日本植民地であり、両国には深い怨恨があったからです。日本側も心底では韓国を見下していると思われます。しかし戦略的観点から、東京は米国の要求に基づき日米韓三カ国同盟を構築せざるを得ませんでした。第二次世界大戦後、米国のアジアにおける同盟関係は基本的に二国間、すなわち日米同盟と米韓同盟でした。現在、日米韓三国同盟を構築するには、日韓間の問題を解決する必要があります。この戦略的考慮に基づき、2013年に安倍晋三首相の主導で、日本と韓国は慰安婦問題に関する合意を達成し、この歴史的障害を一挙に取り除こうとしました。その後、尹錫悦（ユン・ソンニョル）が韓国大統領に就任すると、米国のバイデン大統領および日本の岸田文雄首相と共同で、日米韓協力のキャンプ・デービッド首脳会談を開催しました。

2015年、日本は台湾と再び日台漁業協定を結びました。これ以前、双方は尖閣諸島（中国名釣魚島）周辺海域での漁業問題で長らく合意に達成できませんでした。安倍政権下において、日本側はこれを政治問題として扱い、一定の譲歩を行うことで日台漁業協定を成立させました。日本側の立場から見れば、これにより台湾を引き留め、台湾海峡兩岸が尖閣諸島問題で反日の連携を防げます。さらに日本は一貫して台湾を自国の生命線の一部と位置付けており、高市早苗が今回明確に指摘したように、台湾問題は日本の「存立危機」に関わります。台湾に事態が生じた場合、集団安全保障条項を発動し軍事力を行使できます。これらは全て日本の戦略的思考を反映しています³。

³ 日本の戦略的思考については、Michael Green, *Line of Advantage: Japan's Grand Strategy in the Era of Abe Shinzo*, Columbia University Press, 2022を参照されたい。

しかし一方で、日本が中国と一途に対抗しているわけではありません。多くの日本の政治家がアジア経済共同体の創設を強調しています。すでに現実となりましたのは RCEP（地域的包括的経済連携）です。これは東アジア地域の自由貿易地域組織で、日中韓が主導し、東南アジア、すなわち ASEAN 諸国と緊密に連携しています。この RCEP には米国は含まれていません。日本もこの分野で積極的に中国と共に主導的役割を果たしており、これは日本の巨大な経済的利益に関わるためです。日本の首相は誰が就任しても、この地域経済共同体の問題を軽視することはありません。資料に掲載されているこの3人の日本指導者を見てみましょう。首相を退任したばかりの石破茂、左が高市早苗、右が小泉進次郎です。この3人は元首相、現職首相、そして後継者として可能性のある次期首相です。これらの日本の指導者たちは、いずれも日本の国益に基づき、日米同盟を日本の安全保障の生命線として堅持すると同時に、東アジア地域の経済協力も重視してきました。したがって、彼らが言う「バランスと安定」こそが日本の外交政策の基盤です。

例えば、退任したばかりの石破茂は、在任中にバランス外交を強調していました。つまり、日米同盟を堅持すると同時に、アジア周辺諸国との関係も良好に保つことを意味します。対米外交に関しては、石破は積極的に協力姿勢を示しました。例えば台湾問題、南シナ海問題、さらに QUAD（日米豪印戦略対話）においても比較的に積極的です。また IPEF（インド太平洋経済枠組み）——バイデン政権が推進するインド太平洋地域の経済同盟——においても、アジア版ミニ「NATO」を提唱するとともに、日米韓三国協力の重要性を強調しました。一方で石破は、日本が米国の単なる「ジュニアパートナー」に留まるべきではなく、米国と対等な関係にあるべきだと主張しています。かつて米国が軍を日本に置くなら、日本も米国に軍を置き、軍事基地を建設することはできるのではないかというような発言をしたことがあります。当然ながら米国はこうした発言を快く思わないでしょう。

対中政策において、石破は中国との交流ルートを維持しました。これは彼のバランス外交の一面であり、後の高市早苗のように中国との関係を断ち切るようなことはしませんでした。しかし石破もまた、いわゆるバランス外交を堅持しました。石破茂は2024年10月に首相に就任する前の8月に先に台湾を訪問しました。下の写真を見ると、石破茂が賴清徳と握手して和やかに談笑している様子がわかります。なぜあの時期に台湾に行ったのか。それは首相に就任すれば台湾に行けなくなることを知っていたからであり、事前に訪問して台湾への支持を示す必要があったからです。首相就任後は習近平と会談しました。資料の中の写真は2024年11月、ペルーで習近平と握手した場面です。彼自身の言葉によれば、これは一種の「バランス外交」です。

全体として石破茂は中国との関係改善を重視しており、特に注目すべきは退任の際に発表した「戦後80年所感」です。村山富市のように過去に侵略したアジア諸国への公式謝罪には至らなかったものの、日本の軍国主義問題について反省の意を表明しました。特に第二次世界大戦中の日本の侵略行為を批判しました。石破の基本的な主張は「日本が20世紀前半に軍部が国家を主導する誤った道を進んだこと」、「軍国主義はアジアに災禍をもたらしただけでなく、最終的に日本自身を滅ぼした」、したがって日本国憲法を堅持し、日本の軍部が外交を支配することを許してはならないと訴えました⁴。これらはすべて、日本外交の複雑さと多面性を反映しています。

日本外交の主軸は五つにまとめられるのではないかと思います。第一に、最も重要なのは日米同盟の堅持です。右側の写真（高市早苗がトランプ大統領の訪日を歓迎する様子）を見ると、ネット上では高市首相がトランプの熱狂的なファンのように大声で喝采を送っていると

⁴ Miranda Jeyaretnam, "How Japan's Outgoing Leader Could Break from Tradition in Talking about World War II." Time, September 10, 2025.

評されています。第二に、中国との関係改善と維持に努めること。例えば今回、高市は発言で中国を怒らせたものの、依然として中国との関係を積極的に改善する姿勢を示しています。第三に東アジア経済共同体の構築を強調すること。第四に国際関係・国際政治への積極的参加と多国間主義の支持です。第五にソフトパワー外交、例えば価値観外交やアニメなどの日本文化輸出を推進すること、これは文化外交の一環でもあります。

日本の今後の方向性についてですが、現在の世界情勢は米中両強、二つの超大国が対峙し、日本は板挟みの状態にあります。日本国内では常に二つの意見が存在しています。外務省出身の退役外交官で、後に防衛大学校教授も務めた孫崎享は、『戦後史の正体：1945-2012』⁵を含む数冊の著書を出版しています。彼は、外務省内部には第二次世界大戦以来、親米路線と親アジア路線の二つの路線が存在し続けてきたと指摘しています。親アジア路線とは、実際には中国に近い立場、いわゆる「チャイナスクール」を指します。外務省内部では当然ながら親米路線が優勢です。しかしアジア接近派が影響力を持たないわけではなく、特に経済界・ビジネス界では東アジアの経済的補完性の重要性を認識し、対中関係改善や日中韓 FTA 推進に積極的な動きが見られています。

先に触れた日本国内の政治右傾化問題は、内政と外交に関連性がある一方、差異も存在します。日本も中国に対して「闘いながらも破局までに行かない」（闘而不破）という方針を強調しています。中日間に対立がありますが、誤った判断による戦争の発生は避けなければなりません。これが「闘いながらも破局までに行かない」という姿勢です。この基盤の上で、依然として中日間の交流、民間と高官レベルの相互往来は重視されるべきです。日中韓首脳会議は当初 2026 年 1 月に開催予定だが、2025 年末の中日関係悪化により延期となりました。再開時期は現時点

⁵ 孫崎享『戦後史の正体：1945-2012』創元社、2012 年。

で未定です。こうした状況は、日本の外交が極めて複雑な局面にあることを如実に示しています。

中国の外交と戦略的思考

次に中国の外交的思考を見てみましょう。中国の政治外交は三つの段階に分けられます。すなわち、毛沢東段階、鄧小平段階、習近平段階です。その間には江泽民、胡錦濤、華国鋒などの指導者は、基本的に前任の路線を継承しました。

各段階には異なる戦略的思考があり、それぞれの時代にそれぞれの使命があります。これらのすべてが日中関係に影響を及ぼしています。毛沢東時代は「三つの世界」論を提唱していました。この理論は、中国と多数のアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国を第三世界に、アメリカとソ連を第一世界に、日本とヨーロッパを第二世界に位置づけました。当時、日本はこの理論における「中間地帯」（第二世界）にあり、中国が取り込もうとする対象でした。

鄧小平時代の戦略的思考は近代化を強調し、改革開放初期には米中国交正常化を実現し、日中友好協力条約を締結しました。中国の近代化を実現することを援助するため、日本はODA（政府開発援助）を提供し始めました。上海近郊の宝山製鉄所をご存知の方も多いでしょう。鄧小平が日本を訪問した際、新日本製鉄を視察し、これをモデルとした製鉄所の建設を日本に要請しました。日本のODAと多数の日本人技術者の支援により、宝山に世界水準の製鉄所が建設され、中国の近代化推進に大きく貢献しました。つまり鄧小平時代は、中国の近代化を実現するため「韬光養晦（才能を覆い隠し、時期を待つ）」の姿勢をとりつつ、広く外国からの支援を受け入れる政策を取っていました。

習近平時代に至り、強調されるのは「中華振興」と「民族復興」です。この三つの段階を観察してみると、一貫性と異なる道筋とも見出すこと

はできます。それは、毛沢東の「立ち上がる」、鄧小平の「豊かになる」、そして習近平の「強くなる」という流れであり、その中核的考えはいずれも中国を世界の舞台に再び立たせることにあります。しかし中華民族の復興の道には重大な障害があります。それが台湾問題です。台湾海峡が統一されなければ、中華民族の全面的な復興は実現できません。これが習近平時代の中国外交における中核的な課題となりました。だからこそ今回の高市早苗の発言は、台湾問題の解決が日本の存立危機に関わることを示唆し、日本の軍事介入を招く可能性があるとのめかししました。これは中国の中核的利益を刺激すると同時に、中国国民の日本に対する戦争記憶と警戒心を呼び覚ましたのです。

中日関係について、まず中国の視点から見た日本のイメージを見てみましょう。そこにはネガティブなイメージもあればポジティブなイメージもあります。まずはネガティブなイメージから見ていきましょう。まず、中国近代史において周知の「百年屈辱」の中、日本は極めて不名誉な役割を果たしました。この歴史については改めて述べるまでもなく、皆が知る日本による中国侵略、例えば日清戦争、下関条約、盧溝橋事件、南京大虐殺などです。下関条約では台湾が日本に割譲され、半世紀にわたり日本の植民地となりました。今日に至るまで、日中関係におけるこの問題は未解決のままです。昨日、日本の友人との会話で、私はこう問いかけました。「なぜ日本の右翼・保守勢力は台湾問題の解決を日本の存立に関わる問題と見なしているのか。心の奥底で、台湾を再び奪還したく、或いは少なくとも日本の勢力圏に組み入れたいと考えている者がまだいるのではないか」と。さらに、日本のエリート層の多くは、南京大虐殺を含む中国で犯した罪を認めず、A級戦犯を祀る靖国神社への参拝を堅持しています。台湾問題では「台湾に事変があれば日本にも事変があります」と主張し、さらに尖閣諸島（中国名：釣魚島）や東シナ海地域をめぐる領土紛争という負の要素も存在しています。日米同盟に対する中国の認識も極めて否定的であり、日本を米国の対中牽制の前線

基地と見なしています。最後に、右翼勢力が日本国憲法の改正、特に平和条項の改正を要求している点も、中国では広く知られた日本に対するネガティブなイメージとなっています。

では、中国では日本に対する良い印象はありませんか。もちろんあります。まず文化の継承です。文化面では、中日両国は一衣帯水の隣国で、深い歴史的絆で結ばれています。歴史的に見れば、両国とも中華文化圏と漢字文化圏に属しています。近代以降、日本はアジア地域で最初に工業化を実現した国であり、最も早く民主化した国の一つでもあります。日本の平和憲法、すなわち憲法第九条は、日本が軍国主義を捨て、再び戦争の道に戻らないことを保障しています。さらに、日本社会の礼儀正しさと規律正しさは広く認められています。中国の改革開放初期には、日本はODAを通じて中国の近代化に相当な支援を提供しました。また特筆すべきなのは、日本の近代化発展モデルが周辺国・地域に模範を示したことです。まずアジア四小龍（韓国、シンガポール、香港、台湾）が相次いで日本の経済発展モデル（輸出志向型経済など）を学び採用し、それぞれの経済的飛躍を実現しました。中国大陆も改革開放以来、この発展モデルを大きく参考にしています。日本は近代化を進める過程で、環境対策やエネルギー開発など他の分野でも先駆的な発展を遂げました。日本の文化、例えばアニメや食文化なども、（中国に）プラスの影響をもたらしています。

したがって、中国における日本イメージは、対照的なネガティブとポジティブの両面を有しています。中国は近代史において西洋帝国主義と日本の侵略・略奪を受け、ほぼ亡国の危機に瀕しました。日本こそが中国に最も深い傷を負わせた国であったため、このネガティブイメージは根深いです。しかし同時に、前述したような顕著なポジティブイメージも併せ持っています。

次に中国の対日政策の変遷を見てみましょう。先ほど述べたように、毛沢東時代の大戦略は「三つの世界」理論であり、中国にとって日本は

第二世界に属し積極的に取り込むべき対象とされました。そのため当時、毛沢東と周恩来が主導した対日関係は画期的な進展を遂げ、1972年の国交正常化をもたらしました。

鄧小平時代は近代化を戦略目標としました。中国の近代化推進には資金、科学技術、市場が必要であり、これらは先進国、すなわち米国、日本、欧州からしか得られませんでした。鄧小平が復権後、最初に訪れた国は日本であり、アメリカへと向かったのはその後でした。1978年鄧小平訪日時、普段は東京から大阪への移動が飛行機のはずだったが、鄧小平は飛行機を拒否し新幹線を選びました。当時のドキュメンタリーを見ると、新幹線車内で鄧小平が二つの言葉を口にしていました。一つ目は「速い」、二つ目は「我々も持たねばならない」でした。半世紀前、当時多くの中国人がその存在すら知らなかった新幹線に初めて乗った鄧小平。今や中国の高速鉄道網は世界一となり、日本を凌駕しただけでなく、世界の他国を合わせた総延長をも上回っています。先ほど触れた宝山製鉄所も同様です。つまり中国の近代化が始動する段階で必要だった資金、技術、市場において、日本は大きな役割を果たしました。もちろん日本の輸出志向型発展モデルも中国にとって大きな参考となりました。

江沢民時代に入ると、歴史問題が日中関係における優先課題となり、同時に日本国内の政治的右傾化も加速しました。そのため日中関係は明らかな後退をたどりました。中国国内でも対日政策をめぐる議論が展開されました。2002年、中国の雑誌『戦略と管理』に複数の学者が論文を発表し、対日関係を大戦略の観点から考えるべきだと主張しました。

習近平時代、すなわち現在の時代において、焦点は現代化を実現した上で中華民族の全面的復興を達成することであり、台湾海峡の統一は中国の大戦略における最重要課題となりました。トランプ大統領の第一期以来、米中関係は対峙状態にあるため、アジア太平洋地域の国際関係における日米中という大きな枠組みの中で中日関係と、それが米中パワー

ゲームに与える影響を考える必要があります。

ここで、日中国交正常化以来の発展におけるいくつかの歴史的軌跡を振り返ってみましょう。中日両国が相互認識をしていく中、最も重要な要素は何でしょうか。私の理解によりますと、これは「相互信頼」です。相互信頼があれば、どんなに大きな問題も小さなことに過ぎません。相互信頼がなければ、些細な問題でも重大な対立の導火線となり得るといえます。ここに一つの例をあげましょう。1972年に、田中角栄首相と大平正芳外相が北京を訪問し、中日関係の新たな時代を切り開きました。当時、中日関係を打開することは容易ではありませんでした。周恩来首相が見送りの際に筆で六文字を書きました。これは、「言必信、行必果」で、つまり「言った以上は必ず実行し、行う以上は断固としてやる」という意味です。中日関係には数えきれないほどの問題が絡み、まさに千難万阻だったからです。田中角栄は周恩来に返礼として「信為万事之本」と書かれた掛け軸を贈りました。両国指導者が漢字の掛け軸を交換したことは、東洋の文化的伝統を体現しています。最近ある映像を見ました。そこには当時両国の指導者が書物を交換する場面が再現されました。

毛沢東主席は田中角栄と会見した際、『楚辞集注』という古典を贈りました。この写真を見てください、この中国の古典です。現在も中国と日本の学者たちはこの贈書の意義について研究を続けており、諸説があります。興味のある方はさらに議論を深めて進んでもらいたいが、ここでは詳しく述べません。

胡耀邦が中国指導者を務めていた際に、3000人の日本人青年を招待する大規模な訪中事業を主導しました。当時の接待チームの責任者は共青团中央書記の胡錦濤でした。この3000人の日本人青年の中には後に日本の首相となった人物が二人おり、菅直人と野田佳彦です。野田佳彦は首相就任後、「私は日中友好の子だ」と述べたほどです。こうした経緯から、国交正常化後の日中関係は頂点に達し、蜜月期と呼べる状態にあったと言えます。

胡耀邦は指導者間の友好関係を非常に重視し、中曽根康弘首相一家(夫人や子供を含む)を中南海に招いて家庭の宴を開いたこともあります。これにより日中関係は更なる一段に前進しました。その後、中国国内で一連の政治的出来事が起こり、胡耀邦の対日政策や 3000 人の日本人青年訪中問題及びその他の様々な行為に対する批判が展開されました。この時期に中曽根康弘は靖国神社を参拝しましたが、中国側の批判と抗議に従って、「今後参拝しない」と表明しました。彼は「参拝しないのは政治的信念が変わったからではなく、親友である胡耀邦が困難に直面しているためだ」と述べました。アジア人として、東洋人として、これ以上の必要のない負担を友人にかけろべきではないと。これらは非常に興味深い展開でした。

その後 2012 年に尖閣諸島(釣魚島)での対立が発生し、中日関係は後退しました。中曽根元首相は「東洋の問題は東洋の知恵で解決すべきであり、必ずしも西洋の手法に頼る必要はない」と述べました。この言葉は周恩来の「言必信、行必果」や田中角栄の「信は万事の根本」という往事を思い起こさせました。日中関係の大きな枠組みをいかに東洋的な方法で解決するかは、重大な課題です。

さて、今日を見てみましょう。高市早苗の台湾関連発言以降、中国側は四つの側面、すなわち経済、戦略、軍事、外交から、対抗措置を取っています。ここには日中間の民間交流も含まれています。昨日、山梨学院大学の青山学長と昼食を共にした際、学長は「日中関係の悪化で、今後中国の留学生が日本へ留学する際に影響が出るのでは」と懸念を示されました。本日も講義で学長と再会し、この問題について議論を続けました。今回の日中関係の悪化は、両国間の文化・教育交流に大きな打撃を与えています。

中日関係が悪化し続ければ、両国の経済貿易交流にも深刻な影響を及ぼします。双方は手持ちの経済的武器を駆使して相手を攻撃すると思われます。例えば日本はハイテク分野で、中国は希少資源(例えばレアア

ス）で⁶、両者とも損をするという誰も望まない状況が生じてくると思います。

中国は対日外交の戦略レベルでどのように考えているのでしょうか。声明発表や観光制限に加え、中国側は明確に琉球問題、すなわち琉球の正当な帰属問題を提起しています。資料の中の地図を見ると、琉球は中国と日本の中間に位置し、歴史的には中国の属国であり、アジア太平洋地域の貿易拠点でもありました。後に日本は武力により琉球を二重属国（明と日本に同時に朝貢する状態）に追い込みました。その後、日本は琉球を直接併合し、沖縄と改称しました。第二次世界大戦中、琉球は米日間の激しい戦闘に巻き込まれ、琉球の人々は甚大な苦難と犠牲を強いられました。1972年に、米国は琉球の管轄権を日本に譲渡しましたが、今日まで使われている表現は「施政権」、つまり管理を任せるだけで、日本領有を認めたわけではありません。

琉球問題は第二次世界大戦の戦後処理問題にも関連します。ポツダム宣言の規定によれば、日本の領土は九州、本州、北海道、四国、および連合国が承認した周辺島嶼に限定され、琉球は含まれていません。長年にわたり中国は琉球問題に注力する余裕がなく、特に日中友好期にはなおさらでした。しかし近年、日本が台湾問題を頻繁に持ち出すため、中国は琉球問題を提起せざるを得なくなりました。これは歴史的に未解決の実質的問題だと同時に、日中パワーゲームの外交手段でもあります。中国側は琉球との属国関係を回復する意向を示していないが、法理上この問題を明確にしようとしています。この点では具体的な行動も取られています。沖縄県知事玉城デニーは最近数回にわたり中国を訪問し、北京郊外の通州で当時の琉球人墓道を参拝したほか、福州の琉球記念館も視察しました。つい先日、玉城デニーが中国から帰国すると、日本外務

⁶ Elizabeth Economy, "How China Wins the Future: Beijing's Strategy to Seize the New Frontiers of Power" *Foreign Affairs*, Vol. 105, No. 1 (January/February 2026), pp. 58-73.

省が不快感を示したなど、現在この件は処理中です。琉球問題は未解決であり、これも中国が握る一枚のカードです。

では、中国の軍事外交上の反撃はいかに表れているのでしょうか。一つは、中国の海警船が尖閣諸島周辺に進入し、主権を宣言していることです。外交面でも動きがあり、傅聡中国国連代表は、台湾問題に関する日本の言動が戦後の国際秩序を破壊するものだという書簡を、すべての国連加盟国に送付しました。傅はさらに、日本の国連安保理常任理事国入りに「資格がない (not qualified)」と指摘しています。中国が国連でこの問題を明確に表明したのは初めてです。さらに中国は国連で北海道の人権問題、すなわち日本の少数民族であるアイヌ族に対する差別問題をも提起しました。

中国側は高市早苗に発言の撤回を要求しましたが、彼女は現在まで撤回しておらず、日本国内で高い支持率を維持しています。この数日、日本を訪れた私は友人らと、中日間の衝突をコントロール可能な範囲に収め、無限にエスカレートさせない方法を議論しています。そのためには対話のルートと妥協のきっかけが必要です。かつて中国漁船衝突事件後、両国関係が最悪となった際、日本側は重要な代表を北京に派遣して対話し、妥協点を見出しました。しかし日本側には、当時のように双方が受け入れられる重要人物が、現在不足しています。かつて自民党は公明党と長期にわたり連立政権を構成し、公明党の指導者は池田大作以来一貫して北京と良好な関係を維持してきたため、対話には問題がありませんでした。しかし現在、自公連合は解消されており、日本が中国との対話ルートを模索する過程では大きな苦労を強いられています。とはいえ、この問題は最終的に解決されねばならず、双方が積極的に努力し、互いに向き合う姿勢が求められます。

政治関係の正常化が進む一方で、中日間の経済分野における協力には依然として大きな余地があります。これは主に、東アジアの三大経済体である中国・日本・韓国の協力と相互作用に表れています。資料の中の

写真をご覧いただきたい。半年前に東京で開催された日中韓外相会合で、石破茂が外相たちと会談し、2026年1月に東京で三国首脳会議を開催することで合意しました。現在、中日関係の悪化によりこの一連の活動は延期されてしまいましたが、これは中日間の経済貿易活動が停止することを意味しません。むしろ、二国間関係に転機が訪れた際には、日中韓は依然として協力によるウィンウィンを推進すべきであり、先ほど言及した RCEP は既に確立された効果的な協力メカニズムです。

米国の戦略的思考

米国の戦略的思考については、まず半世紀にわたる米国の東アジア政策を整理してみましょう。1972年のニクソン訪中により米中協力の扉が開かれました。1980～90年代、米国は経済面で米国に迫る日本を米国の最大の挑戦者と見なし、日本叩き（Japan Bashing）政策をとりました。これに対し日本国内では「同盟漂流」論争が巻き起こりました⁷。しかし1997年、日米双方の有識者の共同努力により新たな日米同盟の指針が策定され、2015年には両国が日米同盟を再確認しました。米国の東アジア政策は「Japan First」、すなわち日本を優先に考慮するというものへと転換しました。

この間、同盟漂流が再燃する段階がありました。2009年から2012年の民主党政権、つまり鳩山由紀夫、野田佳彦、菅直人の三首相の在任期間中、日本は再び米国から離れる傾向を見せました。特に鳩山首相が提唱しました米国・中国との対等な三角外交政策はその典型でした。この漂流傾向は2012年に安倍晋三が再登板するまで続きました。その頃、米国のオバマ政権が発足し、「アジア回帰」戦略を掲げ、矛先を中国に向けたため、日本は当然ながら米国の東アジア政策における重要な

⁷ 船橋洋一『同盟漂流（Alliance Adrift）』岩波書店、2006。

支点となりました。2018 年、トランプ大統領の第一期において、米中貿易戦争が勃発したと同時に、朝鮮半島、台湾海峡、東シナ海、南シナ海という四つの重要戦略地域で、米中戦略パワーゲームが展開されました。バイデン政権の4年間は基本的にトランプ政策を継承しましたが、唯一の違いはバイデンが多国間主義、すなわち「3・4・5」を重視しました点です。3とは米日韓、4とはクアッド、5とはファイブ・アイズ（英米豪加ニュージーランド情報同盟）を指し、さらにユーラシア連携、AUKUS（豪・英国・米同盟）や NATO プラス（北大西洋条約機構に日本・韓国・豪州・ニュージーランドを加えた枠組み）もあります。

ハーバード大学教授で世界トップクラスの戦略学者ジョセフ・ナイは、日米関係の断固たる支持者です。彼は新世紀における日米同盟が米国の国家安全保障と軍事戦略にとってこれまで以上に重要だと繰り返し強調し、回転ドア政策を通じて米国防総省に就任した際には、米軍と自衛隊のさらなる統合と高水準の協力の実現、さらには日本をファイブ・アイズ同盟の情報共有に参加させることを推進しました。米国による日本へのこの戦略的評価は、今日に至るまで継続しています。

2025 年、トランプ大統領の第二期任期が始まり、彼は「MAGA（アメリカを再び偉大に）」のスローガンを掲げました。この時期の米国の戦略的思考は依然として、国際システムにおける米国の指導的地位を確保し、他国からの挑戦を許さないことでした。中国は主要な挑戦者だと、当然ながら競争対象となりました。しかし、数度にわたる貿易戦争を経て、米国は大きな利益を得られなかったため、世界第二位の経済大国中国との共存の道を見出す必要は出てきました。2025 年の釜山 APEC 首脳会議期間中、トランプと習近平は首脳会談を行い、トランプは G2 という概念を再提起し、米中が手を携え、いくつかの地球規模の問題を解決することを望みました。中国の現代化にとって、1979 年の鄧小平の訪米による国交樹立から今日に至るまで、最も重要なのは依然として米国要因、すなわち米中関係です。2025 年の釜山首脳会談では、トラン

プが2026年4月に中国を訪問し、習近平も2026年末に米国を訪問することが決定されました。これらの出来事は、米中双方が相手国を最重要国として扱うという戦略的配慮を表れています。

今回の日中関係の摩擦を受けて、トランプは習近平と高市早苗にそれぞれ電話をかけ、二国間関係について議論したほか、東アジア地域の安定への懸念も表明しました。ウォール・ストリート・ジャーナル紙によれば、トランプは高市早苗に対し、台湾問題に関して慎重な発言を求め、東アジア地域の安定を損なわないよう要請しました⁸。その後、日本外務省は通話内容にそのような意図はなかったと否定しました。しかしいづれにせよ、米国は日本の対中強硬姿勢に反対していないが、現段階では日本が台湾問題をめぐる中国との紛争を引き起こし、米国も巻き込まれることを望んでいませんから、東京に慎重な対応を求めているわけです。一つ確かなのは、日本が米国のインド太平洋戦略における主要な支えだということです。米国にとっては、日米同盟やIPEFなどの経済枠組みが東アジア地域における重要な基盤です。しかし同時に、日本側が日中関係を損なうことで、米中関係を混乱させることも許されません。この微妙なバランスにも注目すべきです。

米中パワーゲームと第三者の役割

米中両国が長期にわたり対峙する過程において、第三者の出現は非常に重要かつ特殊な意味を持っています。日本、ロシア、EU、インド、ASEAN、朝鮮半島などの国・地域はすべて第三者として考慮され、米中の争奪対象となりえます。ここで提起すべき問題は、世界政治の舞台における米中関係は覇権争いを中心とするものか、それとも特定の分野

⁸ Reuters, “Trump told Japan’s PM to lower the volume on Taiwan, WSJ report”, November 26, 2025.

において共同でガバナンス可能性もあるものなのか、という点です。

全体的に見て、米中日の三者間の相互作用において、米国が優勢を占めています。資料の中の図を見ると、上の線は日本の国民が米国に対して抱く「好感度」を示しています。下の線は中国に対する「好感度」を示しています。1980年代には、日本国民の米国と中国に対する好感度はほぼ同水準でした。つまり米国にも中国にも親近感を抱いていたが、1990年代に入ると中国への好感度は低下の一途をたどり、米国への好感度は高い水準を維持しています。実際、日米相互の好感度は高い水準にある一方で、両国民とも中国への好感度は大幅に低下しています。

大国戦略の研究には、最も重要な要素は優先順位の問題です。米国の対日戦略は、そのグローバル戦略の中に位置づけられています。米国のグローバル戦略には三つの柱があり、欧州には英国、アジアには日本、中東にはイスラエルです。もう一つの問題は、全方位的な国家戦略とは何かということです。先ほど触れた米国の戦略家ジョセフ・ナイ (Joseph Nye) は、この問題について次のように論じています。すなわち、国家の正しい外交戦略は三本足の椅子のようなもので、第一の足が経済貿易、第二の足が政治外交、第三の足が戦略的安全保障ということです。この三本足はすべてが不可欠であり、米国は、日米間の貿易摩擦を理由に日本という重要な戦略的パートナーを失ってはならないし、したがってあらゆる手段を尽くして日本という戦略的同盟国を維持するはず です。

中国の戦略的思考にも優先順位概念が内在しています。毛沢東の革命から鄧小平の現代化、そして習近平の中華復興へと、つまり「立ち上がり、豊かになり、強くなる」という過程において、時代ごとに異なる戦略的重点が存在します。

日本の戦略的思考は日米同盟の堅持、すなわち「 $1 + 1 > 1$ 」の相乗効果にあります。同時に経済安全保障、つまり東アジア経済共同体の安定的な発展にも配慮し、さらに文化外交を展開しています。日米中パワーゲームにおいて日本はどのような役割を果たすのか。強調したいの

は、日本がアジア太平洋地域の四つのホットスポット——台湾海峡、南シナ海、東シナ海、朝鮮半島——において、歴史的にも現実的にも深く関与しているのは事実です。日米中の三角関係では、どの国も単独で「1」になることを望まず、他国と組んで「2」を形成しようとしています。つまり、二対一の構図における「1」になりたくありません。したがって米国が懸念するのは同盟国の離反、つまり日本が離れていくことです。日本が懸念するのは米国の「頭越し外交」、つまりワシントンが東京を迂回して直接北京と接触することです。中国が懸念するのは、かつて安倍晋三が提唱し、現在も高市早苗が強調する「台湾有事が日本有事となり、日米同盟有事となる」ということです。

このように見て、中国外交は二つの重要なポイントに直面しています。第一に、中国の台頭においては米国が鍵を握っていること。第二に、米中パワーゲームにおいては日本が重要な位置を占めることです。外交のパワーゲームにおいては、機会と危機が同時に現れることが多く、機会はしばしば一瞬で消え去ります。正しい判断を下すためには、政策論争を展開し、ポピュリズムに支配されてはならない。この仕組みの構築は、国益を守るために極めて必要です。

経験の共有

したがって、私自身の経験も共有させていただきます。私は数名の日本の首相と接触したことがあります。資料の中の写真が安倍晋三です。20年前の2005年、彼が首相就任前にワシントンで米国の「面接」を受けた際に、国務省高官との会談に加え、ワシントンの東アジア問題専門家らを昼食会に招待しました。私も同席しました。昼食会で安倍は日本の外交について演説し、その後質問を受け付けました。当時の首相であった小泉純一郎は「日本が米国との関係を良好に保てば、中国や韓国との関係も自然と改善される」という発言をしました。これについて私は安

倍に「これは日本が明治維新以来の『脱亜入欧』路線を依然として歩んでいる、という意味を示していますか」と質問しました。安倍は即座にこう答えました。「違います。私が首相に就任した後は中間路線を実行する。日米同盟を堅持しつつ、中国との関係も改善する」と述べました。翌年、首相として初めて訪問した国は米国ではなく中国と韓国でした。つまり彼も中国・韓国との関係改善を積極的に図ろうとしていたのです。後にニューヨーク・タイムズ紙はこの発言を受け、日本が「中間路線」を模索していると報じました。私は後に『日本学刊』誌に掲載した論文でこの表現を借用しましたが、修飾語を加えて「方向性を持つ」中間路線と表現しました⁹。これは日本外交において既に共通認識となっており、日米同盟が外交の基盤である一方、米中両国との関係を模索し、可能な限りバランスを保つ姿勢を維持しています。ただし、時代や指導部、環境の違いによって、異なる方向性が現れることもあります。

私は2016年と2017年二度にわたり日本の大分県を訪問し、元首相の村山富市にお会いしました。資料の中の写真はその時のインタビューの様子です。村山は首相在任中、アジア諸国に対して正式に謝罪した最初かつ唯一の首相であり、日本の侵略行為について謝罪しました。私は最初に彼の事務所を訪れ、二度目は自宅にお伺いしました。私たちは日本の外交政策と日中関係について詳細に議論しました。村山は日本の謝罪は必須であり、正しい行為だと考えていました。当時90歳を超えていましたが、ご家族の話ではまだ自転車ですぐに買い物に行くほど元気でした。先日、100歳で逝去されました。

2018年、アメリカン大学で教鞭を執っていた際、ある電話を受けました。相手は鳩山由紀夫首相の補佐官と名乗り、鳩山首相の訪米日程調整を担当すると説明しました。鳩山首相が私と夕食し、意見交換を希望

⁹ 趙全勝、「日本外交の主流思维: 帯傾向的の中間路線」、『日本学刊』2009年第一期（总第109期），第16-27頁。

していると伝えました。私はもちろんこの機会に喜びを感じました。長年に日本を研究する中で、鳩山首相の政治・外交的立場を理解していたわけです。夕食会では深く意見交換しました。彼は首相在任1年間で達成できなかった二つのことが最も残念だと、一つは東アジア地域経済共同体の推進、もう一つは沖縄問題だと語りました。首相選で「就任後、米軍基地を沖縄から完全撤収させる」と公約したからです。これは当然ながら実現困難な課題です。結局、米軍基地は撤収されず、首相も1年で退陣しました。しかし彼はその後も、この二つの願いのために奔走し続けています。こうした日本首相との直接接点の経験は、私の学習と研究に大いに役立っています。

ここで皆さんと共有したいのは、米中日戦略的パワーゲームに関する私の研究成果です。このスライドに示しましたのは、最近出版した2冊の書籍で、英語版タイトルは *Great Power Strategies: The United States, China and Japan*（英国の出版社より3年前に刊行）¹⁰。中国語版は台湾の五南出版社より2019年に刊行された『中美日大国戦略』です。昨日、熊達雲教授と共に山梨学院大学の青山貴子学長を表敬訪問し、これらの書籍を贈呈するとともに、深い意見交換を行いました。

もう一つ触れておきたいのは、中国を含む多くの大学における国際関係・地域研究は活発化しつつあるということです。実は高等教育機関だけでなく、多くの有名な商業・テクノロジー大手企業もこの分野の研究を重視し始めています。従来、これら的大企業は数学・物理・化学・工学などの分野の人材を集中的に採用しているが、現在では多くのテクノロジー大手企業は（例えば中国大陆のファーウェイや台湾のTSMC）国際関係学専攻の人材を採用し始めています。なぜならば、これら的大企業は、事業をさらに拡大するためには、必ずグローバル展開の路線を

¹⁰ Quansheng Zhao, *Great Power Strategies: The United States, China, and Japan*. London: Routledge, 2022 (paperback, 2023). 310pp.

進む必要があり、したがって国際関係の専門家に相談し、助言を求める必要があるからです。この分野において米国は一貫して非常に重視しており、世界的に有名な数多くのシンクタンクがあるだけでなく、効果的な仕組みも確立しています。例えば米国議会は、経済や国際問題で論争のある問題について頻繁に公聴会を開催しています。私自身も2017年に米国議会に招かれ、高速鉄道の発展問題について証言し、日本、ドイツ、フランスの上級管理職と共に高速鉄道の発展問題について証言と議論を行いました。

海外在住の華人学者も政治評論や時事評論に積極的に参加しています。我々は「グローバル華人政治学者フォーラム」を設立し、「海外看世界」と「兩岸研究会」を創設しました。WeChat プラットフォームやオンライン会議を通じて、国際関係の発展や台湾海峡問題について知恵を集め、深い議論を展開しています。例えば2025年10月下旬に高市早苗が首相に就任した後、「海外看世界」では日本の政治外交の行方について一連の速報コメントを行い、「今日頭条」でも同様の議論を組織しました。国内外の学者30～40名を招き、在日華人学者も多数参加。山梨学院大学の教授2名に加え、早稲田大学、国立政策研究大学院大学、慶應義塾大学、拓殖大学、東洋学園大学、東京経済大学、法政大学、日本大学、山梨県立大学、関東学院大学、桜美林大学、周南公立大学、杏林大学、東洋大学、そして『日本華僑報』など、日本在住の専門家・学者17名も参加しました。資料の中の画像は「海外看世界」のQRコードです。ご興味のある方はフォローしてください。

まとめ

最後にまとめておきたいと思います。今回の講演は高市早苗の「台湾有事」発言を起点に、米中日パワーゲーム、特に日本・米国・中国の国内政策論争とそれぞれの外交に与える影響について以下のような項目に

そって分析してみました。

- ・日本の戦略的思考と外交の主軸
- ・中国の戦略的思考と日中関係
- ・米国の戦略的思考と日米同盟
- ・米中日の三者間の相互作用
- ・優先順位の変化の重要性

本日の講演の結論は、第二次世界大戦時に英国首相チャーチルが述べた「永遠の敵も永遠の友もなく、永遠の利益のみがある」という言葉に集約できます。国際関係は常に、各国の国益を守る前提のもとで、絶え間ない変化に満ちています。資料の中の写真が示しているように、2025年10月から11月にかけて、トランプ、習近平、高市早苗が東京と釜山で相次いで首脳会談を行いました。さらに2026年には、トランプ大統領が4月に訪中し、習近平国家主席が年末に米国を訪問するという予定があります。ただ日中両国の首脳会談のみが不確定なままです。

講演の最後には私自身の経験も共有し、国際関係学と地域研究が発展途上の学問分野として持つ重要性に言及しました。本日は以上をもちまして講義を終わります。ご清聴ありがとうございました。

（山梨学院大学講演会（記録要旨）2025年11月28日）

大国のパワーゲーム、「半冷戦構造」と 北東アジアの多国間安全保障協力

韓 献棟、賈 希銘

大国のパワーゲームやウクライナ危機などの要因により、現在の国際情勢は大きな変動と調整のプロセスにあり、その最も顕著な特徴は不安定性である。この不安定性は主に以下の三つの側面で表れている。第一に、大国間の関係が不安定かつ不確実であること。大国関係の在り方は、もはや従来のように協力を主体とするか競争を主体とするかではなく、不安定かつ不確定な形態を示しており、大国関係の将来に関する予測を困難にしている。大国関係は国際構造と国際システムの基本的な枠組みと形態を決定づけるものであり、大国関係の不安定さと不確実性は、地域諸国間の関係にも波及して変動をもたらしている。

第二に、国内政治の不安定さである。多くの国で国内政治の亀裂が拡大・深化し、政治的分極化が生じている。政府が直面する国際・国内環境がより複雑的になりつつある中、政府の行政課題と難しさはさらに増大し、支持率の低迷を招いている。米国も例外ではない。ギャラップが2025年12月に実施した世論調査によると、トランプ大統領の支持率はわずか36%で、第二期政権発足後最低の記録を更新した¹。日韓の国内政治も動いている。日本では2025年7月の参議院選挙で、26年間続いた自民党・公明党の与党連合が惨敗した。自民・維新連立政権が突然の国会解散を奇策にし、衆議院で2/3以上の議席を獲得し

韓献棟 (Han XianDong)、中国政法大学政治与公共管理学院教授、朝鮮半島研究センター長。

賈希銘 (Jia XiMing)、中国政法大学政治与公共管理学院博士後期課程。

¹ <https://news.gallup.com/poll/203198/presidential-approval-ratings-donald-trump.aspx>

たものの、物価高の抑制と国民の所得引き上げや積極的財政政策の成否次第で高市長期政権が試練を受けなければならぬのが現実であろう。2024年末から2025年初頭にかけて、韓国では極めて危険な政治的変局が起きた。米国主導のパワーゲームと関税戦争が世界経済の低迷を招き、民生の悪化は国民の思考を過激化させるだけでなく、極右の急激な政治家の台頭を促した。国民は伝統的な政治家に対して広く不満と不信を抱き、権威的政権や能力主義的政権の出現を期待している。これは、非伝統的な政治家、右翼勢力や政治家、過激な政治家の台頭を招き、さらに過激な外交・安全保障政策の打ち出しを促している。従って、過激な外交・安全保障政策は、国際情勢や国家間関係の不安定化を招く重要な要因となった。2026年初頭のトランプ政権によるベネズエラへの軍事行動、グリーンランド島をめぐる動向、そして日本の高市早苗首相の「台湾有事」発言による日中関係の悪化は、この点を裏付けている。

第三に、地域紛争は顕在化・拡大化・長期化の傾向を示している。地域紛争と大国のパワーゲームとは連関性がある。大国の利益範囲は広く、国際的な動員能力も強いいため、ある地域でのパワーゲームが迅速に他の地域に影響を波及していく。地域間の連関性・連動性が高まった結果、地域紛争は多くの地点で発生し、長期化する傾向が現れている。ウクライナ危機は4年間継続し、パレスチナ・イスラエル紛争は2年以上経っても完全に終結しておらず、南アジアではインドとパキスタン、東南アジアではタイとカンボジアの間でも武力紛争が勃発していた。北東アジア地域も大国のパワーゲームとウクライナ危機の直接的な影響を受けており、武力紛争が発生していないものの、地域の力構造はすでに、そして現在も深刻な変容を遂げつつある。

一、大国のパワーゲームを背景とした朝鮮半島と北東アジア 地域安全保障の構造

1. 「半冷戦」構造の形成

大国間の戦略的パワーゲームは、2017年にトランプ政権が発足してから激化の一途をたどり、特に2022年2月のウクライナ危機の勃発が、北東アジア諸国の安全保障政策に深刻な影響を与え、安全保障政策の戦略的調整が迫られた。北東アジア地域の力構造もこれによって重大かつ深遠な影響を受けてしまう。

北東アジア地域では、大国が林立し、同盟関係が集中している。大国の政策は、同盟メカニズムを通じて直接的に地域の同盟国に伝えられ、大国関係の在り方もこの地域で直接に反映される。これらの要因は北東アジア諸国の認識と行動に深い影響を与えている。

日本の状況を見てみよう。2015年以降、新興国の台頭によって引き起こされた国家間の「勢力均衡の変化」は、日本の『外交青書』における国際情勢の特徴に関する主要な認識と判断となっている。2017年にトランプ政権が「[より競争的な世界 (A More Competitive World)]」を提唱し、中国に対する戦略的抑圧政策を開始した。その後、2019年版『外交青書』は初めて「政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化している」と指摘し²、2021年版『外交青書』は世界が時代を画する変化を経験していると認識した³。ウクライナ危機発生後、日本はこれが「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり」と指摘し⁴、「日本周辺の

² “International Situation and Japan's Diplomacy in 2018,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, <https://www.mofa.go.jp/files/000527146.pdf>, p.12.

³ “International Situation in 2020 and Outlook for Japan's Diplomacy,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, <https://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/2021/pdf/pdfs/1.pdf>, p.16.

⁴ “Diplomatic Bluebook 2022,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, <https://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/2022/pdf/pdfs/1.pdf>, p.15.

安全保障環境は戦後最も厳しい状況にある」、「ロシアは極東・東アジアにおいても対外的な活動や軍事活動を活発化させており、特に中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である」と表明した⁵。更には、「ロシアの行動は国際秩序のルール形成基盤を軽んじており、インド太平洋地域、特に東アジア地域においても同様の深刻な状況が発生する可能性を排除できない」と主張した⁶。こうした認識に基づき、日本は米国主導の対ロシア制裁に全面的に参加し、ウクライナに軍事支援を含む援助を提供しただけでなく、2022年12月には内閣が『国家安全保障戦略』、『国家防衛戦略』、『防衛力整備計画』という「安保戦略三文書」を承認し、安全保障政策を戦略的に調整した⁷。同時に日本は、日米同盟をさらに強化し、2024年4月の日米首脳会談では、同盟関係は60年余りで最大規模なアップグレードをさせられ、「朝鮮半島有事」、「台湾有事」といった紛争シナリオを直接に視野に入れ、積極的且つ攻撃的な性格を表していった。

大国の戦略的パワーゲームについて、韓国政府は2018年以降、大国の地政学的競争が加速し、新たな安全保障上の脅威が顕在化し、米中競争も表面化したとの見解を示している⁸。しかし、韓国学界や戦略研究界の国際情勢に対する認識と評価はより深刻だった。一部の韓国学者は、「新冷戦」、「米中新冷戦」という用語を使い始め、「新冷戦時代」において韓国が、米中間で採ってきた「ヘッジ戦略」や「曖昧戦略」はもはや

⁵ “Diplomatic Bluebook 2023,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, <https://www.mofa.go.jp/files/100523117.pdf>, p.5.

⁶ “National Security Strategy of Japan,” Japan Ministry of Defense, December, 2022, https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/pdf/security_strategy_en.pdf, p. 2.

⁷ 項昊宇：《日本安保“三文書”初探：战略转型与前景展望》，载《和平与发展》2023年第1期，第97页。

⁸ 韩国外交部：《外交白皮书2019》，第8页，https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4105/list.do。

持続不可能となり、戦略的明確化が必要だと主張している。このような認識は2022年5月、保守勢力の政権復帰と尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権の発足に伴い、国家政策へと転換された。

尹錫悦政権は「価値観」外交の旗印の下、全面的に米国に追随し、北朝鮮を「敵」と再定義しただけでなく、米韓同盟を強化し、北朝鮮に対する抑止拡大と人権圧力政策を再開した。さらに一方的に対日政策を調整した。米国のバイデン政権はこれを機に、米韓日の三者安全保障協力体制を構築した。2023年8月、日米韓首脳がキャンプ・デービッド・サミットを開催し、「キャンプ・デービッドの精神」、「キャンプ・デービッドの原則」など文書に署名したことは、日米韓三カ国による「準同盟」体制の形成を印象付けた。

大国の戦略的パワーゲームとウクライナ危機の勃発は、北朝鮮の外交安全保障戦略にも深い影響を与えた。一部の国の学者らは現在の国際情勢を「新冷戦」の幕開けだと指摘しているが、公式レベルでこうした認識を表明しているのは北朝鮮だけである。2022年12月末に開催された朝鮮労働党第8期6中全会拡大会議では、国際関係の構造が明らかに「新冷戦」体制へと転換していると明確に指摘された。「2022年以降、米国は様々な核攻撃手段を頻繁に導入し、経常的に南朝鮮に配備することで、わが共和国に対する軍事的圧力を最大限に強化すると同時に、日本・南朝鮮との三角共助を大々的に加速させ、『同盟強化』を看板に掲げ、『アジア版NATO』のような新たな軍事同盟の構築に躍起になっている」⁹。しかし、わずか半年前の2022年6月に開催された労働党第8期第5回中央委員会総会では、このような認識が取り上げられず、「国際政治情勢が急激に変化し、朝鮮半島地域の安全保障環境が緊張に向かっている」

⁹ 《关于朝鲜劳动党中央委员会八届六中全会扩大会议的报道》，2023年1月1日，<http://www.rodong.rep.kp/ko/index.php?MTJAMjAyMy0wMS0wMS1OMDAxQD-E1QDFAQDBAMQ==>。

という内容に留まった。バイデン政権による中国への戦略的圧力強化、ウクライナ危機の勃発とその長期化、米韓同盟の強化と対北朝鮮抑止力強化が、明らかに北朝鮮の国際情勢認識と判断に影響を与えた。こうした認識と利益判断に基づき、ウクライナ問題では北朝鮮は完全にロシア側に立ち、国連のロシア関連決議や「ドネツク人民共和国」「ルガンスク人民共和国」の独立問題において、ロシアへの断固たる支持を示した。2023年7月27日に、北朝鮮は祖国解放戦争勝利70周年記念行事を開催し、ロシアはショイグ国防相を団長とする軍事代表団を派遣して朝鮮を訪問し、両国が軍事協力関係の強化意向を示した¹⁰。その後、金正恩氏は9月14日にロシアを訪問し、ロシア極東アムール州にあるボストーチヌイ宇宙基地でプーチン大統領と「歴史的会談」を行った。「帝国主義者が人類の自主的進歩と平和的な生活を踏みにじる軍事的脅威・挑発と強権的横暴に対する共同戦線において、戦略的・戦術的協力をさらに緊密化し、相互に全力で支持し、緊密に協力するなどの重要問題と現在の協力事項について誠実かつ率直に議論し、満足できる合意とコンセンサスに達した」¹¹。露朝関係はさらに進展し、最終的に2024年に軍事同盟関係を再構築した。2024年6月に、プーチン大統領は24年ぶりに北朝鮮を訪問し、両国は「包括的戦略的パートナーシップ」条約に署名した。同年10月に、北朝鮮はロシアに軍を派遣し、ロシア・ウクライナ紛争に参加することで、露朝軍事同盟関係が最終的に形成された。

同時に、北朝鮮の対韓国政策も大幅に見直された。金正恩は2023年12月に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第9回総会拡大会議では、「北南関係は、これ以上、同族関係、同質関係ではない敵対的な両

¹⁰ 《国防部长绍伊古率俄罗斯联邦军事代表团抵达平壤》，朝鲜劳动新闻网站，2023年7月26日，<http://www.rodong.rep.kp/cn/index.php?MTJAMjAyMy0wNy0y-NiIIMDA2QDElQDFAQBDBAMw=>。

¹¹ 《敬爱的金正恩同志与俄罗斯联邦总统普京同志举行会谈》，朝中社，2023年9月14日，<http://www.kcna.kp/kp/article/q/12825c828f2c19519cdc394bec9a51d9.kcmsf>。

国関係、戦争中にある両交戦国関係に完全に固着された」との指摘があり、「二つの敵対国家論」が提唱された。この位置付けに基づき、北朝鮮は相次いで対韓関係を担当する機関の廃止、金日成が残した祖訓である「祖国統一三大憲章」の削除、憲法の改正、祖国統一三大憲章記念塔の撤去等措置を取って、さらに非武装地帯北側で南北を結ぶ道路を爆破した。

このように、朝鮮半島と北東アジアには二層の対峙構造からなる「半冷戦」の構図が形成されている。半島レベルでは南北朝鮮が対峙し、北東アジアレベルではウクライナ問題を巡って韓米日と朝露が対峙している。北東アジア地域のこの構図を「半冷戦」と呼ぶのは、中国がまだこの冷戦的な集団対峙構造の外側に位置しているためである。中国はロシアと戦略的協力関係を持ち、北朝鮮とは『中朝友好協力相互援助条約』を締結しているが、中露朝三カ国間の安全保障協力には極めて慎重な姿勢を示し、日中韓の協力を通じて北東アジア地域の「半冷戦」構造のさらなる進展を緩和しようと努めている。2024年5月にソウルで開催された日中韓首脳会議は、まさにこの努力の表れであろう。

2. 2025年以降の変化

2025年1月の米国トランプ政権の発足、とりわけ同年6月の韓国李在明政権の発足は、朝鮮半島南北間の緊張した対峙状況に若干の変化をもたらした。

トランプは大統領就任前後、金正恩との関係が良好であることを繰り返し表明し、北朝鮮を「核保有国」と呼称するとともに、金正恩との会談を望む意思を積極的に示した。トランプが言う「核保有国」は単なる口頭上の表現にすぎず、政策上の実質的な意味を持たないものの、米朝間の接触・意思疎通・対話の余地を創出し維持する上で一定の役割を果たし、米朝関係の緩和にも寄与した。

韓国の李在明政権は発足後、対北朝鮮政策を積極的に調整し始めた。

韓国国防省は非武装地帯における対北朝鮮高音放送を停止し、韓国国家情報院も50年以上続いてきた対北朝鮮ラジオ・テレビ放送を中止した¹²。同時に、韓国統一省も南北関係の膠着状態を打開する道筋と方法を積極的に模索している。例えば「二国家論」の受容を呼びかけ¹³、「統一省」の名称を「南北関係省」または「南北交流協力省」に変更し、「脱北者」の呼称を「北郷民」に改め、韓国一般市民に紙媒体の『労働新聞』を開放し、中朝韓高速鉄道連結事業の推進というメッセージをも発信している。

これらの措置は、尹錫悦政権期から続く南北関係の緊張緩和に寄与する可能性があるが、これまで北朝鮮側から積極的な反応は得られておらず、実際の影響は限定的である。一方で、北朝鮮の核問題や朝鮮半島問題に対するトランプ政権の関心と関与は低下している。2025年11月に発表された米国の新しい『国家安全保障戦略』が、北朝鮮や核問題を一切言及しなかったことは、トランプ政権が北朝鮮問題に追加の外交資源を投入しない可能性を示唆している。これは米国の対北朝鮮政策に実質的な調整が難しいことも意味している。他方、李在明政権が米韓日合同軍事演習を継続する政策は、対北朝鮮政策の一部調整効果を相殺する側面が強い。李在明政権は発足後、対北朝鮮政策において一定の矛盾性を示しているが、その主な原因は米国と国内政治からの制約を受けている。北朝鮮がより関心を寄せる国連安保理制裁に関連する開城工業地区再開問題については、李在明政権は一線を越える勇氣と決断力を示していない。こうした状況が、現在の北朝鮮が李在明政権の対北朝鮮政策調整や南北関係改善の意思表明に全く関心を示していない理由となっている。

¹² “軍, 오늘부터 대북 심리전 방송 '자유의 소리'도 중단”, <https://www.chosun.com/politics/diplomacy-defense/2025/09/01/ENCXYWDC6RHTRICOXV4LUM-K4XM/>

¹³ “정동영 ‘조선민주주의인민공화국 체제 존중’”, <https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20260102/133084653/2>

金与正が2026年1月13日に発表した談話は、この点を完全に証明している¹⁴。従って、北朝鮮が2023年末から開始した対韓政策の調整は戦略的なものであり、ウクライナ危機が継続する状況下では、北朝鮮の対韓政策が容易に調整・変化することはないであろう。

二、北東アジア地域の激しい軍拡競争と核拡散リスク

朝鮮半島と北東アジア地域の「半冷戦」構造は、地域の平和と安定、経済成長に極めて大きな悪影響を及ぼしているといえよう。北東アジア地域の対峙態勢は、地域諸国間の軍拡競争を助長し、相互の位置づけと認識を変容させ、一部国家の敵対意識をさらに強め、安全保障上の懸念の共有を困難にし、共通の安全保障アジェンダの形成を阻害している。これによって、地域全体が「安全保障のジレンマ」に陥り、もともと安全保障上脆弱だったこの地域の「冷たい平和」がさらに脆くなっていくであろう。

近年、韓国や日本などの国防予算は大幅に増加している。2023年、2024年、2025年の韓国国防予算はそれぞれ57兆143億ウォン（約427.8億ドル）、59兆6000億ウォン（448億ドル）、61兆6000億ウォン（463億ドル）で、前年比4.4%、4.5%、3.6%の増加となった。同時に韓国は海外兵器（主に米国製）の調達を大幅に強化した。文在寅政権の5年間で海外兵器調達は4回、総額2兆4992億ウォン（約18億ドル）だったが、尹錫悦政権発足後1年間で12回の調達が行われ、総額は18兆6725億ウォン（約135億ドル）に達した。2023年、2024年、2025年にかけて日本も国防予算を大幅に増額し、それぞれ440億ドル、513.3億ドル、566.7億ドルに達した。

¹⁴ 조선중앙통신, “김여정 조선로동당 중앙위원회 부부장 담화발표”, 1월 13일. <http://www.kcna.kp/kp/article/q/973f87857255ffda1dbdd9670dd4c9c1.kcmsf>

トランプ政権は、NATO 同盟国に対し 2035 年までに国防予算を GDP 比 2% から 5% に引き上げるよう明確に要求し、2025 年 6 月下旬にハーグで開催された NATO 首脳会議で加盟国がこれを受け入れ、いわゆる「5%目標にコミット」が合意された¹⁵。2025 年 11 月中旬、米韓両国は韓国が早期に国防予算を GDP 比 3.5% に引き上げることで合意した¹⁶。現在韓国の国防予算は GDP の 2.32% を占めており、これは今後 10 年間で毎年国防予算を 7% 増額しなければ、2035 年に GDP 比 3.5% の水準に到達できないことを意味する。こうした背景のもと、2026 年に韓国は国防予算を 7.5% 増額し、65 兆 8642 億ウォンに達している。一方、2026 年度の日本の国防予算は 9.4% 増の 9 兆 400 億円（約 589 億ドル）となってる。近年、中国の国防予算の増加率は概ね 7% 前後で推移し、2025 年には 1 兆 7846 億 6500 万人民币元に達したが、国防予算の GDP 割合は長年 1.5% 以内に留まっている。

北朝鮮は国防予算額を公表していないが、2021 年の朝鮮労働党第 8 回大会で掲げられた、戦術核兵器・超大型核弾頭・極超音速滑空飛行弾頭・潜水艦発射及び地上発射固体燃料エンジン大陸間弾道ミサイル・原子力潜水艦及び潜水艦発射戦略兵器・軍事偵察衛星などの大規模な国防建設プロジェクトが積極的に推進されている。特に駆逐艦や潜水艦を代表とする海軍力建設も大きく発展した。

激しい軍拡競争により、北東アジア地域は世界的に最も軍備が集中する地域となり、特に注目すべきは北東アジア地域の核拡散問題がより顕著になり、核不拡散体制の安定もより大きな衝撃とリスクに直面してし

¹⁵ “Defence expenditures and NATO’s 5% commitment”, <https://www.nato.int/en/what-we-do/introduction-to-nato/defence-expenditures-and-natos-5-commitment>

¹⁶ “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung”, The White House, November 13, 2025. <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>

まう。2022 年 9 月と 2023 年 9 月に、北朝鮮はそれぞれ「朝鮮民主主義人民共和国核武力政策について」という法令を公布し、「憲法」を改正し、国内法レベルで北朝鮮の核保有国としての地位をさらに固めた。朝鮮半島の非核化目標の達成はますます困難になっている。同時に、韓国国内では自主核保有を求める声が高まっている。李在明大統領が「韓国の核武装は現実的可能性がなく、無責任な発言だ」と表明したにもかかわらず¹⁷、トランプ政権が核潜水艦問題で韓国に対する規制を緩和し、韓国の原子力潜水艦建造を認めたことで、朝鮮半島の核問題はさらに複雑化するであろう。韓国が原子力潜水艦の建造を開始すれば、それに伴い韓国は高濃縮ウランを保有する権利があるかという問題が生じ、韓米間の「原子力協定」も改定されることになる。さらに韓国は使用済み燃料棒からプルトニウムを抽出する権利も得る可能性があり、これにより朝鮮半島の非核化問題は一層複雑な環境に直面することになる。日本の核問題に関する動向も注目に値する。高市早苗首相及び政府高官も最近、核問題に関して一連の発言を行っている。高市首相は 2026 年までに 2022 年の安保三文書改正を加速する方針を表明しただけでなく、非核三原則の確認を拒否し¹⁸、日本も原子力潜水艦を建造する可能性があるとのめかした。¹⁹ さらに政府高官は直接に「日本も核兵器を保有すべきだ」と発言した²⁰。以上の進展から考えると、北東アジア地域では、激しい軍拡競争と共に、核拡散リスクもさらに高まっていくであろう。

¹⁷ “李대통령, 자체 핵무장론에 ‘현실적으로 불가능…무책임한 얘기’”, <https://www.yna.co.kr/view/AKR20251202084700001>

¹⁸ “Takaichi declines to confirm stance on ‘3 non-nuclear principles’”, THE ASAHI SHIMBUN November 12, 2025. <https://www.asahi.com/ajw/articles/16152486>

¹⁹ “Japanese Prime Minister Takaichi Signals Openness to Nuclear-Powered Submarine” <https://www.chosun.com/english/world-en/2025/12/25/LSHDXIBWKZD-ZLPB3RWQOQSCWXU/>

²⁰ “Japan should have nuclear weapons, official reportedly says” <https://www.japantimes.co.jp/news/2025/12/19/japan/politics/japan-nuclear-weapons-official/>

三、激しい軍拡競争の影響と管理メカニズムの欠如

地政学的な観点から見ると、朝鮮半島と北東アジア地域は特殊な地域である。つまり、政治・軍事・経済大国が多く、二国間同盟関係が密集しており、米韓同盟、日米同盟、露朝同盟が存在し、域内国家（日中、韓日、日露）間には島嶼・領土問題が存在すると同時に、統一問題（朝鮮半島と台湾海峡兩岸）や国交なしの敵対的国家関係（米朝関係、日朝関係）も存在する。このような国際関係構造により、域内のいかなる二国間交流（緊張化に向かうものであれ友好化に向かうものであれ）も二国間の枠を超えて波及し、他の関係諸国間の関係にも影響を及ぼすため、北東アジア地域は非常に敏感な地域関係構造を形成している。

この地域関係構造は、北東アジア地域における激しい軍拡競争の重要な原因でもある。第一に、域外パワー、主に米国が同盟メカニズムを通じて同盟国の政策に影響を与えることで、北東アジア地域の安全保障情勢の行方を左右する最大の要因となっている。現在、米国の北東アジア政策は、大国のパワーゲームと米国の戦略目標の調整に伴い変化しており、バイデン政権期から提唱されている同盟の近代化が牽引する米韓同盟と米日同盟の変革が、北東アジア地域の激しい軍拡競争を促進する最も重要な要因となっている。次に、北東アジア地域に存在する領土紛争や統一問題なども、地域の軍拡競争を刺激する重要な要因である。北東アジア地域の領土紛争は主に島嶼の帰属をめぐる争いである。陸上の国境地域における領土紛争とは異なり、島嶼紛争はより広範な海洋権益に関わっているため、協議による解決がより困難である。統一問題に関しては、これまで朝鮮半島南北両側は統一の方法や手段などについて合意に至っておらず、北朝鮮は2023年末に「二つの敵対国家論」を提唱した。台湾島内には独立を求める政治勢力とその政策が存在し、これが兩岸関係の緊張を持続させている。第三に、米朝・日朝の敵対関係の存在も、北東アジア地域の通常・大量破壊兵器競争を刺激する要因の一つで

ある。北朝鮮が当初の核放棄の意思や外交交渉による核問題解決の姿勢から、現在では憲法改正や特別法制定による核保有事実の固定化へと転換した背景には、長年維持している北朝鮮に対する日米の敵対政策の影響はかなり大きい。

朝鮮半島と北東アジア地域の「半冷戦構造」と激しい軍拡競争は、地域経済協力と地域諸国の経済発展に深刻な影響を与えている。1990年代末から推進されてきた朝鮮半島南北間の経済協力の成果が水泡に帰しただけでなく、日中韓間の経済協力も影響を受けている。日中韓を「三つのチェーン」（サプライチェーン、産業チェーン、バリューチェーン）で緊密に結びつける経済貿易関係は衝撃を受けている。2023年、日中韓3カ国の国内総生産（GDP）合計は世界全体の24%を占め、世界経済の成長における36%の貢献度を上げたが、日中韓間の貿易相互依存度は20%に満たず、高度に統合された欧州連合（EU：65.7%）や北米自由貿易地域（NAFTA：40.2%）を大きく下回っている。米日韓同盟が半導体サプライチェーンを三者協力分野と位置付けたため、技術移転管理の統合、産業政策の調整、さらにはミサイル防衛分野を支援するための軍需産業内における半導体サプライチェーン関連プロジェクトへの注力が必要となってくる。これは日中韓の産業協力における「三つのチェーン」をさらに分断させる可能性がある。

日中韓経済協力への影響は貿易データに顕著に表れている。中国税関総署の統計によると、2022年の中韓貿易総額は3593.7億ドル、日中貿易総額は3562.1億ドルだったが、2023年にはいずれも大幅に減少した。2023年の中韓貿易総額は3106.9億ドル、日中貿易総額は3179.5億ドルで、前年度比でそれぞれ13.5%、10.7%減少した。2024年には韓中貿易はわずかに増加し3273.3億ドルに達したが、日中貿易は依然として減少傾向が続き3082.5億ドルとなった²¹。2024年の韓国経済成長率の2%

²¹ 中国税関総署税関統計データオンラインプラットフォーム <http://stats.customs.gov.cn/>

に対し、日本の経済成長率はわずか0.1%であった。トランプ政権が始動後、全ての国に対して仕掛けた関税戦争は、北東アジア地域の国家経済発展にも影響を及ぼすであろう。2025年1－11月期、日中貿易総額は2926億ドル、中韓貿易総額は2989億ドルであった。韓国の2025年第1～3四半期の経済成長率は1.2%であったが、日本の2025年度の経済成長率見通しはわずか0.7%である。

激しい軍拡競争は地域の安全保障情勢を持続的に緊張させるだけでなく、地域諸国の経済発展と地域協力を深刻な影響を与えている。しかし、このような状況にもかかわらず、北東アジア地域には政治・安全保障分野における多国間の対話・協議・管理メカニズムが未だ存在しない。前述の通り、北東アジア地域には複数の二国間同盟が存在し、二国間同盟関係は本来、閉鎖性が高く排他的な特殊関係であるため、地域内の安全保障問題を管理することが困難であるだけでなく、他国の猜疑心、警戒心、防衛的姿勢を引き起こしやすく、対立構造を形成しやすい。

四、北東アジア多国間安全保障協力メカニズム構築の試み

開放的な多国間安全保障協力メカニズムの機能は、加盟国が定期的または不定期的な交流・対話を通じて信頼を構築・蓄積し、紛争予防と危機管理を行い、公共財の提供と制度化された運営を通じて規範を確立し、ルールを作ることにある。

しかし安全保障分野において、現在の北東アジア地域におけるトラック1の交流メカニズムは二国間または三国間が主流であり、強い閉鎖性、排他性、目的指向性を有している。広範な範囲をカバーする多国間メカニズムとしては、カリフォルニア大学世界紛争協力研究所が主導する「北東アジア協力対話（Northeast Asia Cooperation Dialogue, NEACD）」のみが存在する。このメカニズムはトラック1.5（政府間と民間の間）であり、1993年に開始され、毎年開催されている。米国、中国、ロシア、

韓国、日本などの専門家・学者および外交官が北東アジア地域の問題について対話を行うが、²² 北朝鮮側は偶に参加するに留まっている。

東南アジア、南アジア、中央アジアなどアジアのいくつかの地域では、程度の差こそあれ、広範な政府間多国間対話メカニズムが存在している。例えば東南アジア地域には、ASEAN 地域フォーラム (ARF) や ASEAN 国防相会議メカニズムがある。南アジア地域には南アジア地域協力連合 (South Asian Association For Regional Cooperation, SAARC) と SAARC 首脳会議、アフガニスタン近隣国外相会議 (Meeting of Foreign Ministers of Afghanistan's Neighbouring Countries) が存在する。中央アジア地域でも中央アジア協力機構 (Central Asian Cooperation Organization, CACO) ²³ や中央アジア 5 カ国首脳会議メカニズムが相次いで設立された。

これに対し、北東アジア地域では安全保障分野における多国間政府間対話協力メカニズムが未だ確立されていない。その原因は何であろうか。北東アジア地域にその必要性がないのか。あるいは構築の条件が整っていないのか。それとも他の理由があるのか。

実際、北東アジア地域にはかつて政府間多国間安全保障対話協力メカニズムが存在した。すなわち 2003 年 8 月から 2008 年 12 月まで運営さ

22 <https://ucigcc.org/research/china-and-the-indo-pacific/northeast-asia-cooperation-dialogue/>

23 中央アジア協力機構 (CACO) は中央アジア地域を中心に設立された国際組織であり、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、ロシアの 5 カ国が加盟国である。ジョージア、トルコ、ウクライナはオブザーバー資格を有する。中央アジア協力機構は、1994 年に設立された「中央アジア経済連合」(Central Asian Economic Union) を起源とし、当初の加盟国はカザフスタン、キルギス、ウズベキスタンであった。1998 年に「中央アジア経済協力機構 (Central Asian Economic Cooperation)」に改称し、同年キルギス共和国が加盟。2002 年に中央アジア協力機構 (CICA) へ再改称。ロシアは 2004 年 10 月 18 日に正式加盟。2005 年 10 月 6 日、ロシア・サンクトペテルブルクで開催された首脳会議において、本機構をユーラシア経済共同体 (EAEC) に統合する決定が採択された。

れた六者会合メカニズムである。このメカニズム自体は主に北朝鮮核危機を管理するもので、機能は比較的単一であった。まさにこの点ゆえに、その運営過程において、これを基盤とした北東アジア政府間多国間安全保障対話メカニズム構築の試みも生じた。2007年7月に開催された六者会合代表者会議では、第6回六者会合第2段階会議終了後、速やかに北京で六者外相会議を開催することは合意された。2007年10月3日に、六者会合第二段階会合終了後に発表された南北共同宣言において、各当事者は改めて適時に北京で六者外相会議の開催を確認し、外相会議に先立ち六者代表団長会合を開催し、外相会議の議題を協議することに合意した²⁴。当時の構想は、六者外相会議を安定的でより機能的な北東アジア地域政府間安全保障対話協力メカニズムとして構築することにあった。しかし、韓国と米国の政権交代や六者会談メカニズムの停滞に伴い、この構想は実現しなかった。

さらに、六者会談メカニズムの運営期間中には、朝鮮半島の平和メカニズム構築問題についても議論が行われた。2005年9月の六者会談で発表された「9.19 共同声明」は、「直接関係国は別途協議を行い、朝鮮半島の恒久的な平和メカニズムを構築する」と宣言した。六者は北東アジア安全保障協力の強化方法を模索することに合意した」と表明した。2007年2月の第5回六者会合第3段階会合で発表された「2.13 共同文書」も「直接関係国は別途協議し朝鮮半島恒久平和メカニズムを構築する」と改めて明記したが、関連協議は開始すらできなかった。

1990年代後半には、朝鮮半島平和メカニズム構築を協議するために、米・中・朝・韓の四か国が四者会談メカニズムを設立し、2年以上にわたり会談を行った。1997年12月から1999年8月にかけて、朝鮮半島平和メカニズム構築をめぐり、3回の予備会談を経て、米・中・韓・朝

²⁴ 韓献棟『不对称的博弈：美朝关系三十年（1988-2018）』、華芸出版社2023年、336-341頁。

は計6回の会談を実施した。第3回会談では、四カ国は朝鮮半島平和メカニズム構築と緊張緩和という二つの小委員会設置で合意し、それぞれを設立した。第6回会談では中国側が朝鮮半島平和協定草案までを提示した。しかし、朝鮮と韓国は会談の本質的議題をめぐる合意に至らなかった。北朝鮮は在韓米軍の撤収と米朝平和協定締結の議論を要求した一方、韓国は南北間の直通電話設置を求め、平和メカニズムの形式については南北が主要当事者として平和協定を締結し、米中が保証者として追加協定書に署名するなどの主張を展開した²⁵。結局、金大中政権の発足と南北関係の改善に伴い、四者会談も終止符が打たれた。

過去を振り返ると、四者会談はもっぱら朝鮮半島平和メカニズムの構築を議論する枠組みであったが、会談の枠組み内では地域の緊張緩和問題も同時に検討された。その主な目的は、半島平和メカニズム構築のためのより有利な環境を整えることにあった。なぜなら平和メカニズムの構築は、単に休戦メカニズムを形式的に平和メカニズムへ転換する問題ではなく、より実質的な課題に関わるものだからである。六者会談も同様の問題に直面している。その枠組み自体は北朝鮮核問題に関する危機管理を議論する場であるが、北朝鮮核問題の発生は単なる核拡散問題ではなく、複雑な地政学的・安全保障環境に起因するものである。六者会談の枠組み内で朝鮮半島平和メカニズムの構築と六者外相会議メカニズムの構築を議論する目的は、朝鮮核問題の危機管理に有利な環境を創出すると同時に、安全保障問題における六者間の対話と協力の態勢を継続させることにあり、その考慮は包括的と言わざるを得ないが、結局はすべて実を結ばなかった。

²⁵ 韓献棟『不对称的博弈：美朝关系三十年（1988-2018）』，華芸出版社2023年，189-207頁。

五、まとめに：北東アジア地域における激しい軍拡競争をそのままに放置し続けるか

米国トランプ政権は、最近ベネズエラに対して行った行動で示したように、1648年の『ウェストファリア条約』締結以来確立されてきた主権尊重を基盤とする国際システムが破壊されつつある。「トランプ版モンロー主義 (The Trump Corollary to the Monroe Doctrine)」を声高に提唱するトランプ政権は、西半球でも同様の行動を取るだろう。アジア太平洋地域においても、トランプ政権は韓国・日本などの同盟国に対し、より大きな防衛責任を担うよう圧力をかけ続けると同時に、中国を封じ込める同盟ネットワークを構築しようとしている。これにより、北東アジア地域の軍拡競争はさらに激化するであろう。北東アジア地域諸国は、この地域における激しい軍拡競争がこのまま継続することを望むであろうか。

答えは明らかにノーである。では、如何に回避すべきだろうか。朝鮮半島平和メカニズムの再構築が適切な窓口となり得る。現実的には政府間のトラック1には多くの障壁があり、多国間をカバーするトラック2にも困難が伴うが、朝鮮半島平和メカニズムの構築は喫緊の課題である。韓国の李在明政権の誕生もいくつかの積極的要素を提供している。政府間対話や多国の学者が参加するトラック2が難しい状況下では、二国間または小規模な多国間トラック2・メカニズムを構築・維持し、朝鮮半島平和メカニズムや北東アジア地域の安全保障など関連問題について交流・協議・議論を行うことは、コンセンサスの構築と信頼醸成の面でも重要な意義を持つのではないだろうか。

日本における文化芸術分野の法の発展

山梨学院大学法学部 實川 和子

目次

第1章 序論

第2章 日本における文化芸術分野の法の発展

第1節 1990年まで

第2節 1990年以降

第3節 小括

第3章 法的諸問題の比較法的検討

第1節 芸術家保護の法制度導入について

第2節 芸術家追及権の導入について

第3節 生成AIと著作権について

第4章 結びに代えて

第1章 序論

我が国において文化芸術分野についてはどのような法があり、どのような法的諸問題があるのであろうか。

後述するように、我が国は文化芸術¹が社会的便益を持つ公共材であ

¹ 文化芸術の各分野と具体例については、文化庁：文化芸術関連データ集（令和6年3月）【令和5年度第2版】11頁参照。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/yushikisyakaigi/02/pdf/94013101_05.pdf

幅広い分野にわたることは承知しているが、発表は主に美術やメディア芸術分野を念頭に構築した。

るとし、文化芸術に関する政策を公共政策として推し進めてきた²。本稿においては、それらを裏付ける法的な側面を紹介した上で、それらにおける若干の法的諸問題について、比較法的に考察してみることにしたい。なぜなら、後述するように国連の人権委員会から勧告を受けるなど、深刻な問題が存在していると考えられるからである³。とりわけ文化芸術の担い手である芸術家保護に関する問題をいくつかを選び、若干の考察を行う。なぜなら、文化財の保護や文化芸術振興に比し、十分な保護がなされていないのではないかと懸念があるからである。

以下ではまず、日本における文化芸術分野における法の概要を時系列とともに紹介する(第2章)。それらの法に関するいくつかの法的諸問題の内容を紹介し、若干の考察を行う(第3章)。最後にその他の課題等にも言及し結びに代えることとしたい(第4章)。基本的に本稿は国際シンポジウムにおける口頭発表内容を基本としているため⁴、全体的に概要にとどまっていることは否めない。しかしながら、専門の異なる他国の研究者に、我が国の文化芸術分野における法と若干の諸問題について多少なりとも関心を抱いてもらえることに貢献できれば幸いである。

² 文化庁：我が国の文化政策 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/r01_bunka_seisaku/index.html

現在は文化芸術推進基本計画(第2期)(令和5～9年)実施中である。

文化庁：文化芸術推進基本計画：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/index.html

³ 後述、第3章第1節参照

⁴ 本稿は、2024年12月22日に行われた国際シンポジウム「第6回 東アジアと中国・第1回日中韓発展フォーラム」(中国政法大学)において発表した内容を基礎とし、その後の展開等を補足したものである。シンポジウムにおいては、文化芸術に関する法と各国の政策の紹介を主とし、若干の比較法的考察を発表した。なお、本テーマ設定の背景には次のような事情がある。筆者の本来の専門分野は国際私法であるが、勤務校である山梨学院大学法学部において長年「知的財産法」の講義を担当していたこと、またその経験から2024年度に女子美術大学において「アートと法入門」「芸術と知的財産権」という講義を担当し、若い芸術家の卵たちと出会い、芸術家の権利に関心を抱くようになったことである。

第2章 日本における文化芸術分野の法の発展

それでは、まず我が国において、文化芸術分野について、どのような法があるのであろうか。

例えばその1条で「文化の発展に寄与すること」を唄っている著作権法は、明治32年に制定されたものを昭和45年に改正したもので、長い歴史をもっている。著作権法は、著作物の保護を図っており、文化芸術分野において極めて重要な法律である。しかし、本稿においては、紙幅の都合もあり、著作権法への言及は最小限にとどめ、新たな立法などを中心に紹介していく。

第1節 1990年まで

文化芸術分野の行政を担っているのは、文化庁であるが、当該文化庁は、1968年に、文化芸術の普及や振興、並びに国語、著作権、宗務および国際文化交流に関する施策を所掌していた文部省文化局と、文化財保護行政を所掌していた文化財保護委員会が統合されて設置されたものである。

まず文化財の保護については、1950年に「文化財保護法」が制定（1975年に改正）され、伝統的建造物群の制度発足など、時代の要請に応じた文化財保護行政が展開されてきた⁵。そうした文化財を盗難、採掘および不法な輸出の危険から保護するため、1970年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する国際条約」（ユネスコ条約）が批准され、世界的にも文化財の保護が図られるようになった。この条約の批准国は、条約に基づく義務を遵守するため国内法を制定し、外国

⁵ 本法の保護する文化財とは、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群および文化財の保護技術である（文化財保護法2条）。文化財保護法については、次のものも参照。島田真琴『アート・ロー入門』（慶應大学出版会、2021年）270-286頁。

で盗取された文化財について、そのことを知りながら購入、売却、輸出入などをする行為を処罰し、そのような文化財は原則として差し押さえられ、盗取された国やその所有権を証明した被害者に返還されることを定めることとなる⁶。しかし我が国が当該条約を批准したのは2002年である。

1980年にはユネスコによる「芸術家の地位に関する勧告」も出され、多くの国が芸術家保護を法制化するに至っている。しかしながら、我が国は依然としてそのような法制度は設けていない。

第2節 1990年以降

1990年代には、前述のユネスコ条約だけでは不法に輸入された文化財等の返還措置が不十分であることから、1995年に「盗取された又は不法に輸出された文化財に関する条約」(ユニドロワ条約)が採択された。本条約は、締約国において盗取された文化財の被害者がその所在を知った後3年以内に返還を請求した場合は、他の締約国における占有者が返還義務を負うべき旨を定めている（同条約2項）。本条約はユネスコ条約のように締約国に法整備の義務を課すだけでなく、各国内の盗品の占有者個人に対して直接的な返還義務を課している。そのため、ユネスコ条約よりも締約国は少なく、48カ国に留まっており⁷、我が国はまだ批准していない。

文化財の保護に対する法政策の充実化に対して、芸術文化振興に関し

⁶ これに関連して、例えば2015年に『黄金のアデーレ 名画の帰還』という映画が発表された。これはナチスに略奪されたクリムトの名画「アデーレ・ブロッホ＝パウアーの肖像（通称：黄金のアデーレ）」をめぐるマリア・アルトマンという女性とオーストリア政府との裁判をめぐる実話の映画化であった。

この事件について次のものも参照。島田真琴『アート・ロー入門』（慶応義塾大学出版会、2021年）295頁。

⁷ 締約国は、イタリア、ギリシャ、中国、イランなど文化財の盗難被害を受けることが多い国に偏っているのが現状である。

ては、戦時中の文化統制への反省もあり、積極的な支援策が講じられることは1990年代まであまり見られなかった。しかし、1990年以降、国レベルの政策が充実するようになり、例えば芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化振興・普及活動に対する資金的援助として「芸術文化振興基金」が創設されるなどした⁸。

そして2000年代に入ると、文化芸術のもつ経済的価値に着目し、文化芸術を重視する方向に大きく政策を転換し、2001年に「文化芸術振興基本法」が制定された。これにより文化芸術の意義が示されるとともに、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とし、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備が図られなければならないとされた。

また2002年には「文化芸術の振興に関する基本方針（第1次）」が閣議決定され、おおむね5年間を見通し文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針が定められるようになった（2007年第2次、2011年第3次、2015年第4次）。

先述の1970年のユネスコ条約を2002年に批准し、国内実施法である「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」が制定された⁹。

また基本方針における重点戦略として「文化芸術の地域振興、観光・産業振興への活用」も掲げられ、各地に所在する有形・無形の文化芸術

⁸ 芸術文化振興基金については、文化庁：「文化芸術創造活動への重点支援」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/jutenshien/index.html>
「芸術文化振興基金」において、具体的な助成事業内容が報告されている。
<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/>

⁹ 我が国との関連でも、ナチスにより略奪された絵画（ゴッホ「ひまわり」）の現在の所有者である SOMPO ホールディングスが米国において「ひまわり」の相続人により提訴されるなど文化財の返還をめぐる事件が近時注目されている。「ナチス・違法取引・植民地…「正しさ」問われる美術館」「略奪文化財の今」まとめよみ 2023年7月2日日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD296JS0Z-20C23A6000000/>

資源を、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取り組みも進められるようになり、2012年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定された。

そして、2017年に内閣官房に経済戦略特別チームが設置され「アート市場の活性化」が初めて注目された。そのような政策転換もあり、2001年の「文化芸術振興基本法」は、2017年に「文化芸術基本法」に改正され、この法改正に伴い「文化芸術振興基本計画（1期）」が策定され（2018年）、地域文化財の保護強化を図るため「文化財保護法」が一部改正された。また経済連携協定である環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）の締結に伴い締約国法と我が国の法とのハーモナイゼーションの一環で「著作権法」が改正され、著作権の保護期間が50年から70年に延長されるなど、文化芸術に対する法制度が強化されていった。

2019年には国際博物館会議（ICOM）総会が初めて日本で開催された。

そして2020年代に入ると、東京オリンピック開催もあり、基本方針で掲げられた文化芸術の観光・産業への活用を実現すべく「文化観光推進法」が制定された。そして、文化芸術推進計画第2期（2023年～2028年）である2023年に文化庁が京都へ移転された。

2024年には70年ぶりに博物館法が一部改正されるとともに、近時問題となっている問題に対応すべく生成AIと著作権法についての政府方針が発表された。

第3節 小括

以上、簡単ではあるが、文化芸術に関する法の発展状況を紹介してきた。

文化芸術分野は幅広いため、限られた時間及び紙幅において関連法すべてを紹介することは不可能であるが、特に1990年以降、文化財のみならず、文化芸術に関しても数々の法政策が多分野において充実化され

てきたことは明らかである。しかしながら、次章で検討するように、未だ十分ではないと考えられる諸問題も存在している。

第3章 法的諸問題の比較法的検討

本章では上記で紹介した法に関連するいくつかの問題について、より具体的に内容を紹介し、それらについて比較法的に考察してみることにはしたい。

第1節 芸術家保護の法制度導入について

まず芸術家の保護を図る法制度の導入についてである。第2章で言及した1980年のユネスコによる「芸術家の地位に関する勧告」を受け、後述するように複数の国において芸術家の保護を図る法制度が導入されるに至っている。この点について、我が国の現状等と照らし合わせて検討してみることにはしたい。

(1) 「芸術家」とは

まず対象を明確化するため、そもそも「芸術家」とは、どのような人をさすのであろうか。

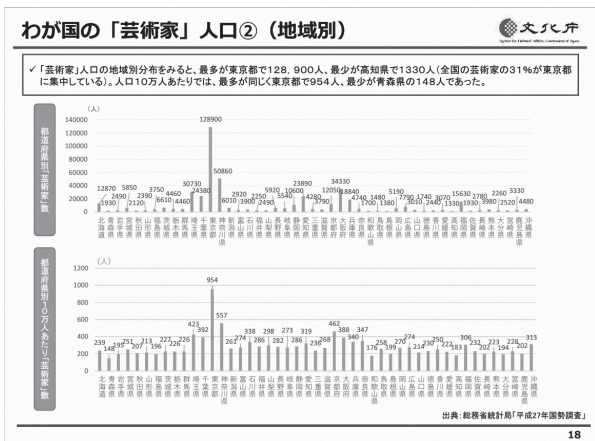
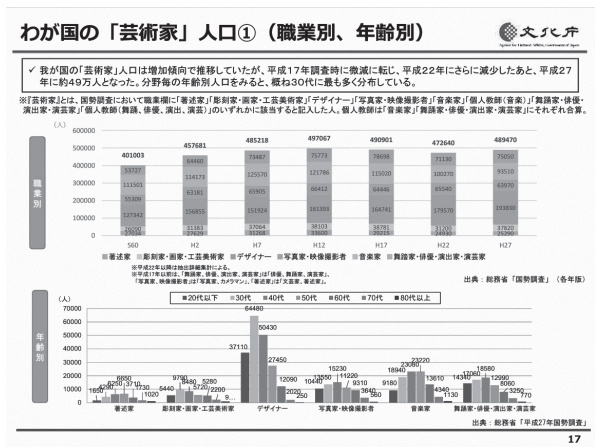
文化庁の公表資料によれば、国勢調査において職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「個人教師（音楽）」「舞踏家・俳優・演出家・演芸家」「個人教師（舞踏、俳優、演出、演芸）」のいずれかに該当すると記入した人をさすとする¹⁰。

その分類に基づく、我が国の「芸術家」人口は増加傾向で推移していたが、平成17年調査時に微減に転じ、平成22年にさらに減少し、平

¹⁰ 文化庁「文化芸術推進基本計画第2期（関連データ集）」③文化芸術の担い手の状況 17頁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/20/01/pdf/93754301_07.pdf

成27年に約49万になった。分野ごとの年齢別人口をみると、おおむね30代に最も多く分布しており、職業別にみると、著述家などに比し、デザイナーが圧倒的に多く、ついで音楽家が多い¹¹。そしてそれらの芸術家の地域別分布は、最多が東京となっており、全国の芸術家の30%以上が東京に一点集中している¹²。



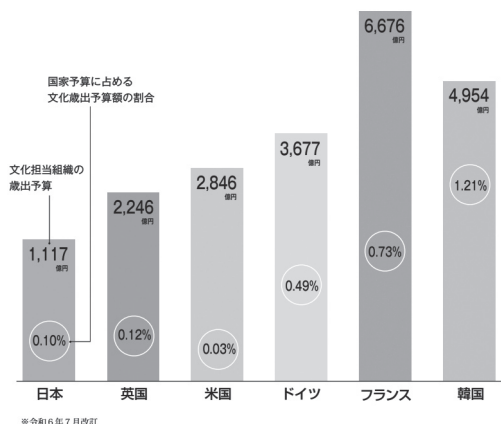
¹¹ 前注10（文化庁：18頁）

¹² 前注10（文化庁：18頁）

(2) 文化予算から見る文化芸術の推進

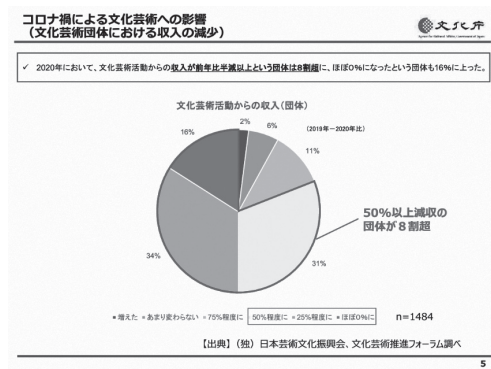
次に、国により政策対象範囲が異なるため、単純な比較は難しいものの、文化庁が公表している資料をもとに、文化予算を国際的に比較してみると、フランスや韓国に比し、日本の予算が著しく低くなっている¹³。

それに加えて、コロナ禍による文化芸術への影響として、文化芸術団体における収入の減少とみると、2020 年において、収入が前年比半減以上という団体は 8 割超に、ほぼ 0 % になったという団体も 16 % に上り¹⁴、コロナによる経済的打撃は計り知れないものとなっている。



¹³ 「グラフで見る各国政府の文化歳出予算」調査 6 カ国の中で最下位であることが指摘されている。令和 5 年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」9 頁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkash-ingikai/seisaku/20/02/pdf/93859901_02.pdf

¹⁴ 前注 10：文化庁①文化芸術におけるコロナ禍の影響 5 頁、公益社団法人日本芸術実演家団体協議会芸術家の社会保障等に関する研究会「芸術家の社会保障に関する研究」日本芸術文化振興会、文化芸術推進フォーラム調べ <https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-research-report2022.pdf>



(3) 芸術家保護に関する各国の法制度

1980年ユネスコによる「芸術家の地位に関する勧告」を受けて、諸外国においては、芸術家¹⁵をサポートする法制度が制定されている。

例えば、フランスにおけるアンテルミタンは、実演芸術家に適用される失業保険制度で、1年間に一定期間、芸術の仕事をすれば、仕事の空白期間に失業手当を支給するものである¹⁶。

ドイツの芸術家社会保障制度(KSK)とは、1981年に旧西ドイツで

¹⁵ 「この勧告の適用上

1 「芸術家」とは、芸術作品を創造し、表現し又は改造を行い、その芸術的創造を自己の生活の本質的部分とみなし、これを通じ芸術と文化の発展に寄与し、かつ雇用関係や団体関係があるか否かを問わず、芸術家として認知され、または認知されることを希望するすべての者を意味するものとする。

2 「地位」とは、一方では、上記のように定義される芸術家が社会において果たすことを期待されている役割の重要性に基づき、芸術家に払われる敬意を意味し、他方では芸術家が享受すべき事由および諸権利（精神的、経済的および社会的権利を含む。）特に収入および社会保障に関する諸権利の認知を意味する。」

と定義されている。文部科学省「芸術家の地位に関する勧告（仮訳）」<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387385.htm>

公益社団法人日本芸術実演家団体協議会 芸術家の社会保障等に関する研究会「芸術家の社会保障に関する研究」（令和5年）3頁参照

<https://geidankyo.or.jp/img/research/socialsecurity-research-report2022.pdf>

¹⁶ 詳細については、前注15（公益社団法人日本芸術実演家団体協議会）33頁以降。

制定され、1983年に施行された「芸術家社会保険法」を法的根拠とする「芸術家社会保険組合」が運営する保険制度である。年収が3900ユーロを超える自営の芸術家・文筆家には加入の義務がある。これは、ドイツ国内の社会保険制度を基礎とし、その中に自営の芸術家を組み込むものであるが、芸術家の働き方や所得水準を考慮し、医療保険など社会保障費が半額と保険料の軽減が特別になされている¹⁷。

そして韓国では、2011年に「芸術家福祉法」、2021年に「芸術家の地位および権利保障に関する法律」が制定された¹⁸。こうした法的根拠を作ることによって、芸術家が創造的なインスピレーションを得て自由に芸術活動に邁進できるようにするため、福祉を保証し権利を保護することが狙いである¹⁹。本法は、表現の自由や性平等を重視した内容となっている。加えて2020年に芸術家雇用保険制度を導入するなどしている²⁰。

この他カナダなども「芸術家の地位に関する法律」(1988年)を制定し、勧告に対応している。

(4) 若干の考察

以上みてきたように、我が国においても芸術家は多数存在しているが、コロナ禍では経済的打撃を大きく受けていた。ユネスコ勧告を受け、そうした芸術家保護に関して法制度を整える国がある一方で、我が国は、勧告を批准はしているものの、具体的な立法等には至っていない。それゆえ、我が国においては、芸術家保護を図る法制度は十分整えられてい

¹⁷ 前注15(公益社団法人日本芸術実演家団体協議会)19頁

¹⁸ 令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究 報告書」157頁 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/94076501_01.pdf ((2026年2月10日))

¹⁹ 前注15(公益社団法人日本芸術実演家団体協議会)45頁以降。

²⁰ 令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」157頁 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/94076501_01.pdf (2026年2月10日)

ないのではないかと考えられる²¹。

これに対し、既存の法としては、著作権法によって作品に対して著作人格権は認められている（著作権法18条、19条、20条）²²。また2024年に「フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）」が制定された。これによって、フリーランスで働く、例えば舞踏家などの実演家のような芸術家保護には好影響がありうると思われる。

しかしながら、周知のように、我が国においても業界の低賃金やハラスメントなど潜在的に数多くの問題が存在している。例えば国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会による訪日調査報告²³によれば、メディアとエンターテインメント業界に関し、「アニメ業界での極度の長時間労働や、不正な下請け関係に関連する問題ゆえに、クリエイターがその知的財産権を十分に守られない契約を結ばされる例が多いという情報も得ました」や「ジャニーズ事務所の・・・タレント数百人が性的搾取と虐待に巻き込まれるという、深く憂慮すべき疑惑が明らかになったほか、日本のメディア企業は数十年にもわたり、この不祥事のみ消しに加担

²¹ この点、昨年の各政党に送付した公開質問状でも同様の質問があった。アーティスト・ユニオン「第27回参議院選挙の公開質問状の回答を公開しました」2頁 http://artistsunion.jp/assets/auj_20250714.pdf

²² これによって、確かに作品に対する人格権的保護は認められる。しかしながら、過去に例えば我が国においても「あいちトリエンナーレ2019」において、昭和天皇を扱った映像作品などが展示された企画展「表現の不自由展・その後」に問題があったとして、市長が芸術祭の負担金の不支出を表明し、芸術祭実行委員会と裁判になったことがある。令和4年5月25日名古屋地裁判決 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf/91239.pdf>

このように、芸術家の創作活動が、憲法上の表現の自由との関係や刑法・行政法との関係で、制限を受けることもあり、これも法的諸問題の1つであるが、本稿では立ち入らない。これらの問題については、島田・前掲注5、241～250頁。

²³ 「国連ビジネスと人権作業部会 訪日調査2023年7月24日～8日4日」8～9頁。 <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>

した」ことが指摘され、このことは各新聞等でも報じられた²⁴。

こうした問題に対応すべく、2023年に「映像業界における性加害・性暴力をなくす会」²⁵が発足するなど、芸術家当事者による実際の対応も始まっている。そのような種々の問題を解決するために、我が国において芸術家を保護する必要性およびその法的根拠となる法制度の導入の必要性は極めて高いと考えられる²⁶。

第2節 芸術家追及権の導入について

前節の芸術家保護と関連して、美術に関しては芸術家追及権の導入が話題になったことがある²⁷。そこで、当該追及権の導入についても少し検討してみることにしたい。

（１）「芸術家追及権」とは²⁸

美術品の場合、一点ものが多いため、一度原作品を処分（売買）すると、その後の取引から著作権者は収入を得ることはできない。それに対して、音楽や文芸の著作権者は、作品がCDや書籍として複製され販売されることで、長期にわたり著作権料等の収入を確保することができる。このアンバランス差と、芸術家が無名な頃に安価で作品を手放したにもか

²⁴ 2023年8月5日朝日新聞「国連部会「実効的救済を」ジャニーズ性加害問題で声明」https://digital.asahi.com/articles/DA3S15709390.html?iref=pc_ss_date_article

²⁵ 「映像業界における性加害・性暴力をなくす会」<https://harassment-assault-end.info/>

²⁶ 例えばフランスのアンテルミタンを参考に、テンポラリーな舞台芸術家等を保護すべきとの意見が示されている。「文化審議会 第20期文化政策部会第2回」（令和4年8月22日）8頁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/20/02/pdf/93859901_02.pdf また2025年7月の公開質問状において、立憲民主党は「芸術家の地位と権利を守り、生活基盤を支える「芸術家福祉法」を制定します」と回答している。アーティスト・ユニオン「第27回参議院選挙の公開質問状の回答を公開しました」2頁 http://artistsunion.jp/assets/auj_20250714.pdf

²⁷ 文化庁著作権課「追及権に関する事務局説明資料」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h30_02/pdf/r1412245_01.pdf

²⁸ 島田・前掲注5, 195～197頁、美術手帖HP「日本にはない「追及権」とは何か？その仕組みと重要性」<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22/22097>

かわらず、その後に画商が多額の転売利益を得たような場合、作家にも何らかの対価を与えた方が合理的であると、1920年にフランスで「芸術家追及権」というものが導入された。これにより、美術の著作物の作者およびその遺族が、原作品を最初に譲渡したのちに、作品が転売されるたびに、売買代金に対する一定割合のロイヤルティが受け取ることができることになった。

（2）追及権を導入することのメリット・デメリット

追及権を導入することのメリットは、やはり芸術家の重要な収入源となりうる点にある。転売のたびに収入を得ることができるので、美術の道で生計を立てることが可能となる。また追及権により、国内外での販売・自作品の客観的評価を知ることができ、芸術家にとって制作意欲の源となりうるといわれている。

他方で、コレクターにとっては、ロイヤルティが売買価格に加えられることが経済的負担となるため、制度のない国、例えばアメリカや中国での取引へと移動してしまう可能性がある。つまり自国アート市場にとっては、追及権の存在はデメリットとなる。

ただし、現状、日本国籍の芸術家は、制度のあるEUでの取引でも利益を受けられない状態にある。反対に追及権のある国の芸術家による作品が日本で取引された場合も、我が国に制度がないため、支払はないことになる。

（3）諸外国の状況

この芸術家追及権は、2017年時点で欧州やオーストラリアなどを中心に80カ国以上で導入されている²⁹。EUにおいては、2001年に欧州連合全体に追及権を導入するEU指令が制定され、EU指令制定後に、英国、アイルランド、オランダ、オーストリア等が導入した。支払額は

²⁹ 文化庁著作権課「追及権に関する事務局説明資料」3頁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h30_02/pdf/r1412245_01.pdf

おおむね2～5%程度で、EU域内では、1回の取引あたりの支払額に1万ユーロ強の上限を設けている。

中国においては、2014年の著作権法改正草案（14条）で新設案があったものの、2020年の改正法下では導入されていないようである。

韓国においては、2023年に「美術振興法」が制定され、その中で「追給権（Resale right）」と呼ばれる再販売補償請求権が盛り込まれた³⁰。これは、「韓国の美術生態系の創作－流通－享受の好循環を構築し、韓国作家の海外進出に拍車をかける礎を果たすものと期待」³¹されている。なお、この権利は公布から4年が経過した2027年7月からの施行である。

（3）若干の考察

こうした諸外国の状況をも踏まえ、我が国においてもこの追及権を導入すべきであろうか。

日本のアート市場の活性化という観点からは、デメリットが存在するため導入に否定的にならざるを得ないであろう。アート市場の国別割合という現状をみると、1位アメリカ43%、2位中国20%、3位英国17%、4位フランス7%となっており、上位国だけで、すでに市場の87%を占めている³²。今後日本がアート市場の活性化政策ととり、上位国の市場に食い込んでいくためには導入すべきではないといえる。

しかし、日本人芸術家の保護という観点からはどうであろうか。韓国が日本よりも一足早く制度を導入した背景には、韓国人作家の活躍という視点があった。実際、日本人芸術家については、世界的に有名な日本人アーティストである村上隆さんの作品をめぐり、追及権に類似した裁

³⁰ 前注18（令和5年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究 報告書」175頁

³¹ 前注18：（175頁）

³² 前注10：文化庁「世界における日本市場の現状」75頁

判事例も発生している³³。

このように導入にはメリット・デメリットが混在するものの、第1節に続き、芸術家保護という視点からは、他国同様、導入が検討されてもよいのではないかと考えられる。

第3節 生成AIと著作権について

最後に、我が国における生成AIと著作権をめぐる諸問題の現状について紹介する。

（1）生成AIと著作権問題の概要³⁴

急速に利用が増加し、その権利問題が話題となったのが生成AIをめぐる問題である。文化庁によれば、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等に関する質問等に対して、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応する「文化芸術活動に関する法律相談窓口」において、「AIと著作権」に関して、令和5年に全体162件に対して26件（16%）、令和6年度は全体322件に対して89件（27%）の相談が寄せられているそうである³⁵。その相談内容は、例えば自身が作成したイラストの無断利用に関して、自身が作成したイラストを生成のための指示画像としてAIに入力して生成されたと思われる類似画像が生成され、その画像

³³ 平成21年11月26日東京地裁判決 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38235.pdf>

これは、世界的アーティストである村上隆さんが代表を務める有限会社カイカイキキ（原告）と、エスト・ウエストオークションズ株式会社（被告）との間の著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟である。この裁判では、原告の請求が認容された。その後の控訴審において、原告カイカイキキ所属のアーティストの作品が出品される場合、エスト・オークションズがカタログへの画像掲載の許諾料として落札価格の1～3%を支払うという和解をした。当事者間の和解を通じて、追及権に近い内容を実現しようしていると話題となった。

³⁴ 文化庁著作権課「生成AIをめぐる最新の状況について」（令和7年9月11日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r07_01/pdf/94269701_04.pdf（2026年1月19日閲覧）

³⁵ 前注34：文化庁著作権課3頁

が第三者のオリジナルの作品として公表された、自身が作成したイラストが AI を利用して性的な画像に改変された、また自身のイラストと類似したものを AI を利用して作成し公開されているなどである³⁶。

こうした状況を踏まえ、AI と著作権の関係について、文化審議会著作権分科会法制度委員会において議論が行われ、2024 年に「AI と著作権に関する考え方について」が取りまとめられた。

（２）我が国の政府方針

2024 年に出された政府方針の概要は次の通りである³⁷。

① AI 開発・学習段階について

AI（学習済みモデル）作成等のための著作物の利用については、著作権法第 30 条の 4³⁸ 等が問題となる。

まず AI 開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想または感想の享受を目的としない利用行為（非享受目的の利用行為）³⁹は、原則として著作権者の許諾なく行うことが可能とされている。なぜなら著作権者の経済的利益を通常害するものではないからである。

しかし、「享受を目的とする利用行為」や「主たる目的は非享受目的であるものの、これに加えて享受する目的が併存しているような場合、

³⁶ 前注 34：文化庁著作権課 4 頁

³⁷ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「A I と著作権に関する考え方について」（令和 6 年 3 月 15 日）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

文化庁著作権課「文化審議会著作権分科会法制度小委員会「A I と著作権に関する考え方について」【概要】（令和 6 年 4 月）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf

³⁸ 著作権法第 30 条の 4 は、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定として、平成 30 年の著作権法改正において新たに設けられたものである。文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」（令和元年 10 月 24 日）https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf（2026 年 1 月 19 日）

³⁹ A I 学習データとして用いるための著作物の収集（複製）など

また著作権者の利益を不法に害することとなる場合⁴⁰も、著作権法第30条の4は適用されない。

ここで具体的に問題となるのは、いわゆる「作風」の模倣である。そもそも著作権法は「創作的表現」を保護し、「アイデア」は保護しないため、「作風」が「アイデア」である場合、そのような「作風」が共通したとしても著作権侵害とはならない。他方で、特定のクリエイターを狙いちしたAI学習には、著作権法30条の4が適用されない場合もあると考えられる⁴¹。

② 次に生成・利用段階については、AIによる生成およびAI生成物の利用による既存の著作物の著作権侵害が問題となる。

これについては、通常の著作権侵害と同様の基準で侵害となるか否かが判断される。すなわち、生成された画像等に既存の画像等（著作物）との類似性（創作的表現が共通していること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められ、かつ権利制限規定の対象外である場合は、既存の著作物の著作権侵害となる。

これに対して、AI生成物に、既存の著作物との「類似性」または「依拠性」が認められない場合には、著作権侵害とはならず、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる。

③ AI生成物の著作物性については、AIが生成したコンテンツが「著作物」に当たるかが問題となる。

この点、AIが自律的に生成したものは、「思想または感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられるが、人が思想または感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用した

⁴⁰ 情報解析用に販売されているデータベースの著作物を情報解析（AI学習）目的で複製する場合等が該当し、この場合には法30条の4が適用されないため、著作権者の許諾が必要となる。

⁴¹ 「AI製のジブリ風画像が世界で流行、「作風」保護の議論再燃」日本経済新聞 2025年4月11日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN28CZL0Y5A320C2000000/>

ものと認められれば、著作物に該当し、AI 利用者が著作権⁴²になると考えられる。人が AI を「道具」として使用したといえるか否かは、人の「創作的意図」があるか、および人が「創作的寄与」と認められる行為を行ったか、によって判断される。

(3) 国際的状況

発表当時の 2024 年は、日本ではまだ上記の方針しか出されていなかった。それに対して、中国では、すでに生成 AI をめぐる判決が出され、それが我が国の新聞でも紹介されていた⁴³。それによれば、4 月に北京の裁判所で「声の権利」をめぐる中国初の判決が出た。自分の声をもとに AI 生成された音声アプリ上で無断使用されたとする声優が、音声の使用停止と損害賠償を求めて AI 事業者など 5 社を人格権の侵害で訴えた裁判で、裁判所は AI 音声は「(声優だと) 識別可能」と認定した。原告の声の権利は AI 音声にも及ぶとして、被告企業に損害賠償を命じたものである。なお、中国では人の声の権利は、保護されるべき人格権として民法で守られているが、これが AI 音声に適用されたのは初めてとみられている。

AI による生成音声をめぐる問題は世界中で起きている中で、中国がこうしていち早く司法の場でも対応していることは注目に値することを報告した。

(4) その後の展開と若干の考察

我が国においても方針が出されたことは大きな一歩であった。その後日本の AI 開発・活用は遅れており、多くの国民が AI に対して不安を

⁴² 著作権法上「著作権」となることができるのは、自然人または法人のみであり、法人格をもたない AI 自体が著作権者となることはない。

⁴³ 「生成 AI ルール、中国が主導権狙う「声の権利」認める判決」日本経済新聞 2024 年 7 月 20 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOTG2182F0R20C24A5000000/>
「偽ウルトラマンに賠償命令 中国で生成 AI 著作権侵害」日本経済新聞 2024 年 4 月 16 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF160HH0W4A410C2000000/>

抱いているが、イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法に加え、新たな法律が必要であるとし、令和7年5月28日に「人口知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI法）が制定された⁴⁴。

また声の権利に関して、知的財産推進計画2025においては、生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声の保護に関し、不正競争防止法等の関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、周知を行うとともに、契約による対価還元策の検討や侵害行為に対するプラットフォームとの連携体制の構築等について検討することが掲げられている⁴⁵。2025年11月には権利侵害の被害当事者となりうる声優事務所などにより、「声の保護と多元化協会」が発足するなどした⁴⁶。

以上のように、我が国においても、2024年に政府方針が出された後、2025年にはAI法が制定されるなど、着実に生成AIに対する法的対応が進んでいる。なぜなら、イノベーション促進とリスク対応を両立させ、最もAIを開発・活用しやすい国をめざすというのが国の方針だからである。しかし、当事者による声明や発足など、不安はつきない。実際、今後は司法の場での対応も増加および不可欠となろう。その際には、迅速かつ我が国の芸術家等の保護が十分図られることを願ってやまない。

⁴⁴ 内閣府：「人口知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」[「https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html)

⁴⁵ 文化庁著作権課「生成AIをめぐる最新の状況について」（令和7年9月11日）14頁 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r07_01/pdf/94269701_04.pdf
（2026年1月19日閲覧）

⁴⁶ 「吹き替えでAI狙うアニメ輸出20兆円市場「声の権利」を守る会協会発足」2025年11月19日、日本経済新聞 電子版 <https://www.nikkei.com/article/DGX-ZQOUC1848A0Y5A111C2000000/?msocid=310a9d059915654223b28bfe982c640a>

第5章 結びに代えて

以上、我が国における文化芸術分野においては、文化財保護のみならず、多数の法制度が存在し、特に1990年以降は国の文化芸術重視の政策転換に伴い、整備されてきていることを紹介した。また、若干の問題については、考察も試みた。そこから見えてきたのは、政府方針としての「文化芸術立国」を実現するためには、まずもってその担い手である芸術家保護のための法・政策の充実化がより必要なのではないかという点である。なぜなら、文化芸術における創作の自由という名の下で、その働きが搾取となつてはならないからと考えるからである。それゆえ、法においては、芸術家保護いいかえれば芸術家の人権を重視する対策が必要ではなかろうか。その観点から、他の諸国同様、ユネスコの勧告に対応する芸術家保護の法制度や芸術家追及権の導入も検討すべき時がきているのではないかと考える。そして、技術の発展に伴い、生成AIに対する法的対応が今や不可欠となっている。次々と新しい技術が生み出される中で、難しい点もあろうが、我が国の芸術家等を保護するためにも法政策的に、迅速に対応していくことが極めて重要であろう。

なお、当該分野において残された問題は多々あり、海賊版への対応やアートに関する税制上の優遇措置など様々な法政策が行われている。今後機会があれば、それらについても研究していければと考えている。

社会人初級中国語学習者と留学生による 交流活動の実践研究

—第二言語習得におけるアウトプット仮説の視点から—

張 立波、方 浩

本研究は、社会人初級中国語学習者を対象に留学生との雑談会を実施し、その上で、アウトプット仮説の枠組みに基づき、学習効果および異文化理解の可能性をアンケート調査によって検討したものである。交流後に実施したアンケート調査の結果、中国語使用に対する心理的障壁の低下、異文化理解の深化、学習意欲の向上が報告され、学習者が実際の言語使用を通じて気づきを得るというアウトプット仮説と整合的な傾向が示された。一方で、会話の浅さや日本語偏重といった課題も見られ、今後はテーマ設定やレベル差への支援などを通じて、より深い相互交流を促す工夫が必要である。

キーワード：中国語教育，社会人学習者，異文化交流，アクティブラーニング

1. はじめに

近年、日本における中国語学習者の層は学生のみならず、成人や高齢者を含む社会人へと広がっている。特に市民講座やカルチャースクールでは、中国語を趣味として学ぶ人々が増加傾向にある。しかし、学習の多くは限られた授業時間にとどまり、実際に中国語を使用する機会を持つことは難しい。とりわけ初級レベルや繰り返し学習者にとっては、「使える中国語」を体験的に学ぶ場の提供が求められている。

そこで本研究では、Y 大学で開講されている社会人向け中国語講座の初級中国語学習者¹を対象として、中国人留学生との雑談会²を実施し、

¹ 本稿では、社会人初級中国語学習者を CEFR の A1 ～ A2 レベルの学習者と定義する。

² 本稿における「雑談会」とは、「自由な会話を中心とした交流活動」であることを指す。

その教育的意義を探索的に検討することを目的とする。雑談会を通じて、学習者が中国語による実践的コミュニケーションを経験し、言語使用に対する自信の醸成および異文化理解の深化が期待される。

本稿では、活動の企画・実施の詳細を示し、参加者アンケートを分析することで、社会人初級学習者における実践的な中国語使用の意義と今後の課題について考察を行う。

2. 先行研究及び理論的背景

2.1 第二言語習得におけるアウトプットの意義

Swain (1985)³ は「アウトプット仮説」を提唱し、学習者が第二言語を実際に使用する過程において、自らの言語的知識に気づき、精緻化を図ることが可能であると述べている。特に初級学習者にとって、文法的正確さよりも意味伝達を重視した実践的使用経験が、学習の動機づけや学習継続への意欲に繋がるとされる。本活動における雑談会も、意味伝達を重視したアウトプットの間として位置づけられる。

2.2 異文化交流活動の教育的意義

言語学習において文化的背景への理解は欠かせない要素である。Byram (1997)⁴ は、言語教育を通じた異文化間コミュニケーション能力(intercultural communicative competence)の育成を強調している。学習者がネイティブスピーカーと交流することで、教室内では得られないリアルな文化的情報や価値観の違いに触れ、言語理解がより深まることが期待される。本研究の実践も、こうした異文化間コミュニケーション能力の育成を目指すものである。

³ Swain (1985) のアウトプット仮説は、言語使用により学習者に言語的気づきが生じるとする理論。

⁴ Byram (1997) は、言語教育における異文化間コミュニケーション能力の育成を重視した。

2.3 社会人学習者の特徴

Knowles (1984)⁵ は社会人学習者の特性として、自己主導性、経験の活用、目的志向性、実用志向性を挙げている。これらの特徴を踏まえると、社会人学習者には実際に役立つ具体的な学習成果が求められる。また、繰り返し初級レベルを学ぶ学習者も多く、単調な反復を避け、学習動機を喚起するような体験的・実践的活動の導入が望ましい。したがって、本研究で実施した雑談会は、社会人学習者の特性に適合した学習形態といえる。

2.4 本研究における雑談会の位置づけ

先行研究においては、中国語教育の分野におけるアクティブラーニングの導入とその教育的効果について、さまざまな実践報告がなされている。例えば、李大年（2018）は、初級中国語授業にアクティブラーニングを取り入れた実践を分析し、学習者が能動的に学習活動に参加することで、学習過程への意識が高まり、コミュニケーション活動への積極性が促進される可能性を指摘している。また、楊奕（2018）は、同志社大学の中国語コースにおける授業実践を通じて、発表や討論などの能動的活動を取り入れることが、学習者の主体性を高め、学習意欲の向上につながることを報告している。

これらの先行研究はいずれも、学習者が受動的に知識を受け取るのではなく、授業内で主体的に発話・協働する活動を通じて学習を深める点に、アクティブラーニングの意義を見いだしている点で共通している。しかし、その多くは教室内で完結する活動設計を中心としており、学習者が異文化背景をもつ話者と実際に交流し、言語使用を試みる機会を組み込んだ実践については、十分に検討されているとは言い難い。

これに対し、本研究における中国人留学生との雑談会は、通常の授業

⁵ Knowles (1984) は、社会人学習者の自己主導性と実用志向性を特徴として挙げた。

時間内に、初級段階の学習者がネイティブ話者と直接対話する機会を設定し、中国語によるアウトプットと異文化理解を同時に促進する点に特徴がある。すなわち、本研究は、先行研究で指摘されてきたアクティブラーニングの有効性を踏まえつつ、留学生との雑談会という形式を通じて、初級学習者における実践的言語使用の意義を新たな文脈から検討するものである。

3. 実践の概要

3.1 対象

本活動は、日本の社会人を対象とした初級中国語クラスにおいて実施された。参加者は二つのクラスに分かれており、一つは完全な初学者、もう一つはピンインを学習済みで簡単な会話経験を有するクラスである。学習者の年齢層は20代から70代までと幅広く、一部には過去に同様のクラスを受講した「繰り返し学習者」も含まれていた。合計22名の日本人学習者が雑談会に参加した。

交流の相手となったのは、中国の大学からの交換留学生および日本の大学に正規入学している留学生の計13名であり、日本語での基本的なコミュニケーション能力を有していた。彼らは日本の文化や言語に対する関心が高く、積極的に本活動に協力した。

3.2 活動の流れ

活動は90分程度の授業時間を用い、(1) 留学生による自己紹介、(2) 自由対話、(3) 学習者による留学生へのインタビュー活動、(4) 発表活動の四段階で構成された。まず自己紹介では、留学生が一人ずつ簡単な中国語と日本語を用いて名前・年齢・出身地・趣味を述べ、学習者が理解しやすいよう、教員が難しい語彙を黒板に提示した。次に自由対話では、留学生1名と学習者1～2名が1グループとなり、約15分間会話を行った。会話を円滑に進めるために、教員はピンインと日本語訳を併

記した質問カードを配布し、「Nǐ jiào shénme míngzi? (あなたの名前は何?)」「Nǐ cóng nǎr lái? (どこから来ましたか?)」といった表現例を提示した。

続くインタビュー活動では、学習者が留学生に中国語で改めて「名前」「年齢」「出身地」「趣味」を尋ね、その内容を記録した。最後に発表活動として、学習者はインタビューの内容を基に簡単な中国語の文章を作成し、全員の前で発表した。発表文のフォーマットは事前に配布され、「Wǒ jīntiān cǎifǎng le XXX. Tā èrshí X suì. Tā cóng XX lái. Tā de àihào shì XXX.」(今日は〇〇さんにインタビューを行った。〇〇さんは〇〇歳で、XXX から来ており、趣味は XXX である。)といった構文が示された。

4. 調査方法

4.1 アンケートの実施

雑談会終了後、参加者全員に対して無記名によるアンケート調査を実施した。アンケートは Microsoft Forms を用いて作成され、主に以下の項目につき参加者の感想や意識を収集した。(1) 活動全体の満足度、(2) 参加目的 (複数選択式)、(3) 活動中に使用した言語の割合、(4) 中国語使用に対する感情 (楽しかった、難しかった、緊張した等)、(5) 雑談会を通じて触れた中国文化の具体的内容 (自由記述)、(6) 雰囲気・運営面に関する自由記述、(7) 今後の雑談会に対する意欲・希望内容。

調査への協力は任意とし、回答は匿名で収集した。実施にあたっては、調査の目的および結果の使用方法について事前に説明し、同意を得た上で実施した。その結果、受講者 22 名全員から調査協力の同意が得られた。

4.2 分析方法

調査は、前節で述べたように授業終了後に Microsoft Forms を用いて

オンラインで実施した。22件の有効回答を得た。収集したデータのうち、選択式回答については自動集計された結果を基に、回答分布および傾向を把握した。自由記述回答については、記述内容の要点を抽出し、回答中に挙げられた語彙や話題を整理した。その際、「印象に残った話題」に関する設問については、回答に含まれる語彙を基にワードクラウドを作成し、頻出語を視覚的に確認した（図6）。これにより、参加者が交流の中で関心を寄せた話題や、異文化的な気づきにつながった文化的テーマを把握することができた。

5. 結果および分析

5.1 参加目的

今回の雑談会に参加した目的については、複数回答可とした結果、「中国人と交流したかった」が16名（73%）と最も多く、次いで「中国語を話す機会がほしかった」が15名（68%）であった。「中国文化について知りたかった」「異文化コミュニケーションを体験したかった」はそれぞれ5名（23%）であり、「その他」が1名（5%）であった（図1）。

これらの結果から、参加者の主な動機は「交流」と「中国語使用の機会」に集中していることがうかがえる。学習者は、授業の中であっても交流を通じて中国語を使用する機会を求めており、そうした経験が学習の深化につながると認識していると考えられる。

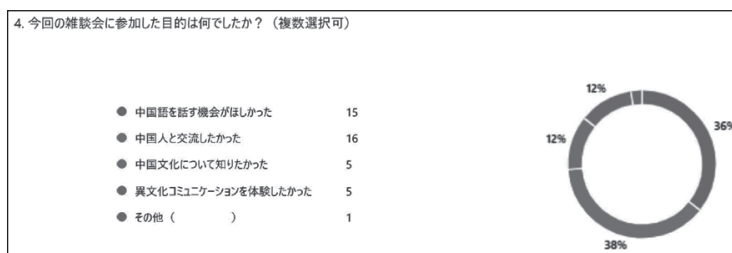


図1 今回の雑談会に参加した目的（n=22）

5.2 満足度と活動の受容

アンケートの結果、参加者 22 名のうち「非常に満足」と回答した者が 13 名（59%）、「満足」が 9 名（41%）であり、「不満」「やや不満」と回答した者はいなかった（図 2）。全体として、本活動に対する満足度はきわめて高いと言える。



図2 今回の雑談会の満足度（n=22）

自由記述からも、「楽しかった」「話しやすかった」「時間がちょうどよかった」など、ポジティブな反応が多数見られた。これらの結果から、活動形式や雰囲気に対する肯定的な評価が支配的であり、心理的負担が比較的少なく、参加しやすい環境が形成されていたことがうかがえる。

5.3 使用言語の割合

「雑談中に使った言語」については、「半々」と回答した者が 10 名（45%）と最も多く、「ほとんど日本語」が 9 名（41%）、「中国語が多かった」が 3 名（14%）であった（図 3）。「ほとんど中国語」および「日本語のみ」と回答した者はいなかった。

これらの結果から、初級レベルの学習者にとっては、日本語によるサポートが一定程度必要である一方で、中国語を比較的多く用いた学習者も一定数存在していたことがうかがえる。学習者自身の言語能力や自信、学習意欲の違いが、使用言語の割合の差として表れている可能性がある。

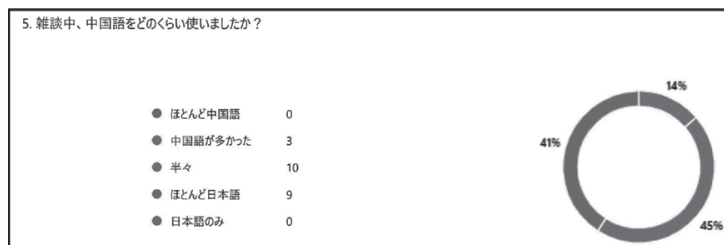


図3 交流中に使用した中国語の割合（n=22）

5.4 中国語使用に対する感情

「とても楽しかった」「楽しかった」と回答した者が大多数を占め、ネガティブな印象（「難しかった」等）を持った者は少数であった（図4）。初級段階であっても、実際の会話活動を通じて「楽しい」と感じる体験が得られることは、言語使用への心理的障壁を取り除くうえで重要である。

また、楽しさは学習継続の動機づけを高める要因となり、授業外での自発的な練習を促す可能性が示唆される。さらに、ペアやグループでの協働活動は安心感を生み、失敗を恐れずに発話する姿勢を支えたと考えられる。加えて、実際に会話が通じたという成功体験が達成感をもたらし、自己効力感の向上にも寄与したと推察される。

一方で、一部の学習者は発話速度や語彙不足に困難を感じており、今後は段階的な支援の工夫が課題として挙げられる。以上の結果は、初級段階における体験型会話活動の教育的有効性を示唆するものである。

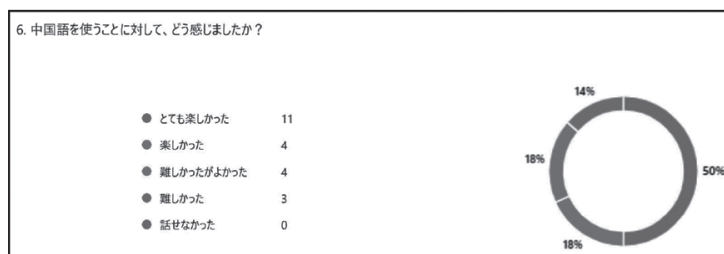


図4 中国語使用に対する感情（n=22）

5.5 中国文化への理解と気づき

「中国文化に触れることができたか」(図5)という質問に対し、「はい」と回答した者が21名に上った。具体的な話題としては「火鍋」「中国アニメ」「小説」「出身地の話」「趣味」などが挙げられた。自由記述には「興味深かった」「知らなかったことが分かった」といった反応もあり、異文化理解の促進につながったことが確認された。

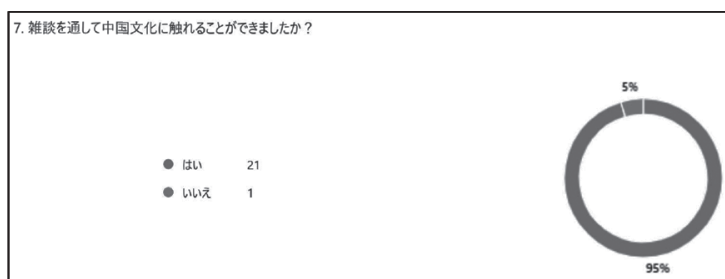


図5 中国文化に触れることができたか (n=22)

さらに、自由記述の語彙を可視化したワードクラウド(図6)を確認すると、「中国」を中心に「火鍋」「料理」「アニメ」「小説」「出身地」「趣味」などの語が頻出していることが分かる。これらはいずれも参加者が印象に残った具体的な文化要素であり、学習者が身近に感じやすいテーマであったと考えられる。

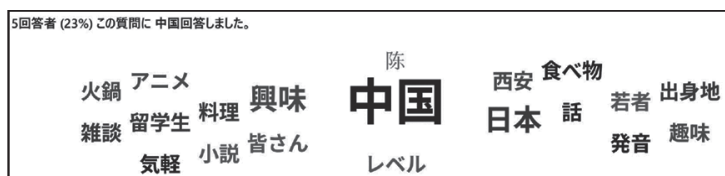


図6 「印象に残った話題」に関する自由記述のワードクラウド

一方で、「日本」という語も出現しており、学習者が中国文化を単に受容するだけでなく、自文化と比較しながら理解を深める契機となった

ことを示している。この結果から、本活動が中国文化理解の促進のみならず、日中双方の文化を相対的に捉える視点を提供した可能性がうかがえる。

5.6 今後の参加意欲

今後の交流イベント参加意向（図7）については、参加者22名のうち、「はい」と回答した者が21名、「未定」が1名であり、大多数の学習者が今後も継続して参加したい意向を示した。希望内容としては「中国の食べ物」「観光地」「お茶」などが挙げられ、興味・関心のある文化的要素をテーマとした活動設計が今後の鍵となる。

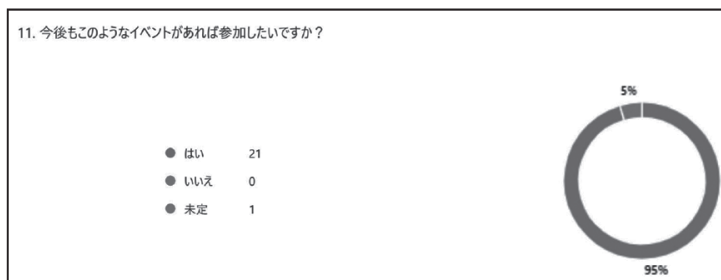


図7 今後の雑談会参加意向（n=22）

6. 考察

本実践を通じて、社会人の初級中国語学習者が中国人留学生と交流した結果、言語使用の機会を得たこと、異文化理解が深まったこと、学習意欲が高まったことについて、アンケート調査の結果から一定の傾向が見られた。また、本研究で得られた結果は、アウトプット仮説および異文化間コミュニケーション能力の理論的枠組みと整合的に解釈できると考えられる。以下では、これらの知見を四つの観点から検討する。

第一に、アウトプット仮説（Swain, 1985）の観点からは、学習者が中国語を実際に使用する経験を通じて、自身の言語知識を振り返り、意

味伝達を優先しながらも表現力を高めていく過程がうかがえた。「とても楽しかった」「話しやすかった」といった感想は、言語使用に伴うポジティブな感情を反映しており、本活動に参加した学習者の認識に基づけば、初級段階におけるアウトプット活動が学習の動機づけと結びついている可能性が示唆される。

第二に、異文化間コミュニケーション能力 (Byram, 1997) の育成という観点から、本活動は単なる言語練習にとどまらず、異文化理解の深化をもたらした。ワードクラウド分析において「火鍋」「アニメ」「出身地」などの具体的な文化要素が頻出したことに加え、「日本」という語も出現していた点は、学習者が自文化との比較を通じて中国文化を理解しようとする姿勢を示している。このことから、本活動は比較文化的視点を促す可能性をもつ実践であったと評価できる。

第三に、社会人学習者の特性 (Knowles, 1984) を踏まえると、本活動は実用志向性および目的志向性をもつ学習者のニーズに合致していたと考えられる。参加者は雑談会を「実際に話す場」や「学習の第一歩」として肯定的に捉えており、学習継続への意欲を高めていた。一方で、「話題が浅かった」「もっと続けたかった」といった指摘も見られ、社会人学習者がより実用的で深まりのある学習経験を求めていることが示唆された。今後は、テーマ設定や発展的な対話活動の設計が求められる。

第四に、活動上の課題として、「語彙や表現が難しくカードを十分に活用できなかった」「ほとんど日本語で話したグループもあった」といった点が挙げられた。これは、初級学習者にとって学習負担が過度になる場合、中国語使用の比率が低下する可能性を示している。この点については、自己効力感 (Bandura, 1997) の理論に基づき、学習者のレベルに応じた段階的な支援を設計することで、達成感を伴う学習体験を提供する必要がある。

7. 結論と今後の課題

本研究は、社会人初級中国語学習者を対象に、中国人留学生との雑談会を実施し、その教育的意義をアンケート調査に基づいて探索的に検討した。その結果、参加者が中国語使用の機会を得たと認識し、異文化理解が深まったと感じ、学習意欲が高まったと捉えている一定の傾向が見られた。また、実際の会話活動を通じて、学習者が中国語使用に対する心理的障壁を相対的に低減し、より前向きな姿勢を示していた可能性がうかがえた。これらの結果は、Swain (1985) のアウトプット仮説および Byram (1997) の異文化間コミュニケーション能力の理論的枠組みと整合的に解釈できると考えられる。

加えて、「とても楽しかった」「話しやすかった」「時間があっという間だった」といった感想は、活動に対するポジティブな情緒的反応を反映しており、少なくとも本活動に参加した学習者の認識において、雑談会が学習継続への動機づけと関連している可能性を示唆している。これらの反応は、自己効力感 (Bandura, 1997) ⁶ およびフロー体験 ⁷ (Csikszentmihalyi, 1990) の理論的枠組みとも一定の関連をもって解釈できる。

一方で、「話題の浅さ」「質問カードの難しさ」「日本語使用の多さ」といった課題も見られた。今後の実践においては、(1) テーマの深化を促すシナリオ設計、(2) 学習者のレベルに応じた多段階の質問カードや語彙支援、(3) 中国語使用を促進する活動設計 (キーワード提示、モデル文の明確化、段階的支援) を検討する必要がある。その際には、日本語使用の抑制が学習者の不安を高めないよう配慮することも重要である。

⁶ Bandura (1997) は、自己効力感が学習行動や継続性に影響を与えると論じた。

⁷ Csikszentmihalyi (1990) は、フロー体験を没入を伴う最適経験として説明した。

また、今後の活動では、中国文化に関する知識の共有にとどまらず、日本文化との比較を促す問いを組み込むことで、異文化間コミュニケーション能力の育成をより意識した設計を検討すべきである。ただし、その教育的効果については、客観的指標を用いた検証が不可欠である。

本研究は参加者数が限られた探索的調査であり、得られた知見の一般化には一定の制約がある。今後は対象者を拡大し、複数学期にわたる縦断的データ収集を行うことで、雑談会の教育的意義を継続的に検証する必要がある。さらに、アンケートや振り返り記述に加え、会話データの録音・分析、語彙テスト、発話量や発話の質の指標などの客観的データを組み合わせた多面的分析が求められる。

総じて、本活動は社会人初級学習者にとって「中国語を話す第一歩」としての実践的経験を提供し、言語使用・異文化理解・学習動機づけに関連する示唆をもたらしたと考えられる。今後は、継続的かつ段階的な設計を通じて、学習者の多様なニーズに対応した実践を蓄積していくことが課題である。

謝辞

本研究の実施にあたり、山梨学院大学グローバルラーニングセンター特任準教授・徳田 恵先生には、中国人留学生の募集に際し多大なるご協力を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。また、本活動の実施をご快諾くださり、当日には協力者としてご尽力いただきました山梨学院大学孔子学院中国側院長・趙蔚青先生にも、心より御礼申し上げます。さらに、貴重な休息日にもかかわらず、ボランティアとして本活動に参加してくださった中国人留学生の皆様に対し、深く感謝の意を表します。

参考文献

- Bandura, A. *Self-Efficacy: The Exercise of Control*, (New York: W. H. Freeman, 1997).
- Byram, M. *Teaching and Assessing Intercultural Communicative Competence*, (Clevedon, UK: Multilingual Matters, 1997).
- Knowles, M. S., *Andragogy in Action: Applying Modern Principles of Adult Education*, (San Francisco, CA: Jossey-Bass, 1984).
- Swain, M. "Communicative competence: Some roles of comprehensible input and comprehensible output in its development" in *Input in second language acquisition*, S. Gass & C. Madden eds. (Rowley, MA: Newbury House, 1985). pp. 235-253.
- 楊 奕「中国語教育におけるアクティブラーニングに関する一考察：同志社大学グローバル・コミュニケーション学部中国語コースでの試みを中心に」『同志社大学学習支援・教育開発センター年報』9 (2018)、31-41 頁。
- 李 大年「中国語授業におけるアクティブラーニング」『基幹教育紀要』20 (2018)、55-66 頁。

アルバイトが在日学部留学生の 学業成績に与える影響

—勤務時間、専門関連性、親の態度に着目して—

潘 秋静¹、陸 宇婕²、三好 登³、史 媛媛⁴

1 山梨学院大学経営学部 2 山梨学院大学経営学部生

3 立命館アジア太平洋大学 教育開発・学習支援センター

4 中国江蘇大学教育学院・九州大学人間環境学府（学術訪問研究員）

要旨

本研究は、在日学部留学生を対象として、アルバイト勤務が学業成績（GPA）に与える影響を実証的に検討することを目的とする。日本の中規模私立大学 A 校に在籍する留学生のうち、質問紙調査に回答した 98 名を分析対象とし、階層的重回帰分析を用いて、アルバイト勤務時間（量的側面）、勤務内容の専攻関連性（質的側面）、およびアルバイトに対する親の態度（規範的環境要因）が学業成績に与える影響を分析した。

分析の結果、全体サンプルを対象とした分析では、アルバイト勤務時間が学業成績と有意な負の関連を示し、時間的競合仮説は支持された。一方、アルバイト経験者に限定した分析では、勤務時間の効果は有意ではなくなり、代わって専攻関連アルバイトが学業成績と負に関連するという結果が得られた。また、親の肯定的態度は、勤務時間の負の影響を緩和する調整要因としては機能せず、家庭における規範的承認が時間配分という構造的制約を直接的に変化させないことが示唆された。

これらの結果は、在日留学生のアルバイトが広く肯定的に意味づけられている一方で、その学業への影響は、アルバイトの有無、制度的制約下での就労条件、ならびに家庭環境との相互作用によって規定される条

件依存的かつ階層的な構造を有していることを示している。本研究は、在日留学生研究において、主観的評価と客観的学業成果の乖離を実証的に示すとともに、家庭要因の理論的位置づけを再検討する視角を提供する。

【キーワード】：在日学部留学生、アルバイト、学業成績 (GPA)、時間的競合、親の態度

1. はじめに

1.1 研究背景

近年、大学生のアルバイトは、特定の国や地域に限定されない国際的に共通する行動様式として認識されている。中国では、在学中にアルバイト経験を有する大学生は約 59% に達しており (Guo, 2014)、オーストラリアでは 2017 年時点で在校大学生の 82% がアルバイトに従事し、そのうち全日制学生の約 3 分の 1 が週 20 時間以上勤務していることが報告されている (Australian Student Finances Survey, 2017)。また、アメリカ合衆国においても、全日制学部生の約 43% が在学中に有償労働に従事していることが示されている (National Center for Education Statistics, 2018)。これらの結果は、学生期におけるアルバイトが例外的行動ではなく、高等教育に広く組み込まれた行動であることを示している。

こうした国際的動向を背景に、大学生のアルバイトが学業成績に与える影響について、量的データを用いた実証研究が蓄積されてきた。Beerens ほか (2011) は、エストニアにおける大規模な学生就労の実態を分析し、就労時間の増加に伴って大学学修が「副業化」する構造的転換が生じる可能性を指摘した。この研究は、学生就労の影響が個人の能力や意欲の問題ではなく、高等教育制度と労働市場の接続構造に規定されることを示している。また、中国、オーストラリア、アメリカを中

心とする先行研究では、アルバイトの勤務時間が一定水準を超える場合、学業成績に負の影響を及ぼす可能性が指摘される一方、低強度の勤務や学業と関連した職務内容の場合には、必ずしも学業成果を損なわないことが示されている。すなわち、アルバイトと学業の関係は単純な正負の関係ではなく、勤務時間や職務内容といった条件に依存することが、国際的には明らかにされてきた。

一方、日本における留学生研究では、アルバイト経験が学業成績に与える影響そのものよりも、アルバイトの経験的意味や心理・社会的側面に焦点を当てた研究が主流である。質的研究を中心に、留学生がアルバイトを通じて日本語能力や社会文化的能力を獲得し、社会参加を進めていく過程（村上,2015）や、自己肯定感や将来のキャリア意識を形成していく側面（黄,2018）が明らかにされてきた。これらの質的研究に加え、量的研究においても、アルバイトに対する動機づけや態度といった心理的側面に着目した分析が蓄積されてきた。譚・渡邊・今野（2009）は、自己決定理論の枠組みに基づき、在日中国人留学生・就学生において、動機づけの自己決定性が仕事満足感に影響を及ぼすことを明らかにしている。さらに、閻・堀内（2017）は、留学生を対象としたアルバイト動機づけ尺度を開発し、就労経験の質的側面を測定可能な概念として提示した。

また、留学生のアルバイトを取り巻く制度的・構造的背景に目を向けた研究もみられる。比留間・伊藤（2019）は、私費外国人留学生のアルバイトに関する意識と実態を明らかにし、多くの留学生が経済的理由からアルバイトを選択している現状を報告している。さらに、坪井（2006）は、中国人留学生をめぐる政策と受入構造の変容を整理し、日本の留学生政策が留学生の就学・就労行動に強い影響を及ぼしてきたことを指摘している。

近年では、在学中のアルバイト経験が卒業後の労働市場参入とどのように接続されているのかという視点から、留学生の進学・就労移行過程

を構造的に捉える研究も登場している(眞住,2022)。さらに、留学生が直面する困難に関する研究では、学業面・生活面の課題が質的に整理されており、アルバイトがそうした困難と密接に関わっている可能性も示唆されている(壁谷,2024)。

1.2 問題意識

しかし、これらの日本の留学生研究の多くは、アルバイト経験を「どのように意味づけているか」「どのような心理的・社会的効果をもたらすか」に主眼を置いており、学業成果そのもの、とりわけGPAのような客観的指標との関連を量的に検証した研究は極めて限られている。日本人大学生を対象とした研究では、アルバイトの目的や動機と学業志向との関連が検討されているものの(岩田,2005)、留学生に限定し、学業成績との関係を直接的に検証した研究は十分に蓄積されていない。

加えて、日本における留学生のアルバイトは、在留資格による就労時間制限や言語能力・職種選択の制約といった制度的条件の下で行われている点に特徴がある。実態調査においても、在日留学生の多くが授業期間中であっても相当時間アルバイトに従事していることが示されているが(株式会社リクルート,2023)、こうした就労実態が学業成績にどのような影響を及ぼしているのかについては、体系的な検証がなされていない。すなわち、日本の留学生を取り巻く制度的・社会的文脈を踏まえた上で、アルバイトの量的側面と学業成果との関係を実証的に明らかにすることは、依然として重要な研究課題として残されている。

2. 研究目的・研究課題と研究枠組み・仮説の提示

2.1 研究目的と課題

以上の先行研究を踏まえ、本研究の目的は、日本の中規模私立大学A校に在籍する在日留学生(学部生)を対象として、アルバイトが学業成

績（GPA）に与える影響を、量的データに基づいて実証的に明らかにすることである。

A校は、多様な出身国および専攻分野を有する留学生在籍しており、日本の私立大学における留学生の一般的な就学・就労環境を反映している点で、分析対象として一定の代表性を有すると考えられる。

とりわけ本研究は、アルバイトを一枚岩の行動として捉えるのではなく、その量的側面（勤務時間）および質的側面（専攻関連性）を区別して分析する点に特徴がある。さらに、アルバイトと学業の関係が学生を取り巻く環境条件によって異なり得る点に着目し、アルバイトに対する親の態度（肯定的・否定的評価）を調整要因として導入することで、アルバイト勤務時間と学業成績との関係がどのように変化するかを検討する。以上の目的に基づき、本研究では以下の三つの研究課題を設定する。

第一に、アルバイトの勤務時間（量的側面）は、在日留学生の学業成績（GPA）とどのように関連しているのか（研究課題1）。

第二に、アルバイト内容の専攻関連性（質的側面）は、在日留学生の学業成績（GPA）とどのように関連しているのか（研究課題2）。

第三に、アルバイトに対する親の態度は、アルバイト勤務時間と学業成績との関係を調整する要因として機能しているのか（研究課題3）。

これらの研究課題を通じて、本研究は、在日留学生のアルバイト行動が学業成績に与える影響を、時間資源の配分、就労内容の特性、ならびに親の態度という規範的環境との相互作用という観点から総合的に検討することを目的とする。

2.2 研究枠組みと仮説の提示

以上で設定した三つの研究課題を検討するため、本研究では、アルバイトが在日留学生の学業成績に与える影響に関する分析枠組みを構築する（図1）。

本研究の分析枠組みでは、学業成績（GPA）を結果変数とし、アルバイトの勤務時間（量的側面）およびアルバイト内容の専攻関連性（質的側面）を主要な独立変数として位置づける。さらに、アルバイトと学業の関係が一樣ではなく、学生を取り巻く支援環境によって変化し得る点に着目し、アルバイトに対する家庭から態度を調整変数として導入する。

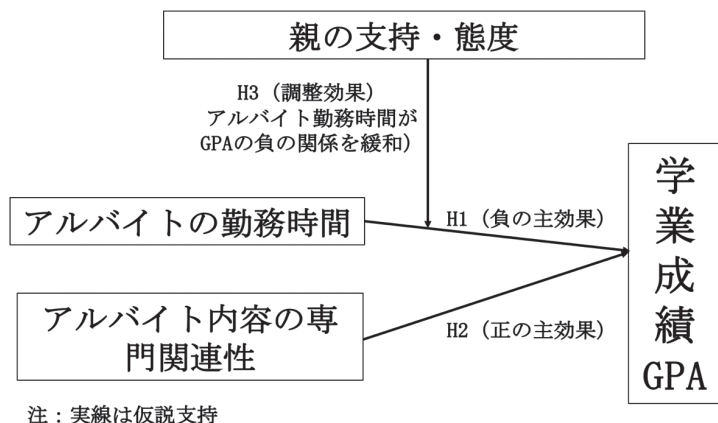


図1 アルバイトが在日留学生の学業成績に与える影響に関する分析枠組

第一に、まず、アルバイト勤務時間の影響について検討する。時間資源は有限であり、ある活動への投入が増加すれば、他の活動に配分できる時間は相対的に減少する。Becker（1965）の時間配分理論は、学業とアルバイトを同時に担う学生において、過度な勤務が学業への投入を阻害する可能性を示唆している。とりわけ在日留学生は、就労時間に法的制限がある一方で、生活費や学費補填の必要性から、限られた時間資源の中で学業とアルバイトを両立させる状況に置かれており、時間的競合の影響が顕在化しやすいと考えられる。

このような時間的競合の考え方は、ワーク・ファミリー・コンフリクト研究においても理論化されている。Greenhaus ほか（1985）は、仕事と家庭という複数役割間の葛藤を、時間的・緊張的・行動的葛藤に区別

した上で、とりわけ時間的葛藤は、役割への時間投入そのものが他方の役割遂行を構造的に制約する点に本質があると指摘している。本研究が着目する学生アルバイトにおける時間的競合も、こうした時間配分をめぐる役割間葛藤の一形態として位置づけることができる。以上の理論的検討を踏まえ、本研究では、「仮説 1 (H1)：アルバイトの勤務時間が長い在日留学生ほど、学業成績 (GPA) は低い」を設定する。

第二に、アルバイト内容の専攻関連性に注目する。アルバイトは必ずしも学業に負の影響を及ぼすとは限らず、学業とアルバイトが制度的・時間的に調整可能な場合には、就労経験が学習理解や学習動機づけを通じて学業成果を促進し得ることが指摘されている (Triventi, 2014)。特に、専攻分野と関連するアルバイトは、学修内容の実践的理解を深めることで、学業成績に正の影響を及ぼす可能性がある。以上より、「仮説 2 (H2)：専攻分野と関連性の高いアルバイトに従事する在日留学生ほど、学業成績 (GPA) は高い」を設定する。

第三に、アルバイトに対する親の態度の調整効果について検討する。仕事と学業という複数役割の関係は、個人を取り巻く規範的・心理的環境によって調整され得ることが指摘されている (Butler, 2007)。親がアルバイトを肯定的に捉えている場合、学生は就労行為に対する心理的葛藤やストレスを軽減し、学業とアルバイトの両立をより柔軟に調整できる可能性がある。以上より、「仮説 3 (H3)：親がアルバイトに対して肯定的な態度を示している場合、勤務時間が学業成績 (GPA) に与える負の影響は緩和される」を設定する。

以上の分析枠組みに基づき、本研究は、アルバイト勤務時間が学業成績に与える直接効果 (H1)、アルバイト内容の専攻関連性が学業成績に与える促進的效果 (H2)、ならびにアルバイトに対する親の肯定的態度という規範的環境要因が、勤務時間と学業成績との関係に及ぼす調整効果 (H3) を、同一の統合的枠組みの下で検証する。

3. 研究方法とデータの収集

3.1 研究対象および調査方法

本研究は、日本の中規模私立大学 A 校に在籍する約 600 名の在日留学生（学部生）を調査対象とし、2025 年 4 月から 5 月にかけて、Microsoft Forms を用いたオンライン調査によってデータを収集した。調査の実施にあたっては、研究の目的、回答の任意性、ならびに個人情報の保護方針について事前に説明を行い、回答者から同意を得た上で実施した。

3.2 調査設問の構成

本研究では、在日留学生のアルバイト経験と学業成績との関連を明らかにすることを目的として質問紙調査を実施した。調査票は、全体で 17 項目の主要設問から構成されており、内容に応じて大きく以下の 4 つの領域に分けられる。

第一に、基本的属性に関する項目として、学年および国籍など、回答者の背景情報を尋ねた。これらの変数は、留学生の学修環境や生活条件の差異を把握するための基礎的情報として用いている。

第二に、アルバイト経験に関する項目では、アルバイトの有無に加え、従事しているアルバイトの種類、アルバイトを開始した時期、アルバイトに取り組む理由、およびアルバイト選択時に重視した点について尋ねた。さらに、アルバイトの量的側面を把握するため、1 週間あたりのアルバイト勤務時間を質問し、勤務時間の分布を把握できるようにした。

第三に、アルバイトが学業に及ぼす影響に関する項目として、アルバイトが学習に与える影響についての主観的認識をリッカート尺度で測定するとともに、学習時間への影響の程度および学業成績への影響の程度について、自己評価による回答を求めた。これらの設問は、第 4 章における記述的分析において、アルバイト勤務に対する認識の特徴を把握す

るために用いている。

第四に、学業成績および家庭からの支援に関する項目として、累積 GPA の自己申告値を求めるとともに、アルバイトに対する父母・家族からの励ましや支持の程度について質問した。家庭支援に関する項目は、第 2 章で設定した仮説 3（H3）に対応する調整変数として位置づけている。

以上のように、本研究の調査票は、アルバイトの勤務時間および内容、学業成績、ならびに家庭からの支援環境との関連を総合的に把握することを意図して構成されている。

3.3 データ回収状況

調査票の配布および回収の結果、98 件の有効回答が得られ、有効回収率は約 10%であった。回答者の国籍構成は、中国籍 94 名、韓国籍 3 名、モンゴル籍 1 名であり、分析対象の大半は中国人留学生で構成されている。

学年別の内訳は、1 年生が 54%（53 名）、2 年生が 25%（24 名）、3 年生が 9%（9 名）、4 年生が 12%（12 名）であり、比較的低学年層の割合が高いサンプル構成となっている。性別では、男子学生が 57%、女子学生が 43%であった。学部別では、経営学部が 77 名と最も多く、次いで法学部が 20 名、健康栄養学部が 1 名であった。

学業成績（GPA）については、調査票において 8 段階の区分回答として測定した。分析に際しては、GPA0.5 以下を 1、0.6～1.0 を 2、1.1～1.5 を 3、1.6～2.0 を 4、2.1～2.5 を 5、2.6～3.0 を 6、3.1～3.5 を 7、3.6～4.0 を 8 とする数値を付与し、順序尺度として扱った。記述統計の結果、回答は GPA2.6～3.5 の範囲に集中しており、「2.6～3.0」が 32.7%、「3.1～3.5」が 29.6%を占めている。一方で、GPA2.0 以下の回答も一定数確認されており、学業成績には十分な分散が認められる。この分布特性から、本研究における GPA は結果変数として極端な偏りを示しておらず、

仮説検証を目的とした量的分析に適した特性を有していると判断できる。

4. 調査結果の概要

4.1 アルバイトの勤務実態：参加状況・動機・開始時期・勤務職種

本節では、在日留学生のアルバイト勤務に関する行動の実態を明らかにすることを目的とし、アルバイト参加状況、勤務動機、開始時期、および勤務職種の観点から記述的に整理する。ここでは、アルバイト経験に対する主観的評価や意味づけには踏み込まず、調査データから確認される勤務行動の特徴に焦点を当てる。

まず、アルバイト経験の有無について見ると、「現在アルバイトをしている」と回答した学生は46.9%であった。一方、「現在はアルバイトをしていないが、将来的に行う予定がある」と回答した学生は53.1%を占めており、調査対象者のほぼ全員がアルバイトを想定した学生生活を送っていることが分かる。この結果は、在日留学生にとってアルバイトが例外的な行為ではなく、進学後の生活設計にあらかじめ組み込まれた一般的行動であることを示している。

次に、アルバイト選択の主な理由について複数選択で尋ねた結果を見ると、「生活費を稼ぐ」が最も多く（90件）、次いで「仕事経験を積む」（80件）、「社会的能力を鍛える」（62件）が続いていた。また、「語学能力を高める」（39件）や「社会への適応を高める」（39件）といった項目も一定数選択されており、経済的理由と並んで、経験や能力形成を重視する動機が併存していることがうかがえる。一方、「専門技能を育成する」（15件）や「自己実現」（8件）といった動機は相対的に少数にとどまっており、後述する勤務職種の分布と対応した結果となっている。

アルバイトを開始、あるいは開始を予定している時期について見ると、「1年生」が32.7%、「2年生」が53.1%を占めており、約9割の学生が

低学年段階でアルバイトを開始または計画していることが明らかとなった。3年生以降に開始する学生は少数にとどまっており、アルバイト勤務は、学業と並行して比較的早期から行われる行動として位置づけられる。

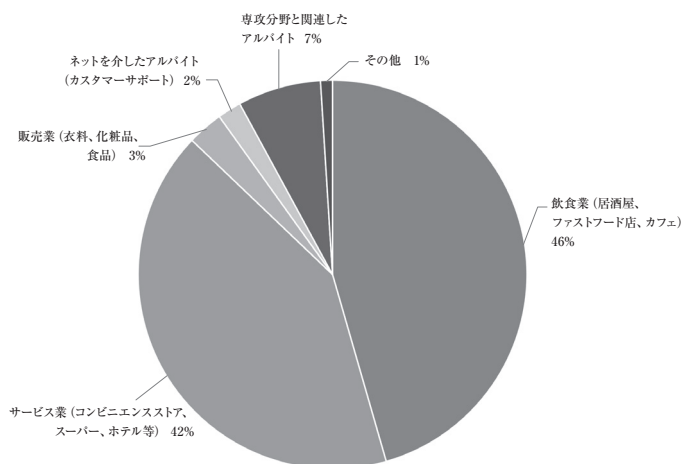


図2 アルバイトしている (したい) 職種

さらに、図2に示すように、勤務職種について複数選択で尋ねた結果 (延べ回答数 189 件)、飲食業が46%、サービス業が42%を占め、両者を合わせると全体の約9割に達していた。居酒屋、飲食店、カフェ、コンビニエンスストア、スーパー、商業施設、ホテルなど、対面での接客や即時対応を求められる職務が中心であり、在日留学生のアルバイト勤務は特定の業種に強く集中していることが確認された。一方、販売業 (3%) やインターネットを介したアルバイト (2%) は少数にとどまり、補助的な勤務形態として位置づけられる。

また、専攻分野と関連したアルバイトは7%にとどまり、「アルバイトが専攻分野と関係しているか」という設問においても、「関係あり」と回答した学生は13.3%に過ぎなかった。一方で、「機会があれば専門分野と関連したアルバイトを選択したい」と回答した学生は84.7%に達

しており、専門性を活かした勤務に対する志向と、実際の勤務機会との間に乖離が存在している可能性が示唆される。

4.2 アルバイト時間と学習時間配分の実態

本節では、在日留学生在がどの程度の時間をアルバイトに充てているのか、また、その勤務時間をどのように学習時間と調整しているのかについて、勤務時間の量的分布および自己申告に基づく時間配分の実態から記述的に検討する。

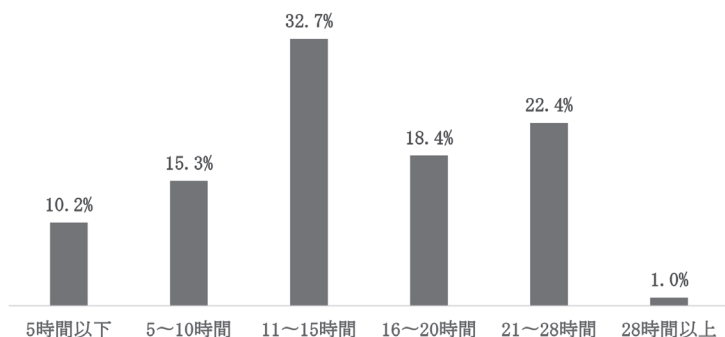


図3 週あたりのアルバイト勤務時間

まず、週あたりのアルバイト勤務時間（図3参照）を見ると、「11～15時間」と回答した学生が最も多く、全体の32.7%を占めていた。次いで「21～28時間」が22.4%、「16～20時間」が18.4%であり、中程度から比較的長時間のアルバイトに従事する学生が一定割合存在していることが確認された。一方、「5時間以下」および「5～10時間」といった短時間勤務層は合わせて25.5%にとどまっており、多くの留学生在が週10時間を超える勤務を行っている実態がうかがえる。

次に、アルバイト勤務時間をどのように確保しているのかについて見ると、「余暇・娯楽の時間から捻出している」と回答した学生が84.7%と圧倒的多数を占めていた。これに対し、「学習時間から捻出している」

と回答した学生は6.1%にとどまっており、大多数の留学生は、学習時間を直接削減するのではなく、私的・余暇の時間を調整することで勤務時間を確保していることが示された。この結果は、在日留学生が学業を優先する行動規範を一定程度共有している可能性を示唆している。

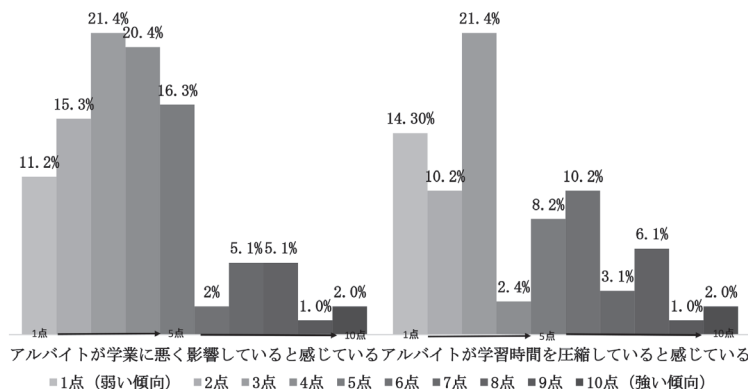


図4 アルバイトが学習時間と学業への影響に関する自己認識

一方で、図4に示すように、アルバイトが学習時間をどの程度圧縮していると感じているかについて10点尺度で尋ねた結果、評価は一樣ではなかった。「1点」から「3点」といった低評価は全体の45.9%を占める一方、「4点」以上と回答した学生も54.1%存在しており、主観的な学習時間の圧縮感には明確な個人差が認められる。特に、「6点」以上と回答した学生は22.4%に達しており、一部の学生においては、アルバイト勤務が学習時間に対して無視できない影響を及ぼしている可能性が示唆される。

さらに、アルバイトが学業成績（GPA）に与える影響について、同様に10点尺度で尋ねた結果を見ると、「1点」から「3点」と回答した学生は47.9%を占めており、約半数の留学生はアルバイトが学業成績に与える影響を小さいものとして認識していることが分かる。一方で、「4点」以上と回答した学生も52.1%存在しており、学業成績への影響を一

定程度以上と捉える学生が少なくない点が確認された。とりわけ、「7点」以上と回答した学生は13.2%にとどまるものの、アルバイトが学業成績に強い影響を及ぼしていると認識する学生が一定数存在していることは注目される。

以上、在日留学生の多くは、アルバイト勤務時間を主として余暇時間の調整によって確保し、学業時間の維持を意識している一方で、勤務時間が一定水準を超えた場合には、学習時間の圧縮感や学業成績への影響を主観的に認識しやすくなる傾向がうかがえる。すなわち、学業時間を確保しようとする行動と、学業成績への影響に関する認識との間には必ずしも一致が見られず、アルバイトの影響が時間量や勤務条件に依存する可能性が示唆される。

4.3 アルバイト勤務の実態と主観的認識

続いて、本節では、在日留学生がアルバイト勤務をどのように捉え、学業との関係をどのように認識しているのかについて、学業への影響に関する主観的評価および行動選好の観点から整理する（図5参照）。

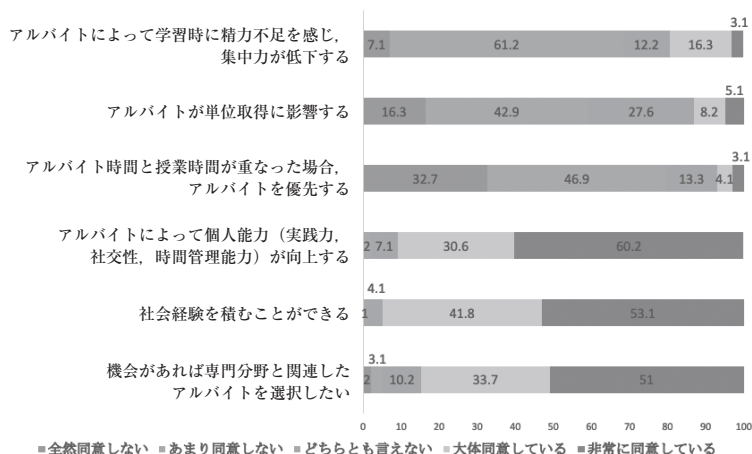


図5 アルバイトの学業への影響に関する主観的評価（単位：%）

まず、アルバイトが学業に及ぼす負の影響に関する認識を見ると、全体としてその影響を強く意識している学生は少数である。「アルバイトによって学習時に精力不足を感じ、集中力が低下する」という項目では、「全然同意しない」「あまり同意しない」と回答した学生が68.3%を占めており、多くの留学生は日常的な学習活動に深刻な支障を感じていないことが分かる。同様に、「アルバイトが単位取得に影響する」という認識についても、否定的な回答が59.2%を占めており、学業成績への直接的な悪影響は限定的に捉えられている。一方で、いずれの項目においても一定割合の学生が肯定的に回答しており、アルバイトの影響に対する認識が学生間で様ではないことも確認される。

次に、学業とアルバイトの優先順位に関する行動選好を見ると、「アルバイト時間と授業時間が重なった場合、アルバイトを優先する」との項目に対しては、79.6%の学生が否定的に回答していた。この結果から、多くの在日留学生が授業を中心に生活を組み立てており、アルバイトを学業に代替する活動としてではなく、学業を前提とした補完的行為として位置づけていることがうかがえる。

一方で、アルバイトの肯定的側面に対する評価は極めて高い。「アルバイトによって個人能力（実践力、社交性、時間管理能力）が向上する」とする項目では90.8%が肯定的に回答しており、「社会経験を積むことができる」との項目についても94.9%が肯定している。これらの結果から、アルバイトは在日留学生にとって、学外における重要な学習機会であり、日本社会への適応を促進する経験として広く認識されているといえる。

さらに、将来志向の側面に着目すると、「機会があれば専門分野と関連したアルバイトを選択したい」と回答した学生は84.7%に達していた。注目すべき点は、この高い志向が、必ずしも現時点での勤務内容への不満として直接的に表出していないことである。実際には、多くの留学生が、専門分野と直接関係しないアルバイトであっても、語学力や対人能力、日本社会への適応力といった汎用的能力の獲得につながる経験と

して肯定的に位置づけている可能性がある。このことから、在日留学生は、専門分野と関連した勤務機会が限られているという現実を踏まえつつも、現在のアルバイト経験を将来のキャリア形成に接続しうる資源として再解釈していると考えられる

以上を総合すると、在日留学生のアルバイト勤務は、学業を犠牲にする行為としてではなく、学業を基盤としつつ、将来に資する範囲で戦略的に位置づけられていると推察できる。ただし、アルバイトの学業への影響に関する主観的認識は一律ではなく、勤務時間や勤務内容といった条件によって分化している可能性がうかがえる。

4.4 アルバイトに対する親からの態度

本節では、在日留学生のアルバイト勤務に対する親からの態度について、学生自身の主観的評価に基づく分布を整理し、家族環境における規範的態度の特徴を明らかにする。本研究において親の態度とは、アルバイトに対する賛否や評価といった規範的・価値的な態度を指しており、経済的支援や生活上の直接的援助とは区別して捉えられる。親の態度は、留学生のアルバイト行動そのものや、その意味づけに影響を与え得る背景要因であり、後続の分析では、アルバイト勤務と学業成績との関係に関与する環境要因として位置づけられる。

調査では、「アルバイトに対して親がどの程度賛成しているか」について、1点（全く賛成しない）から10点（非常に賛成する）までの10点尺度で尋ねた。その結果、親の態度は全体として肯定的な方向に分布していることが確認された。具体的には、図6に示すように、「8点」以上を選択した学生が68.4%（8点：31.6%、9点：13.3%、10点：23.5%）を占めており、多くの在日留学生が、自身のアルバイト勤務について親から肯定的に評価・容認されていると認識していることが分かる。

一方で、「1点」から「4点」といった低い評価を示した学生は全体の5.1%にとどまっており、アルバイトに対して明確に否定的な親の態

度は少数派であることが示された。ただし、「5点」から「7点」に分布する中間層も一定数存在しており、親の態度が一様に強い支持へと集約されているわけではない点には留意が必要である。すなわち、在日留学生の家族環境においては、アルバイトに対する評価が概して肯定的である一方、その程度には一定の幅が存在している。

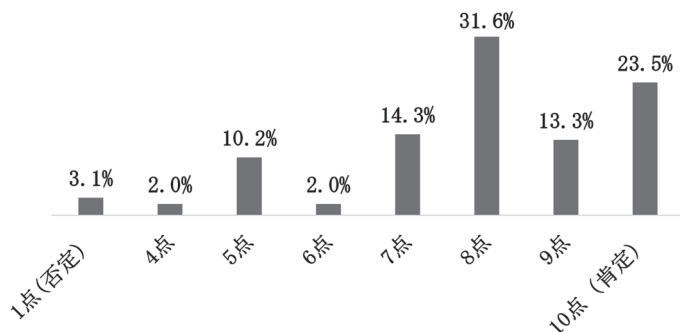


図6 アルバイトに対する親からの態度

このような分布は、家族が留学生のアルバイトを単なる収入確保の手段としてのみ捉えているのではなく、自立性の獲得や社会経験の一部として容認・評価している可能性を示唆している。とりわけ、本研究の対象者の多くが私費留学生である点を踏まえると、親の肯定的態度には、経済的負担の軽減という実利的側面に加えて、海外環境における適応や成長を期待する規範的評価が反映されていると解釈する余地がある。このような親の態度は、アルバイト勤務そのものの意味づけに影響を与える重要な背景要因であり、次章において、アルバイト勤務と学業成績との関係とどのように関連しているのかを検討するための前提をなすものである。

5. 分析結果：全体分析と経験者限定分析の統合的検討

これまでの分析を踏まえ、本章では、在日学部留学生のアルバイト行

動が学業成績 (GPA) に与える影響を検討するため、階層的重回帰分析を用いた実証分析の結果を提示する。分析は二段階で構成される。在日留学生にとってアルバイト行動は、「アルバイトに従事するか否か」という行動選択と、「どの程度・どのような内容でアルバイトに従事するか」という行動強度および内容の選択から成る二段階的行動である。この点を踏まえると、全体サンプルを用いた分析では、アルバイト経験の有無を含めた行動選択全体の効果が反映されやすい一方、アルバイト経験者のみに対象を限定した分析では、実際にアルバイトに従事している学生間の差異、すなわちアルバイト勤務時間や勤務内容の質的側面が学業成績とどのように関連しているのかを、より厳密に検討することが可能となる。

まず、全回答者 (N = 98) を対象とした主分析を行い、研究仮説の検証を行う (表1)。次に、アルバイト経験を有する学生のみ分析対象を限定した分析 (N = 45) を行い、主分析で得られた結果がサンプル構成に依存するものか否かを検討する (表2)。以下では、これら二つの分析結果を対照させながら、仮説ごとに検討を行う。

表1 在日留学生のGPAを従属変数とした階層的重回帰分析の結果 (N=98)

説明変数	モデル1 β	モデル2 β	モデル3 β
性別 (ダミー変数投入: 0=女性、1=男性)	-.293**	-.196†	-.209*
学年	0.129	.210†	0.198
経験者の有無 (ダミー変数投入: 0=経験なし、1=経験あり)	-.039	-.013	0.009
週あたりのアルバイト時間 (中心化)	-	-.263**	-.272**
アルバイトの専門関連性有無 (ダミー変数投入: 0=関連あり、1=関連なし)	-	0.158	0.128
親の態度 (中心化)	-	-	0.111
週あたりのアルバイト時間×親の態度	-	-	-.148
調整R ²	0.086	0.156	0.168
ΔR^2	-	.085*	0.029
F値	4.06**	4.59***	3.81**

注:

β は標準化回帰係数を示す。

†p<.1, *p<.05, **p<.01, ***p<.001。

性別、アルバイト経験者、専門関連アルバイトはダミー変数として投入した。

勤務時間および親の態度は平均中心化を行い、交互作用項を作成した。

従属変数であるGPAは8段階の順序尺度 (1=0.5以下~8=3.6~4.0) として数値化し、値が大きいほどGPAが高い (学業成績が良い) ことを意味する。

表2 アルバイト経験者のみを対象とした階層的重回帰分析結果

説明変数	モデル1 β	モデル2 β	モデル3 β
学年	.318*	.383*	.345*
性別（ダミー変数投入：0=女性、1=男性）	0.062	0.012	0.003
週あたりのアルバイト時間（中心化）	—	-.001	-.050
アルバイトの専門関連性有無（ダミー変数投入：0=関連あり、1=関連なし）	—	-.365*	-.366*
親の態度（中心化）	—	—	.285 †
週あたりのアルバイト時間×親の態度	—	—	-.198
調整R ²	0.05	0.140	0.167
ΔR^2	—	.125*	0.062
F値	2.18	2.84*	2.51*

注：

β は標準化回帰係数を示す。

† $p < .1$, * $p < .05$, ** $p < .01$ 。

分析対象は「現在または過去にアルバイト経験を有する在日留学生」に限定した。

性別、専門関連アルバイトはダミー変数として投入した。

勤務時間および親の態度は平均中心化を行い、交互作用項を作成した。

従属変数であるGPAは8段階の順序尺度（1=0.5以下～8=3.6-4.0）として数値化し、値が高いほどGPAが高い（学業成績が良い）ことを意味する。

5.1 仮説1（時間的競合仮説）の検証

——アルバイト勤務時間と学業成績の関係——

仮説1（H1）は、「アルバイトの勤務時間が長い在日留学生ほど、学業成績（GPA）は低い」という時間的競合仮説に基づく予測である。

まず、全サンプルを対象とした分析結果（表1）を見ると、アルバイト勤務時間（中心化）は、モデル2およびモデル3のいずれにおいても負の回帰係数を示し、統計的に有意であった（モデル2： $\beta = -.263$, $p < .01$ ；モデル3： $\beta = -.272$, $p < .01$ ）。この結果は、性別、学年、アルバイト経験の有無を統制した上でも、勤務時間の増加がGPAの低下と一貫して関連していることを示している。さらに、統制変数のみを投入したモデル1から、勤務時間およびアルバイト内容の変数を加えたモデル2への移行において、説明力の有意な増加が確認された（ $\Delta R^2 = .085$, $p < .05$ ）。以上より、全体分析においては、時間的競合仮説（H1）は支持されたと判断できる。

一方、アルバイト経験者のみに分析対象を限定した分析（表2）で

は、勤務時間の回帰係数はいずれのモデルにおいても負方向ではあるものの、統計的有意性には達しなかった（モデル2： $\beta = -.001$, n.s.；モデル3： $\beta = -.050$, n.s.）。この結果は、アルバイト勤務時間の効果が、就労の有無を含む全体水準と、就労者内部の比較とで異なる形で現れている可能性を示している。

5.2 仮説2（促進仮説）の検証

——アルバイト内容の専攻関連性と学業成績——

全サンプル分析（表1）において、専攻関連アルバイト（ダミー変数）の回帰係数は正方向を示したものの、統計的有意性は確認されなかった（モデル2： $\beta = .158$, n.s.；モデル3： $\beta = .128$, n.s.）。この結果は、専攻関連アルバイトに従事している学生が、全体としては比較的高い学業成績を示す傾向にある可能性を示唆する一方で、その効果が一貫したものととして一般化できる水準には達していないことを意味している。

一方、アルバイト経験者に限定した分析（表2）では、専攻関連アルバイトの回帰係数は一貫して負であり、統計的に有意であった（モデル2： $\beta = -.365$, $p < .05$ ；モデル3： $\beta = -.366$, $p < .05$ ）。

5.3 仮説3（調整効果仮説）の検証

——アルバイトに対する親の態度の役割——

仮説3（H3）は、「親がアルバイトに対して肯定的な態度を示している場合、アルバイト勤務時間が学業成績（GPA）に与える負の影響は緩和される」と予測するものである。

この仮説を検証するため、全サンプル分析（表1）および経験者限定分析（表2）の双方において、アルバイトに対する親の態度（中心化）および勤務時間×親の態度の交互作用項を投入した。しかし、いずれの分析においても交互作用項は統計的に有意ではなく、親の態度が勤務時間とGPAの関係を調整する効果は確認されなかった。したがって、仮

説 3（H3）は本研究において支持されなかった。

6. 考察とインプリケーション

以上第 5 章では在日学部留学生のアルバイト行動が学業成績（GPA）に与える影響について、全体サンプル分析とアルバイト経験者限定分析の二つの水準から検討した。その結果、仮説 1 は全体分析において支持されたが、経験者限定分析では支持されなかった。仮説 2 および仮説 3 はいずれの分析水準においても統計的には支持されなかった。続いて、これらの分析結果を踏まえ、先行研究および在日留学生を取り巻く制度的・構造的な文脈と照合しながら、理論的および実践的含意について考察する。

6.1 本研究の分析視角と結果の位置づけ

本研究は、日本の中規模私立大学 A 校に在籍する在日留学生（学部生）を対象として、アルバイトが学業成績（GPA）に与える影響を、①アルバイト勤務時間（量的側面）、②アルバイト内容の専攻関連性（質的側面）、③アルバイトに対する親の態度（家庭における規範的要因）という三つの要因から構成される統合的枠組みの下で検討した点に特徴がある。さらに、「アルバイトに従事するか否か」という行動選択の水準と、「制度的制約下でアルバイトに従事している学生内部の差異」という二つの分析水準を区別することで、在日留学生のアルバイトと学業の関係を多層的に捉えた。

図 7-1 は全体サンプル（N = 98）を対象とした分析結果を、図 7-2 はアルバイト経験者のみに限定した分析結果（N = 45）を示している。第 5 章で示した階層的重回帰分析の結果は、これら二つの分析水準において仮説の支持状況が異なることを明らかにした。本章では、この差異そのものを理論的に意味のある現象として捉え、仮説 1 ～ 3 の検証結果

を先行研究および在日留学生を取り巻く制度的・構造的文脈と照合しながら考察する。

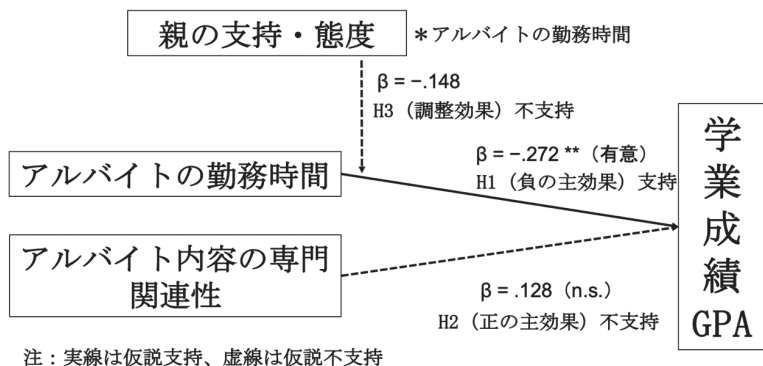


図7-1 アルバイトが在日留学生の学業成績に与える影響（結果図, N=98）

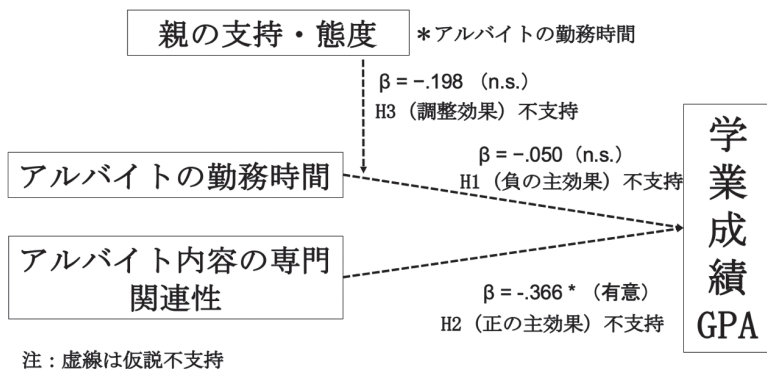


図7-2 アルバイトが在日留学生の学業成績に与える影響（結果図, N=45）

6.2 勤務時間と学業成績：時間的競合仮説の再検討（H1）

まず、アルバイト勤務時間が学業成績に与える影響について検討する。

全体サンプルを対象とした分析（図7－1）では、アルバイト勤務時間は GPA に対して有意な負の主効果を示しており（ $\beta = -.272, p < .01$ ）、時間的競合仮説（H1）は支持された。この結果は、Becker（1965）の時間配分理論や、学業とアルバイトの両立をめぐる国際的先行研究の知見と整合的であり、在日留学生においても、アルバイト時間の増加が学業への時間投入を制約し、学業成績の低下と関連する可能性を示している。

一方、アルバイト経験者のみに限定した分析（図7－2）では、勤務時間の効果は負方向ではあるものの統計的に有意ではなかった（ $\beta = -.050, n.s.$ ）。この結果は、時間的競合仮説と矛盾するものではなく、日本における留学生アルバイトを取り巻く制度的条件を反映した結果として解釈できる。すなわち、在日留学生のアルバイト勤務時間は、原則として週 28 時間以内という法的制限の下に置かれており、本研究においても勤務時間は 11 ～ 28 時間の範囲に集中していた。このように時間投入量の分散が限定されている状況では、アルバイト経験者間の勤務時間差が学業成績に与える影響は相対的に小さくなり、統計的に検出されにくくなると考えられる。

以上より、本研究の結果は、時間的競合効果が「アルバイトに従事するか否か」という行動選択の水準では明確に観察される一方、制度的制約下でアルバイトに従事している学生内部の差異においては弱まるという、条件依存的な効果を示唆している。

6.3 専攻関連アルバイトの効果：促進仮説の再解釈（H2）

次に、アルバイト内容の専攻関連性が学業成績に与える影響について検討する。全体サンプル分析（図7－1）では、専攻関連アルバイトは正方向の係数を示したものの、有意には至らず（ $\beta = .128, n.s.$ ）、仮説 2（促進仮説）は支持されなかった。この結果は、専攻関連アルバイトが学業成績の向上と一義的に結び付くわけではないことを示している。

一方、アルバイト経験者に限定した分析（図7-2）では、専攻関連アルバイトがGPAに対して有意な負の関連を示した（ $\beta = -.366$, $p < .05$ ）。しかしながら、本研究の経験者サンプルにおいて、専攻分野と関連すると回答した学生は45名中1名にとどまっており、この結果をもって専攻関連アルバイトの一般的効果を論じることはできない。

むしろ、この結果は、専攻関連アルバイトという希少なカテゴリーに属する個別事例の影響を強く反映した統計的に不安定な結果である可能性が高い。この点を踏まえると、本研究の知見は、「専攻関連性それ自体が学業成績を促進する」という単純な仮定を支持するものではなく、アルバイト内容の効果が、選択段階（全体分析）と実施段階（経験者分析）で異なる形で現れる可能性を示唆するものと位置づけられる。

すなわち、全体分析において専攻関連アルバイトが正方向の係数を示したことは、専攻関連アルバイトが学業意欲や学修志向の高い学生によって選択されやすいという自己選択効果を反映している可能性がある。一方で、経験者限定分析における負の係数は、実施段階における一般的傾向を示すものではなく、サンプル構成および測定上の制約を考慮した慎重な解釈が求められる。

6.4 親の態度の役割：調整効果仮説の不支持とその含意（H3）

最後に、アルバイトに対する親の態度が、勤務時間と学業成績（GPA）との関係を調整するかどうかについて検討する。全体サンプル分析（図7-1）では、親の態度と勤務時間の交互作用項は統計的に有意であったものの、その符号は負であり（ $\beta = -.148$ ）、仮説で想定した「勤務時間の負の影響を緩和する方向」とは一致しなかった。したがって、仮説3（H3）は支持されなかったと判断される。なお、経験者限定分析（図7-2）においては、この交互作用効果自体が統計的に有意ではなかった（ $\beta = -.198$, n.s.）。

この結果は、親の肯定的態度が情緒的・規範的な安心感を提供し得る

一方で、学業とアルバイトの時間配分という構造的制約を直接的に緩和する資源としては機能しにくいことを示唆している。とりわけ、全体サンプル分析で交互作用項が負であった点は、親がアルバイトに肯定的であるほど、勤務時間の増加が学業成績の低下と結び付きやすい可能性、すなわち時間的競合が相対的に強まり得る可能性を含意する。これは、親の肯定的態度が学生にとって心理的な抑制を弱め、就労時間の拡大を許容しやすくすることで、結果として学業への時間配分が圧迫されるというメカニズムによって説明可能である。

もっとも、経験者限定分析では交互作用が有意ではなかったことから、こうした調整効果は、制度的制約下で実際にアルバイトに従事している学生内部の比較において一貫して確認できるものではなく、主として「アルバイトに従事するか否か」を含む行動選択の水準で現れる可能性がある。この点は、「支援」や「態度」を一括して肯定的資源とみなすのではなく、情緒的承認（規範的支持）と、時間資源・制度資源（時間配分を直接変え得る条件）とを理論的に区別して捉える必要性を示している。

親の肯定的態度が勤務時間と学業成績との負の関係を緩和しなかったという本研究の結果は、時間的葛藤が主として構造的制約に起因するという先行理論とも整合的である。Greenhaus ほか（1985）が指摘するように、時間的葛藤は情緒的支援や規範的承認のみでは容易に解消されず、時間配分そのものが変化しない限り持続する。本研究の知見は、この理論的枠組みを在日学部留学生のアルバイトという文脈において示唆的に支持するものと位置づけられる。

6.5 総合的考察：二つの結果図が示す理論的含意

以上の分析および考察を踏まえると、図7-1と図7-2は相互に矛盾する結果を示しているのではなく、在日留学生のアルバイト行動が有する多層的かつ条件依存的な性格を補完的に可視化していると解釈できる。すなわち、図7-1は全体サンプルを対象として、「アルバイトに

従事するか否か」という行動選択の水準において、アルバイト行動と学業成績がどのように関連しているのかを示している。一方、図7-2はアルバイト経験者に限定し、制度的制約の下で実際に就労している学生内部において、どの要因が相対的に意味を持ち得るのかを示している。

この二つの結果図を対照的に読むことで、本研究の中心的な知見は、特定の変数が一貫して正または負の効果を示すか否かという点にあるのではなく、分析水準の違いによって、同じ要因の意味や影響の現れ方が異なるという点にあることが明確となる。すなわち、在日留学生のアルバイト問題は、単なる勤務時間の長短として一元的に捉えられるものではなく、制度的制約、労働市場の構造、学修との接続様式、そして家庭における規範的期待が交錯する複合的現象として理解される必要がある。

6.6 実践的・政策的インプリケーション

本研究の知見は、在日留学生を対象とする大学教育および学生支援の在り方に対して、いくつかの重要な実践的・政策的示唆を提供する。

一つ目の示唆として、アルバイト勤務時間と学業成績との間に負の関連が確認された点は、アルバイトそのものを一律に抑制すべき対象として捉えるのではなく、勤務時間の把握や自己管理能力の涵養を支援する必要性を示している。具体的には、履修計画とアルバイト時間の調整を支援するアカデミック・アドバイジングや、勤務時間の可視化を通じたセルフマネジメント支援が、学業とアルバイトの両立を図るうえで有効な方策となり得る。

他方で、専攻関連アルバイトが学業成績の向上と明確に結び付かなかった点は、留学生個人の能力や学習意欲の問題というよりも、日本の労働市場における就労機会の構造的制約を反映している可能性が高い。このことは、大学と地域社会・企業との連携によるインターンシップ型就労の拡充や、正課教育と接続した実務経験の制度化が、今後の重要な

課題であることを示唆している。

加えて、アルバイトに対する親の態度が調整要因として機能しなかった点は、家庭要因のみでは学業とアルバイトの時間的競合を十分に緩和することが難しいことを示している。今後は、情緒的・規範的支援と、学修負担や時間配分に直接影響を与える制度的支援とを理論的に区別したうえで、履修制度の柔軟化や時間割設計の工夫など、大学側による構造的支援の充実が一層重要になると考えられる。

6.7 研究の限界と今後の課題

一方、本研究の結果を解釈するにあたり、いくつかの留意点と今後の課題を指摘しておく必要がある。

第一に、本研究は単一大学（日本の中規模私立大学 A 校）を対象とした分析であり、得られた知見の一般化には一定の慎重さが求められる。ただし、A 校は多様な国籍・専攻分野を有する留学生を擁しており、日本の私立大学における留学生就学・就労環境の典型的特徴を備えている点から、本研究の結果は、同様の制度的条件下にある大学への示唆を有すると考えられる。今後は、複数大学データを用いた比較分析を通じて、制度環境や大学特性による差異を検討することが求められる。

第二に、本研究では学業成績を自己申告による GPA の 8 段階順序尺度として測定している。先行研究においても自己申告 GPA は広く用いられているものの、客観的成績データとの乖離の可能性を完全に排除することはできない。今後は、学内成績データとの連結や、縦断的データを用いた分析によって、学業成績への影響過程をより精緻に把握する必要がある。

第三に、「親の態度」はアルバイトに対する肯定的・否定的評価という規範的側面に焦点を当てた測定であり、経済的支援の量や具体的な関与行動までは十分に捉えていない。この点から、本研究の結果は、「家庭の支援」が学業と就労の時間配分を直接的に調整する資源ではなく、

主として心理的・規範的枠組みとして機能している可能性を示唆している。今後は、経済的支援、情緒的支援、期待・規範といった家庭要因を区別した多次元的測定を導入することで、家庭環境の役割をより理論的に整理することが求められる。

第四に、本研究は横断データに基づく分析であり、アルバイトと学業成績の因果関係を厳密に特定するものではない。学業成績の低下がアルバイト時間の増加を招く可能性も理論的には否定できないことから、今後は縦断調査や混合研究法を用いて、アルバイト行動と学業成績の相互作用のプロセスを動的に捉えることが重要な課題となる。

以上の限界を踏まえても、本研究は、在日留学生のアルバイト問題を、単なる就労時間の多寡としてではなく、制度的制約、就労内容の構造、そして家族からの規範的期待が交錯する複合的現象として捉える視角を提示した点に独自性を有する。本研究で得られた知見は、今後の実証研究における理論的精緻化の基盤となるとともに、留学生支援政策や大学における学修支援の設計を再考するための重要な示唆を提供するものである。

The Effects of Student Employment on the Academic Performance of International Undergraduate Students in Japan: Focusing on Working Hours, Major Relevance, and Parental Attitudes

Qiuqing Pan¹, Yujie Lu², Noboru Miyoshi³, Yuan Yuan Shi⁴

1. Faculty of Business Administration, Yamanashi Gakuin University

2. Undergraduate Student of Faculty of Business Administration, Yamanashi Gakuin University

3. Education Development and Learning Support Center, Ritsumeikan Asia Pacific University

4. Visiting Researcher, Faculty of Education, Jiangsu University / Kyushu University

Abstract

This study empirically examines the effects of student employment on academic performance (GPA) among international undergraduate students in Japan. A questionnaire survey was conducted among international students enrolled at a medium-sized private university in Japan, and data from 98 respondents were used for the analysis. Using hierarchical multiple regression analysis, this study analyzes the effects of working hours (quantitative aspect), the relevance of job content to students' academic majors (qualitative aspect), and parental attitudes toward student employment (normative environmental factor) on academic performance.

The results based on the full sample indicate that longer working hours are significantly and negatively associated with GPA, providing support for the time competition hypothesis. However, analyses restricted to students with current or prior student employment experience show that the effect of working hours is no longer statistically significant, while engagement in major-related employment is negatively associated with academic performance. In addition, positive parental attitudes toward student employment do

not moderate the negative relationship between working hours and academic performance, suggesting that parental normative approval does not directly alleviate the structural constraints of time allocation faced by students.

Taken together, these findings indicate that although student employment is widely perceived as a meaningful and positive experience among international students, its academic consequences are conditional upon analytical level, institutional regulations on student work, and interactions with the family environment. This study contributes to higher education research by highlighting the conditional effects of student employment on academic performance and by reconsidering the theoretical role of family-related factors within the institutional context of international higher education.

Keywords: international undergraduate students, student employment, academic performance (GPA), time competition, parental attitudes, Japan

参考文献

- 比留間洋一・伊藤春子 (2019)「私費外国人留学生の特徴—アルバイトに関する意識実態調査から—」『星城大学研究紀要』19, 29-36.
- 岩田弘三 (2005)「大学生のアルバイト目的と学業」『武蔵野大学現代社会学部紀要』6, 11-22.
- 黄美蘭 (2018)「中国人男子私費留学生のアルバイト経験とキャリア意識」『お茶の水女子大学人文科学研究』14, 169-181.
- 壁谷千穂 (2024)「外国人留学生の抱える生活面・学業面の困難：東京都立大学外国人留学生フォーカスグループ調査 2023」『東京都立大学国際センター国際学報』2, 17-36.
- 株式会社リクルートジョブズリサーチセンター (2023)「留学生 1,000 人のアルバイト実態調査 2023」
- 譚紅艷・渡邊勉・今野裕之 (2009)「動機づけの自己決定性が在日中国人留学生・就学生の仕事満足感に及ぼす影響」『目白大学心理学研究』5, 117-123.
- 坪井健 (2006)「在日中国人留学生の動向と今後の課題—日本と中国の留学生政策を背景にして—」『駒澤社会学研究』38, 1-22.
- 閻琳・堀内孝 (2017)「在日外国人留学生を対象としたアルバイト動機づけ尺度の作成」『パーソナリティ研究』26(2), 99-108.
- 村上律子 (2015)「学部留学生の社会参画の過程における言語管理—アルバイト場面でのインターアクションを中心に—」『接触場面における相互行為の蓄積と評価—接触場面の言語管理研究—』12, 45-54.
- 眞住優助 (2022)「日本における外国人留学生の進学と労働市場への参入」『科学研究費助成事業 (若手研究 B) 研究成果報告書』
- Becker, G. S. (1965). A theory of the allocation of time. *The Economic Journal*, 75(299), 493-517. <https://doi.org/10.2307/2228949>
- Butler, A. B. (2007). Job characteristics and college performance: A test of the work-school conflict and facilitation model. *Journal of Applied Psychology*, 92(2), 500-510. <https://doi.org/10.1037/0021-9010.92.2.500>
- Beerken s, M., Mägi, E., & Lill, L. (2011). University studies as a side job: Causes and consequences of massive student employment in Estonia. *Higher Education*, 61, 679-692. <https://doi.org/10.1007/s10734-010-9356-0>
- Guo, F. (2014). The impact of term-time working on college outcomes in China (Doctoral dissertation). Columbia University. <https://doi.org/10.7916/D8ZC811D>
- Greenhaus, J. H., & Beutell, N. J. (1985). Sources of conflict between work and family roles. *Academy of Management Review*, 10(1), 76-88. <https://doi.org/10.5465/amr.1985.4277352>
- Triventi, M. (2014). Does working during higher education affect students' academic progression? *Economics of Education Review*, 41, 1-13. <https://doi.org/10.1016/j.econedurev.2014.03.006>
- National Center for Education Statistics. (2018). College student employment. https://nces.ed.gov/programs/coe/pdf/2022/ssa_508.pdf
- Universities Australia. (2017). At a glance: The 2017 Australian student finances survey. Universities Australia.

葡萄栽培 25 年をふり返る

～～～ワイン醸造雑感～～～

上條 醇

目次

はじめに

- 一、葡萄栽培25年の歩み
 - 二、日本におけるワイン醸造の現状
 - 三、世界のワイン事情
 - 四、葡萄栽培とワイン醸造の将来
- おわりに

はじめに

山梨県に職を得て9年目に山梨の地域をどう形作るかを考える集まり「落穂拾いの会」に参加した。その後、会員の中の有志12～3名が勝沼町菱山地区でワイン用の葡萄を栽培しようということで、2001年から有休農地約2反歩を借り受けて葡萄作りが始まった。参加者は、県庁職員、教員、山梨総研職員、会社役員など多士済々だったが、農業には全くの素人集団の為に、苦労の連続だった。葡萄栽培の知識は、ほとんどゼロから始まったので葡萄栽培農家やワイナリーの関係者からの助言や技術指導ではほぼ5～6年後に一定の収穫量を得ることができた。今年で26年目を迎えるが、この間の苦労話を記録し、さらに日本における葡萄栽培とワイン醸造の現状と課題についても書き残したい。

一、葡萄栽培 25 年の歩み

2000 年の秋に荒れ果てた有休農地の農地化が始まった。畑一面の尾花を取り除き、マンズワインから譲り受けた垣根の設置を行った。仲間の関係者（土建業者）の協力があって、何とか葡萄の苗を植え付ける状態にこぎつけた。

2001 年 3 月から苗木の植え付けが始まった。山際の畑にメルロー、フルーツラインに面した畑にプチ・ヴェルドを植え付けた。10 センチに満たない「挿し木」の苗木のために根づくか不安だったが、9 割方根づいて順調に成長した。1 年後には垣根の横に張った針金まで枝が伸びて、葡萄の生命力の強さに驚かされた。^(注1)

2003 年秋には、黒く色づいた葡萄の実があちこちに見られ、40～50 キロくらいの収穫があった。2001 年の植え付けから 4 年後の 2004 年には、収穫量が 195 キロとなって初めてワイン醸造がスタートすることになる。収穫量の推移は、別表の通りであるが、2007 年は、山際の畑が獣害に遭って収穫量が激減してしまった。鹿と猪による被害である。電気柵を設置したが、鹿には効果がなく新芽のほとんどを食べられてしまった。この為、山際の畑のメルローはほぼ全滅、2008 年からはフルーツラインに面した畑だけの栽培となってしまった。

2 月から枝の剪定が始まったが、何しろ素人集団なので残すべき枝を切ってしまったり、枝を残し過ぎたりしてしまい、その都度専門家の助言を得なければならぬ有様だった。自分たちだけで剪定ができるようになるまで 5～6 年の年月を要した。

次は、枝の誘引と葡萄の根元にガットサイトを塗る作業となる。また、葡萄の木の皮を剥ぐ作業も行った。これらは 4 月上旬の作業である。葡萄の根元に害虫が入って葡萄が枯れてしまうことが、しばしば見られた。

^(注1) 葡萄栽培の苦労話は、山梨日日新聞「時標」2008 年 3 月 1 日に詳しい。

4月下旬から5月にかけては、草刈りと芽欠きを行う。枝の誘引は、畑に行った時には毎回行った。6月に入ると枝の整理や房周りの整理を行い、1本の枝に2房乃至3房にした。太くて丈夫な枝には3房残したが、全て2房にした方がいいのではないかという意見も多く、統一できなかった。2房にすれば立派な房に成長し、色づきも良くなるのではという意見である。今現在でも2房・3房問題は解決していない。収量重視なら、3房もやむを得ないが。イタリアのパローロ地方に行った折、畑の葡萄がどうなっているかを調べたことがあるが、高級ワインの原料となる葡萄畑（ブドウ品種はネッビヨーロ）では、1本の枝に2房が原則だった。テーブルワイン用の葡萄は、1本の枝に3房以上成らせていた。ブドウ品種もネッビヨーロではなかった。

葡萄栽培にとって、気候の変化に対応する対策が重要だが、自然相手だからどうしようもない面がある。梅雨の時期の雨対策として、6月は草刈りをせず草に雨を吸わせるということも試みたが、効果があったかどうか検証が出来なかった。

さらに病害虫対策のための消毒も大切である。例年2月から8月半ばまで12回ほど散布するのだが、メンバーの一人が河口湖から毎回畑に通って担当してくれた。6月後半に笠掛を行うが、これが結構辛い作業である。メンバーが代わる代わる1週間かけて終わらせるのだが、炎天下での腰をかがめた作業は高齢者には耐えられない。ゼミの学生に手伝ってもらったことがあるが、彼らでも音を上げていた。

7月に入ると葡萄の実は大きくなる。この時期には、葡萄の周りの葉っぱを除去する必要がある。風通しを良くし、日が当たるようにするためである。また、不要と思われる房を切除（摘房）する。8月には、いよいよベレイゾン（色づき）が始まる。葡萄の実が柔らかくなって熟すのである。赤ワイン用の葡萄は、黒く色づかないと価値が半減するので、この時期の昼と夜の寒暖差が問題となる。勝沼は8月の昼の気温が40℃近くになって、しかも夜も27～28℃くらいにしか下がらない。収

穫可能な色づきには、9月半ばまで掛かってしまう。9月半ばを過ぎると、秋の長雨や台風の襲来にやきもきすることになる。

収穫の時期を何時にするかは、大きな問題である。葡萄の糖度を図りながら、収穫時期を見極める。糖度20度以上が目安となるが葡萄の腐り具合も見なければならない。メンバーのほとんどが何らかの職業にしているから、収穫は土日に限られてしまう。さらに、メルローとプチ・ヴェルドの熟す時期も異なるので、判断がつかない。2025年以前は同日に収穫していたが、2025年は、メルローを9月6日に、プチ・ヴェルドを9月14日に収穫した。収量は少なかったが、葡萄の品質は最高のものになった。葡萄の収穫が終わっても、その次がある。手入れの作業である。腐った粒を取り、青く色づかない粒を取り除くのである。これを怠ると良いワインには仕上がらない。ドイツ流に言えば、アウスレーゼである。収穫の作業は1時間程度で終わるが手入れ作業は4～5時間かかる。契約しているワイナリーの冷蔵庫に運び込むのは、毎年午後1時頃になった。

葡萄の木は、毎年何本かが枯れてしまう。したがって、その都度新しい苗木を植えなければならない。山際の畑が駄目になってしまったので、新しい苗木は全てメルローにした。しかし、2010年頃は良い苗木を買うことができたが、2017年頃から苗木の需要が急増して良い苗木を手に入れることが困難になってしまった。善光寺の植原葡萄研究所の話では、注文していただいても間に合わず、4～5年待ちだということだった。ワイン用葡萄の栽培が全国的に広がったことがわかる。我々の畑では、2024年以降挿し木をした苗木を植えざるを得なかったのである。成木になるのには4～5年を要するから、気の長い話である。

ワインの醸造は、勝沼町藤井の「丸藤葡萄酒工業」に請け負って頂いた。このワイナリーの歴史は古く、創業は1890年、日本ワインコンクールで何回も金賞を受賞した名門ワイナリーである。ワインには、アラビアの四行詩を意味するルバイヤートの名称を付けている。一昨年、従来

の古いホーローのタンクからステンレスタンクを導入し、工場内部が一新された。醸造の契約は、葡萄をキロ 350 円で買い取ってもらい、醸造したワインを 1 本 (750ml) 2,600 円で買い取るという内容である。樽熟成 3 か月、その後の瓶熟成 2 年数か月で蔵出し、というスケジュールで、蔵出しは、毎年 4 月中旬となる。毎年約 300 本が蔵出しされるが、メンバーには、畑での仕事量に応じて分け与えられている。

ワインの名称は「菱山ルージュ」とした。ブドウ品種の割合はプチ・ヴェルド 78%、メルロー 22% となっている。2004 年から 2008 年頃までは、プチ・ヴェルド 55%、メルロー 45% だった。山際の畑が全く駄目になってしまったのでメルローの割合が減ってしまった。ラベルの作成は、メンバーの一人が紙漉職人だったことから、和紙を採用し手作り感溢れる素朴なものに仕上がった。2004 年から現在までデザインは変わっていない。

我々が手掛けたワインの品質はどんなものか、もし売ったらいくらで売れるのか、想像を働かせるしかなかったが、ある時、偶然だがワイン専門店で我々のワイン「菱山ルージュ」が店頭に並び、5,800 円で売られているのを仲間の一人が見つけた。ワインを貰った一人がワイン専門店で売却したらしい。数日後、彼が見に行ったら、もう誰かに買われていたという。これで、だいたいの価値の目安が分かり、メンバー達は大いに満足したのである。また、あるパーティーに「菱山ルージュ」を 6 本ほど提供したことがあった。その折、パーティー主催者が「道の駅」で売りたいから譲ってほしいと言ってきた。彼は、1 本 1 万円で売れると言う。しかし、これは売り物ではないのと言って丁重にお断りした。

葡萄を植え付けてから今年で 26 年目となるから、葡萄の樹勢は段々衰えてきたように思われる。老人集団だから、新しい苗木を植えるのも躊躇してしまう。せいぜいあと 5 年頑張ろうと言うのがメンバーたちの了解事項である。葡萄は年一回しか収穫できないから、毎年真剣勝負を挑まれているという覚悟が必要である。

年度	収量	糖度	総酸量	備考
2004	195 kg			
2005	365 kg			
2006	309 kg			
2007	171 kg			獣害で減少
2008	238 kg			
2009	210 kg			
2010	41 kg			晩腐病ではほぼ全滅
2011	350 kg			
2012	284 kg			
2013	530 kg	23.447	6.87	最高の出来栄え
2014	307 kg	22.529	14.59	
2015	357 kg	21.53	12.68	
2016	440 kg	22.259	7.96	
2017	400 kg	23.258	9	
2018	398 kg	21.982	8.26	
2019	443 kg	20.774	10.8	
2020	288 kg	19.586	8.77	
2021	584 kg	19.613	11.4	最高の収穫量
2022	437 kg	20.774	10.8	
2023	430 kg	21.854	9.4	
2024	458 kg	19.964	8.78	
2025	281 kg	23.69	6.75	PH 3.1 (理想的なデータ)

*2004年から2012年迄の糖度と総酸量のデータは、記録しなかった為不明である。

二、日本におけるワイン醸造の現状

明治 10 年（1877 年）10 月 10 日に、勝沼の若者二人が横浜港からフランスに向けてワイン醸造の修行に旅立った。高野正誠と土屋龍憲の二人である。これから 150 年たつ来年（2027 年）、甲州市では、数々のイベントが企画されている。甲州市勝沼では彼らが帰国した後、ワイン醸造が本格化した。大黒屋葡萄酒（後のメルシャンワイナリーとなる）とマルキ葡萄酒がそれである。

ワインの醸造は、江戸時代の終わり頃から始められていたが、明治時代に入って国の産業振興（殖産興業）政策によって、地方の地主（青森県から鹿児島県まで）が一斉に葡萄栽培を始めることになった。たとえば愛知県の地主で醸造家でもあった盛田家（後のソニーの創業者盛田和夫の実家）は、丘陵地帯を明治政府から払い下げを受けて葡萄栽培を始めたが、数年後のフィロキセラの蔓延によって葡萄が全滅してしまい止む無く葡萄栽培を諦めてしまった。勝沼の甲州種は、この害には遭遇しなかったために葡萄栽培とワインの醸造は続けられた。

岩倉具視の欧米視察団は、特にヨーロッパ（フランスやイタリア、ドイツなど）では、平地には麦などの穀類が植えられ、丘陵地には葡萄が栽培されているのを見聞し、日本もこれに倣うことを帰国後報告したと言われている。

勝沼での葡萄栽培は、江戸時代から続いていたが、甲州葡萄は病人への強壮剤（いわば薬としての役割）として重宝され、将軍家にも毎年献上されていた。明治時代に入って、鉄道が敷かれ交通の便が良くなってから葡萄の需要が高まり、畑が拡張された。その後国道 20 号線、中央道の開通の度に葡萄の栽培面積は広がっていった。旧 20 号線沿いには、観光ブドウ園が軒を並べ観光客で賑わったものである。昭和 37 年（1962 年）頃のことであるが、私も故郷松本から父の運転する車で上京する度に家族と勝沼の観光ブドウ園にしばしば寄って葡萄を味わっていた。馴

染みの葡萄園が出来て、必ず同じ葡萄園（前田葡萄園だったように記憶しているが、今は閉園している）に寄らせてもらった。

現在は、勝沼一帯、笛吹市の一宮町や御坂町などで観光ブドウ園が賑わっているが、勝沼や一宮の有名な観光葡萄園には8月後半の土日には、一日1000人～1200人のお客さんが押し寄せるという。お客さんの多くは、リピーターだというから余程美味しい葡萄を提供しているに違いない。葡萄の種類は40種から50種で、自園でも新品种の開発を行っている。シャインローズ（サンシャインレッド）や富士の輝き（ブラックシャイン）がそれである。勝沼の国道は、8月、9月の土日は早朝から大渋滞になるというから生食用の葡萄の人気は凄い。山梨県や果樹園芸会の日々の努力のたまものだと思う。

さて、ワイン用葡萄の栽培はどうであろうか。まず、山梨を代表する品種である「甲州種」についてであるが、栽培面積は年々減るばかりである。単価の高い「シャインマスカット」への転換が進み状況は悲惨である。葡萄の買取価格が低すぎて農家は、甲州種から単価の高い品種へ植え替えてしまっている。買取価格がシャインマスカットの10分の1では致し方ない。キロ単価が500円位（現在はキロ200円から250円が相場である）になれば、2トンで100万円になるから管理が楽な甲州種を作りますよと農家は言う。シャインマスカットは、房づくりや粒抜き、笠掛けと袋掛けなど、高品質の葡萄を作るには大変な手間がかかってしまうが、甲州種にはそれがないからである。

さらに、栽培家の高齢化と後継者不足がこれに追い打ちをかける。あと5～6年もすれば、有休農地が倍増するかもしれない。大手のサントリーなどが有休農地を買って自社農園を拡張しているが、これにも限度があって問題は深刻である。

ワインを醸造するワイナリーの状況はどうだろうか。20世紀後半には、山梨県のワイナリーは120社くらいあったが、その後80社に減少してしまった。現在は、ワイン醸造の特区の設定により小規模なワイナ

リーが増えて、97社になっている。ワイナリーの設立には、かなりの資金が必要で、小規模ワイナリーでもその経営はそう簡単ではない。醸造してすぐに売ればよいが、赤ワインなどは一定の熟成期間が必要ですぐには売れないから、資金繰りに苦勞することになる。すぐに売れる人気のワインづくりに挑戦して成功しているワイナリーもあるが、極めてまれな存在である。^(注2)

三、世界のワイン事情

世界的に酒類全般の需要が減少している。ワインも例外ではない。人々の健康志向と社会の変化が酒類離れを加速させている。1990年代に、劇的に変わったことがある。フランスでは、高速道路の整備が進み地中海で朝とれた魚介類が夕方にはパリのレストランで食べることができる。新鮮なまま食べられるので、臭いを消すために飲まれてきたワインは不必要となり、レストランのテーブルには今まであったテーブルワインに代わってミネラルウォーターが置かれるようになった。これに加えて冷凍技術が飛躍的に進歩して新鮮な魚介類がスーパーに並ぶようになったことも、ワイン離れに拍車をかけたのである。

さらに近年、低アルコールでさっぱりしたワインの需要が高まり、本格的な赤ワイン（フルボディーの赤ワイン）が売れなくなってしまった。白ワインとロゼワインが売り上げを伸ばしている。もっとも、フランスのボルドーやブルゴーニュのグランクリュワインの人気は高く、ボルドーの5大シャトーのワインなどは1本10万円以上している。安くて品質の悪いワインは、飲まれなくなってしまった。さらに、これに追い

^(注2) 醸造して数か月間に売り切ってしまう「新酒」として、甲府市桜井町のドメーヌQのヌーヌボー（6月末に青デラを収穫し、7月31日に発売する。アルコール度7%ですっきりした味わいで特に女性に人気がある）、とシャトー酒折ワイナリーの「甲州にごり」（これも比較的甘みがあって女性に人気がある）がある。

打ちをかけたのはいわゆるニューワールドと言われるオーストラリア・ニュージーランド・チリ・南アフリカ連邦などで醸造された安価ではあるが、比較的高品質のワインが世界に流通するようになったことが挙げられる。フランスでは、近年低品質のワインを生産している農園に対して抜樹政策（日本でいう減反政策）を実施するほどである。^(注3)

ワイン醸造の歴史は古く、4000年から5000年も前から中近東（あるいはコーカサス）地方で始まったと言われている。メルシャン勝沼ワイナリーの元工場長浅井 昭吾氏（故人）によれば、ワインの誕生は中東の砂漠地帯だという。遊牧民が砂漠でオアシスからオアシスに移動するとき「水」を運ぶのだが移動距離が長いと途中で腐ってしまい飲めなくなってしまう。そこで、彼らは羊の皮で作った袋にブドウジュースを入れて飲み水とした。その葡萄ジュースがラクダの背に揺られて酸化し発酵したのが、ワインのルーツだというのである。この酸っぱいジュースは、老若男女問わず皆が命の水として飲んだ。

その後このワインは、中近東から世界各地へ広がり西はローマ帝国からガリア地方（後のフランス）へ、東は中国にまで伝わった。キリストの最後の晩餐では、赤ワインが飲まれ、キリストは、「この赤ワインは私の血だと思って飲みたまえ」と言ったと言われている。ローマの皇帝の中には、若くしてこのワインに溺れ若死にした皇帝が何人もいた。中国では漢の時代にワインが飲まれた記録がある。

四、葡萄栽培とワイン醸造の将来

前述したように、葡萄栽培とワイン醸造の将来は決して明るいとは言えない。栽培に関かわる人材の高齢化と後継者不足が深刻である。加えて地球温暖化が葡萄栽培を難しくしている。特に黒系の葡萄は、昼と夜

^(注3) 法学論集第82巻81頁、上條醇「実習科目葡萄栽培とワイン醸造の10年」

の寒暖差が少なく色づきが悪い。赤ワイン用の葡萄にとっては、致命的である。生食用葡萄でもサンシャインレッドの色づきが悪く、反射用のビニールを敷いて何とか色がつくように工夫している。

山梨県は、温暖化対策として高温でも色づきが良いとされる新品種「ソワノアール」を開発して栽培を奨励しているが、ワインとして良いものができるかどうかはまだ分からない。あと2～3年後にその結果が判明する。楽しみにしたい。

山梨県は、ワイン県を宣言し中でも甲州市は「乾杯はワインで」と謳いワインの普及と発展に努めている。2012年から「ワインツーリズム」も始まり毎年2000人以上が参加している。ワイン産業の山梨県経済における貢献度は数%に留まり、高いとは言えないが、ワインがもたらす文化的価値は、観光立県としての山梨県にとっては見逃すことができない。イメージ戦略としてもワインがもたらす効果は計り知れないものがある。東京の人達が山梨県に対して持っているイメージは、何といても富士山が一番だが次に来るのは葡萄とワインだという。ワイン生産の歴史が最も古い勝沼の地にお客さんを呼び、じっくりワインを味わってもらう仕組みを考える努力をしてほしいものである。

3月初めに勝沼葡萄郷駅の近くに建設が予定されているホテル「マリオット」の地鎮祭が執り行われた。ただワイナリーを訪問するだけでなく、宿泊してゆっくりワイン産地に親しんでもらう取り組みが、2～3年後にもたらされるのは喜ばしいことである。2016年にイタリアピエモンテ州バローロ地方のワイナリーを訪問した際、美しく豪華な宿泊施設が併設され、ワインリゾートとしての役割を果たしているのを見て、勝沼にも同様なスタイルが出来たらと思ったものである。丸藤葡萄酒工業の大村春夫社長もかつて、ゲストハウスを建てて、一日一組のお客様にワインと美味しい料理を堪能してほしいと話してくれたことを思い出した。「宿泊されたお客様とのワイン談義ができれば、とても嬉しいのですがね」とも言っておられた。

おわりに

2008年から2023年迄15年間(コロナ禍で2020年は中止)にわたって、大学の授業科目に「葡萄栽培とワイン醸造」を設けて学生さんに山梨県を代表する葡萄とワインについて学ぶ機会を提供した。4月から10月まで葡萄農園で月一回葡萄栽培を手伝い、11月から翌年1月までワイナリーを訪問してワイン醸造の実際を学ぶというものである。履修した学生はトータルで約350名。皆、葡萄作りの大変さを経験し、スーパーに並ぶ美しい葡萄がどのようにして栽培されるかを学んだ。履修した学生の中からワイナリーに就職した者が2名出たことには驚いたが、嬉しくもあった。また、中国からの留学生2人が山梨県で農業をやりたいと言って4月から、山梨県農林専門学校で学ぶことになった。彼らもこの「葡萄栽培とワイン醸造」を履修した学生である。葡萄栽培の現場では、若い学生が一生懸命に働いて、あっという間に一反歩の畑の袋掛けを終わらせてしまうから、とても重宝がられた。^(注3) 農園を経営する老夫婦は、若者達の来る日を楽しみに待っていた。新規就農者がここ数年増加傾向であることは喜ばしいが、離農者の数には追いつかないのが現状である。また、農業生産法人も増加傾向で有休農地の活用に一役買っているのも頼もしい。しかし、葡萄栽培もワイン醸造もその将来はとても厳しいように思われる。日本ワインが多くの人に愛され、消費量が右肩上がりにならないとワイン産業の未来は無いと思う。

2011年から2026年迄(コロナ禍で2020年は中止)15回に亘って、勝沼で「ワイン映画祭」が開催され、ワイナリー経営者・葡萄生産者・ワイン愛好家との交流が続いている。このような地道な努力が継続して行われることが、ワイン業界に良い結果をもたらすことになるように思

^(注3) 法学論集第82巻81頁、上條醇「実習科目葡萄栽培とワイン醸造の10年」

う。行政も「ふるさと納税」を活用してワイン用葡萄（特に甲州種やマスカットベリー A）の生産者への補助事業を実施すべきである。甲州葡萄のキロ当たりの買取価格をせめて 500 円位に引き上げなければ、甲州種を使った白ワインの将来は暗いものになってしまう。持続可能なワイナリー経営の為にも、知恵を絞って対策を考えなければならない。

「地域交通共創モデル実証プロジェクト」に基づく 新モビリティ導入の現場記録： 2025 年度山梨県の事例に関するフィールド調査より

山梨学院大学 経営学部 教授・
国際共同研究センター 研究員 東 秀忠
国土交通政策研究所 研究官 澤村 治基

はじめに

本研究ノートは、国土交通省が実施する「地域交通共創モデル実証プロジェクト」の枠組みを活用して山梨県内で行われた新モビリティシェアリング実証実験の実態把握を目的とするものである。この目的のため、事業の運営主体、用地提供者（商業施設・大学等）、許認可に関わる行政担当者、実際のサービス利用者それぞれに対する半構造化インタビュー調査を実施し、加えて関連する公式資料・報道資料の収集および実証フィールドにおける利用体験と撮影記録を行った。

本ノートの構成は以下の通りである。第一部ではまず、第1節で国土交通省「地域交通共創モデル実証プロジェクト」の制度的枠組みについて概観したうえで、第2節において山梨県内での採択事例を整理し、第3節で県主導による電動マイクロモビリティ・シェアリング実証の概要を示す。

第二部では、実際に筆者らが行った現場訪問とインタビューの記録を記す。第1節では筆者らによるインタビューと調査の詳細日程や場所などを示し、第2節から第4節ではそれぞれの調査について聞き取り内容や写真で記録を記す。

本ノートにおいては可能な限り客観的かつ中立的な記述を試み、分析

は今後の研究の進展とともに進める方針である。

第一部：国土交通省による「地域交通共創モデル実証プロジェクト」概要と、山梨県における実施状況

第1節 国土交通共創モデル実証プロジェクトの概要

国土交通省が実施する「地域交通共創モデル実証プロジェクト」は、地域公共交通の維持・活性化を目的とした補助制度であり、2022年度（令和4年度）に創設された事業である。国土交通省の公式資料によれば、本事業は地域住民、地方自治体、交通事業者、地元企業、医療・福祉・教育機関等、多様な主体による「共創」を通じて、交通空白の解消や交通弱者対策等の地域課題の解決を図ることを狙いとしている。

事業は大きく「共創モデル実証運行事業」と「モビリティ人材育成事業」から構成される。前者は、地域の多様な関係者で構成される「共創プラットフォーム」が提案する実証運行を対象とし、事業費の3分の2（上限額は年度により異なる）を補助するとされる。補助対象には、需要調査やモビリティデータの分析、予約・決済等のシステム構築、車両の導入・改造費、実証運行に係る費用などが含まれている。後者は、こうした取組を担う人材の育成・スキル向上を支援することを目的とするものであり、研修やノウハウ共有等が対象とされている。

公募・選定にあたっては、国土交通省が示す公募要領に基づき、①地域課題の把握と分析の妥当性、②既存のバス・鉄道等との連携方策、③関係主体間の共創体制の新規性・実効性、④他地域への展開可能性・持続可能性といった観点から審査が行われるとされている。また、本事業は「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の一環として位置づけられており、全国各地でライドシェア、オンデマンド交通、貨客混載、モビリティハブ整備等、多様なスキームが採択されている。国土交通省は「伴走型支援」を特徴として掲げており、本省および地方

運輸局が、計画段階から実証・評価まで継続的な助言や情報提供、周知広報の支援を行うと説明している。

第2節 山梨県内における共創モデル採択事例

山梨県は、自家用車依存度が全国的に見ても高く、人口減少と高齢化に伴う路線バス等の縮小が進行している地域として位置づけられている。こうした状況を背景として、国土交通省の共創モデル実証プロジェクトにおいても、山梨県内の複数の自治体が応募し、採択されている。

共創モデルの公式サイトおよび事業報告資料によれば、令和5年度（2023年度）には「甲斐市版次世代型モビリティシステム構築プロジェクト」が採択されている。このプロジェクトは、AI オンデマンド交通と連携したモビリティハブの構築を通じて、自家用車への過度な依存を緩和しつつ、地域内移動の利便性向上を図ることを目的とした実証である。

同じく令和5年度には、都留市地域公共交通活性化協議会による「分野横断型の新たな公共交通の導入」が採択されている。この事例は、医療・福祉・商業等の生活関連施設を結節した回遊型の移動手段を提供することで、高齢者等の外出機会を確保しようとする取組として位置づけられている。これらの事例はいずれも、単なる新路線導入にとどまらず、地域内の多様な主体が関与する共創プラットフォームを前提としている点において、共創モデル事業の趣旨と整合的である。

第3節 山梨県主導による電動マイクロモビリティ・シェアリング実証の概要

山梨県は、上記の市町村レベルの取組に加えて、2025年度より県主導での電動マイクロモビリティ・シェアリング実証を展開している。山梨県の公式発表および関連報道によれば、この実証は国土交通省の共創モデル実証スキームを活用した事業として位置づけられており、電動キックボードおよび電動アシスト自転車等を用いたシェアリングサービ

スの運行が行われている。

具体的には、甲府市・甲斐市・昭和町の一部を対象として、甲府駅周辺、山梨大学周辺、温泉観光地等に計7カ所の「モビリティハブ」を設置し、その間を結ぶ形で特定小型原動機付自転車（二輪・三輪）および電動アシスト自転車を配置している。県資料によれば、配置台数は二輪型・三輪型の特定小型原動機付自転車合計14台と電動アシスト自転車6台の計20台とされている。利用対象は16歳以上であり、専用スマートフォンアプリを通じて予約・解錠・決済を行う方式が採用されている。運行時間帯は原則6時から22時までとされ、料金は初期段階で無料クーポンによる試乗期間を設けたのち、10分当たり100円とする料金体系が示されている。

安全対策としては、利用開始前に交通ルールに関するアプリ上のテストで満点を取得することを利用条件とすること、ヘルメットの着用推奨および貸出、警察や関係自治体との連携による安全講習会や試乗会の実施等が報告されている。2025年秋に実施された試乗会では、10代から70代までの幅広い年代の参加があり、約70名が体験したとされる一方で、実証期間中には接触事故も発生しており、その後の運用では走行ルートの見直しや地域への周知強化等が進められている。

このように、山梨県主導の電動マイクロモビリティ・シェアリング実証は、国の共創モデル実証事業の枠組みを活用しつつ、リニア中央新幹線開業を見据えた広域的なモビリティネットワーク構築と、交通弱者を含む地域住民の移動手段確保の両立を図る取組として位置づけられる。

第2章

本章では、筆者ら2025年10月から2026年1月にかけて実施した山梨県における電動マイクロモビリティ・シェアリング実証に関する実地調査の結果を記述する。本章第1節では調査日時や対象を概観し、第2

節から第4節ではそれぞれステーションの現地状況、第3節では使用車両の特徴、第4節では関係者への聞き取り調査結果を記述する。本章に掲載した写真は全て、筆者（東）が撮影したものである。

第1節

筆者らは2025年10月から2026年1月にかけて、山梨県における電動マイクロモビリティ・シェアリング実証の現場で調査を行った。調査方法としては、関係者・利用者への半構造化インタビュー、シェアリングステーションの立地と状況の調査、そして車両への試乗を行った。調査は2025年10月30日、2025年11月17日から翌18日、2026年1月9日の計4日で実施した。

関係者への半構造化インタビューは、企画主体としての山梨県庁に90分を2回、道路管理者としての甲府市役所とステーションの土地提供者である山梨大学・イノベーションスペース Soie・甲府観光開発の三者にそれぞれ60分を1回ずつ、そしてイノベーションスペース Soieと甲府観光開発では関係者に加えてヘビーユーザー1名ずつへのインタビューを行っている。

シェアリングステーションの立地と現地状況の調査は、訪問順で甲府駅北口ステーション、イノベーションスペース Soie ステーション、山梨大学ステーション、山梨県立美術館ステーション、竜王駅ステーション、常磐ホテルステーション、甲府駅南口ステーションの全7ステーションで写真撮影を行った。また、筆者のうち澤村が甲府駅北口ステーションで電動キックボードと電動三輪車（シート・カゴ付き）に、竜王駅ステーションで電動アシスト自転車に試乗した。

本節以降、第2節ではステーションの写真記録を、第3節では車両の写真並びに試乗記録を、第4節ではインタビュー調査の記録を記す。

第2節：山梨県における電動モビリティ・シェアリング実証におけるステーション立地とその概要

1. 甲府駅北口ステーション

甲府駅北口ステーションは、甲府駅北口に直結した送迎用駐車場を囲む歩道の中で広がっているスペースに設置されている。テープでステーションの領域を囲み、その中にマイクロモビリティが置かれている。ヘルメットの着用を推奨しており、そのためのヘルメットが保管ケースに入れられた状態で設置されている。その場でユーザー登録が出来るよう、専用アプリケーションをインストール出来るサイトのQRコードが掲示されている。また、安全啓発の掲示も行われている。

ステーションは無人かつ衝立などで囲われていないため、利用しやすい。一方、盗難などのリスクが存在するため監視カメラが設置されている。カメラの設置のために、周辺から電源を確保するための配線が取り付けられている。本ステーションでは隣接する街灯にカメラを設置し、駐車場内から電源を引き込んでいた。

ステーションに設置されている物品の構成は、この後記す他のステーションにおいても同様で、各モビリティの基本設置台数が異なる以外は大きな差が無い。



2. イノベーションスペースSoieステーション

本ステーションは、山梨大学武田キャンパスから約 400m 北側に所在するイノベーションスペース Soie の敷地内に設置されている。イノベーションスペース Soie は株式会社山梨社により運営されているコワーキングスペースであり、山梨大学の学生を対象とした学生アパート・マンションであるシルクガーデンや、コワーキングスペース利用者向け住居であるシルクレジデンスと敷地を共有している。敷地内にはカフェや居住者用ジムなどが併設されている。



3. 山梨大学ステーション

本ステーションは山梨大学武田キャンパスのうち、武田通りを挟んで東側の工学部キャンパス内の駐輪場の一角に設置されている。公道からは見えにくい場所に設置されているため、歩道に面した出入り口脇のフェンスにステーションがある事が掲示されている。学生向けの安全啓発の掲示も行われている。



4. 芸術の森・山梨県立美術館ステーション

本ステーションは甲府駅から約3.5km 南西に位置する山梨県立美術館、山梨県立文学館を擁する「芸術の森公園」の駐車場に面した入り口横に立地している。自動販売機、公衆トイレと隣接した歩道上に設置されている。車両は公園内で利用が禁じられており、公園の外にある店舗などへの移動手段となることが念頭に置かれている。



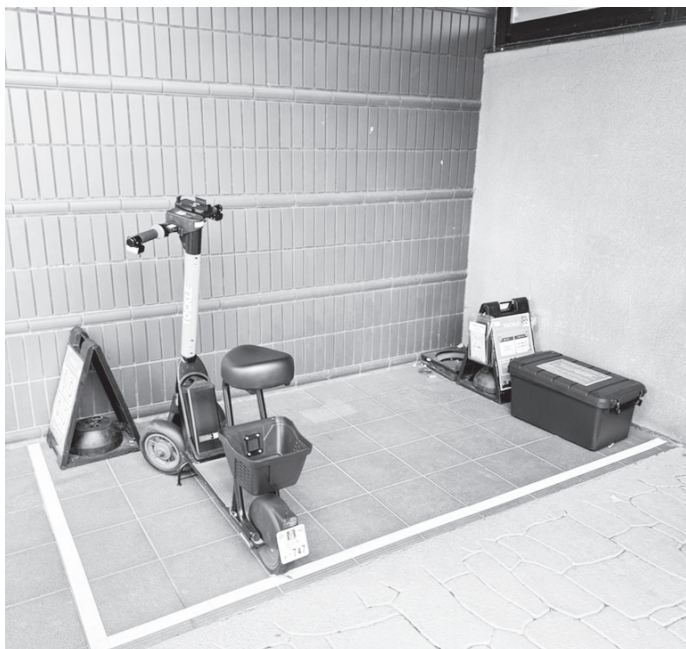
5. 竜王駅ステーション

本ステーションはJR 中央本線で甲府から1 駅西に位置する竜王駅南口に設置されている。今回調査を行ったステーションのうち、このステーションだけが甲斐市に設置されている。駅の南口にある歩行者ゾーン内に設置されていて、周辺の商業施設などへの移動手段となることが念頭に置かれている。



6. 常磐ホテルステーション

本ステーションは甲府駅から約2.2km北西に位置する湯村温泉の中心的宿泊施設である常磐ホテルの玄関脇に設置されている。湯村温泉には複数の温浴・宿泊施設が集積している事に加え、飲食店や商業施設、土産物店が近隣に多く立地している。また、甲府市北部の主力観光地である昇仙峡へのアクセス拠点化が進められている。



7. 甲府駅南口ステーション

甲府駅南口ステーションは、実証開始時点では調整が完了しておらず、途中の2025年12月から運用が開始された。甲府駅南口送迎用駐車場脇にある事業用・緊急用車両駐車スペースの一角をステーションとしている。歩道から直接アクセスすることは出来ず、喫煙所の脇を通り抜けて車道を一部歩かなければならない。



第3節：山梨県における電動モビリティ・シェアリング実証で使用された車両の概要

1. 電動キックボード

本実証で利用された電動キックボードは TOCKLE の運営者である株式会社 BRJ が中国から輸入したものである。ナンバープレート付きで、スマートフォンのホルダーがハンドル中央部に設置されている。利用す

る際にはスマートフォンで解錠しなければならない。

甲府駅北口ステーション周辺で試乗した筆者の澤村は、「一般的な電動キックボードとして十分な性能で、駅周辺の交通の流れにも乗れる。ただ、赤信号からのスタートなどで加速が遅いため少し不安を感じた」とコメントしている。



2. 電動三輪車（シート・カゴ付き）

本実証で利用された電動三輪車は、企画主体である山梨県庁からの要望により導入された。「交通弱者を支援する」という観点から、電動キックボードと電動自転車のみではその趣旨を満たせないとの判断で要望が行われた。

こちらも中国からの輸入品である。甲府駅北口ステーション周辺で試乗した筆者の澤村は、「安定度が高くて安心して乗れる」とコメントしている。一方で、ヘビーユーザーの大学生は「ただ乗っているだけで自由度が低い」とコメントしている。

3. 電動アシスト自転車

本実証で利用された電動自転車は、車輪が小さめでカゴが装備したものであり、こちらも中国からの輸入品である。利用者がペダルを漕ぐ力

をアシストするタイプの車両なので、運動量は多くなる一方、航続距離や加速力の面で有利である。竜王駅ステーション周辺で試乗した筆者の澤村は、「加速力も十分で、遠くまで行けるので便利」とコメントしている。また、ヘビーユーザーの男性は、「自転車に普段から乗っているなら片道 30km 以上の小旅行も十分出来る」とコメントしている。

第 4 節：山梨県における電動モビリティ・シェアリング実証実験 における当事者への聞き取り調査結果

1. 山梨県庁

山梨県庁には 2025 年 10 月 30 日に東が、2025 年 11 月 18 日に東と澤村がインタビューを行った。インタビューは山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課の有須田課長・千田課長補佐・最上主任・小宮山主事の 4 名である。

1 回目は筆者らの研究プロジェクトの概要説明を行った上で山梨県による実証実験への取り組み概要について聞き取りを行い、11 月 17 日から 18 日にかけて実施する実地調査への準備を行った。2 回目は、実証実験の進捗や関係者との連携状況、加えて 17 日に行った調査（甲府市役所、イノベーションスペース Soie とヘビーユーザー A 氏、山梨大学）からの知見に基づく議論を行った。

1.1. 事業の背景と目的

山梨県では、国土交通省の「共創モデル実証プロジェクト」スキームを利用して、モビリティハブを中心とする新たな交通システムの構築を目指している。企画当初は電動マイクロモビリティのみならず、鉄道やバスで来訪した利用者がその先の移動手段を選択できる交通結節点の創設を目的としていた。2025 年度事業では、電動マイクロモビリティのシェアリングに加えて、県内の人流データ取得・分析、甲府駅前バス乗り場へのデジタルサイネージ導入等を包括的に実施している。

実証実験に際しては甲府駅をモビリティハブの中核として位置づけ、その他の候補地として利用域や各種施設を設定し、電動マイクロモビリティによる新たな移動手段の提供を試みている。山梨県が抱える車社会の問題、特に免許返納後の高齢者や免許を持たない中高生の移動手段確保の困難さ、点在する観光地へのアクセス改善といった課題に対し、鉄道・バスとの接続を前提とした自由度の高い電動マイクロモビリティの活用が期待されている。

1.2. 実施過程での課題と障壁

実証実験の実施にあたって最も苦戦した点は、候補とした設置場所における具体的なポート設置位置の決定と関係機関との調整であった。聞き取りの中で、土地所有者との調整が最も大変であったとのコメントがあった。本実証実験は基本的に県庁職員の主担当1名、副担当1名に課長補佐を加えた3名程度で運営されており、県庁外で多数の関係者が関わる本事業に対してマンパワー的に十分とは言にくい状況であったことが推察される。新規事業の推進には部署を超えた調整や、他部門からの提案への対応が不可欠であるが、各部署の業務負荷の高さがこれを困難にしている事が示唆された。

公共の場所における許可取得の困難さも課題として挙げられた。許可する側も責任を伴う判断となるため慎重にならざるを得ず、前例のない取り組みであることから判断に時間を要した。公募への応募時や採択直後の業者への発注前から調整を開始できれば判断に十分な時間をかけることが出来たが、実際には業者との契約後に調整を開始せざるを得なかったため、十分な調整時間を確保できなかった点が反省点として挙げられている。

1.3. 技術的取り組みと水素エネルギーとの連携

山梨県として強く推進しており、県のブランド力の源泉でもある再生

可能エネルギーやグリーン水素との相乗効果を狙い、水素による充電システムの導入も検討された。山梨大学等の水素関連研究者との連携により、イベントでのデモンストレーションは実現したが、高圧ガス保安法等の規制により常時運用は断念された。今後も水素と交通の連携について継続的な研究が予定されている。

1.4. 今後の展望と継続性

実証実験が進む中で、想定した利用方法と実際の利用パターンの乖離が生じることが確認された。当初想定していた観光地間の移動よりも、ポート間の短距離移動や日常的な移動手段としての活用が主流となっている。また、若年層の利用は活発である一方、高齢者等への普及には追加的な取り組みが必要であることが示唆された。

2025 年 11 月は次年度予算要求の段階にあり、基本的に現在の取り組みを継続しつつ、ポート数やモビリティ数の増加による拡充を検討している。利用者の声の収集やモビリティのバリエーション拡大についても検討課題として認識されている。実証実験の結果は事業者による報告書としてまとめられ、類似事業の参考となるよう公開予定である。

道路使用許可等の制度的手続きについては、今回の実証実験を通じて行政側のノウハウが蓄積され、今後の類似事業における効率化が期待される。一方で、公共空間における新技術の導入には、安全性の確保と利便性の向上のバランスを取る継続的な検討が必要であるとの見方が示された。

2. 甲府市役所

甲府市役所に対しては東と澤村により、2025 年 11 月 17 日に、甲府市役所内でインタビューを行った。インタビューは甲府市役所企画部リニア交通室交通政策課の原田係長と同まちづくり部まち整備室道路河川課の加藤課長補佐、浅川主任の 3 名である。

2.1. 実証実験に対する甲府市役所の関わり方の概要と経緯

実証実験は山梨県が主導する事業として実施されており、甲府市は協力する立場で参画している。実験エリアは甲府市中心部を主としているが、利用者による移動が市内全域で想定されることと潜在的利用者が市内全域にいる可能性を鑑みて、市として全31地区の自治会に対し組回覧による周知を実施した。

県は補助金獲得のためのコンソーシアムを組成しており、関係する団体や事業者、行政機関等との事前調整を経て事業を実施している。実際のポート設置場所や台数等の具体的な検討は、事業実施段階において道路管理者である市との協議を通じて決定された。

2.2 ステーション設置場所の選定過程

甲府駅北口については、県から複数の候補地が提示され、その中から市が意見を述べる形で選定が行われた。甲府駅北口ステーションの候補地は4箇所程度あり、現在の設置場所のほか、タクシー乗り場入口付近、緊急車両通行帯付近等が検討された。最終的に現在の場所が選ばれた理由として、電車やバスから降りた利用者の目に付きやすい立地であること、雨に濡れない環境、電源確保の容易さ等が挙げられた。

甲府駅南口ステーションについては、当初観光協会隣への設置が予定されていたが、県内部での調整により最終的に南口送迎用駐車場協の事業用・緊急用車両駐車スペースとなった。観光協会隣が候補となった理由は、観光協会職員による問い合わせ対応やヘルメット貸出等の協力が期待できたためであった。

2.3. 庁内調整と部署間連携

交通政策課が主管部署として県との窓口を担い、必要に応じて関係部署との調整を行う体制が取られた。道路管理の観点から道路河川課、観

光客利用を想定して観光課、交通安全の観点から市民部総務課交通安全係等との連携が図られた。

観光課では既にレンタサイクル事業を実施しており、同様のモビリティサービスとの住み分けや連携について検討が行われた。また、街なか活性化事業を所管する地域デザイン課との情報共有も実施された。

2.4. 実証実験に対する反応

市職員レベルでは、新しい取り組みとして前向きに受け止められた。街中の賑わい創出という観点から、実証実験を通じて改善点を見つけながら取り組みを進めていく姿勢が示された。コンソーシアム形式による関係者間の密接な連携が、比較的スムーズな事業推進を可能にしていると考えられる。また、庁内においては交通政策課を中心とした横断的な調整体制が構築されており、各部署の専門性を活かした対応が行われている。

一方、自治会連合会への説明においては、主に高齢者から安全性に対する懸念の声が多く聞かれた。これは他の自治体でも同様の傾向が見られるとのことであった。このため、今後の普及に向けては安全性の確保と適切な情報発信が重要となるとの見解が示されている。

2.5. 地域公共交通政策との関連

本実証実験は、リニア開業を見据えた県内公共交通再編の一環として位置づけられている。現行の地域公共交通計画は既存公共交通の維持を基本としているが、新しいモビリティサービスとの連携可能性についても検討が進められている。

高齢者の通院・買い物需要に対してはデマンドタクシーでの対応を継続する一方、電動マイクロモビリティのシェアリングは時刻表に縛られないという特徴があり、アプリ操作に抵抗のない年齢層の選択肢として期待されている。

2.6. 今後の拡大に向けた課題と対応

利便性向上の為に事業を拡大する場合、ステーションの設置場所確保が主要な課題となることが指摘された。道路占用による設置には限界があるため、市有施設の活用等も検討する必要がある。各施設の所管部署との個別調整が必要となることが想定される。

他自治体で始まっているように、民間事業者が独自サービスの展開を希望してきた場合は、まず交通政策課または道路河川課への相談が窓口となり、市の政策との整合性を確認した上で、必要な許可手続きを進める流れとなる。今回の実証実験で検討すべき事項や相談窓口、許可手続きのフローが把握出来たことが収穫の一つとなっている。

3. イノベーションスペースSoie・ヘビーユーザーA氏

イノベーションスペース Soie では、東と澤村により、2025年11月17日に運営母体である株式会社山梨社の金井社長とヘビーユーザーで山梨大学に通う A 氏に対するインタビューを行った。

3.1. 地元の協力企業から見た実証実験に対する所感と展望

金井社長からは電動マイクロモビリティ・シェアリングの導入により学生の移動手段の多様性が大幅に向上したとの評価が示された。特に県外出身学生や、自動車の購入・駐車場の確保が困難な学生にとって、行動範囲の拡大と地域との接点増加に寄与しているとの指摘があった。

一方で同氏は山梨県や甲府市の交通政策に対し、学生や観光客への配慮が不十分であるとの批判的な意見を表明している。武田神社から山梨大学を通して甲府駅を結ぶバス路線が存在するものの、30分に1本程度の運行頻度であるため、実用性が低いと指摘された。自動車依存度の高い地域特性により、学生や電車を利用して訪問した観光客のニーズが軽視されているとの認識を示している。

実証実験終了後の継続については、料金設定次第では独自に継続する可能性も検討しているが、採算面での課題があることも認識している。一方で、学生が地域を知り、地域の魅力に触れる機会を提供するという観点から、採算を度外視してでも継続する意義もあるとの考えを示している。

3.2. 実際の利用状況とヘビーユーザーの声

株式会社山梨社では居住者向けのカーシェアリングも実施しているが、利用シーンに差があるという。カーシェアリングは時間に余裕がある週末に利用が増え、複数の居住者が連れ立って遠方へ出かける目的での利用が多い。一方で、電動マイクロモビリティ・シェアリングは平日のちょっとした外出に使われるケースが多い。

ヘビーユーザーの A 氏は、週に約 20 回程度電動キックボードを利用していた。主に甲府駅方面への移動に使っており、自由度の高さから他の車両より電動キックボードを好んで使うとのことであった。ただし、自由度の高さは疲労度の高さもつながり、30 分以上の移動での利用は避けたいとのコメントもあった。

興味深い利用パターンとして、飲み会への参加時の利用が挙げられた。従来は自転車で移動し、飲酒後は自転車を押して帰宅する必要があったが、電動キックボードの場合は駅のポートに返却後、徒歩で帰宅できるため利便性が向上している。一方で、ヘルメット着用率の低さや、買い物時の荷物運搬の困難さなど、運用上の課題も明らかになった。

4. 山梨大学

山梨大学に対しては東と澤村により、2025 年 11 月 17 日に、山梨大学構内でインタビューを行った。インタビューイは学術研究部社会連携課産官学連携グループの中山係長である。

4.1. 山梨大学での電動マイクロモビリティ導入経緯

電動マイクロモビリティ・シェアリング実証実験への参加検討は、調査から約一年前の2024年冬に、県からの相談として始まった。当初は具体的な設置場所の相談という形で、県側としては学生が利用しやすい場所への設置を検討していた。初期段階では、先行導入地域での事故やトラブルの報道から安全性への懸念があり、「危ない乗り物」という認識から慎重な姿勢を取っていた。通学利用の禁止や学生の利用可能性についても議論されたが、この段階では具体的な進展には至らなかった。

2025年の夏に入り、「共創モデル実証プロジェクト」に採択された事で山梨県から実証期間として9月からの運用開始という具体的な提案がなされた。社会連携課としては県への協力を前向きに捉え、学内会議に提案を行った。学内会議では安全性に関する懸念が多数提起された。社会連携課は県との協力関係を重視する立場であった一方、学生支援関係部署は学生や保護者への責任から安全性への懸念を強く示したのである。最終的には学長の理解もあり、教育的観点から安全講習会の実施を条件として受け入れが決定された。禁止よりも適切な教育を通じた対応という方針転換が重要な転機となった。

学内での議論を経て、大学独自の安全ルールが策定された。具体的には、ヘルメットの着用義務化、安全講習会の受講義務化などが決定された。これらの対策により、最終的に学内での承認が得られることとなった。安全講習会は10月29日に実施され、教職員を中心に約100人前後が参加した。学生の参加率は夏休み明けの時期であったことや通知の遅れもあり、相対的に低い状況であった。

ステーションの設置場所については複数の候補地が検討された。当初は大村記念館地下や総合案内所裏、駐車場内のカーシェアリングステーション協などが候補として挙げた。しかし、車の出入りによる安全性の問題や利便性の観点から、最終的に武田通り沿いの駐輪場の一角に決定された。県側の意向としては武田通り沿いへの設置を希望していたこ

とも決定要因の一つとなった。

4.2. 運用開始後の状況と課題

運用開始後、学生による活発な利用が確認されている一方で、近隣住民からの苦情も発生している。特に歩道走行や危険な運転に関する指摘があり、大学として掲示による注意喚起を実施している。ただし、実際に苦情の対象となった利用者が山梨大学の学生であるかは特定できない状況である。利用状況の詳細なデータについては、県との間で定期的な共有には至っていない。

4.3. 今後の展望と課題

実証期間は2026年1月18日までとなっており、その後の継続については改めて学内での議論が必要となる。長期的に継続する場合はより慎重な検討が求められることが予想される。山梨大学としての利用実態調査については2025年11月時点では実施していない状況である。

5. 甲府観光開発・ヘビーユーザーB氏

常磐ホテルステーションの視察に合わせて、東と澤村により、2025年11月18日に湯村温泉地域におけるステーション設置に深く関わっている甲府観光開発株式会社の取締役である竹村氏と、ステーション所在地である常磐ホテル従業員でヘビーユーザーでもあるB氏に対するインタビューを行った。

甲府観光開発株式会社は湯村温泉地域の再開発マスタープランを策定し、観光地としての再構築を担うために設立されたいわゆる地域DMOの役割を果たすための企業である。同社は湯村温泉旅館協同組合、昇仙峡観光協会、JTB甲府支店の三者による出資で設立されており、湯村温泉旅館協同組合理事長で、常磐ホテル代表取締役の笹本健二氏が代表取締役を務めている。竹村氏は株式会社JTBから甲府観光開発株式会

社に出向しており、実務を取り仕切っている。

5.1. 実証実験導入の経緯と協力体制

実証実験への協力は、県庁からの事前相談を経て実現された。補助金申請段階において湯村温泉地区は既に候補地として検討されており、採択前から相談があった。甲府観光開発としては、社名が示す通り観光客の二次交通やラストワンマイルの課題に関心があり、観光利用を目的とした提案に対して積極的な姿勢を示した。

設置場所の決定については、常磐ホテル社長および湯村温泉旅館組合での相談を経て、関係者間での協議により進められた。事業者側からの説明では、運営に関する負荷は最小限に抑えられ、パンフレット配布とコールセンター対応により、フロント業務への影響を回避する体制が構築された。

5.2. 利用状況と利用者特性

利用者の特徴として、宿泊客よりも外部からの利用者が圧倒的に多く、地元住民と観光客の両方が含まれている。特に学生や若年層の利用が目立ち、夕方頃に返却する利用パターンが観察されている。

ヘビーユーザーの存在も確認されており、昇仙峡や千代田湖まで往復する利用者もいることが報告された。これらの利用は当初想定を超える長距離移動であり、電動アシスト機能の有効性を示している。一方で、宿泊客による利用は限定的であり、主に外部利用者による需要が実証実験を支えている状況が明らかになった。これは、特に常磐ホテルを利用する観光客の多くが首都圏から自動車で来訪することによるものだろうとの指摘があった

5.3. ヘビーユーザーB氏による利用実態

B氏は常磐ホテル従業員で、ホテル近隣から自転車や徒歩で通勤して

いる。もともと自転車が趣味で、自動車は所有していない。ほぼ全ての移動需要を自転車で満たしているという。

電動マイクロモビリティ・シェアリング実証においては電動アシスト自転車の存在がB氏にとって魅力的だった。自分で電動アシスト自転車を購入し、管理、保管することによるコストを考えると、毎回お金を払ってでも購入・管理コストがかからないシェアリングという選択が合理的に感じたとのことである。

電動アシスト自転車の利用では、最も遠くて北杜市まで移動した事があるとのことだった。悪天候の場合でも、カッパを着れば問題無いというコメントであった。同氏のような事例はあくまで自転車愛好家の一部と解釈出来るが、管理コストとシェアリングサービスへの出費を比較するという観点は、一般的に同意出来るものと言えるだろう。

地域の観光課題と将来展望

湯村温泉地区は1960年代には40軒の旅館があったが、現在は9軒まで減少している。これに伴い飲食店も減少し、今年は唯一のラーメン店が火災で失われるなど、温泉街としての機能低下が深刻化している。知名度の低さも課題として挙げられ、常磐ホテルを除く施設の認知度向上が求められている。

観光客の多くは県外、特に首都圏からの来訪者が中心となっている。現在年間12万人の宿泊者数を30万人まで倍増させる目標が設定されており、インバウンド誘致にも力を入れている。特に台湾市場に焦点を当て、富士山観光からの周遊促進を図る戦略が進められている。

観光客の増加を目足、昨年度末に観光庁の補助を受けてマスタープランが策定された。山梨中央銀行も参画し、住民説明会を通じて地域関係者の合意形成が図られた。計画では山梨ジュエリーの発信基地と県産品レストランの新設が予定されており、常磐ホテル駐車場を活用したバス

ターミナル機能の整備も構想されている。

地域再開発に向けては不動産ファンドからの関心も寄せられており、閉鎖された旅館の再生話も進行中である。パークアンドライド方式の導入や温泉通りの交通規制なども検討されており、歩行者中心の温泉街への転換が目指されている。

湯村温泉地域での電動モビリティサービス展開への展望

現在、湯村温泉旅館組合では電動アシスト付き自転車の貸出サービスを実施しており、一定の需要が確認されている。加えて、今回の電動マイクロモビリティ・シェアリング実証実験の結果を参照しつつ、将来的には多様な電動モビリティサービスを導入することが検討されている。

将来的なサービス展開に際しては採算性への懸念が示され、宿泊パッケージへの組み込みや定額制サービスの導入など、持続可能なビジネスモデルの必要性が指摘された。河口湖地区では参入障壁の低さから導入後に民間企業間での共創が激化したことを踏まえ、地域特性を活かした差別化戦略の重要性も指摘された。

地域再生の文脈では、電動マイクロモビリティはあくまで手段の一つであり、魅力的な観光コンテンツの開発と周遊ルートの確立が前提条件となる。マスタープランに基づく段階的な整備と合わせて、モビリティサービスの役割を明確化して位置付けることが重要であるとの見解であった。

まとめにかえて

本研究ノートでは、筆者らが2025年10月から2026年1月にかけて実施した、山梨県による国土交通省「共創モデル実証プロジェクト」のスキームを利用した「電動マイクロモビリティ・シェアリング実証実験」

に関する実態調査の成果を報告した。今後、このノートを基礎として、各種分析を推進していく計画である。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費（課題番号：25K05249「破壊的イノベーションの効果的な社会実装を実現する利害関係者間の調整プロセス」）の助成を受けて実施したものです。また、本調査の実施にあたり、調査にご協力いただいた関係機関および対象者の皆様に心より感謝申し上げます。

参考文献（APA 第7版）

国土交通省. (2022). 『地域交通共創モデル実証プロジェクト』. 国土交通省総合政策局. <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

国土交通省. (2023). 『地域の多様な関係者の「共創」による地域交通の維持・活性化の取組等を支援！～令和5年度「共創モデル実証プロジェクト」の事業選定・追加公募について～』. 国土交通省報道発表資料. https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000327.html

国土交通省. (2023). 『共創モデル実証運行事業 概要・公募要領』. 「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」ポータル. https://kotsu-kuhaku.jp/assets/documents/kyousou_outline.pdf

内閣府. (2024). 『令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト 公募要領』. 科学技術・イノベーション推進事務局. https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/r6_sc_besshi8.pdf

国土交通省. (2024). 『「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの採択状況』. 国土交通省総合政策局. <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001892632.pdf>

国土交通省. (2024). 『共創モデル実証運行事業／モビリティ人材育成事業 概要』. 官民連携事業推進室資料. <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001911928.pdf>

共創モデル実証プロジェクト事務局. (2023). 『甲斐市版次世代型モビリティシステム構築プロジェクト』. 共創・MaaS 実証プロジェクト 採 択 事 例. https://kotsu-kuhaku.jp/adopter_r5/kyousou/report/?-case=kantoll

共創モデル実証プロジェクト事務局. (2023). 『共創・MaaS 実証プロジェクト 令和5年度 事業採択事例一覧』. https://kotsu-kuhaku.jp/adopter_6/

都留市地域公共交通活性化協議会. (2023). 『分野横断型の新たな公共交通の導入 (山梨県都留市)』. 共創モデル実証プロジェクト事例報告. https://kotsu-kuhaku.jp/adopter_r5/all-list/report/34.pdf

山梨県リニア・次世代交通推進課. (2025). 『電動キックボードやシェアサイクルの実証事業を開始します!』. 山梨県公式サイト. <https://www.pref.yamanashi.jp/linear-jks/mobihub.html>

甲府経済新聞. (2025年10月15日). 甲府と2地域で次世代モビリティのシェアリングサービス実証事業. 甲府経済新聞. <https://kofu.keizai.biz/headline/429/>

産経ニュース. (2025 年 11 月 16 日). 電動キックボード 交通機関脆弱な山梨県で期待の足になるか 実証実験、半月で接触事故も. 産経ニュース. <https://www.sankei.com/article/20251117-UYOW6Y5PNZIBZN-6BT2K2D7MYHQ/>

PR TIMES. (2025 年 12 月 3 日). **【次世代モビリティ体験】** 10 代～70 代以上の約 70 名が電動キックボードなどに試乗 山梨県で実証事業. PR TIMES. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000438.000078927.html>

中国人の国際安全保障観

～清華大学戦略と安全研究センターアンケート調査報告書（2025）

編集者注

本世論調査は、清華大学戦略・安全保障研究センター（CISS）によって2025年に実施したものである。本来、中国語版と英語版で刊行されているが、協議を経て、本センターがそれを日本語に翻訳し、当研究年報第2号に掲載することを認めていただいた。ここに清華大学戦略・安全保障研究センターのご支持とご厚意に対し感謝申し上げます。

清華大学戦略・安全保障研究センターは中国学界の新鋭シンクタンクの一つであり、国際政治や国際関係などの研究に取り組み、その結果を社会全般に発信するとともに、中国の関係機関もその研究業績を活かし、政策決定の参考として使われているという。また、中国の外交理念や政策主張についても研究・発信している。このような世論調査は3年前から始まり、今年で3回目となっている。「中国人の安全保障観」世論調査は、中国の研究者や社会のみでなく、世界でもその影響力に注目を寄せられている。

目次

主な発見

はじめに

一、この世界は安全なのか

二、中国はこの世界において安全なのか

三、中国人は他の国をどのように見ているか

四、中国人は自国をどのように見ているか

五、中国人は安全保障問題をどのように対応したいか

六、中国人は中米関係にどのようなイメージを持っているか

私たちについて

主な発見

- 国際安全保障情勢に対する調査対象者の判断は、明らかに積極的な見方に変わってきた
- 地域紛争、経済情勢と大国競争は、国際安全保障情勢に影響を与える主な原因である
- 調査対象者は、中国が世界的な転換期において安全な位置にあると考えている
- ロシアに対する好感度は初めて下がったが、依然として好感度トップを維持し、米国に対する好感度は低かったが、明らかに回復した
- 調査対象者は、中国の世界的影響力が持続的に上昇し、軍事と科学技術の実力が急速に向上していくと考えている
- 調査対象者は、グローバル化を断固として擁護し、中国が世界舞台でより大きな役割を果たすことを支持している
- 調査対象者は米国が中国の発展を封じ込めようとしていることを考えているが、依然として中米経済貿易協力を支持している
- 中米貿易はウィンウィン関係だが、中国は経済貿易分野の戦いを恐れていない

はじめに

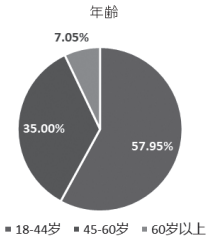
『2025年中国人の国際安全保障観』は、清華大学戦略・安全保障研究センター（中国語名：清華大学戦略与安全研究中心、CISS）が過去3年間で発表した3回目の世論調査報告書である。この研究と調査を通じて、われわれは国際安全保障問題に対する中国民衆の最新の認識と見方を「フィルターなし」で世界に提示し続けることを望んでいる。

今回の調査は2025年7月1日－11日と9月5日－11日にオンラインで実施された。調査は18歳以上の中国大陆公民を対象にし、第7回

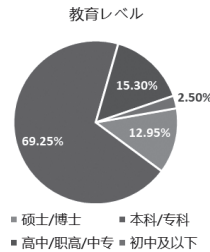
全国国勢調査の結果に基づき混合サンプリングを採用し、性別、年齢、都市・農村、地域によってサンプルの比率をコントロールし、最終的にサンプル 2162 部を回収し、有効サンプル数は 2000 部だった。

測定精度を向上させるため、2025 年調査では一部のテーマで中間選択肢（例えば「一般 / 中立」）と「分からない」という選択肢を復活させた。2024 年データとの比較可能性を確保するため、本報告書では、過去のデータに対して比例調整、すなわち中間・非応答選択肢を除いた後、各極性選択肢（polarity option）のオリジナルウェイト（original weight）で標準化処理を行い、異なる年の態度傾向を比較可能な基礎とする。四捨五入のため、各データの合計は総額（100%）に等しくない可能性がある。

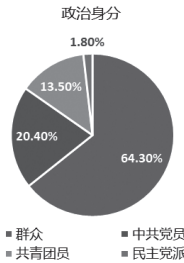
有効サンプル数は男女ともに 1000 件で、具体的な情報は以下の通りである。



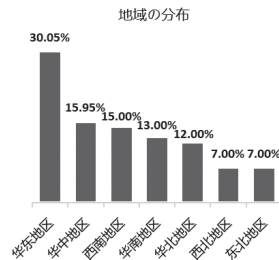
説明は左から18-44歳、45-60歳、60歳以上、となる



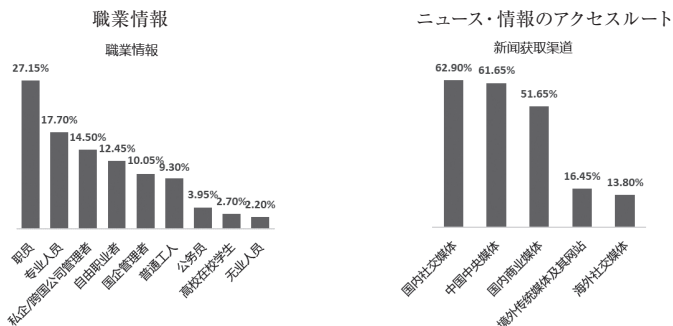
説明は上・左から、修士/博士、学部/短大、高校/専門学校、中学校とその以下、となる



説明は上・左から、群衆、中国共産党員、中国共産主義青年団員、民主党派、となる



説明は左から、華東地域、華中地域、西南地域、華南地域、華北地域、西北地域、東北地域、となる



職業の名称は左から、職員、専門スタッフ、民間企業/多国籍企業の管理層、自由職業者、国有企業の管理層、一般労働者、公務員、大学就学生、無職者、となる

アクセスルートは、左から中国国内ソーシャルメディア、中国中央メディア、国内ビジネスメディア、海外伝統メディア及びそのウェブサイト、海外ソーシャルメディア、となる

図1：回答者に関する情報

●職業情報詳細説明

職員：役所・会社スタッフ／オフィスワーカー。

専門スタッフ：医師／教師／弁護士／文化・スポーツ関係者／記者など。

民間企業／多国籍企業の管理層：末端と中高層のマネージャーを含む。

国有企業の管理層：下層と中高層のマネージャーを含む。

●ニュースアクセスルートの詳細説明

中国国内ソーシャルメディア：微信（Wechat）、微博、抖音（TikTok）、Bilibiliなど短い動画や動画プラットフォーム、ネットフォーラムなど。

中国中央メディア：新華通信社、中央テレビ CCTV、『人民日報』、人民網（<https://www.people.com.cn/>）など。

国内ビジネスメディア：新浪などのビジネスサイト、「今日頭条」などの携帯電話ニュースクライアント、微信公式アカウント、動画サイト、ビジネス系新聞など。

海外伝統メディアとそのウェブサイト：BBC、ニューヨークタイムズ、海外中国語ウェブサイトなど。

海外ソーシャルメディア：Twitter、Facebook、YouTube、TikTok、Instagram など。

第一部 この世界は安全なのか

回答者の半数近くが世界は全体的に安全だと考えている

2024 年の調査結果と比較すると、調査対象者の国際安全保障状況に対する認識は明らかに積極的な方向に転換している。今年のデータによると、回答者の約半数（49.05%）が世界は全体的に「比較的安全」と「非常に安全」な状態にあると考えており、回答者の3割以上（32.7%）が「一般／中立」の態度を持っており、国際安全保障情勢に対してネガティブな見方をしている割合は18.25%にとどまり、昨年より3割近く減少している。世界が安全ではないと考える割合が2023年の37.5%から17.3%に減少したのは、60歳以上の回答者の態度の変化が最も顕著だった。

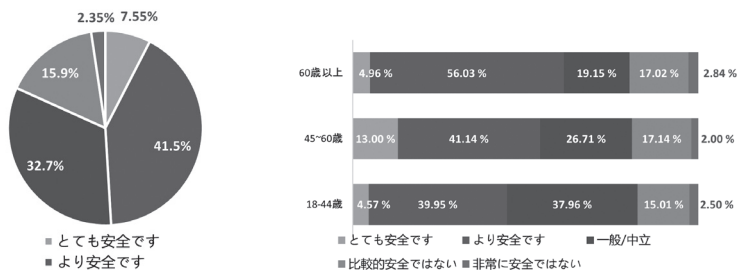


図2：現在の世界は全体的に安全だと思いますか？

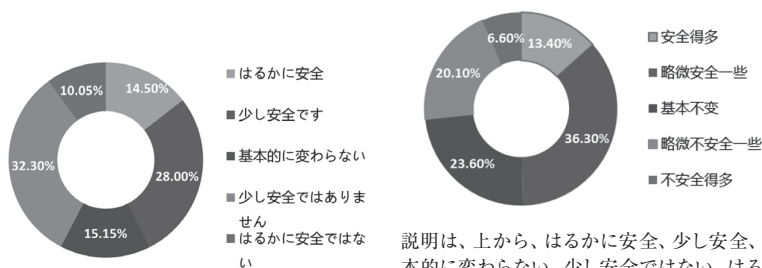


図3：今日の世界は全体的に5年前に比べて安全ですか？

図4：今後5年を見据えて、将来の世界は全体的に安全になるでしょうか？

5年単位で国際安全保障情勢を振り返り、展望すると、回答者も同様に強い楽観的な傾向を示しており、回答者の7割近く（65・75%）が世界安全保障の動向に対して積極的な見方を持っており、悲観的な見方の割合は極めて少ない。

軍事・経済安全保障がより注目されている

安全保障に対する公衆の認知次元を更に細分化するため、本調査は軍事安全、経済安全、科学技術安全、環境安全、公衆衛生安全及び社会安全の6つの安全保障分野に対して評価を展開した。その結果、回答者の国際安全保障リスクに対する認識は均衡的な分布を示した。6つの分野の不安安全知度の差は限られており、ある分野の不安安全感が著しく高い現象は現れなかった。その中で、経済安全保障が相対的に関心を集めており、軍事安全と環境安全が続いている。

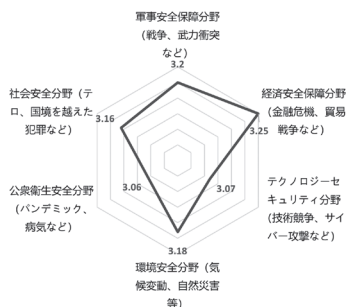


図5：分野別の世界的な不安状況（点数が高ければ高いほど安全性が低い）

世界が安全ではない主な原因については、地域紛争（61.45%）、経済情勢（56.75%）、大国競争（56.35%）が高度に重なった認知構造を構成し、選択率はいずれも半分を超えている。対照的に、テクノロジー（科学技術）の発展を現段階のリスク源として選んだ回答者は2割に達していない。

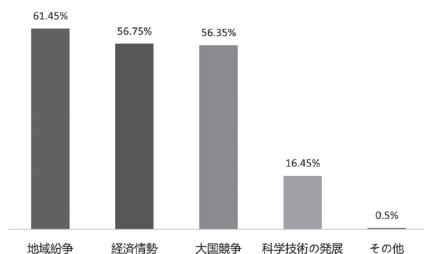
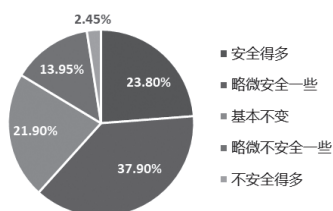


図6：世界がより安全/不安全になった主な理由は何だと思うか

第二部 中国はこの世界において安全なのか？

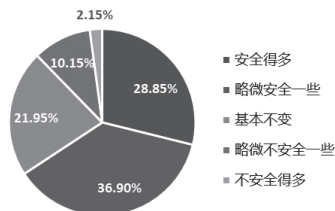
回答者の7割以上が中国の現在と将来の安全に対して肯定的な判断を示している

昨年の調査では、回答者の7割以上が、中国の現在の国際環境における安全環境における安全状況は「非常に安全」または「比較的安全」だと考えていたが、今年はこの割合はほぼ変わらない。回答者の圧倒的多数は中国の安全環境の将来に対して積極的な期待を持っており、消極的な期待は3年連続で低位を維持している。



説明は上から、はるかに安全、やや安全、基本的に変わらない、やや安全ではない、はるかに安全ではない、となる。

図7：5年前と比べて、中国の安全保障環境は如何に変化したか



説明は上から、はるかに安全、やや安全、基本的に変わらない、やや安全ではない、はるかに安全ではない、となる。

図8：今後5年間で展望すると、中国の安全保障環境は如何に変化するだろうか

8つの安全保障分野に対する細分化評価は、「核心安全に自信を持ち、社会安全の向上を望んでいる」という特徴を示している。回答者は主権安全（例えば領土安全、領海安全）、軍事安全（例えば新時代の戦争準備能力）、経済安全（例えば食糧安全、サプライチェーン安全）、科学技术安全（例えば科学技術の革新能力、科学技術人材の量と質）、文化安全（例えば中国特色のある社会主義核心价值観、国際社会における発言権）に強い自信を持っており、いずれも3分の2以上の積極的な評価を得ているが、日常生活に関連する分野では、17.45%が「社会安全」（食品、薬品安全、社会治安情勢）を引き続き改善できると考えており、15.95%

の回答者が「ネットワーク情報の安全」（サイバーセキュリティ、データセキュリティなど）の強化に関心を示し、さらに15.75%の回答者が「生態環境安全」（汚染防止、クリーンで低炭素な発展）への継続的な取り組みが必要だと考えている。

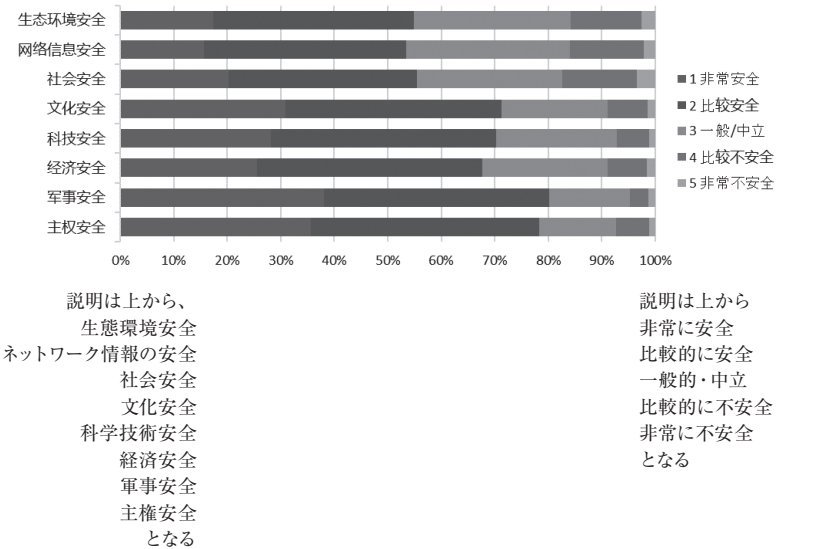


図9：中国の現在の各方面の安全状況はどうだと思うか

「中米戦略ゲーム」は依然として最も注目される安全保障上の脅威である

調査対象者の既知のセキュリティ脅威に対する認知順位の変化は比較的小さい。「中米戦略ゲーム」、「国際金融／経済危機」、「台湾海峡情勢」は依然として調査対象者が最も注目している安全保障上の脅威である。「対中技術封鎖とデカップリング」は調査対象者の新たな安全保障脅威の注目点となり、ネット上の虚偽情報、戦争勃発、核分野の AI 応用などに対する関心度も比較的に立って上昇した。

セキュリティ上の挑戦	平均点	5非常に高い	4より高い	3中程度	2より低い	1非常に低い	0分らない
中米戦略ゲーム	3.60	17.20%	42.45%	27.39%	9.27%	3.69%	2.61%
世界的または局地的な通常型戦争の勃発／エスカレート	3.04	7.58%	26.27%	36.76%	21.40%	8.14%	2.46%
台湾海峡情勢	3.23	14.49%	28.32%	31.69%	17.20%	8.35%	2.56%
南シナ海紛争	3.07	9.06%	26.37%	34.15%	21.81%	7.63%	3.58%
朝鮮半島情勢	2.83	5.58%	19.61%	37.48%	24.17%	11.93%	3.84%
中印国境紛争	2.93	6.76%	23.35%	35.54%	23.66%	10.09%	3.23%
核戦争	2.66	8.70%	15.87%	27.19%	24.27%	20.84%	5.73%
国際金融・経済危機	3.30	11.73%	34.36%	32.21%	16.59%	5.48%	2.25%
対中技術封鎖とデカップリング	3.28	13.72%	30.06%	32.41%	17.67%	5.89%	2.87%
気候変動	3.01	8.45%	23.60%	37.07%	22.07%	8.50%	2.92%
人工知能技術は核や生物・化学などの分野に応用される	3.05	9.27%	25.14%	35.38%	19.56%	9.63%	3.64%
インターネットを通じて虚偽情報を広めたり、世論を操作したり、国民の認識に影響を与えるなど	3.21	11.98%	30.06%	32.92%	18.18%	7.53%	1.95%
人間がコントロールできない汎用 AI やスーパー AI の現実化	2.86	8.09%	21.45%	30.98%	23.45%	14.18%	4.45%
重大なエネルギーと食糧危機	2.78	7.22%	19.87%	32.10%	24.73%	15.87%	2.82%
人身売買、麻薬密売、詐欺などの国際的な組織犯罪	2.93	8.65%	24.17%	30.67%	24.12%	12.14%	2.87%
新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックなどの公衆衛生上の危機	2.99	8.40%	25.50%	32.26%	23.55%	9.93%	2.97%
テロ活動	2.63	7.07%	16.13%	29.03%	24.78%	20.69%	4.92%

図10:以上の各安全保障上の課題が中国に対する脅威の程度はどの程度だと思うか

第三部 中国人は他の国をどのように見ているか

多くの国に対する回答者の好感度は明らかな変化がある

前2年と同様、2025年のデータは引き続き、回答者のロシアに対する好感度が最も高く、日本に対する好感度が最も低いことを示している。しかし、ロシアの好感度スコアはここ3年で3.66から3.49に、わずかでありながらも、初めて低下し、米国のスコアは昨年の1.85から2.38に向上し、ここ3年で最高値を記録した。

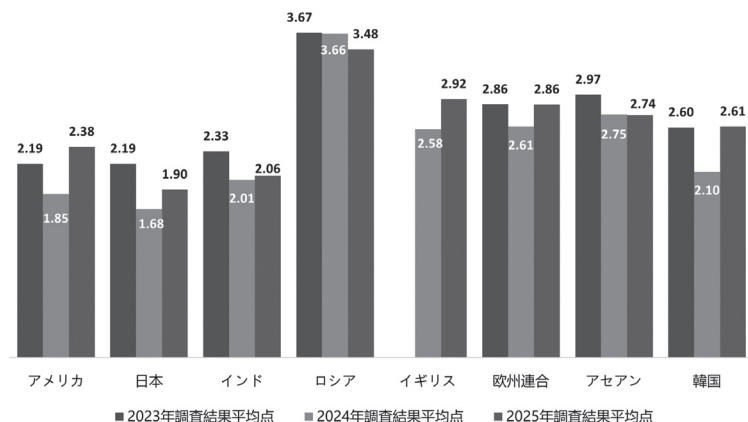


図11：上記の国に対する好感度はどうですか？
(点数が高ければ高いほど好感がある)

具体的には、18 - 44歳の回答者は、上記の各国・地域に対する好感度が全体的に高く、平均スコアは2.68点に達した。45 - 60歳の年齢層では、回答者の好感度の平均点は2.55点に低下した、60歳以上の回答者の好感度は平均2.28点にとどまった。女性回答者の平均点は2.72で、男性回答者より0.15点高かった。一線都市の回答者は、異なる国と地域に対する好感度が最も高く、平均値は2.86に達した。しかし、回答者のロシアに対する好感度が最も高く、日本に対する好感度が最も低い状況は、居住都市や教育程度によって変わらなかった。

調査結果によると、他国に対する回答者の認識はメディアチャンネルに高度に依存しており、そのうち 80.55% がニュースメディアの報道を通じて情報を入手し、69.65% がソーシャルメディアに依存している。

今回の調査には、中国周辺国・地域に対する好感度調査が新たに追加された。データによると、全体的な印象は中立的で、すべての評価点は 4 点を超えていない（比較的に好感がある）。回答者はパキスタン、北朝鮮、マレーシア、シンガポールに対する好感度が相対的に高く、ミャンマー、インド、フィリピンに対する好感度が相対的に低かった。

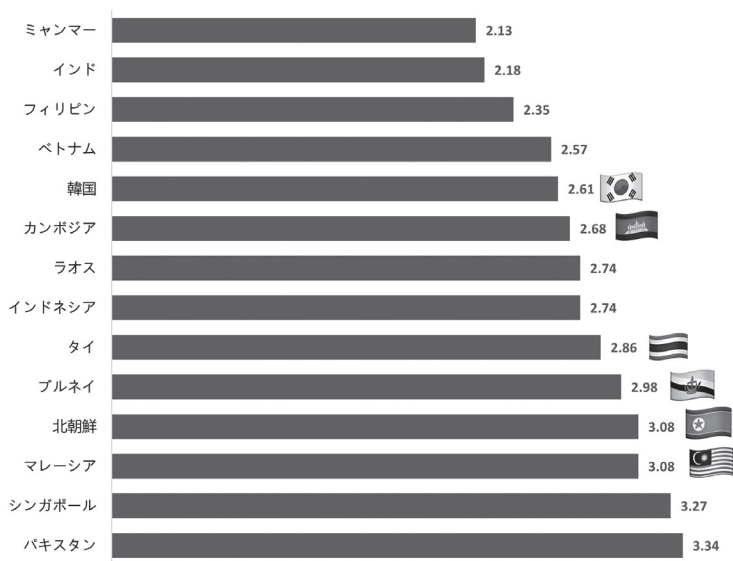


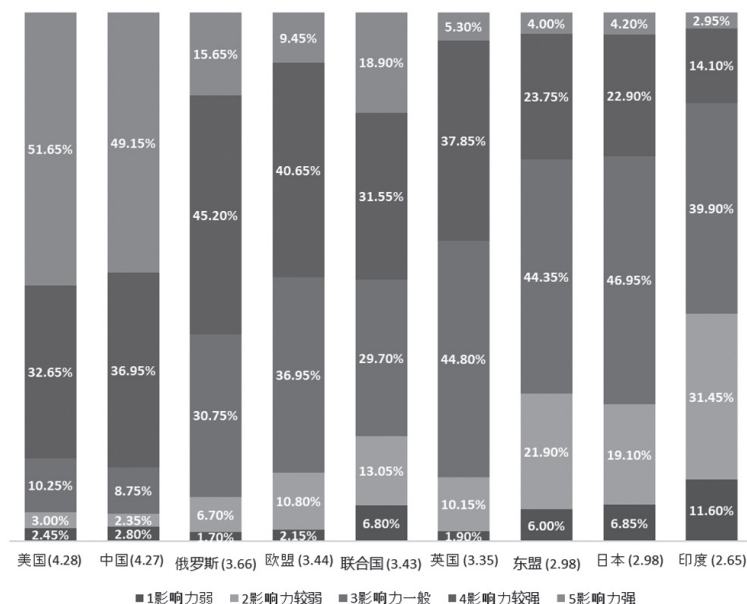
図12：周辺国や地域に対する好感度はどうですか？
（点数が高ければ高いほど好感がある）

昨年と比べて、ロシア・ウクライナ紛争というホットな国際事件に対する回答者の見方は大きく変化した。回答者の 7 割以上（70.15%）がロシアとウクライナ双方とも責任を負う必要があると考えており、昨年このような見方をした割合は 35.57% にとどまった。従って、（紛争に対する）「他の第三者が主要な責任を負うべき」とする割合は 42.41% から

4.35%に低下し、このうちロシアが7.75%、ウクライナが17.75%と昨年の結果と近い割合だった。

回答者の半数近くが米国の世界的影響力が低下していると考えている

2024年の調査結果と高度に一致している、日本とインドは依然として影響力の弱い国とされており、ロシアとEUは「影響力が相対的に強い」とされており、米国は依然として世界で最も影響力の強い国とされているが、回答者の46.45%は米国の世界的影響力が過去5年間で低下したと考えており、半数以上は今後10年間（2035年前後）は引き続き衰退すると予想している。



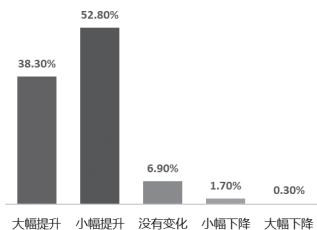
国の名は、左からアメリカ、中国、ロシア、EU、UN、英国、ASEAN、日本、インドとなる
影響力は、左（青い）から影響力が弱い、影響力が比較的に弱い、影響力が一般的で、影響力が比較的に強い、影響力が強い、となる

図13：以下の国、地域または国際機関の国際的影響力は如何に考えているか

第四部 中国人は自国をどのように見ているか

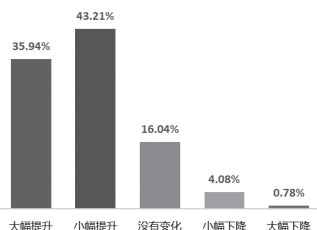
回答者は将来の中国の世界的影響力を一般的に期待している

回答者の8割以上は中国の世界的影響力が過去5年間で上昇傾向にあり、今後10年間でさらなる成長の潜在力があると考えている。



説明は左から、大幅に向上、小幅に向上、変化なし、小幅に低下、大幅に低下、となる

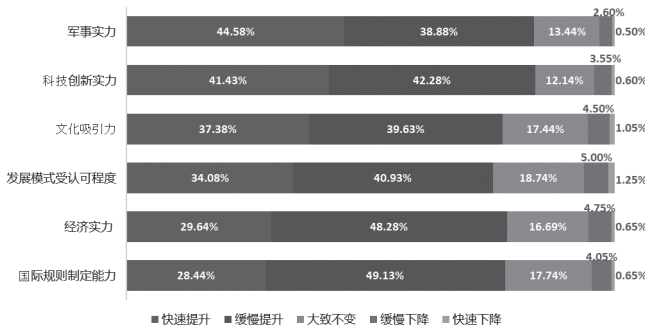
図14：5年前と比較して、中国のグローバル地位は如何に変化したか



説明は左から、大幅に向上、小幅に向上、変化なし、小幅に低下、大幅に低下、となる

図15：今後10年を展望すると、中国はどうかと思うか

具体的には、中国の軍事力と科学技術革新能力の向上に対する回答者の期待が最も強く、大部分の回答者は経済力、国際ルール作り能力、中国発展モデルへの国際社会認知度が徐々に上昇すると考えている。



説明は上から、軍事力、科学技術革新能力、文化力発展モデルの受け入れ度、経済力、国際ルール作り能力

説明は左から、迅速な上昇、緩やかな上昇、概ね変わらず、緩やかな低下、迅速な低下

図16：それぞれ分野における中国の実力向上を如何に期待するか

若年層は中国の将来の実力をより楽観的に見ている

今後10年間中国の世界的地位に対する期待は、世代間のギャップを明らかに示している。18－44歳の年齢層は中国の実力の成長に対して最も楽観的で、特に軍事實力と科学技術革新の面で最も自信が強い（いずれも4.29点）。45－60歳の年齢層の経済力の急速な向上に対する期待は青年層（それぞれ4.01と4.03）に近いが、ソフトパワーの面では相対的に保守的である。60歳以上のグループが最も慎重で、「急速な上昇」を期待する割合はすべての次元で最も低い。

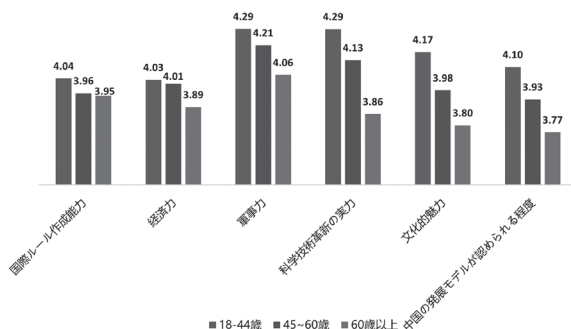
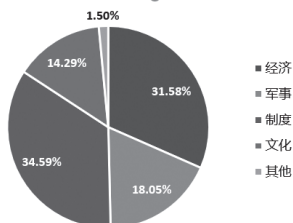


図17：今後10年間中国の世界的地位に対する期待感の世代間の認識ギャップ（スコアが高ければ高いほど期待が高い）

回答者のほとんどは中国の世界的地位の全面的な上昇を期待しているが、発展の中で直面する可能性のある障害についてもはっきりと認識している。体制・制度メカニズム的障害（34.9%）は最大の挑戦と見なされて



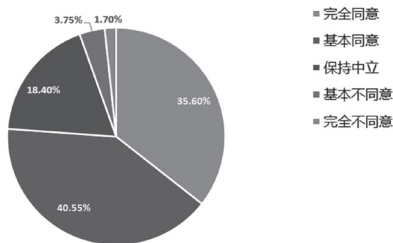
いる。経済的要因は3割以上（31.58%）を占め、大きな課題とみなされている、それに対して、軍事（18.05%）と文化（14.29%）は副次的な障害とみなされている。

図18：今後10年間中国の発展が直面する障害に関する認識

第五部 中国人は安全保障問題をどのように対応したいか

回答者の 76.15% が必要に応じて海外軍事基地の設置を支持している

海外の軍事プレゼンスについては、回答者は依然として強い支持度を示している。回答者の4分の3以上(76.15%)は、中国が必要に応じて海外に軍事基地を設置することができると同意し、人的・財産的損失がさらに大きくなるとしても、35.6%が「完全に賛成する」と回答した。

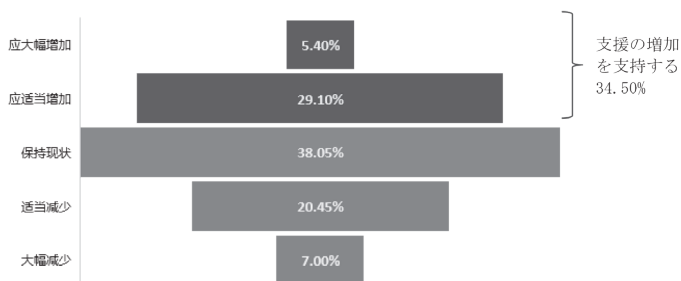


説明は上から、完全に賛成、基本的に賛成、中立的、基本的に賛成しない、完全に賛成しない、となる

図19：中国は必要に応じて海外に軍事基地を設置すべきか

対外援助の増加を支持する回答者の割合は前年比 28.15% 上昇

対外援助問題では、調査対象者の態度はより多元的である。多くの人が(38.05%)が現状維持を主張し、3割近く(29.10%)が支援を適切に増やすべきだと考えており、対外援助を減らすべきだと考えている回答者もかなりの割合(27.45%)だった。2025年に中国の対外援助強化に満足し、さらなる推進を期待している回答者の割合は前年と比べて 28.15% 上昇した。



説明は上から、大幅に増加すべき、適切に増加すべき、現状維持、適切に減少すべき、大幅に減少すべき、となる

図20：中国の対外援助の度合いはどうかと思うか

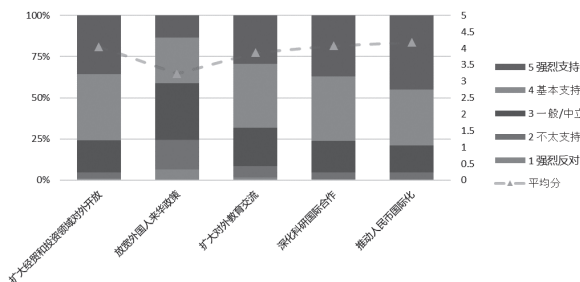
9割近くの回答者は中国が今後10年間グローバル化を続けることを支持している

回答者の87.90%は、中国が今後10年間（2026-2036）、より積極的なグローバル化戦略を引き続き維持し、さらには積極的に推進させることを支持している。海外旅行から海外長期滞在まで、回答者がどのような深い国際経験を持っているかわからず、中国を「より積極的

に関与できる」または「現在の関与レベルを維持できる」と支持する割合は80%以上で、絶対的な主導を占めている。

注目すべきなのは、グローバル化を支持する割合は高いものの、具体的な政策ツールの選択について、回答者の注目点が異なることを示している。

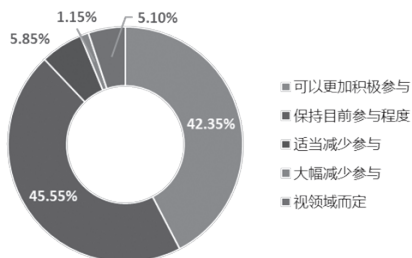
選択比率が最も高いのは「人民元の国際化の推進」と「科学研究分野の国際協力の深化」で、回答者の「外国人の中国訪問政策の緩和」に対する支持意欲は相対的に低い。



説明は左から、経済貿易と投資分野の対外開放を拡大、外国人来中政策を緩和、対外教育交流を拡大、科学研究の国際協力を深化、人民元の国際化を推進、となる

説明は上から、強く支持、基本的に支持、普通・中立、あまり支持しない、強く反対、となる

図22：中国は如何にさらなる対外開放をすべきか。



説明は上から、より積極的に関与、今の関与程度を維持、関与を適当に減少、関与を大幅に減少、分野ごとに決定、となる

図21：中国はグローバル化により積極的に参加すべきか

第六部 中国人は中米関係に対するどのようなイメージを持っているか

中米貿易問題に対する民衆の態度の相違を考察するため、今年度の調査では、異なる基調の3組のニュース記事が調査対象に提供された。このうち、対照グループは何の情報も読まず、グループ1（ポジティブ情報グループ）の回答者にまずポジティブな基調のニュース記事を、グループ2（ネガティブ情報グループ）の回答者にまずネガティブな基調のニュース記事を、グループ3（中立情報グループ）の回答者に中立な基調の記事を読ませた。その後、各グループの回答者は米国と中米関係に関する質問に回答した。



対照群
情報提供なし



ポジティブ情報グループ
ポジティブな情報を提示



ネガティブ情報グループ
ネガティブな情報を提示

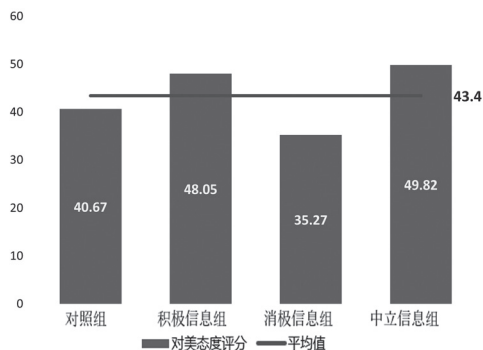


中立情報グループ
中立情報を提示



次の質問に答える

対照グループは基準群として、全体に対する得点は40.67点（100点満点、以下同じ）で、比較的明らかなマイナス傾向を示した。ポジティブ情報グループと中立情報グループの回答者はある程度の柔軟な態度を示し、全体の得点はそれぞれ48.05点と49.82点であった。ネガティブ情報グループは明らかな「ネガティブ強化」効果を示し、全体の得点は35.27点と低かった。



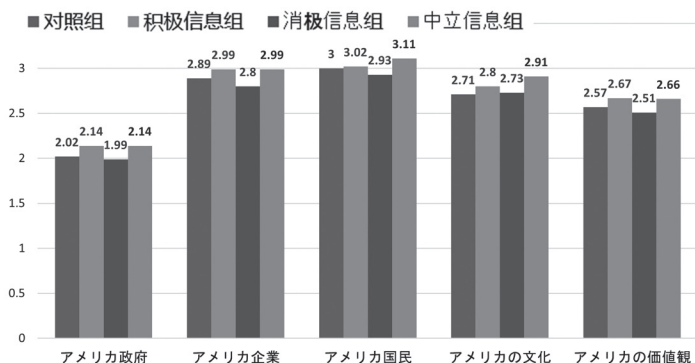
上の説明は左から、対照グループ、ポジティブ情報グループ、ネガティブ情報グループ、中立情報グループ、となる

下の説明は左から、対米態度の得点、平均値、となる

図表23：米国に対する回答者の全体的な態度の平均得点・評価

中米関係が改善したと考える回答者の割合は前年同期比 20.28% 上昇

過去1年間の中米関係が改善したと考える回答者は28.40%にとどまっていたが、昨年（8.12%）に比べて大幅に向上した。また、回答者の33.70%は基本的に原状を維持していると考えている。具体的には、回答者全体が米政府に対する強い反感を示し、平均得点は2.07点だった（5点満点）。



上の説明は左から、対照グループ、ポジティブ情報グループ、ネガティブ情報グループ、中立情報グループ、となる。

図24：米国の各分野についてどう思うか

米国への留学、仕事、生活を望まない回答者の割合は32.7%で、米国旅行の安全を心配する割合はいずれも80%を超えた。しかし興味深いのは、対照グループ内の回答者の57.03%が米国への留学、仕事、生活を望んでおらず、最も消極的な態度を示した。

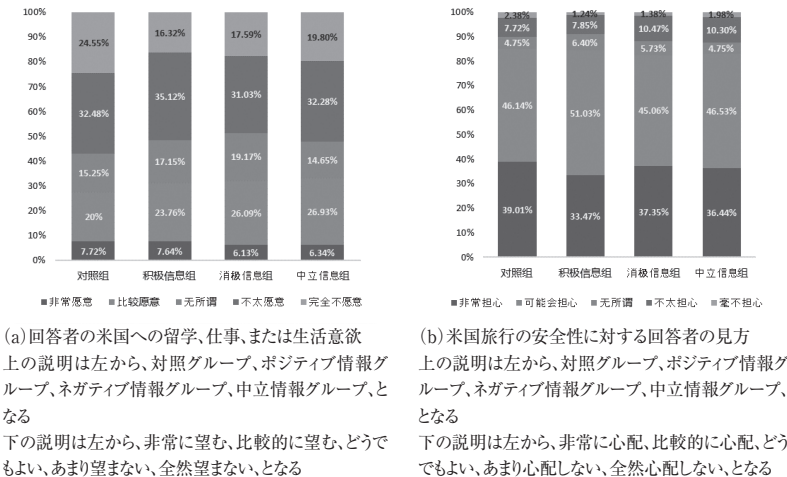


図25：アメリカに行きたいでしょうか

経済貿易の利益は中米関係の方向に影響を与える最優先事項である

回答者の半数以上が経済貿易の利益（51.95%）を中米関係に影響を与える最も重要な要素と見なし、イデオロギーの違い（28.30%）は二番目に大きな影響要素と見なされている。対照的に、科学技术競争（7.65%）、軍事安全保障（10.30%）などの要素も一部の調査対象者に注目されているが、明らかに主導的な要素とは見なされていない。

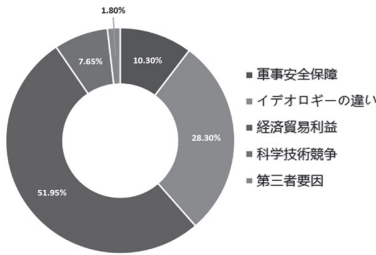


図26：中米関係に影響を与える最も重要な要素は何ですか

8割近くの回答者は米国が中国の発展と台頭を抑制しようとしていると考えている

米国の対中戦略に対する認識では、回答者の78.84%が米国の核心戦略は「中国の発展と台頭を抑制しようとする」と考えている。これに対し、より積極的な見方をした回答者の割合は明らかに低く、「米国は中国と良性競争を展開したい」との回答は12.95%にとどまり、米国が「中国と協力し、共同繁栄を実現したい」との回答も14.88%にとどまった。

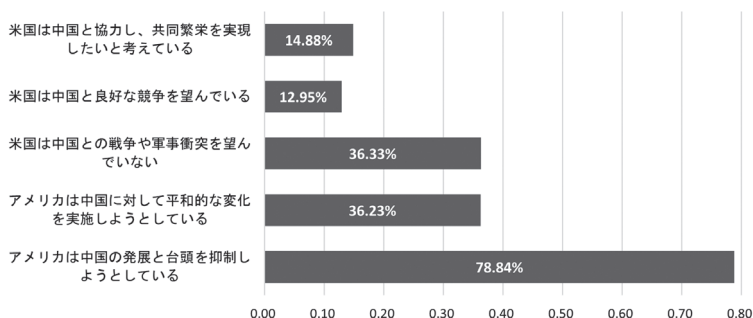
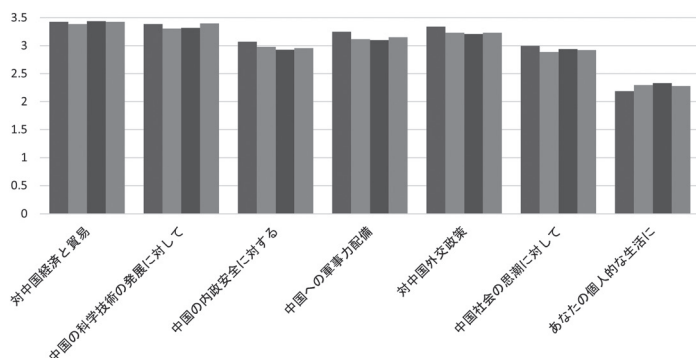


図27：米国の対中戦略に関する論述について、賛成する内容とは

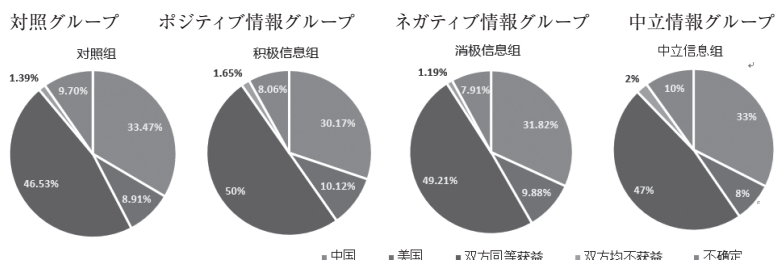
米国が中国経済と貿易に最も大きな影響を与える

各グループの回答者は、一致して米国が中国の経済と貿易（全体平均点3.42点、5点満点、以下同じ）と科学技術発展（全体平均点3.36点）に与える影響が最も顕著で、個人生活への影響が最も小さい（全体平均点2.28点）と考えている。このうち、ネガティブ情報グループの回答者は米国要因が中国経済と貿易に与える影響に最も注目しており、平均得点は4グループの中で最も高く、3.44点だった。対照グループは米国要因が中国の科学技術発展に与える影響に最も注目し、平均得点は4グループの中で最も高く、3.39点だった。



説明は左から、対照グループ、ポジティブ情報グループ、ネガティブ情報グループ、中立情報グループ、となる
 図28:米国要因が中国の以上の各方面に与える影響はどのような程度のものだと思うか

中米貿易に対する利益分配（米中貿易はどちらにとってより利益を得れるか）の観点については、半数近くの回答者は、中米貿易が「双方が同等に利益を得る」と考え、ごく少数の回答者は、中米貿易（摩擦）の結果が「双方とも利益を得ない」と考えている。このうち、ポジティブ情報グループの回答者が「双方が同等に利益を得る」と考えた回答者の割合が最も高かった（50%）。41.2%の回答者が中米貿易の利益分配に一定の不均衡性があると考え、32%の回答者は中国がより多く利益を得ていると考え、アメリカがより多く利益を得ると考えた割合は9.2%にとどまった。

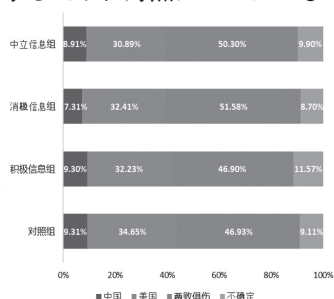


説明は、左から中国、米国、双方が同等に利益を得る、双方とも利益を得ない、不確定、となる。

図29: 中国がWTOに加盟した後の中米貿易では、どちらがより多くの利益を得たと思うか

回答者の半数が米中貿易戦争で両者が共倒れになると考えている

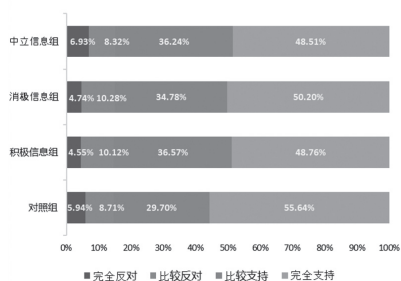
4つのグループの回答者の中米貿易戦争に対する見方の分布の差は比較的小さく、約47－52%が貿易戦争を「両者が共倒れになる」と考え、32－35%が「米国の損失がより大きい」と考え、「中国の損失がより大きい」と考えた調査者が7－9%に過ぎない。ネガティブ情報グループの回答者が「両者が共倒れになる」と答えた割合は最も高く（51.58%）、最も悲観的な態度を示したが、対照グループでも46.9%に達した。



左の説明は上から、中立情報グループ、ネガティブ情報グループ、ポジティブ情報グループ、対照グループ、となる
下の説明は左から、中国、米国、共倒れ、不確定、となる

図30：現在の米中貿易戦争において、どちらの方が損失が大きいですか

回答者の9割近くが中国の対米貿易対抗措置を支持する



左の説明は上から、中立情報グループ、ネガティブ情報グループ、ポジティブ情報グループ、対照グループ、となる
下の説明は左から、完全に反対、比較的に反対、比較的に支持、完全に支持、となる

図31：米国が対中関税を引き上げた場合、中国による対等な報復措置を支持するか

回答者全体の85.10%は中国が対米貿易対抗措置を取ることを支持しており、そのうち「完全に支持する」と答えた割合は94.78%だった。ポジティブ情報グループの回答者のうち「完全に支持する」割合(48.76%)は、対照グループ(55.64%)よりやや低かった。「国家の尊厳を守る」(79 - 85%)、「関連産業を守る」(72 - 74%)、「交渉カードを作る」(68 - 72%)が各グループの回答者が対抗を支持する主な理由で、中でも「国家の尊厳を守る」が最も高い割合を占めた。

回答者は両国に経済貿易、人文などの分野で依然として協力の可能性があると考えている

経済貿易往来は依然として協力の余地が最も大きい分野と見なされ、得点は3.31点(5点満点)だった。これに続いて人文交流、国際安全保障、科学技術革新分野であり、気候変動や公衆衛生など世界的なアジェンダにおける協力空間に対する得点は相対的に低かった。注目地域(ホットスポット地域)の安全保障(例えばウクライナ、中東など)問題をめぐる協力空間の得点が最も低かった。

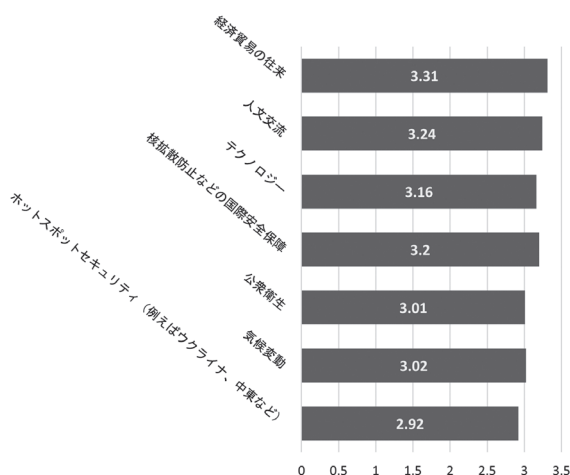
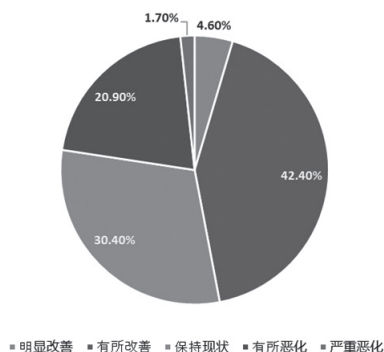


図32: 各分野における中米の協力空間はどのような程度のものか

今後5年間の展望すると、回答者は中米関係に対して慎重かつ楽観的な期待を持っている。回答者の半数近く（47%）が楽観的で、22.60%が悲観的で、30.40%が現状のままだと考えている。悲観的な見通しを持っている回答者のうち、15.27%が台湾問題に悲観的な見方をしている。2024年と比べて、中米関係の今後の行方に悲観的な見方を示す回答者全体の割合は13.8%低下した。



説明は左から、明らかに改善、ある程度に改善、現状のまま、ある程度に悪化、深刻な悪化

図表33：これからの中米関係への展望は

私たちについて

清華大学戦略・安全研究センターは、清華大学の校レベルの研究機関として2018年11月7日に設立された。我々は国際戦略・安全保障分野における国際化・専門性の高いハイレベルシンクタンクの構築を目指している。当センターには二つの主要研究目標がある。一つ目は、国際秩序、国際関係、戦略・安全保障などの課題に関する研究を行い、世界情勢の変化を追跡・分析し、政策決定に参考となる見解と提言を提供すること。二つ目は、多様な形態の国際交流・協力を通じて、中国の理念と政策主張を説明・発信し、国際社会における中国への理解を深めるとともに、戦略・国際問題研究分野における清華大学の国際的影響力を高めることである。

センターは管理委員会の指導下で所長責任制を実行し、学術指導・諮問機関として学術委員会を設置する。センターは、米欧研究、グローバルガバナンス研究、ユーラシア研究、人工知能ガバナンス研究などの研究方向を設け、国際発信に志向するサブブランド「中国論壇」（「中国フォーラム」）および国内外の一流大学をカバーする学生学術プロジェクト「戦略青年」という学術活動を展開し、清華大学学生グローバル戦略研究協会と米中新声人文交流サークルの活動をも指導している。

編集・作成：達巍、肖茜、董汀、鄭竑睿、黄千茹

デザイン：鄭竑睿、黄千茹

2025 年度研究員の研究活動・研究業績

熊達雲

「山梨学院大学国際共同研究センター 2023 ～ 2024 年度における主要な学術活動の記録」山梨学院大学国際共同研究センター『研究年報』創刊号、2025 年 3 月刊行（劉星と共著）

〈コラム〉

1. 「借鉴历史智慧审时度势，不称霸而积极进取～关于中国应对“东升西降、变乱交织”之国际局势的几点思考」電子雑誌『海外看世界』2025 年 08 月 03 日
2. 「安倍晋三三板斧改變日本戰後體制」電子雑誌『海外看世界』（2025 年 9 月 13 日） 台湾『中时新闻网』2025/09/13 掲載
3. 「日本外交之花恐将凋零」電子雑誌『海外看世界』（2025 年 10 月 27 日）『今日头条』 2025/11/01 掲載
4. 「風雨の中で『底から反転』のきっかけを迎えた中米関係」『現代中国報』2025 年 11 月 15 日。
5. 「中日関係は禍を転じて福と為し、真の戦略互惠の軌道で前進することができるか」『現代中国報』2026 年 1 月 15 日。
6. 「必须警惕日本以“战略互惠”为幌子步步为营推进“战略遏华”」電子雑誌『海外看世界』2026/2/10 掲載

張立波

〈論文・執筆論考〉

1. 張立波（2025）「『基礎中国語』におけるアクティブラーニングの探索的研究 ― 授業内外を連動させた授業実践に基づく学習者の認識

- 一」『国際共修・語学教育実践』第5号、11～20頁。
2. 張立波、方浩 (2025)「社会人初級中国語学習者と留学生による交流活動の実践研究 — 第二言語習得におけるアウトプット仮説の視点から —」山梨学院大学国際共同研究センター研究年報第2号掲載決定
 3. 張立波、潘秋静 (2025)「ダブルディグリープログラムにおける少人数中国語精読授業の教育的効果 — リフレクションとアクティブラーニング型活動の分析 —」経営学論集 第7号、1～11頁
 4. 張立波 (2025)「国を超えた共同体—井上ひさし『シャンハイムーン』を中心に」『東アジア中国学研究』第15号、294～304頁、ISSN 2185-999X

〈シンポジウム・学術研究会報告〉

1. 「大学中国語教育における能動的学習活動の導入と異文化理解育成の試み」2025年山梨学院大学孔子学院国際シンポジウム、2025年11月8日、山梨学院大学孔子学院
2. 「国を超えた共同体—井上ひさし『シャンハイムーン』を中心に」第16回東アジア中国学国際シンポジウム、2025年8月23日、山梨県立大学

劉曙麗 (SHULI LIU) 早稲田大学 博士

現職：山梨学院大学 経営学部教授 / 国際共同研究センター研究員

連絡先：liu.shuli@c2c.ac.jp

〈論文・執筆論考〉

1. 劉曙麗・李春霞 (2026)「経営管理層発明者のイノベーションパフォーマンスに関する実証分析」『中国経済経営研究』中国経済学会 第10巻第1号 forthcoming

2. 劉曙麗 (2025) 「木を見て森を見る—DeepSeek からみた中国の研究力と経営陣研究開発人材像」『国際共同センター研究年報』山梨学院大学共同研究センター 137-166 頁

〈書評〉

1. 劉曙麗 (2026) 大西康雄, 科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター (編著) 『「自立自強」の中国—産業・科学技術イノベーションの現状と課題』『中国経済経営研究』『中国経済経営研究』中国経済学会 第 10 巻第 1 号 forthcoming

〈コラム〉

1. 劉曙麗 (2025) 「高市政権の経済政策对日本経済的影响—在增长与结构之间的平衡」(高市政権の経済政策と日本経済への影響—成長と構造改革の均衡を中心に)『海外看世界』2025 年 11 月 12 日
https://mp.weixin.qq.com/s/m-RO_x9bQOKhb9atiHJYPQ

〈学会発表〉

1. 劉曙麗・李春霞 (2025/11) 「経営陣の研究開発への参加と発明チームにおける順位—発明者レベルのデータによる実証分析」日本知財学会第 23 回年次学術研究発表会 2025 年 11 月 29 - 30 日 (東京・明治大学) https://www.ipaj.org/workshop/2025/workshop_2025.html
2. 劉曙麗 (2025/11) 「台頭する中国の AI 発展と経営陣研究者」『新時代の日中協力の在り方を考える—中国の内政と外交の新動向を踏まえて』2025 年度華人教授会年会シンポジウム 2025 年 11 月 15 日 (東京・東京大学田無キャンパス)
3. 劉曙麗 (2025/10) 「中国企業発展と経営陣発明者」『中国経済の構造変化と地域経済 - 進展と課題』国際シンポジウム 共催: 復旦大学発展研究院・東洋大学アジア文化研究所 2025 年 10 月 31 日 (東

京・東洋大学)

4. 劉曙麗 (2025/09)「グローバル経済における日中イノベーションの競争と協力」『戦後80年に対する振り返りと未来社会の変化への展望』国際シンポジウム 主催：山梨学院大学国際共同研究センター 共催：一般財団法人ユーラシア財団 2025年9月27日 (山梨・山梨学院大学)
5. 劉曙麗・李春霞 (2025/06)「経営陣の研究開発への参加と発明チームにおける役割：発明者レベルのデータによる実証分析」中国経済経営学会 2025年度春季研究集会 (神戸・神戸大学) https://jacem.org/japanese/2025_spring
6. Shuli LIU・Chunxia Li (2025/04) Empirical Analysis of Innovation Performance of Executive Inventors: Examination of Inventor Levels in ChiNext-Listed Companies 国際学術会議：「自然科学と社会科学の融合発展」(鹿児島・鹿児島国際大学)
7. 劉曙麗 (2025/03)「米中 AI 開発競争と日本の対応について」「2025：日中関係に春が訪れるか」国際シンポジウム 主催：山梨学院大学国際共同研究センター・山梨学院大学大学院社会科学研究科 共催：南開大学日本研究院・復旦大学日本研究センター 北京大学日本研究センター・清華大学日本研究センター 2024年3月11日 (山梨・山梨学院大学) https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2025/04/05837daaa486a46236a460c81a36604a.pdf

〈外部資金〉

科研費 基盤研究 (C) 研究代表者：劉 曙麗

研究課題：「経営陣発明者の役割とイノベーションに関する研究－特許、発明者レベルからの検証」(The Role of a Manger-Inventor and Innovation: Verification from the patent and inventor level data)

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-22K01711/>

潘 秋静 (広島大学教育学博士)

e-mail : panqiujing1988@gmail.com

現職 : 山梨学院大学 経営学部 特任講師

〈受賞〉

1. 【単著】『中国独立学院制度の発足・普及・変貌 —高等教育発展の新たな試み—』2025 年度日本比較教育学会 第 35 回 平塚賞 (本賞) 受賞

〈論文・執筆論考〉

1. 潘秋静・陸宇婕・三好登・史媛媛 (2026) 「アルバイトが在日学部留学生の学業成績に与える影響—勤務時間、専門関連性、親の態度に着目して—」『国際共同研究センター研究年報』第 2 号掲載決定
2. 張立波・潘秋静 (2026) 「ダブルディグリープログラムにおける少人数中国語精読授業の教育的効果—リフレクションとアクティブラーニング型活動の分析—」『経営学論集』(7), pp.1-11.
3. 李会爽・李億南・潘秋静 (2026) 「面談記録の定量分析に基づく外国人留学生支援—出席不良と成績不振にみる修学不適應の進行プロセス—」『経営学論集』(7), 印刷中
4. Pan Q, Shida H, Katsuhara S. A Multilevel Analysis of Japan's Professional University System: Gaps and Alignment across Policy, Institutional Practice, and Student Experiences. *Vocation Technology Education*. 2025; 2(4). doi:10.54844/vte.2025.1077

〈学会発表・講演等〉

1. Qiuqing Pan, Noboru Miyoshi, Yuanyuan Shi (2026), What Shapes Childbearing Decisions Among Female Faculty in Japanese Uni-

- versities: Insights from the Theory of Planned Behavior. Comparative International Education Society 70th Annual Conference, University of Pittsburgh, 30th March.
2. Noboru Miyoshi, Qiuqing Pan (2026), Navigating Careers After U.S. Doctoral Education: Japanese STEM PhD Holders' Pathways, Comparative International Education Society 70th Annual Conference, University of Pittsburgh, 28th March.
 3. 潘秋静 (2025) 「トランプ 2.0 政権における米国の留学生の受け入れ政策の変化と日中対応」, 仁川大学中国研究院国際シンポジウム, 10月26日
 4. 潘秋静・三好登・闕明坤 (2025) 「異なる言語学位プログラムにおける外国人留学生の異文化適応と課題」, 『日本大学教育学会第47回大会』, 桐蔭横浜大学開催, 6月8日
 5. 潘秋静・三好登・操智・唐彬・史媛媛 (2025) 「大学女性教員の出産意思決定における態度と行動」『日本高等教育学会第28回大会』, 九州大学開催, 6月1日

上條 醇

<論文>

「日本における住環境の変遷とマンション法の改正」山梨学院大学国際研究センター『研究年報』創刊号 2025 年 3 月 31 日

<講演>

「現代社会における法の役割」山梨県女性異業種の会 2025 年 2 月 27 日

<地域活動>

- ・ 山梨県弁護士会綱紀委員会委員
- ・ 公益財団法人山梨総合研究所評議員
- ・ 公益財団法人山日 YBS 厚生文化事業団理事
- ・ NPO 法人 M エイトスポーツクラブ理事長
- ・ 韮崎市情報公開・個人情報保護審査会会長
- ・ 韮崎市不服申し立て審査会会長
- ・ 山梨県峡北行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会副会長
- ・ 山梨県東部行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会会長
- ・ 甲斐市特別報酬審査会会長
- ・ ひみね地域活性化推進協議会幹事
- ・ 甲州語り部の会会員
- ・ 地域開発研究会「クラブ 21℃」幹事
- ・ 酒折ワイン倶楽部代表幹事
- ・ 山梨・今を語る会会長

劉星

〈著書〉（訳）

劉江永〈原著〉『持続可能な安全保障論』、成文堂 2025 年。

〈論文・執筆論考〉

「左右逢源か、それとも進退両難か——ウクライナ戦争への中国の対応について」、進藤榮一・東郷和彦・朱建榮監修『大転換する世界：連欧連亜という日本の生きる道』花伝社 2025、pp.77 - 87

〈シンポジウム・学術研究会報告〉

早稲田大学東アジア国際関係研究所主催シンポジウム〈戦後 80 年における東アジア国際関係〉報告：「インド太平洋戦略、日米同盟と日本防衛政策の進展」（2025 年 8 月 12 日、オンライン開催）

国立仁川大学校（韓国）中国学術院主催日中韓国際シンポジウム〈トランプ 2.0 時代の東アジア協力と平和〉報告：「不確実な時代における日中韓安全保障協力について」（2025 年 10 月 26 日、韓国・仁川）

同済大学主催日中シンポジウム「アメリカのドンロー主義と東アジア諸国の対応」報告：「トランプ政権と米中競争下の東アジア戦略情勢」（2025 年 3 月 5 日、中国・上海）

英文タイトルと概要

于鉄軍 (YU Tiejun)

英文タイトル

Global Governance Initiative Reflecting China's Views of International Order
in a Turbulent World

英文概要

The world now is in turbulence and changes unseen in a century. Responding to world's expectation for stability, development and prosperity, Chinese President Xi Jinping proposed the Global Governance Initiative (GGI) at the "Shanghai Cooperation Organization Plus" Meeting held in North China's Tianjin on September 1, 2025. This is another important public good that China has provided to the international community, following the Global Development Initiative, the Global Security Initiative and the Global Civilization Initiative. The "five core concepts" of the GGI — staying committed to sovereign equality, staying committed to international rule of law, staying committed to multilateralism, staying committed to the people-centered approach, and staying committed to real results — was put forward precisely in response to the ongoing real-world challenges. Its starting point is constructive: rather than tearing everything down and starting from scratch, it seeks to reform and improve the existing systems and mechanisms so that they function more fairly, reasonably, and effectively. This important initiative points the way forward and provides a practical path for the reform and development of the global governance system, injecting strong impetus into promoting the building of a more just and equitable global governance system and working together for a community with a shared future for humanity. China and Japan, as neighbors

and two of the most important countries in the world, should and can cooperate and coordinate to contribute to that purpose.

杜進 (DU Jin)

英文タイトル

Has Sino-US Relations Been Approaching towards a Tipping Point? A Review of the Bilateral Interactions and a Perspective on 2026

英文概要

China policy during the first year of Donald Trump's second tenure is significantly different from his first term in 2017-2021. This paper reviews the process of returning to an "eerie calm" after fierce confrontations of the bilateral relations in 2025, and analysis the background to this change. It reveals that the technological independence China has strengthened over the past seven years, supported China's strong position in negotiations with the United States. On the other hand, the U.S. side is experiencing a major restructuring of domestic institutions named the "Trump Revolution", and a major shift to a deal-style foreign strategy. As a result, it is expected that in 2026 some kind of "deal" will be made between the United States and China through negotiations between the leaders of the two countries. Researchers on the Chinese side tend to expect that the "Big Deal" will be materialized in 2026, which will contribute to the stable development of US-China relations in the future. On the other hand, veteran U.S. strategists are deeply concerned about Trump's policy towards American allies and the "deal diplomacy" that disregards international rules. Since 2026 is the year of the midterm elections for the US president, the results of the elections will affect the domestic and foreign affairs of the Trump administration, and likely to have a significant impact not only on the United States and China,

but also on the Indo-Pacific region and the world. In a sense the relationship between the United States and China is entering an important turning point.

趙全勝 (ZHAO Quansheng)

英文タイトル

Dynamics of the China-U.S.-Japan Triangle and Japanese Politics and Diplomacy

英文概要

The lecture began with Japanese Prime Minister Sanae Takaichi's remarks about "a Taiwan contingency" and proceeded to analyze the strategic interactions among China, the United States, and Japan. It focused in particular on the domestic policy debates within Japan, the United States, and China, and how these debates shape each country's foreign policy. The discussion covered several key aspects:

- Japan's strategic considerations and the main orientation of its diplomacy
- China's strategic thinking and China-Japan relations
- The United States' strategic calculations and the U.S.-Japan alliance
- The triangular interaction among China, the United States, and Japan
- The importance of shifts in priority settings

The lecture emphasized that in international politics there are no permanent enemies and no permanent friends—only permanent interests. International relations are characterized by continual, dynamic adjustments as states seek to safeguard their national interests. In the concluding section, the speaker also shared several personal experiences of interacting with several Japanese prime ministers. The talk ended by highlighting the growing importance of international relations and area studies as a rapidly developing academic field.

韓献棟 (HAN Xiandong)、賈希銘 (JIA Ximing)

英文タイトル

Great Power Competition, "Semi-Cold War" Structure and Multilateral Security Cooperation in Northeast Asia

英文概要

Affected by factors such as great power competition and the Ukraine crisis, the Northeast Asian region has exhibited a "semi-Cold War" pattern characterized by the confrontation between the Russia-DPRK alliance and the U.S.-Japan-ROK quasi-alliance. Arms races among regional countries are intensifying, and the stability of the nuclear non-proliferation regime is further undermined. However, there is no multilateral mechanism that can alleviate the tensions in Northeast Asia. Since the 1990s, Northeast Asian countries have made numerous attempts to establish a peace mechanism for the Korean Peninsula and to build a multilateral security cooperation mechanism for Northeast Asia, but these efforts have consistently failed to succeed. Against the backdrop of the "America First" strategy pursued by the Trump administration, the countries in the Northeast Asian region have an even greater need to engage in dialogue and cooperation with one another, accumulate trust and consensus, and construct management mechanisms that can alleviate regional tensions and ensure peace and stability in the region.

實川和子 (JITSUKAWA Kazuko)

英文タイトル

The development of the Law in the Field of culture and Arts in Japan

英文概要

In This paper I introduced several laws in the field of culture and Arts in Japan. For example, Basic Act for the promotion of culture and the Arts in 2001 was amended Basic Act on culture and the Arts in 2017. After 1990 many laws in culture and the Arts has been enacted. However, Laws are still insufficient for the protection of the artists. First, I introduce the foreign laws and legal systems and considered comparatively the question of whether we should introduce a legal system for the protection of artists. Next, I considered comparatively the problem of whether we should introduce Resale right. At last, I introduced the government policy about generation ai and copyright and referred to future challenges. In order to realize the government policy of Cultural and artistic nation, we will need to introduce and enrich the legal systems and policies for the protection of artists.

張立波 (ZHANG Libo)、方浩 (FANG Hao)

英文タイトル

A Study on Interaction Activities between Adult Beginner Learners of Chinese and International Students: From the Perspective of the Output Hypothesis in Second Language Acquisition

英文概要

This study organized informal conversation sessions between adult beginner learners of Chinese and international students. Based on the framework of

the Output Hypothesis, it examined learning effects and the potential for intercultural understanding through a questionnaire survey. The results of the post-exchange questionnaire indicated a reduction in psychological barriers to using Chinese, deeper intercultural understanding, and increased learning motivation. These findings suggest a tendency consistent with the Output Hypothesis, in which learners gain awareness through actual language use. At the same time, several challenges were observed, such as superficial conversations and a tendency to rely heavily on Japanese. In the future, it will be necessary to promote deeper interaction by introducing clearer themes and providing support that addresses differences in language proficiency among participants.

潘秋静 (PAN Qiujing)、陸宇婕 (LU Yujie)、三好登 (MIYOSHI Noboru)、史媛媛 (SHI Yuanyuan)

英文タイトル

The Effects of Student Employment on the Academic Performance of International Undergraduate Students in Japan: Focusing on Working Hours, Major Relevance, and Parental Attitudes

英文概要

This study empirically examines the effects of student employment on academic performance (GPA) among international undergraduate students in Japan. A questionnaire survey was conducted among international students enrolled at a medium-sized private university in Japan, and data from 98 respondents were used for the analysis. Using hierarchical multiple regression analysis, this study analyzes the effects of working hours (quantitative aspect), the relevance of job content to students' academic majors (qualitative aspect), and parental attitudes

toward student employment (normative environmental factor) on academic performance. The results based on the full sample indicate that longer working hours are significantly and negatively associated with GPA, providing support for the time competition hypothesis. However, analyses restricted to students with current or prior student employment experience show that the effect of working hours is no longer statistically significant, while engagement in major-related employment is negatively associated with academic performance. In addition, positive parental attitudes toward student employment do not moderate the negative relationship between working hours and academic performance, suggesting that parental normative approval does not directly alleviate the structural constraints of time allocation faced by students. Taken together, these findings indicate that although student employment is widely perceived as a meaningful and positive experience among international students, its academic consequences are conditional upon analytical level, institutional regulations on student work, and interactions with the family environment. This study contributes to higher education research by highlighting the conditional effects of student employment on academic performance and by reconsidering the theoretical role of family-related factors within the institutional context of international higher education.

上條醇 (KAMIJO Atsushi)

英文タイトル

Review of 25 years of grape cultivation.

東秀忠 (HIGASHI Hidetada)、澤村治基 (SAWAMURA Haruki)

英文タイトル

Field Records of New Mobility Introduction under the Co-Creation Model Demonstration Project of MLIT, Japan: A Case Study of Yamanashi Prefecture in FY2025

英文概要

This research note reports a field study of an electric micromobility sharing pilot in Yamanashi Prefecture, Japan. The pilot is implemented under the Co-Creation Model Demonstration Project of MLIT, Japan, which subsidizes local public transport initiatives through multi-stakeholder collaboration. The aim is to document how this national scheme is realized in practice and how local actors describe the service. We conducted semi-structured interviews with prefectural and municipal officials, landowners such as a university, commercial facilities and a hotel, the service operator, and two heavy users. We also collected official documents and media reports, observed seven “mobility hub” stations, and carried out test rides on the vehicles. Part I of the note summarizes the institutional design of the project, the adopted cases in Yamanashi, and the prefecture-led pilot that links Kofu, Kai and Showa. Part II presents chronological records of field visits, station siting, vehicle types and interview content. The pilot deploys 20 vehicles: electric kick scooters, electric tricycles and electrically assisted bicycles, which users aged 16 and over unlock and pay for via a smartphone application. Stations are located at railway stations, a university campus, a coworking space, a museum park and a hot spring hotel. Interviewees report both trial events with around 70 participants and at least one minor collision, followed by route adjustments and safety campaigns. They also describe internal coordination within government, negotiations with landowners, and local reactions ranging from high interest among students to

safety concerns among older residents. The note intentionally offers a neutral, descriptive account and is positioned as a basis for future analytical work on governance and social embedding of new mobility in regional Japan.

国際共同研究センターメンバー

■センター長

熊 達雲	山梨学院大学法学部特任教授	中国政治/中日関係
------	---------------	-----------

■副センター長

劉 星	山梨学院大学法学部教授	国際政治/安全保障
-----	-------------	-----------

■学術顧問

趙 全勝	アメリカン大学国際関係学院教授	国際政治/国際関係論
胡 令遠	復旦大学教授	国際政治、国際関係
東郷 和彦	静岡県立大学客員教授	国際関係論
高原 明生	東京大学名誉教授・東京女子大学特別客員教授	現代中国政治、東アジア国際政治

■研究員

高 蘭	山梨学院大学法学部教授	東アジア政治/米中、米日関係
齋藤 雅代	山梨学院大学法学部教授	商法
實川 和子	山梨学院大学法学部教授	国際私法
熊 達雲	山梨学院大学法学部特任教授	中国政治/中日関係
劉 星	山梨学院大学法学部教授	国際政治/安全保障
野村 千佳子	山梨学院大学経営学部教授	経営学
東 秀忠	山梨学院大学経営学部教授	技術経営論/イノベーション
粘 逸彦	山梨学院大学経営学部准教授	マーケティング論
劉 曙麗	山梨学院大学経営学部教授	国際経済学/イノベーション
阮 玉玲	山梨学院大学経営学部特任講師	国際金融
潘 秋静	山梨学院大学経営学部特任講師	教育学
佐藤 壮広	山梨学院大学共通教育センター特任准教授	人類学/比較文明論
張 立波	山梨学院大学グローバルラーニングセンター准教授	中日文学比較研究
上條 醇	山梨学院入試センター顧問	民法、高等教育論

■非常勤研究員

江藤 俊昭	大正大学教授	政治学/地方自治
白鳥 浩	法政大学教授	政治学/ヨーロッパ政治
朱 建栄	東洋学園大学教授	国際関係
張 兵	山梨県立大学教授	経済学
朱 炎	拓殖大学前教授	経済学/経営学
今井 久	山梨学院大学経営学部非常勤教員	人文・社会/経済政策
杜 進	拓殖大学名誉教授、北京大学客員教授、華東理工大学商学院客員教授	経済学

■客員研究員

劉 江永	清華大学教授、北京外国語大学特聘教授	国際関係学
白 智立	北京大学政府管理学院准教授	政治学/行政学
方 浩	アモイ大学国際関係学院前准教授	政治学/外交学
倪 建平	大連理工大学教授、東アジア平和協力研究センター長	国際関係学
江 静	浙江工商大学教授/東亜研究院院長 哲学学院教授/日本研究センター長	古典文化学
金 春陽	西安交通大学法学院教授、比較法研究センター所長	法学/比較法
郎 麗華	首都経済貿易大学教授	経済学/経営学/国際経済
楊 広平	南開大学法学院准教授	法学/比較法
夏 立平	同済大学教授	国際政治、国際関係
任 洪生	中国政法大学教授	国際政治経済学、国際関係
韓 献棟	中国政法大学教授	朝鮮半島国際政治、地域安全保障論
陳 毅立	同済大学准教授	国際政治
鐘 振明	同済大学教授、政治と国際関係学院副院長	国際関係
郭 定平	復旦大学教授	国際政治、中国政治
鈕 菊生	蘇州大学特任教授	ロシア政治、国際関係

山梨学院大学国際共同研究センター規程

(名称)

第1条 山梨学院大学（以下、「本学」という。）に、国際共同研究センター（International Joint Research Center（IRC））（以下、「本センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 本センターは、本学の国際化を推進し、国際学術研究を深め、海外大学との相互理解と相互交流を強化することをその目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主研究および受託研究
- (2) 国際学術シンポジウムの企画と運営
- (3) 提携大学との共同研究
- (4) 研究成果物の刊行
- (5) 研究員の海外短期研究への派遣
- (6) 海外からの研究員の招聘
- (7) 研究助成金の申請
- (8) その他、理事長または学長から指示された事業

(センター長)

第4条 本センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本センターの事業を統括し、本センターを代表する。
- 3 センター長は、本学の常勤教員の中から学長が理事会に推薦する。
- 4 理事会は、学長の推薦に基づきこれを任命する。
- 5 センター長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6 センター長は、4月1日に就任し、3月31日をもって退任するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、センター長が欠員となった場合に任命されたセンター長の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

（副センター長）

第5条 本センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の職務を代行する。

3 前条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項の規定は、副センター長について準用する。

（研究員）

第6条 第3条に掲げる事業を実施するため、研究員を委嘱する。

2 研究員は、本学の常勤教員の中からセンター長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

3 研究員としての業務に対して、手当は支給しない。

（非常勤研究員）

第7条 本センターの運営に必要と認められる場合には、非常勤研究員を委嘱することができる。

2 非常勤研究員は、本学以外の大学に所属する教員または研究機関に勤務する研究職の者からセンター長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

3 非常勤研究員に対して報酬を支払う場合には、理事長の承認を必要とする。

（事業に必要な資金）

第8条 本センターは、第3条に掲げる事業を実施するための資金として、学外の研究助成金等を獲得することに努める。

2 研究助成金等の取り扱いは、関連する規定等に則り、適切に行われなければならない。

(事務)

第9条 本センターに関する事務は、教務部教務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

『山梨学院大学国際共同研究センター研究年報』投稿規程

(2025年1月20日決定)

研究年報編集委員会

文責：上條醇、高蘭

1. **投稿資格** 山梨学院大学国際共同研究センターの専任研究員、客員研究員、その他編集委員会が認めた者とする。但し、申込が多すぎる場合は、専任研究員の投稿を優先する。
2. **投稿内容** 社会科学、人文科学、その他投稿資格者の専門分野に関わる内容とする。
3. **投稿種類** 論説、研究ノート、資料、翻訳、判例研究、書評等とする。
4. **分量** 論説は4万字を、論説以外は2万字を、それぞれの上限とする。これらは目安にとどまるものであるが、上限を1万字以上超過するものについては、編集委員会の判断により分割掲載とすることがある。
5. **様式** 横書を原則とする。

また注の表記は基本的にページ脚注とする。

引用・参照の方法―出典（参考文献）の表記

① 日本語資料

- ・単行本：著者『書名』（出版社、出版年）、頁（あるいはX－Y頁）。
- ・論文：執筆者「論文名」編者『論文掲載書名』（出版社、出版年・月）、頁。
- ・雑誌論文：執筆者「論文名」『雑誌名』巻号（出版社、出版年）、頁。
- ・新聞：執筆者「見出し」『新聞名』年月日。

☆同じ文献を繰り返し利用する場合・すぐ前の注で挙げたものと同じ文献から引用する場合。 同書（同論文・同記事）頁。・既に注で挙げた文献を再度利用する場合。 筆者（執筆者）、前掲書（前

掲論文・前掲記事)、頁。

※ただし、同じ筆者が書いたものを複数引用する場合は筆者、前掲書、(出版年)、頁。

※さらに同じ出版年のものは出版年のうしろに a, b, などの記号を付し、参考文献目録に記号と共に記す。

② 外国語資料 (英語)

- ・単行本: 著者, 書名 (イタリック), (出版地: 出版社, 出版年), p./pp. (頁).
- ・論文: 執筆者, “論文名” in 書名 (イタリック), 編者 ed., (出版地: 出版社, 出版年), p/pp.
- ・雑誌論文: 執筆者, “論文名” 雑誌名 (イタリック), 巻, 号, 出版年, p./pp.
- ・新聞: “見出し記事名” 新聞名 (イタリック), 出版地, 日月, 年.

③ 未刊行資料

- ・インターネット上の資料 (日本語・英語)、未刊行資料、マイクロフィルム: 必ず所蔵場所を示す。次のような情報がある場合に: 表題、地名、日付、整理番号
- ・インタビュー: 誰が誰に対して行ったのか、記録形態、所蔵場所

④ 図や表の引用: 図や表の下に出典を付ける。掲載する情報は脚注と同様。

6. 刊行 年 1 回に刊行する。

7. 投稿申込・原稿提出

投稿申込につきましては、別添投稿申込票に必要事項をご記入の上、原稿をご提出ください。提出する際には、①メール添付のワードファイル原稿と、②そのプリントアウト原稿をご準備ください。

高蘭宛 (gao.lan@c2c.ac.jp) にワードファイル原稿を送信ください。また、高蘭のメールアドレス (孔子学院棟 3 階) にプリントアウト原

稿を提出してもらい、その後、印刷業者へ渡す。

8. 年間日程 概ね下表のとおりとし、詳細は前年度の11月に編集委員会が公示する。

申込期限	提出期限	刊行時期
11月下旬	1月下旬	2月下旬

9. 著作権・電子公開 掲載された論説等の著作権は、執筆者に帰属する。但し、執筆者は、掲載された論説等が電子化され、山梨学院リポジトリ及び国立情報学研究所本文収録刊行物ディレクトリにおいて公開されることを許諾するものとする。

10. その他

- (1) 校正は、原則として2回とし、いずれも各執筆者の責任において行う。第二校は最終確認を主眼とし、新たな加筆・修正は極力慎むものとする。
- (2) 抜刷は、一篇につき20部とする。

国際共同研究センター研究年報編集委員名簿

編集長：上條 醇

副編集長：劉 星

編集委員：今井 久、粘 逸彦、野村千佳子、高 蘭

国際共同研究センター 研究年報 第2号

2026年3月31日 発行

発行者 山梨学院大学国際共同研究センター

センター長 熊 達雲

〒400-8575 山梨県甲府市酒折二丁目4番5号

印刷所 株式会社オズプリンティング

〒400-0032 山梨県甲府市中央3丁目8-10

電話：055（235）6010 FAX：055（232）4098
